

令和7年度

包括外部監査の結果報告書

観光振興・観光関連事業に関する施策の財務事務の執行
について（関連する施設・外郭団体を含む。）

令和8年3月

京都市包括外部監査人

有 田 耕 介

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象期間	1
5. 外部監査の方法	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人及び補助者の資格・氏名	3
8. 利害関係	3
第2 観光事業の概要	4
1. 京都市の基本的な考え方	4
2. 観光施策の全体構造	4
3. 財政需要と重点的な使途	7
4. 観光施策の成果と課題（令和6年度時点）	10
5. 本報告書について	10
第3 京都市宿泊税	11
1. 制度の法的根拠と目的	11
2. 課税の仕組みと税率構造（現行）	11
3. 税収実績と徴収事務	11
4. 税収の使途と充当事業の具体例	13
5. 制度上の課題と今後の見直し	14
6. 観光に関する事業の予算編成から決算までの流れ	16
7. 宿泊税充当事業の区分と財源としての位置づけ	16
8. 事業の実施（予算執行のプロセス）	18
9. 決算・評価（実績報告と内部評価）	19
10. 宿泊税が充当される仕組みの抱える問題点	20
11. 徴税方法の課題	21
12. 監査の結果	23
第4 産業観光局	24
1. 岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出事業	24
1.1 勸業館施設改修	24
1.2 京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)	26
2. MICEの誘致促進事業	29
2.1 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金事業	29
2.2 サステナブルMICE都市形成事業	33
2.3 大規模国際会議開催支援助成事業	37
2.4 コンベンション開催支援事業	40

3.	観光案内事業の運営、ユニバーサルツーリズム普及促進.....	43
3.1	京都総合観光案内所の運営事業.....	43
3.2	オール京都の観光振興体制づくり推進事業.....	47
3.3	京都市認定通訳ガイド制度の運営.....	50
4.	観光宣伝事業.....	53
4.1	京都観光オフィシャルサイトの運営事業.....	53
4.2	メディア等を通じた国内外向け情報発信等事業.....	57
4.3	観光宣伝事業.....	61
5.	文化財の保全・継承に向けた取組事業.....	65
5.1	伝統産業設備改修等補助制度事業.....	65
5.2	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業.....	68
5.3	繊維産業振興事業（きものステーション・京都）.....	71
6.	観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化事業.....	74
6.1	持続可能なインバウンド観光促進事業.....	74
6.2	万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業.....	79
6.3	万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業.....	82
6.4	新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）.....	84
6.5	地域商業新展開支援事業.....	87
6.6	バーチャル京都館モデル実証事業.....	91
6.7	首都圏を中心とした観光宣伝活動.....	94
7.	京都観光行動基準の実践による市民生活と観光の調和に向けた取組.....	97
7.1	観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業.....	97
7.2	観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業.....	101
8.	安心して楽しめる観光の充実.....	104
8.1	多様なエリアにおける魅力発信事業.....	104
8.2	修学旅行生誘致に向けた取組.....	108
8.3	「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進.....	111
9.	温泉観光推進事業.....	114
9.1	京都の温泉観光魅力発信事業.....	114
10.	観光調査事業.....	117
10.1	京都観光の魅力を高める観光調査の実施.....	117
11.	観光事業者の経営強化・魅力発信.....	120
11.1	宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業.....	120
11.2	旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援.....	123
11.3	「食の京都」飲食店経営改善サポート事業.....	126
11.4	宿泊事業者の担い手確保等支援事業.....	130
12.	移動利便性の向上・観光地等交通対策.....	133
12.1	安心・安全な京都観光のための情報発信.....	133

12.2	観光バスの路上滞留対策等強化事業.....	137
12.3	手ぶら観光の推進.....	142
13.	歴史的景観の保全に向けた取組等.....	145
13.1	市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト.....	145
第5	文化市民局	148
1.	交響楽団運営	148
2.	京都市京セラ美術館.....	156
3.	京都コンサートホール.....	165
4.	京都マラソン	174
5.	動物園運営	184
6.	元離宮二条城	194
7.	ロームシアター京都.....	202
第6	都市計画局	209
1.	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業.....	209
2.	交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化.....	212
3.	御池公共地下道等の維持管理.....	216
4.	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業.....	219
5.	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）..	222
6.	歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れなど.....	225
第7	交通局	228
1.	京都への修学旅行の誘致促進.....	228
2.	京都市バスおもてなしコンシェルジュの活動.....	231
3.	観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策.....	234
4.	京都駅前バスターミナル乗り場案内.....	236
5.	観光特急バスの運行による混雑緩和.....	239
第8	総括	244
1.	観光対策の理想像.....	244
2.	おわりに	244

※本報告書内で用いる数値については、端数処理の関係で合計等の計算結果が一致していない場合がある。

※【指摘事項】は、法律や条例への適合性・合規性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で規制されない事項にあっても直ちに改善を求める事項について記述している。

※【意見】は、将来的に検討・改善することが望ましい事項を記述している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

観光振興・観光関連事業に関する施策の財務事務の執行について（関連する施設・外郭団体を含む。）

3. 特定の事件を選定した理由

京都市は、寺社仏閣を中心に多くの観光名所を抱える全国でも有数の観光地である。令和5年における観光消費額は1兆5,000億円を超え、宿泊客数も約1,500万人といずれもコロナ禍前の状況（観光消費額約1兆2,000億円、宿泊客数約1,300万人）を大きく上回る結果となっている。統計データは出ていないが令和6年では令和5年を上回ったことが予想され、大阪・関西万博の開催年である令和7年においてもさらに増加することが見込まれる。また、宿泊客数のうち約3分の1が外国人であり、インバウンド需要もかなり大きい。令和6年においては、インバウンド需要に関しても円安の影響でさらに増加することが推測される。

京都市においては、今後、人口が減少し、少子高齢化が進んでいくことが予想されるため、税収の確保が大きな課題となる。そのような状況において、経済波及効果の高い観光関連の産業は京都市の財政を支える貴重な柱であり、益々観光地としての重要性は高まっている。

その一方で、いわゆる観光公害の問題は京都市民への影響が大きく、一部分において、これまでの暮らしを保つことが難しくなっており、地域住民と観光客の間でトラブルも生じていることから、観光と市民生活とのバランスも大きな課題となっている。

京都市では、「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」を策定し、「市民生活の豊かさと文化の継承・創造につなげる『観光の京都モデル構築・発信戦略』」として、長期的な視野に立って様々な事業を実施している。

以上のことから、観光振興・観光関連事業がその取り巻く環境の著しい変化や課題に対して適切に応じることができているか、同事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討することは、今後の京都市の行政運営にとって有意義なものであると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和6年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和7年度以降の状況についても言及している。

5. 外部監査の方法

5.1 監査の着眼点

観光振興・観光関連事業について以下の着眼点から監査を実施した。

①法令順守・合规性について

事務事業の執行が規定に則っているか。また財務管理は京都市会計規則に従い適法に行われているか。

- ・ 予算の執行は適法に行われているか
- ・ 施策に係る各種契約は適法に行われているか
- ・ 関連施設の管理は適切に行われているか
- ・ 外郭団体等との取引やその管理は適正に行われているか

②事務事業の経済性、効率性及び有効性について

基本方針に沿った取組が着実に実行され、またその効果について検証がなされているか。

- ・ 取組内容は基本方針に則っているか
- ・ 進捗管理は適正に行われているか
- ・ 安全管理が適切かつ効果的に行われその検証がなされているか
- ・ 関連部局や関連施設と効率的連携をもって運営されているか

③観光振興・観光関連事業が、市民へ十分に周知されているか。

④観光振興・観光関連事業の予算・決算に係る事務(宿泊税及び入湯税を活用する事業を含む。)が適正に行われているか。

⑤はばたけ未来へ!京プラン 2025(京都市基本計画)における観光振興・観光関連事業の進捗管理が適切に行われているか。

5.2 実施した主な監査手続

①監査関係書類の収集(関係書類及び資料の監査)

監査関係書類及び資料の提供を求め、それらを閲覧するとともに分析を行った。

②担当課への質問(ヒアリング)

書類等の監査では理解不十分な点や疑問点等につき、各所属の担当者に対し質問し説明を受けるとともに、追加資料等の提供を受けた。

③往査(実地監査)

監査対象を選定し、現地に出向いて視察、確認等を行った。監査対象の選定にあたり、実地調査の結果が偏ることがないように留意した。

6. 外部監査の実施期間

令和7年5月22日から令和8年3月25日まで

7. 包括外部監査人及び補助者の資格・氏名

7.1 包括外部監査人

税理士 有田 耕介

7.2 包括外部監査人補助者

税理士 東 紘太郎

税理士 市木 雅之

税理士 黒田 晃代

税理士・公認会計士 西田 博昭

税理士 藤村 朋子

税理士・不動産鑑定士 松岡 保彦

8. 利害関係

京都市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 観光事業の概要

1. 京都市の基本的な考え方

京都市の観光政策に対する考え方は、令和3年度から5年間の都市経営の基本となる京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン 2025」に記載されており、それによると以下のとおりとなっている。

国内外の人々をひきつける京都の魅力を生かすことで市民生活の豊かさと地域の活性化、ひいては文化の継承・創造につなげるなど、市民生活との調和を最重要視した観光課題解決先進都市を実現する新たな京都モデルを構築・発信する。

実現のために以下の3つが掲げられている。

(1) 市民生活との調和を最重要視し、市民の豊かさにつながる観光の実現

市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の再発防止など、観光の質の向上を図るとともに、観光による経済効果を市域全体に還元し、地域の文化の継承・発展と幅広い産業の発展、安定した雇用の創出等に波及させることで、市民生活の豊かさの向上につなげる。

(2) MICE等の需要回復を見据えた対応

感染症の発生に備えた仕組みの確立など、観光と危機管理を両立したうえで、観光需要の回復段階に応じ、国内外の人々との交流や文化の相互理解、価値観の共有を進め、平和の実現に貢献する。

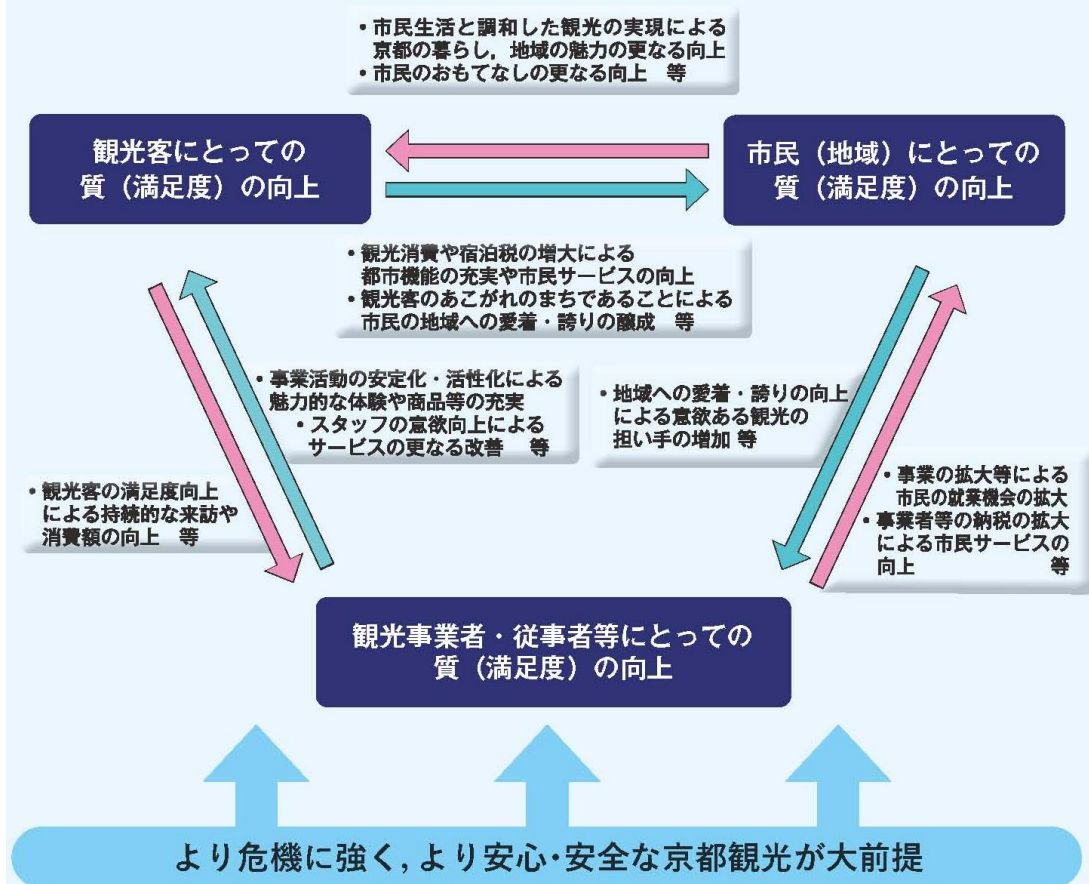
(3) 「おもてなし」を実践する担い手の育成・環境整備

地域・大学・企業等との連携により、京都にふさわしい高度なホスピタリティを実践する担い手の育成や職としての魅力・生産性の向上を図るとともに、多言語対応、キャッシュレス化等の環境整備を推進することで、観光産業の高付加価値化を図る。

2. 観光施策の全体構造

令和6年度の観光施策は、「京都観光振興計画2025」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき推進されており、下図のように観光客、観光事業者、市民のバランスを考え、市民生活との調和を図るための観光課題対策に特に重点が置かれている。

京都観光における質の向上 = より持続可能な京都観光(循環イメージ)



(京都観光振興計画 2025 概要版)

また、次の5つの姿を目指して取組、それぞれに施策を掲げている。詳細については「令和6年度の主な取組について」を参照している。

(1) 市民生活と観光の調和・豊かさの向上

ア 文化や伝統の維持、地域経済の正常化に向けた京都観光の力強い回復

持続可能なインバウンド観光促進事業、京都観光オフィシャルサイトの運用他

イ 観光課題対策の強化（一部観光地の混雑や観光客のマナー違反など）

手ぶら観光の推進、観光バスの路上滞留対策等強化事業、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業、交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化他

ウ 観光に対する市民の共感の輪の拡大と市民が京都の魅力により多く触れる機会づくり

京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・実践

エ 観光による地域経済等への貢献の最大化

多様なエリアにおける魅力発信事業、宿泊施設と連携した京都経済の域内循環促進事業、伝統産業ミュージアムを活用した伝統産業の普及・販売促進事業他

- オ 観光による文化の継承と創造、美しい景観の保全
- カ 観光による多様な分野における課題への対応（経済や文化、まちづくりにとどまらず教育や健康づくり、福祉などの分野）

(2) 京都の「光」の磨き上げ・観光の質の向上

- ア ウイズコロナ社会で安心して楽しめる観光の充実と発信の強化
- イ 文化や伝統の維持、地域経済の正常化に向けた京都観光の力強い回復【再掲(1)ア】
- ウ 観光による文化の継承と創造、美しい景観の保全【再掲(1)オ】
- エ 京都の「光」の磨き上げと新しい魅力の創出
万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業、温泉観光推進事業他
- オ 環境・自然・スポーツをテーマにした観光の推進
- カ 映画・マンガ・アニメ等をテーマにした観光の推進
- キ リピーター向けの取組の充実
- ク 宿泊観光・長期滞在化の促進
宿泊事業者の担い手確保等支援事業、旅館をはじめとする宿泊施設の魅力発信、朝・夜観光などの幅広い京都の魅力向上事業他
- ケ あらゆる人が快適に観光できる受入環境の充実とデジタル化の推進等によるおもてなしの強化
- コ 情報発信の更なる強化
- サ 修学旅行・教育旅行対応の強化
修学旅行生誘致に向けた取組の充実他
- シ 上質な観光サービス・体験等の充実と情報発信強化
- ス 市民のおもてなしの向上と相互理解の促進

(3) 担い手の活躍

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に向けた事業者支援
- イ 観光関連人材の確保・育成・定着支援の強化
- ウ 観光関連ビジネスの活性化

(4) 危機に対応でき、安心・安全で持続可能な観光の推進

- ア ウイズコロナ社会における安心・安全な観光の推進
- イ 感染症・災害・国際危機等への危機管理体制の強化
- ウ 特定市場に偏らない誘客の多角化
海外メディア支援事業
- エ 観光事業者のリスク対応力強化の支援
- オ 市民と観光客双方の安心・安全の確保
- カ 環境に配慮した観光の推進

(5) MICE の振興

ア ウイズコロナ社会における安心・安全な MICE の徹底と開催スタイルの変容への対応

京都市 MICE 開催支援助成

イ MICE 京都ブランドの一層の磨き上げと競争力強化

サステナブル MICE 都市形成事業他

ウ MICE による地域への貢献や、産業・学術・文化・スポーツ等の振興の促進

エ オール京都の MICE 誘致・開催に向けた担い手の育成と環境整備

京都文化交流コンベンションビューローにおける専門人材の確保、大規模国際会議開催支援事業

3. 財政需要と重点的な用途

3.1 財政需要

3.1.1 宿泊税

京都市では観光客に受益に見合った負担を求める観点から宿泊税を導入している（詳細は、第3参照）。宿泊税収は、条例の目的である「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策」に活用される、いわゆる観光事業のほか、都市基盤整備や災害対策などの社会インフラ整備についても、その維持管理等に要する費用の一部を宿泊客に負担いただくという考え方にに基づき、宿泊税が充当されている。

令和6年度予算における宿泊税の充当額（約48.1億円）は、主に以下の3つの分野に大別され、活用されている。

事業区分	予算額
市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	34.1億円
京都観光における更なる質・満足度の向上	6.7億円
京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	5.8億円

令和6年度決算では宿泊税の充当額（61.65億円）の内訳が次のとおりとなった。

事業区分	財政需要額	宿泊税充当額
多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進	22.66億円	18.85億円
市民生活と観光の調和・両立の更なる推進	78.26億円	40.54億円
宿泊税課税・徴収経費	2.26億円	2.26億円

3.1.2 入湯税

入湯税は、地方税法第701条において、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる」ことを目的としており、京都市においては毎年度の予算編成の中で、当

該目的に合致する事業を選定のうえ、充当が行われている。

なお、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯に対して課税される入湯税の性質に照らして、温泉利用許可施設設備維持補修等助成事業及び温泉観光推進事業に対し、優先的に充当し、残額についてその他事業に充当されている。

また、令和4年度決算から入湯税収入が大幅に伸びたことを受け、法令上明記されている「環境衛生施設、消防施設及びその他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」に該当する事業についても、項目を追加し、充当が新たに行われることになった。

3.2 観光課題対策及び受入環境整備（安心・安全の確保）

観光需要の本格的な回復に伴い喫緊の課題となっている混雑やマナー問題に対し、対策が強化された。

(1) 移動利便性の向上・混雑対策

公共交通機関の混雑緩和と移動利便性の向上に重点が置かれている。

ア 観光特急バスの新設

市民利用と観光利用の棲み分けを図り、市バスの混雑緩和を目指す「観光特急バス」が新設された。

イ 市バス車両の増車

混雑緩和のため、市バス車両が9両増車された。

ウ 運賃収受の効率化

市バスの利便性向上及び停車時間の短縮対策として、運賃箱の「つり銭方式」への変更が行われた。

エ 交通情報の発信

ビッグデータに基づき予測した「エリアごと・時間帯別の観光快適度」や「ライブカメラによるリアルタイム映像」等を配信する「京都観光快適度マップ」が運用され、時期・時間・場所の分散化が図られた。

オ 観光バス対策

観光バスの路上滞留による混雑等を生じさせないよう、現地啓発活動、巡回調査、啓発看板の新設・維持管理を行う「観光バスの路上滞留対策等強化事業」が実施された。

カ 手ぶら観光の推進

手ぶら観光情報 Web サイト「HANDS FREE KYOTO」の周知啓発や掲載事業者数の拡充を通じて、手荷物の一時預かり・配送窓口の利用が促進された。

(2) 都市基盤整備と安全対策

市民・観光客双方の安心・安全な環境整備に向けた施策が推進された。

ア 社会インフラ整備

交通バリアフリー対策（道路のバリアフリー化等）、無電柱化事業、及び京都駅新橋

上駅舎・自由通路整備事業など、都市基盤整備に宿泊税が活用された。

イ 防災・多言語対応

災害時等に備え、「119 番通報等における多言語通訳体制」や「帰宅困難者対策」など、市民・観光客の安全対策が実施された。

ウ 案内所・ユニバーサル対応

多言語による観光案内を行う「京都総合観光案内所の運営」や、バリアフリー情報を提供する「ユニバーサルツーリズム普及促進事業」が継続された。

3.3 観光の質・満足度向上及び文化の継承

京都観光の質を高め、市民生活との摩擦を解消し、京都の根幹である文化・景観を保全するための施策が実施された。

(1) 質の高い誘客と分散化

時期・時間・場所の分散化を促すためのコンテンツ造成や情報発信が強化された。

ア インバウンド促進

「持続可能なインバウンド観光促進事業」では、京都観光行動基準（京都観光モラル）の周知啓発やラグジュアリー層向け商談会への出展に取り組んだ。

イ 多様なエリアへの誘致

観光の場所の分散化を図るため、「とっておきの京都プロジェクト」の6エリア（伏見、大原、高雄、山科、西京、京北）における観光コンテンツ造成・PR 支援が実施された。

ウ 朝・夜観光の推進

「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進として、夜の魅力を発信する事業（ライトアップ等）や「京の七夕事業」が実施された。

(2) 観光事業者・担い手支援

観光関連業界の基盤強化に向けた支援が実施された。

ア 事業者支援

「宿泊事業者の担い手確保等支援事業」が新規に実施され、担い手確保や業界への定着に向けた情報発信、好事例の発信を通じたよりよい雇用環境づくりへの機運醸成が行われた。

イ 旅館の魅力発信

旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援として、OTA（インターネット上のみで取引を行う旅行代理店をいう。以下同じ。）上に特設ページを作成し、閑散期における誘客が試みられた。

(3) 市民との調和・文化の継承

市民生活との摩擦を解消し、文化振興・景観保全への取組が進められた。

ア 観光モラルの啓発

マナー問題が市民生活に影響を及ぼさないよう、「MIND YOUR MANNERS」チラシや多言語による観光地図、SNS等を活用した観光マナー啓発や現地啓発が推進された。

イ 文化・伝統産業の振興

伝統産業従事者を対象に、老朽化や法令等の改正に伴う設備の改修・更新等及び新規雇用や後継者育成につながる設備の新設に対する「伝統産業設備改修等補助制度」が充実された。

4. 観光施策の成果と課題（令和6年度時点）

令和6年度においては、観光需要の急回復に伴う経済効果は過去最高を更新する見込みであるものの、「令和6年京都観光に関する市民意識調査」によると市民生活との調和については引き続き課題が残されている。

(1) 市民の実施してほしい取組

市民が京都市に最も実施してほしい施策は「公共交通機関における混雑対策」（25.6%）であり、次いで「観光客へのマナー啓発」（13.6%）となっている。

(2) 実感の不足

京都市が実施する観光課題対策や宿泊税の用途に関する市民の認知度は低い水準にとどまっており、「観光が市民生活にもたらす効果の分かりやすい情報発信」について、70.1%の市民が「知らない」と回答し、「知っている」と回答した市民は5.2%となっている。

(3) 今後の方向性

市民からは、「全ての人に優しい場所となることで京都の魅力も増す。今は集客より受入環境整備に重点を置いてもらいたい。」「混雑緩和にもっと取り組んでもらいたい。また、交通費など、在住者と観光客の利用料金に差をつけてもらいたい。」「観光客からもう少し多く観光税をいただき、観光地の整備、働く方の待遇改善につなげてもらいたい。」といった意見も出ており、観光課題対策の効果を市民が実感できるような施策の展開と広報の工夫が、今後も求められている。

5. 本報告書について

本報告書では本章において記載した部分について、監査を行い、その結果をまとめているが、まずは第3において宿泊税制度について記載している。その後各章において、観光に関する事業のうち予算規模の大きいものについて局ごとに章を分け、たうえで事業ごとに監査報告を記載している。

第3 京都市宿泊税

1. 制度の法的根拠と目的

京都市宿泊税は、地方税法第5条第7項に基づき条例により導入された法定外目的税である。その税収は、国際文化観光都市としての魅力向上及び観光振興を図る施策に要する費用に充当することを目的としている。本税は、平成30年（2018年）10月1日から施行されている。

この税収の活用は、観光客増加に伴う課題の解決や、文化、まちづくり、産業活性化を含めた、市民と観光客双方の満足度を高める施策を意図したものである。

2. 課税の仕組みと税率構造（現行）

京都市宿泊税の納税義務者は宿泊施設の宿泊者である。

区分	詳細
課税客体	旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く）に係る施設、及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る住宅、すなわち市内のすべての宿泊施設が対象である。
課税標準	宿泊者1人1泊の宿泊料金（素泊まりの対価）を基準として課税される。
税率	20,000円未満の場合：200円
	20,000円以上50,000円未満の場合：500円
	50,000円以上の場合：1,000円
課税免除	次のものには課税されない。 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他の学校行事に参加する児童、生徒、又は学生及びその引率者 ・次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加しているもの及びその引率者 ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

3. 税収実績と徴収事務

3.1 税収実績

宿泊税の税収は、観光需要の回復に伴い大きく伸長している。

(1) 令和元年度（導入2年目）には約42.01億円を記録した。これは当時の全国自治体

の中で最多の宿泊税収であった。

(2) 新型コロナウイルスの影響により令和2年度には約12.90億円まで急減したが、その後は回復基調にあり、令和5年度決算では約51.99億円となり、令和6年度決算においては約61.65億円と過去最高を更新した。

(3) 税額区分ごとの内訳を見ると、令和5年度決算において、税率200円区分(2万円未満)の宿泊客が全体の約84.11%を占めている。

3.2 徴収方法と事務負担

宿泊税の徴収は特別徴収の方法により行われる。

(1) 特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者(宿泊事業者)であり、宿泊者から税を徴収し納入する義務を負う。また、宿泊施設の運営を委託している管理者など、市長が徴収について便宜を有すると認める者を、特別徴収義務者として指定することも可能である。そのほか、宿泊事業者に代わり特別徴収義務者として代行徴収することについて京都市と協定を交わしている楽天ステイ株式会社が、税を徴収し特別徴収義務者として申告納入することも可能である。

(2) 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から末日までに徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を市長に提出し、納入しなければならない。

(3) 宿泊事業者の特別徴収に係る事務を支援するため、毎年度の特別徴収額に応じた特別徴収事務補助金が交付されている(詳細は3.3)。

(4) 宿泊事業者へのアンケート結果によれば、徴収事務で苦勞していることとして、「納入申告書の作成・提出」(43.7%)、「宿泊客への宿泊税の説明・周知」(38.8%)が挙げられている。

3.3 京都市宿泊税特別徴収事務補助金

3.3.1 目的

京都市では、令和元年度から京都市宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るための京都市宿泊税特別徴収事務補助金を設けている。

3.3.2 交付対象者

補助金は、以下の要件を全て満たす特別徴収義務者に交付されている。

(1) 旅館業若しくは住宅宿泊事業を営む者、又は特別徴収義務者に個別指定された者であること。

(2) 交付対象期間に違法施設を経営していないこと。

(3) 経営申告書を提出していること。

(4) 市税等の徴収金を滞納していないこと。

3.3.3 交付額の計算方法

補助金交付額は、原則として以下の計算式に基づいて計算している。

補助金交付額=期限内に申告及び納入された宿泊税額の合計額（申告納入金額）×補助率

3.3.4 補助率の推移

当該補助金の補助率は以下のようにになっている。

交付年度	補助率	備考
令和元年度～令和5年度	3.0%	基本の2.5%に、初期投資負担を考慮した0.5%を上乗せした特例率。
令和6年度	2.5%	上乗せ期間が終了し、基本の補助率に戻った。
令和7年度～令和11年度	3.5%	宿泊税のキャッシュレス支払いへの対応を考慮し、基本を3%に引上げ。ただし、税額引き上げに伴う事業者のシステム改修等の負担を支援するため、5年間0.5%上乗せ。

3.3.5 補助金額の推移

補助金額の予算額と決算額の推移は以下のとおりとなっている。

年度	予算額 (百万円)	決算額 (百万円)	備考
令和元年度	57.0	39.9	全期間課税開始（宿泊税導入は平成30年10月）
令和2年度	124.9	116.4	
令和3年度	36.5	36.1	新型コロナウイルス感染症の影響
令和4年度	46.5	46.0	新型コロナウイルス感染症の影響
令和5年度	83.4	81.6	観光客数の回復の兆し
令和6年度	118.8	115.3	観光客数の回復の兆し
令和7年度	206.2	—	観光客数の本格的な回復。 補助率3.5%へ引き上げ

(監査人調べ)

4. 税収の使途と充当事業の具体例

宿泊税は、条例の目的に従い、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充当されている。

4.1 税収活用の大枠と方針

宿泊税の税収は、主に以下の3つの大枠に活用されている。

- ①市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備
- ②京都観光における更なる質・満足度の向上

③京都ならではの文化振興・美しい景観の保全

令和6年度当初予算では、上記①～③の分野について、宿泊税の総額から、産業観光局等で実施している観光関係事業を中心に充当し、対象事業一般財源総額が宿泊税総額を上回るため、最終的には総額を按分する形で各事業に充当されている。

4.2 充当事業の事例

充当されている事業は多岐にわたり、例として以下のものが挙げられる。

(1) 観光振興・誘致

MICE 誘致促進、大規模国際会議支援、京都観光オフィシャルサイトの運営（京都観光Navi等）

(2) 交通・混雑対策

観光バスの路上滞留対策等強化事業、公共交通機関の混雑対策（市バスから地下鉄への無料乗継等）、観光快適度マップの運用による情報発信

(3) 都市基盤・受入環境整備

無電柱化事業、公園トイレや公衆トイレの清掃・維持管理、観光案内標識や名所説明立札等の維持管理

(4) 文化・景観保全

伝統産業設備改修等補助制度、歴史的景観の保全に向けた「伝統文化の森」推進事業、竹林再生実証事業

(5) 観光客誘致・情報発信

京都総合観光案内所の運営、バーチャル京都館モデル実証事業、新たな京都ファン開拓事業（伝統産業品開発等）

4.3 充当基準の見直し

「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」による答申（令和6年11月）を踏まえ、宿泊税の充当事業の範囲が拡大され、一般財源における宿泊税収の充当の考え方が整理されている。

(1) 従来の観光関連事業中心の充当に加え、入浴客も利用する道路や橋りょう等の社会インフラ（都市基盤整備）の維持管理等に要する費用の一部についても、入浴客が負担することに合理性があるとの指摘に基づき、宿泊税が充当されるという考え方は明確化された。

(2) 都市基盤整備事業など、その他の事業については、市内に占める観光客の割合を勘案して充当日安額を設定し、総収入額を按分する形で各事業に充当されている。

5. 制度上の課題と今後の見直し

条例に基づき、施行後5年を迎えた宿泊税について、観光需要の本格回復に伴い、観光課題対策の強化や市民生活向上の実感を伴う事業への活用が求められていることから、宿泊

税制度が見直された。

5.1 現行制度の課題

現行の宿泊税には、以下の課題がある。

(1) 認知度

令和5年の京都観光に関する市民意識調査では、宿泊税が導入されていることを知らない市民が26.3%いる。宿泊税の用途や制度の詳細な内容に関する認知度も低い水準である。また、宿泊事業者への調査を行ったところ、宿泊客（納税者）についても、外国人客の認知度は2割未満であるとの回答が最多であった。

(2) 公平性

宿泊事業者アンケートでは、低価格帯の宿泊施設においては、宿泊料金に対する税の割合が高くなるため、垂直的公平性の観点から低額層の負担感の低減を求める意見が示されている。

(3) 宿泊客の反応

旅行者アンケートでは、宿泊客への説明において「説明すれば概ね理解してもらえる」との回答が最多である一方、「説明しても苦情を受けることがある」との回答も一部にみられた。

5.2 宿泊税の見直しの概要

現行の税収を大きく上回る行政需要の存在が認められるため、全体的な税率の引上げが必要であると結論づけられている。

(1) 改正後の税率構造

負担能力の高い高価格帯の宿泊客からより大きな負担を求める（垂直的公平の確保）ため、段階的定額制を前提としつつ、税率区分の追加や細分化を行った。

宿泊料金（1人1泊）	現行税額	改正後の税額
6,000円未満	200円	200円
6,000円～19,999円	200円	400円
20,000円～49,999円	500円	1,000円
50,000円～99,999円	1,000円	4,000円
100,000円以上	1,000円	10,000円

(2) 税率変更の目的

「観光客の一部エリアへの集中」、「混雑等の観光課題の再燃」、「観光に対する市民意識の減退」といった課題に対処するための行政需要を賄うため、想定税収を約126億円とする。

(3) 事務補助の強化

宿泊税のキャッシュレス支払いへの対応を考慮し、特別徴収事務補助金の補助率を基

本3%に引上げ、税率引上げに伴う宿泊事業者の負担(システム改修等)を支援するため、さらに0.5%上乘せし、3.5%に引き上げる(令和7年度交付分から5年間)。

(4) 適用時期

条例改正案は令和7年2月市会で可決され、令和8年3月1日から適用されている。

6. 観光に関する事業の予算編成から決算までの流れ

6.1 予算編成プロセス(観光関連部署と財政当局の折衝)

京都市における令和6年度の一般会計の予算編成は、松井市政の出発点として、当初予算を「第一次編成」と「第二次編成」の二段階に分けて行われた。観光関連の事業計画の策定は、主に産業観光局などの関係部署によって行われ、その後、財政当局である行財政局財政室との折衝を経て予算化された。

6.2 第一次編成(継続・喫緊課題への対応)

令和6年度の第一次編成では、義務的経費や継続事業に加え、防災・減災、そして観光課題など喫緊の社会課題への対応が必要な新規・充実事業が計上された。

この段階で、観光関連部署はインバウンドの本格回復に伴う混雑やマナー問題といった課題に対応するための予算を計上した。具体的な事業としては、市民利用と観光利用の棲み分けを目的とした「観光特急バス」の新設、市バス車両の増車、JR京都駅の新たな駅舎及び自由通路の整備、観光マナー啓発などが含まれている。

6.3 事業計画の策定と折衝

観光関連部署が事業計画を策定する際の基本方針は、「京都観光振興計画2025」に基づいており、「市民生活と観光の調和」を最重要視している。

事業計画の予算化に際しては、財政当局(行財政局)との間で、宿泊税の充当基準に基づいて財源配分が決定される。特に、宿泊税充当事業については、その使途が法定外目的税として定められているため、行政需要(事業の優先性、必要性)と財源、負担構造の三者をバランスよく考慮した制度設計が求められる。

7. 宿泊税充当事業の区分と財源としての位置づけ

7.1 財源としての位置づけ

宿泊税は、地方税法に定められた税目以外に条例によって導入される法定外税のうち、使途が特定の費用に充てられる法定外目的税として位置づけられている。

(1) 目的

宿泊税の税収は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てることとされている。

(2) 財政的意義

法定外目的税である宿泊税は、その税収が地方交付税の基準財政収入額の算入対象にならず、普通交付税が減額されないため、自治体にとって財政効果が高い貴重な財源である。

(3) 財源規模

令和6年度当初予算における宿泊税収見込額は48.1億円であり、宿泊税の目的に合う重要な財源として活用された。

7.2 宿泊税充当事業の区分と配分基準

令和6年度当初予算編成時点での宿泊税充当事業（総額48.1億円）は、「京都観光振興計画2025」の柱に基づき、以下の区分（分野）に大別され、配分されている。

区分	令和6年度 宿泊税充当額（概算）	主な施策例
市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	34.1億円	混雑対策（観光特急バス新設、交通混雑緩和のための情報発信）、災害時安全対策（多言語通訳体制）、都市基盤整備（無電柱化事業、交通バリアフリー対策）
京都観光における更なる質・満足度の向上	6.7億円	観光事業者支援（担い手確保支援）、インバウンド促進（観光モラル周知啓発、プロモーション）、MICEの徹底
京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	5.8億円	伝統産業・文化財保全（伝統産業設備改修補助、伝統文化の森推進事業）、京町家保全
その他	1.5億円	宿泊税課税・徴収経費

※ 決算時は区分が異なる。

また、平成30年度から令和5年度までは以下の表のとおりである。令和3年度からは現行の区分により、充当事業が大別されており、「市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備」の区分に対して、特に充実が図られている。

（単位：億円）

事業名	H30	R1	R2	R3	R4	R5
混雑対策（分散化）	3.7	8.9	4.8	—	—	—
民泊対策	1.2	1.2	0.2	—	—	—
宿泊事業者支援	0.4	3.1	0.6	—	—	—
受入環境整備	3.1	6.2	1.4	—	—	—

事業名	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国内外への情報発信	—	2.5	0.2	—	—	—
市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	—	—	—	5.8	18.2	21.9
京都観光における更なる質・満足度の向上	—	—	—	5.1	4.5	7.0
京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	4.8	15.3	3.8	4.8	7.1	5.1

※令和5年度の宿泊税充当額については当初予算額。このほか、宿泊税課税・徴収経費にも活用

(答申「宿泊税の制度の在り方の検討について」より監査人が作成)

7.3 宿泊税の割り当て基準

令和7年度の予算編成以降では、宿泊税の割り当て基準について、以下の考え方に変更された。

①観光客増による行政需要（観光の魅力発信、混雑対策など）や、観光客数に応じて取り組むものではないが、市民協力も得て保存・継承を行っている事業（景観政策や文化財保護など）に対しては、優先的に充当し、必要な一般財源の100%を宿泊税で充当する。

②その他、観光客も利用する道路などの社会インフラ等、観光客も一定の便益を得ている事業については、観光客分の受益相当を充当することを基本とし、明確な受益割合の算出が困難な場合には、市内に占める観光客の割合を勘案して充当目安額を設定し、総収入額を按分する形で各事業に充当する。

この基準は、令和6年11月に提出された答申（「宿泊税の制度の在り方の検討について」）を踏まえたものである。特に、道路などの社会インフラ整備について、入洛客の受益や、観光客の集中による追加的な行政需要の負担を市民にのみ求めるのではなく、宿泊税を活用して入洛客にも費用の一部を負担いただくことの合理性が言及され、これまで未充当だった事業にも充当されることとなった。

8. 事業の実施（予算執行のプロセス）

予算執行は、主に各事業を所管する部局が担う。

(1) 事業実施部局

観光振興や観光客誘致、事業者支援、マナー啓発などは産業観光局、交通対策は都市計画局、市バス・地下鉄関係事業は交通局、文化財・景観保全は文化市民局など、多岐にわたる部局が担当する。

(2) 予算執行方法

執行は、補助金の交付（例：MICE 支援、伝統産業設備改修、宿泊事業者事務補助金）や、委託・請負契約（例：京都観光オフィシャルサイトの運営、京都観光快適度マップの運用）によって行われる。

(3) 契約手続

公的な予算執行の原則に基づき、事業実施部署は、市バス車両の増車や勸業館施設改修といった大規模な投資的経費や、情報発信・広報活動に必要な業務について、契約手続（入札や随意契約など）を経て事業を進める。

宿泊税充当事業の多くは、宿泊税収入だけでなく、その他財源（一般財源や特定財源も）と組み合わせられて実施されている。令和6年度の宿泊税充当事業の総事業費は103.0億円であり、そのうち48.1億円が宿泊税によって賄われている。

9. 決算・評価（実績報告と内部評価）

宿泊税充当事業を含む観光施策全般については、「京都観光振興計画2025」に基づき、進捗管理と効果検証が行われる。

9.1 評価体制と報告

(1) 評価会議

計画の進捗管理と評価は、有識者や市民公募委員、観光関連業界の関係者等で構成される「京都観光振興計画2025」マネジメント会議によって行われる。

(2) 評価プロセス

政策、施策、事務事業等の評価を行う行政評価を効率的に実施し、その結果は市会へ報告され、市民に分かりやすく公表される。

9.2 成果指標（KPI）の設定と実績把握

「京都観光振興計画2025」では、目指すべき姿の実現に向けた進捗を測るため、多面的な指標（KPI）が設定され、定期的に評価される（PDCAサイクルの活用）。

宿泊税充当事業の成果把握のために、以下の調査が継続的に実施されている。

(1) 観光客の動向把握

「京都観光総合調査」が実施され、観光客数、宿泊客数、観光消費動向、満足度などが把握されている。

(2) 市民意識の把握

「京都観光総合調査アップグレード事業」の一環として、観光客や京都観光が市民にもたらす影響、京都市の取組の認知度、実施してほしい取組などを把握するための市民向け意識調査が実施されている。

【成果指標（KPI）の例】

「2030年に実現を目指す5つのまちづくりと観光」の実現に向けて、以下のような指標が設定されている。

- ・ 観光消費額単価
- ・ 残念なことがあった割合（観光客の不満度）
- ・ リピーター率、宿泊率・平均宿泊日数

9.3 評価に関する課題

宿泊税の使途に関する評価と周知には課題が残っている。「令和6年京都観光に関する市民意識調査」によると、宿泊税が観光課題の解決や市民生活の向上に寄与しているという「実感」が市民や納税者に十分に認識されていないことが課題として挙げられており、目的や使途に関する客観的で科学的な調査分析と、効果がより「伝わる」広報が求められている。

10. 宿泊税が充当される仕組みの抱える問題点

10.1 宿泊税の使途の明確性・透明性の問題

宿泊税が充当されて実施される事業では、他の一般財源やその他の特定財源とも組み合わせて実施される事業が多く、また、充当事業の選定基準が幅広く必ずしも明確ではない。宿泊税導入以前からも行われてきた事業に対しても充当されることが多いため、宿泊税収が事実上（使途が限定されない）普通税のような印象を与えている。

原因としては、『観光の振興』という目的の解釈が広すぎて、使途の『特定性』が確保されていないことが考えられる。よって市民にとってその使われ方が分かりにくい、見えにくい税となっており、観光対策への実感の薄れに繋がっていることが予想される。

10.2 事業の有効性・費用対効果（コストパフォーマンス）の問題

多くの事業で『事業の実施』を成果とする活動指標のみが設定され、宿泊者へのメリットや観光客満足度向上といった成果指標が不十分である。そのため事業費に対して得られた観光振興上の効果が不透明になっており、事業に対する費用対効果が分かりづらい。成果指標（KPI）を適切に設定・活用するべきである。また、設定されていても最終的な観光振興への寄与度が不明確であるため、宿泊税の使途の有効性に対する検証が不十分である。これらを検証するために、事業完了後における外部評価の導入が求められる。

10.3 予算執行・決算プロセスにおける問題

観光関連事業は第2でも記載したとおり、京都市の事業計画に基づいて実行されており、予算の立案もこれらの計画に従って行われている。一方、宿泊税に関しては、定められた基準に従い各局から提出される予算案に対して、行財政局が当て込む形で予算案に盛り込まれている。10.1でも記載したとおり、宿泊税導入以前から行われてきた事業も多くあ

るため、予算の立案時において、各担当部局では、宿泊税を意識した予算を立案しづらい構造になっている。

また、決算時においても結果として宿泊税が当てはめられる構造になっているため、宿泊税収入が予算に比べて超過している、あるいは不足しているときにおいて、宿泊税収入に係る予算の流用や繰越しの状況が不透明である。

11. 徴税方法の課題

3.2にあるように宿泊税は間接税であり、宿泊事業者による特別徴収が行われている。よって、事務負担は全て宿泊事業者が負うことになり、宿泊事業者が徴収事務で最も苦労していることは、「申告書の作成・提出」、「宿泊者への説明」だとアンケートで示されている。

京都市では宿泊事業者の負担感への対策として、特別徴収事務補助金を宿泊事業者に交付している。令和6年度においては1.5億円もの徴税費用を予算計上しており、うち当該補助金の予算額は約1.2億円となっている。

また、令和8年3月からの税率の見直しにより、区分も増加し、徴税額も増加するため、事務負担は大きくなる。京都市の宿泊料金はインフレの影響も大きく、年々高騰しており、その影響で短期間のうちに税区分の改定が必要となる可能性が高い。

京都市の月別平均客室単価

	本年（円）	前年（円）	前年比（%）	2019年（円）	2019年比（%）
2024年 1月	15,390	13,114	△ 17.4	12,712	△ 21.1
2024年 2月	16,541	13,158	△ 25.7	12,628	△ 31.0
2024年 3月	22,925	18,058	△ 27.0	17,185	△ 33.4
2024年 4月	24,406	20,228	△ 20.7	22,341	△ 9.2
2024年 5月	20,342	17,762	△ 14.5	17,318	△ 17.5
2024年 6月	17,429	15,464	△ 12.7	13,181	△ 32.2
2024年 7月	18,147	16,833	△ 7.8	13,966	△ 29.9
2024年 8月	17,710	15,807	△ 12.0	13,838	△ 28.0
2024年 9月	17,353	15,789	△ 9.9	13,175	△ 31.7
2024年 10月	22,708	19,423	△ 16.9	16,739	△ 35.7
2024年 11月	28,686	24,284	△ 18.1	20,186	△ 42.1
2024年 12月	20,601	18,703	△ 10.1	13,825	△ 49.0

（京都市観光協会データ月報 2024年12月）

日本では京都市のように（段階的）定額制が主流であり、定率制を採用しているのは倶知安町等の一部の自治体に限られているが、世界では宿泊税（観光税）に関して、定率制

を採用している都市が数多く存在しており、オーバーツーリズム対策で導入されている都市も多くあるので、京都市においても定率制の採用を検討するべきではないか。この方法であれば、宿泊料金の上昇に対して制度改正をせずとも対応が可能となり、税負担の公平性や制度のわかりやすさといった観点からもメリットが大きいと考えられる。

主要都市における観光税制の詳細比較（2024-2025年）

都市名	課税モデル	税率（詳細）	主な用途（目的）
アムステルダム	宿泊料金への定率制	12.5% (+クルーズ税 €11)	オーバーツーリズム対策、市の運営費（清掃等）
バルセロナ	二重課税（州税 + 市税）	州税（タイプ別、例：5つ星 €3.50） + 市税（一律、2024年10月 - €4.00）	オーバーツーリズム対策、「量より質」への転換、インフラ、気候変動対策
パリ	宿泊施設ランク別 定額制	€0.65（キャンプ場）～€15.60（パラス）	2024年オリンピックの公共交通機関の財源
ローマ	宿泊施設ランク別 定額制	€4.00（1つ星）～€10.00（5つ星）	2025年「聖年」のインフラ整備財源
ベルリン	宿泊料金への定率制	5%（ビジネス客は免除）	文化振興 (Kulturförderabgabe)
ニューヨーク	宿泊料に対し 14.75% + 1泊あたり\$3.50	NYC ホテル室料占有税 (Hotel Room Occupancy Tax) : 5.875% NYC 売上税 : 4.5% NY州 売上税 : 4.0% NYC・NY州 日額手数料 : 合計\$3.50 (例：1泊\$40以上の場合\$2.00の市税 + \$1.50の州手数料)	市の「一般財源 (General Fund)」
カリフォルニア州	「Transient Occupancy Tax (TOT)」、通称「ベッド税」で税率は地域ごと	ロサンゼルス郡（非法人地域）：12% ソノマ市：13% マリン郡：10%（ただし短期レンタルは14%） モントレイ郡：10.5% サンディエゴ市：10.5%（2025年5月からゾーン別税率 11.75%～13.75%に移行）	各自治体の一般財源（ただし、具体的にどのような住民サービスに使われているかを、住民に対して極めて明確にコミュニケーションしている）

(監査人調べ)

12. 監査の結果

以上のとおり、現行の宿泊税は多くの課題を抱えており、これらの課題を改善していくことが、財政政策として有効であるだけでなく京都市の抱える観光問題を解決していくことになる。

世界の観光税制度に目を向けると京都市と同じように透明性の課題を抱えている地域がある一方で、カリフォルニア州のように一般財源に組み込んでいても見える化することにより、住民の支持を得ている地域もあるので、まずは情報公開し、透明性を高めること、そして、透明性が高められたときに市民や納税者に理解されやすい仕組みづくりを行うことが求められる。

京都市としてはこれらの課題が解決できるように取り組まれない。

【意見】 宿泊税の使途に対する検証報告や広報の充実

宿泊税の使途について、その効果と実感が市民や納税者に十分に認識されていないので、宿泊税の見直しを踏まえ、宿泊税の使途となる施策の効果に対する客観的で科学的な調査分析と、効果がより「伝わる」広報によって納税者・事業者・市民の理解醸成を行われたい。

【意見】 宿泊税の使途に対する選定・充当基準

宿泊税の充当事業は幅広いため、目的税という趣旨を踏まえ、納税者・事業者・市民それぞれの理解につながるよう使途の範囲を明確にされたい。また、担当部局が宿泊税を意識して予算立案から執行・決算充当を行えるような、選定・充当プロセスを実現されたい。

【意見】 宿泊税の徴収方法

宿泊税の税率の在り方については、宿泊事業者の負担や、納税者の負担の公平性の確保等の観点から、定額制・定率制それぞれに長短があるが、高価格層の宿泊施設が増加してきている昨今の状況を踏まえると、負担能力に応じた税負担を求めるという意味で、定率制の合理性がより高まっていると考えられることから、宿泊事業者の意見も聞きながら、定率制の採用について、引き続き検討されたい。

第4 産業観光局

1. 岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出事業

1.1 勸業館施設改修

1.1.1 概要

No	勸業館施設改修（改修基本計画に基づく大規模改修）		
1	事業目的	伝統産業をはじめとした産業界の展示会、イベント、見本市のほか、会議や講演、アートフェアや書道展、作品展等を開催し、観光客を集客する。展示場の延べ面積としては京都府下で最大規模である。	
2	事業概要	勸業館は、平成8年の開館から約30年が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の改修や機器の修繕・更新等を計画的に行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	647,900千円	666,793千円
	うち、目的税の額	宿泊税 64,220千円	宿泊税 4,672千円
	令和5年度	815,280千円	795,804千円
	うち、目的税の額	宿泊税 67,352千円	宿泊税 76,123千円
	令和4年度	48,570千円	41,304千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	—	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	長期的な施設更新・修繕の計画に沿ったものであり、問題はない。	
9	効率性	中長期的な効率性を追求する姿勢が見られ、問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に則しており有効性に問題はない。	
11	経済性	判断するための根拠が不足している。	

1.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
工事請負費	京栄水道株式会社	666,463 千円
委託料	大阪ガスリノテック株式会社	330 千円
合計		666,793 千円

1.1.3 監査結果

(1) 合规性

京都市勧業館は開館から約30年が経過しており、老朽化対策として、劣化調査や長寿命化を目的とした改修計画（改修基本計画）に基づき段階的に整備が進められている。令和6年度の事業執行は、この長期的な施設更新・修繕の計画に沿ったものである。これは、伝統産業振興拠点としての文化的役割の維持という目的達成に繋がる。

(2) 効率性

修繕・更新・改修の必要性の判断、ライフサイクルコストの縮減、予防保全と長寿命化を目的として改修計画が策定されている点は、中長期的な効率性を追求する姿勢が見られる。

(3) 有効性

施設老朽化に対応する空調設備改修を実施することで、京都最大級の展示場としての機能維持（展示場、会議室、京都伝統産業ミュージアム等）に直接的に貢献している。このことから、伝統産業振興と MICE 誘致の基盤強化、都市基盤整備を通じた市民と観光の調和、そして公共施設の長寿命化とコスト管理（行財政運営）といった京都市の「新京都戦略」における重要な目標の複数に合致している。

(4) 経済性

予防保全と長寿命化を目的とすることで、将来的における突発的な大規模修繕や緊急対応による割高な費用発生を抑制する意図が示されている。

令和6年度に空調設備（熱源設備その他）改修工事として663,463千円が支出されている。この高額な支出について、競争入札や市場価格との比較に関する情報がなく、より少ない費用で実施できたか（経済性の確保）を判断するための根拠が不足している。

1.2 京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)

1.2.1 概要

No	京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)		
1	事業目的	西日本最大規模のマンガ・アニメ見本市を開催することで、観光客の誘致及び観光消費の振興を目的とする。	
2	事業概要	マンガ・アニメ・ゲームを活用した新たなビジネスの創出支援、クリエイターの育成支援・雇用機会の創出、若者や外国人など新たな観光客の掘り起こし、マンガ・アニメ・ゲーム文化の海外発信によるコンテンツ都市・京都のブランド向上など、京都市におけるコンテンツ市場の振興を図るため、西日本最大規模のマンガ・アニメ・ゲームの総合見本市を開催する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,895千円	宿泊税 295千円
	令和5年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 7,898千円	宿泊税 9,193千円
	令和4年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 8,602千円	宿泊税 14,124千円
4	根拠法令等	—	
5	効果測定の有無	あり（イベントの来場者数及び経済波及効果）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市会の議決を経た予算の範囲で事業に対する負担金の支払を実施していることから、合规性に問題はない。	
9	効率性	総予算額が40,000千円で固定されているのに対し、経済波及効果が継続的に大幅に向上していることから問題ないと判断した。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウの乏しい京都市ではなく、実行委員会が運営の中核を担っていることで効果的に事業を実施していることから、経済性があると認められる。	

1.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金	京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会	40,000 千円
計		40,000 千円

(2) 京都国際マンガ・アニメフェアの過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出展者数	62 団体	74 団体	67 団体
来場者数	32,113 人	35,603 人	35,730 人
オンライン参加数	384,263 人	402,693 人	522,951 人
経済波及効果	669,000 千円	933,000 千円	1,230,000 千円

1.2.3 監査結果

(1) 合规性

令和4年度及び令和5年度の実績において、宿泊税の決算充当額が予算充当額を上回る結果となっている。京都市は令和5年度決算まで、宿泊税を産業観光局で実施している観光関係事業を中心に充当したのち、総額を按分する形で各事業に充当する手法をとっていた。令和4年度及び令和5年度は、決算において予算に対し宿泊税収が増加したため、予算時点よりも決算時点の按分額が増加したものである。

結果的な総事業費は一定であるものの、財源構成の変更が執行段階で行われているため、内部的な承認手続の適正性について確認したところ、「宿泊税は目的税ではあるものの、一般財源のため、当該充当額の変更について財源構成変更の承認に係る文書は存在しない」との回答を得た。

また、負担金の算定方法については、京都市会の議決を経た予算の範囲で、京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会が決定した請求に基づいて京都市が支出の手続を実施している。

(2) 効率性

令和4年度から令和6年度まで総予算額が40,000千円で固定されているのに対し、経済波及効果が大幅に向上しており、市の公的資金投入に対する費用対効果が高まっている。

(3) 有効性

令和6年度の経済波及効果は1,230,000千円であり、令和4年度(669,000千円)及び令和5年度(933,000千円)から順調に増加している。この経済波及効果の継続的な向上は、コンテンツ市場振興への貢献を示唆しており、西日本最大規模のマンガ・アニメ見本市を開催することで、観光客の誘致及び観光消費を振興するという事業の主要な目的に資するも

のである。

しかしながら、令和6年度の出展者数が令和5年度より減少していることから、事業の魅力や集客力の維持に課題が残る。

(4) 経済性

ノウハウの乏しい京都市ではなく、実行委員会が運営の中核を担っていることでイベントの専門性・安定性・信頼性が飛躍的に向上し、地場産業や観光振興にも長期的効果をもたらしたことから、経済性があると認められる。

2. MICE の誘致促進事業

2.1 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金事業

2.1.1 概要

No	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金事業		
1	事業目的	京都の魅力を高め、国際的な交流を促進し、持続可能な観光と経済効果の創出に貢献すること	
2	事業概要	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに対して、MICE 誘致を促進するための助成金・補助金の運用、専門人員の配置、MICE 誘致に係る営業活動、海外 MICE 有力商談会への出展等を通じた MICE 開催都市としての京都市の認知度向上及び MICE 関係者等とのネットワーク構築等に係る事業への補助を行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	101,545 千円	101,545 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 90,618 千円	宿泊税 90,618 千円
	令和 5 年度	102,344 千円	102,344 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 58,715 千円	宿泊税 58,715 千円
	令和 4 年度	102,500 千円	102,500 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 58,207 千円	宿泊税 101,500 千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	一部あり 令和 6 年度大型国際会議誘致成功推定経済効果	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱に則り補助金の交付がなされていることを確認した。	
9	効率性	令和 6 年度の海外商談会での商談件数が前年度と比較してやや増加しているが、誘致活動費については減少していることから、効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	補助金の交付を通じ、京都の魅力を高め、国際的な交流を促進し、持続可能な観光と経済効果の創出に貢献していることから有効性が認められる。	

11	経済性	MICE サポート事業のノウハウのある公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに補助金を交付することで効果的に事業を実施していることから、経済性があると認められる。
----	-----	--

2.1.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	101,545 千円
計		101,545 千円

(2) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事業実績

①海外プロモーション事業実績（商談回数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
IBTM World	39 件	59 件	58 件
Asia Incentives and Meetings Event	31 件	35 件	34 件
MICE Show Asia	—	40 件	—
IMEX Frankfurt	—	—	49 件
合計	70 件	134 件	141 件

②コンベンション誘致セールス活動

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
誘致セールス件数	235 件	870 件	267 件
誘致成功件数	18 件	19 件	16 件

③京都市 MICE 開催支援助成金の活用

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	28 件	38 件	31 件
支援金額	5,000 千円	7,318 千円	6,155 千円

④京都らしい MICE 開催支援補助制度の活用

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	29 件	26 件	29 件
支援金額	13,000 千円	10,547 千円	11,844 千円

⑤大規模国際コンベンション誘致支援助成金の活用

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	0件	1件	0件
支援金額	0円	134,242円	0円

⑥ミーティング・インセンティブ問合せ件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
問合せ件数	436件	480件	533件

2.1.3 監査結果

(1) 合規性

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローへの補助金交付は、「京都市補助金等の交付等に関する条例」及び「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱」により実施されている。

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローより事業実績報告書が提出されていることを確認した。

(2) 効率性

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローは古典の日・文化発信事業と国際観光プロモーション事業、及びMICEサポート事業を3つの柱として掲げている。そのため、京都市は補助金を交付することでMICEサポート事業について事務の効率化が図られている。海外プロモーション活動の広報・誘致活動費は令和4年度の13,953千円から令和5年度の22,625千円にかけて増加し、積極的な誘致活動を継続している。令和6年度の海外商談会での商談件数が令和4年度と比較して約2倍に増加、令和5年度と比較してもやや増加しているが、誘致活動費については19,765千円で令和5年度より減少していることから、誘致活動におけるプロモーションの効率性が向上していると認められる。

また、コンベンション誘致セールス活動については、令和6年度は令和5年度より誘致成功件数が減少しているものの、16件の誘致による推定経済効果は118.8億円と算出されており、こちらについても効率性が認められる。

(3) 有効性

本事業は京都市MICE会議の開催や、海外MICEメディアと連携した「Kyoto MICE TRADESHOW 2025」の開催を通じ、国内外のMICE関係者とのネットワーク構築が強化されていることから、京都市の成長戦略である多彩な才能の交流、イノベーションの創出、強い経済の復活に不可欠な要素として位置づけられている。「令和元年度 京都市におけるMICE実態調査」によると、MICE参加者は、一般の観光客と比較して一人当たりの消費額（消費単価）が高く、それに伴う経済波及効果も大きいとされていることから、MICE誘致の増加は京都経済の安

定に寄与していると考えられる。したがって、当該誘致は、国際的な文化・芸術・産業の振興にも寄与することで京都の魅力を高め、国際的な交流を促進し高付加価値な宿泊観光の推進にも貢献するといえ、事業の目的に資するものである。

(4) 経済性

MICE 事業にノウハウのある公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに対し、補助金を交付することで MICE サポート事業について効果的に事業を実施している。

令和 6 年度の広報・誘致活動費 19,765 千円の支出により、将来の開催が確定した国際会議 16 件を誘致しており、推定経済効果は 118.8 億円と算出されていることから、令和 5 年度（22,625 千円で 19 件誘致）と比べても、一定の経済的成果を上げていると評価できる。

2.2 サステナブル MICE 都市形成事業

2.2.1 概要

No	サステナブル MICE 都市形成事業		
1	事業目的	MICE 開催における SDGs への貢献を促すための補助制度を運用し、同時に国際的な商談会を通じて京都の MICE 誘致を強化することで、国際的な交流拠点としての京都の魅力を高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与すること	
2	事業概要	MICE 主催者の SDGs への貢献を促すため、京都市内で開催される MICE における費用の一部を補助する「サステナブル MICE 開催支援補助制度」を運用し、SDGs への理解促進や先進事例の創出・普及を図る。また、MICE 商談会の開催及び出展を行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	25,000 千円	25,000 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 15,000 千円	宿泊税 15,000 千円
	令和 5 年度	31,000 千円	31,000 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 21,000 千円	宿泊税 21,073 千円
	令和 4 年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見 ともになし	
8	合规性	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱により、補助金の支払を実施している。	
9	効率性	補助金としての支出効率が高く、商談件数も増加していることから、事業の効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウ・知識に長けている公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローを経由することで、効果的に行政事務を実施している。	

2.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	
内訳（サステナブルな MICE 開催支援 補助制度）		12,000 千円
（事務費）		3,000 千円
（商談会出展料一部補助）		5,000 千円
（商談会開催費用一部補助）		5,000 千円
計		25,000 千円

(2) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事業実績

①サステナブル MICE 開催支援補助制度実績

	令和4年度※	令和5年度	令和6年度
件数	—	59 件	51 件
支出金額	—	12,000 千円	12,000 千円

※令和5年度からの事業のため令和4年度は実績なし

②商談会実績

令和4年度実績：令和5年度からの事業のため実績なし

令和5年度出展実績：2件

ア【MICE Show Asia】

- ・日時（開催場所） 令和5年10月24日～27日（@シンガポール）
- ・商談件数 40件

イ【IBTM World 2023】

- ・日時（開催場所） 令和5年11月28日～30日（@スペイン・バルセロナ）
- ・商談件数 59件

令和5年度開催実績：1件

【Kyoto MICE TRADESHOW in corporation with M&C ASIA 2024】

- ・日時（開催場所） 令和6年3月12日～15日（@長楽館ほか）

令和6年度出展実績：2件

ア【IMEX Frankfurt】

- ・日時（開催場所） 令和6年5月14日～16日（@ドイツ・フランクフルト）
- ・商談件数 49件

イ【IBTM World 2024】

- ・日時（開催場所） 令和6年11月19日～21日（@スペイン・バルセロナ）
- ・商談件数 58件

令和6年度開催実績：1件

【Kyoto MICE TRADESHOW 2025】

- ・日時（開催場所） 令和7年2月19日～21日（@FORTUNE GARDEN KYOTOほか）

2.2.3 監査結果

(1) 合规性

令和6年度の「サステナブルMICE都市形成事業」の予算は25,000千円である。公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱により、予算要求の中で公益財団法人コンベンションビューローと協議のうえ、京都市の財政状況等を踏まえ予算計上したものであり、全額が公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに対し補助金として交付されている。

(2) 効率性

実績額（25,000千円）に対して補助件数51件を達成し、補助金としての支出効率は高いといえる。令和5年度の59件からは減少しているが予算上は40件の助成を見込んでいるため、効率性に問題はないといえる。

また、MICE商談会における交渉件数は高水準で推移している。令和6年度のIMEX Frankfurtでは49件、IBTM World 2024では58件の商談が実施され、令和5年度の実績（MICE Show Asia 40件、IBTM World 59件）と比較して件数がやや伸びており、海外プロモーションの効率性が向上している。

(3) 有効性

本事業における令和6年度のサステナブルMICE開催支援実績として、市民公開講座に2,836名、学生支援に764名が参加し、また、紙資料の削減（約374万枚）、ペットボトルの削減（5,905本）など、定量的な成果の報告によりSDGsへの貢献実績が確認できる。令和6年度は、STSフォーラム（科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム）におけるサステナブルMICEの取組が好事例となり、SDGsに貢献するMICE開催の確立に繋がっている。

本事業はMICE開催におけるSDGsへの貢献を促し、同時に国際的な商談会を通じて京都のMICE誘致を強化することで、国際的な交流拠点としての京都の魅力を高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与する目的に資していると認められる。

(4) 経済性

補助金の申請過程において、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローを経由することが規定されており、MICE専門機関との連携により、効果的に行政事務を実施していることから、経済性があると認められる。

しかし、同法人によるサステナブル MICE 開催支援補助制度の補助金支払総額は令和 5 年度、令和 6 年度ともに 12,000 千円で維持されているが、補助件数は令和 5 年度の 59 件から令和 6 年度の 51 件へと減少している。これは、1 件当たりの平均補助額が増加していることを示唆している。この 51 件について予算上は 40 件の助成を見込んでおり、総補助金額（12,000 千円）は変わらないため 1 件当たりの平均補助額が計画時よりも減少することになるが、小規模から大規模まで幅広く支援した結果であり、当初の助成効果が希薄化しているわけではないことを確認した。

2.3 大規模国際会議開催支援助成事業

2.3.1 概要

No	大規模国際会議開催支援助成事業		
1	事業目的	大規模国際コンベンションの積極的な誘致を促進することで、国際文化観光都市京都の発展及びコンベンション関連産業の振興に寄与する。	
2	事業概要	<p>国際会議の誘致を促進するため、大規模国際会議を対象に、会議開催に係る経費を補助する。</p> <p>《大規模国際コンベンション開催支援助成金》</p> <p>補助対象：学会・会議・総会など</p> <p>対象事業：京都市内で開催される会議開催に係る経費</p> <p>会期要件：3日以上</p> <p>人数要件：3箇国以上より500名以上（海外参加者100名以上）</p> <p>助成額：最大1,000万円</p> <p>※開催地決定前（誘致中）のみ申請可能</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	7,000千円	7,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 7,000千円	宿泊税 7,000千円
	令和5年度	11,500千円	11,500千円
	うち、目的税の額	宿泊税 11,500千円	宿泊税 11,500千円
	令和4年度	22,500千円	19,500千円
	うち、目的税の額	宿泊税 12,903千円	宿泊税 19,500千円
4	根拠法令等	<p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則</p> <p>公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱</p>	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱により補助金の支払が実施されている。	
9	効率性	大規模国際コンベンションの誘致の増加は京都経済の安定に寄与していると考えられる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に一致しており、有効性が認められる。	
11	経済性	知識・ノウハウに長けている公益財団法人京都文化交	

		流コンベンションビューローに対する間接補助により、補助金を交付することで、京都市の事務負担の軽減が図られていることから、効果的に行政事務を実施している。誘致が成功した場合の経済波及効果の高さから経済性について認められる。
--	--	--

2.3.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	7,000 千円
計		7,000 千円

(2) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事業実績

①大規模国際コンベンション支援助成金支出

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	6 件	4 件	2 件
支出金額	19,500 千円	11,500 千円	7,000 千円

②大規模国際コンベンション支援助成金申請認定分

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2 件	7 件	6 件
支出金額	7,000 千円	20,500 千円	21,000 千円

2.3.3 監査結果

(1) 合規性

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱により補助金の支払が実施されている。

当該補助金の交付対象となっているのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金事業である。この助成金の対象となる会議等は、京都市内で会期が3日以上以上の会議等、開催会議の現地予定参加者数が概ね500名以上であること、営利を目的としないものなど要件が定められている。

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金事業における助成金の申請に際しては、所定の交付認定申請書、交付認定審査依頼書、事業計画書及び収支予算書等の提出を求めており、要件を満たしたものについて助成金が支払われている。これらの手続及び書類の保管は公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローで行われている。京都市はこれら一連の手続が適正に実施されていることを確認している。

(2) 効率性

MICE 参加者は、「令和元年度 京都市における MICE 実態調査」によると、一般の観光客と比較して一人当たりの消費額（消費単価）が高く、それに伴う経済波及効果も大きいとされていることから、大規模国際コンベンションの誘致の増加は京都経済の安定に寄与していると考えられる。

認定件数が伸び悩んでいるところから、助成金の波及効果を最大限確保できていない可能性のあることが懸念されるが、この点については、大規模な国際会議の開催地決定に向けた誘致活動は数年前から行われるため、実績として報告されている令和4年度～令和6年度については、誘致期間がコロナ禍と重なったことが起因している。令和7年度以降は、5～7件で推移していることを確認している。

京都市は、2030年に目指す値として、国際会議開催件数（JNTO 基準）400件（令和6年度は215件）、国際会議開催件数（ICCA 基準）の世界ランキング30位（令和6年度は42位）を設定している。参加者数（国際会議の海外参加者数（JNTO 基準））については、年度によって開催される会議は様々であり、規模もそれぞれ異なるため、参加者数を目標値に設定することは困難であることから、目標値を定めないモニタリング項目として整理している。

(3) 有効性

大規模国際コンベンションの誘致・開催は、京都市の成長戦略（多彩な才能の交流、イノベーションの創出、つよい経済の復活）に不可欠な要素として位置づけられており、事業の目標設定は市政の方向性と一致している。

先に述べたように、MICE 参加者は、「令和元年度 京都市における MICE 実態調査」によると、一般の観光客と比較して一人当たりの消費額（消費単価）が高く、それに伴う経済波及効果も大きいとされていることから、大規模国際コンベンションの誘致の増加は京都経済の安定に寄与するものである。したがって、当該誘致は、文化・芸術・産業の振興にも寄与し、高付加価値な宿泊観光の推進にも貢献するといえる。

(4) 経済性

助成金の申請過程において、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローを経由することが規定されており、認定件数に対し申請件数についての資料が不足しているため事務処理量の負荷についての詳細は不明であるものの、スムーズに MICE 専門機関との連携が可能なたため効率的に行政事務が実施されている。

誘致が成功した場合の経済波及効果の高さから経済性について認められる。

2.4 コンベンション開催支援事業

2.4.1 概要

No	コンベンション開催支援事業		
1	事業目的	京都の強みを活かした MICE 誘致を強化することで、京都の魅力を海外に発信し、科学技術や経済交流のきっかけづくりを推進する。	
2	事業概要	京都で開催される公共性の高い国際会議について支援を行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,000千円	宿泊税 6,000千円
	令和5年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,000千円	宿泊税 6,000千円
	令和4年度	7,000千円	7,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,014千円	宿泊税 7,000千円
4	根拠法令等	京都市予算規則	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市予算規則に則って団体構成員として分担金を支出しており、適正に手続が実施されている。	
9	効率性	事業規模を拡大したことにより増加した STS フォーラム参加者の京都経済安定への寄与が期待されることから効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	MICE を通じた SDGs や地域産業振興への貢献を資するものであり、有効性が認められる。	
11	経済性	京都市単体ではなく、京都府や経済団体等が連携することで、京都で開催される STS フォーラムの支援が効果的に実施できている。	

2.4.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
分担金	科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム (STS フォーラム) 支援京都実行委員会	6,000千円
計		6,000千円

科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム（STS フォーラム）とは、世界的な科学者をはじめ、各国の科学技術大臣、企業のトップ、研究機関の責任者、大学学長、ジャーナリストなど、様々なオピニオンリーダーが集まり、国境や専門分野の垣根を越えて、100年から500年先の人類の未来を見据えた科学技術の課題や方向性について議論を展開する国立京都国際会館で開催される国際会議である。

観光庁で令和6年度の取組として実施された「国際会議の開催効果拡大実証事業」に採択された。

2.4.3 監査結果

(1) 合規性

京都府、京都市、京都商工会議所、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローを構成団体とする STS フォーラム支援京都実行委員会に対し、事業経費として補助金ではなく分担金が支出されていることを確認している。分担金の負担については、国際会議の京都開催にあたり、地元歓迎レセプションやエクスカッション等を実施するための経費として京都府と京都市が同額を支出しており、請求及び支出についての手続が適切に実施されている。同分担金の負担については京都府と京都市のみが負担しているが、他の団体は労務を提供している。

各構成団体の状況に応じ、労務提供が困難な団体が相応の金銭的負担を担うという「実態に即した役割分担」については妥当であると解する。しかし、この負担配分の妥当性を担保するためには、規約において実行委員会の審議過程で各団体の寄与度や負担能力が十分に検討されていることを明文化し、決定プロセスの透明性を確保することが極めて重要である。

収支決算額の状況等を踏まえて、京都実行委員会に置く幹事会において、毎年検討のうえ、決定しているものであるため、規約に算定根拠を明記するのは困難であるということであるが、負担金等の充当に関する規定を、現行の概括的な表現から、決算確定後に実行委員会の審議を経て負担額を確定させるといった具体的な手続規定へと改めることで、配分の透明性と妥当性を担保すべきである。

(2) 効率性

MICE 参加者は、「令和元年度 京都市における MICE 実態調査」によると、一般の観光客と比較して一人当たりの消費額（消費単価）が高く、それに伴う経済波及効果も大きいとされていることから、STS フォーラム参加者の増加による京都経済安定への寄与が期待される中、令和6年度は、京都市と京都府からの分担金（各 6,000 千円）のほかに観光庁の補助金を活用し、事業規模を大きく拡大しており、効率性に問題はない。令和6年度のエクスカッション参加者は令和5年度の約 30 名から令和6年度は 169 名へと大幅に増加し、公開シンポジウムの参加者数も例年の 100 名程度から 500 名以上へと大幅に増加した。

エクスカッションの開催期間についても、令和5年度の1日（10月2日）から、令和6年度は5日間（10月5日～10月9日）に大幅に拡大し、開催場所を銀閣寺～南禅寺等エリ

アから京都府域全体の観光客が集中していない“とっておきの京都”エリア等へ変更することで、京都市以外の地域へ開催効果を拡大させるとともに分散化を推進し、「開催効果の拡大/高付加価値化/分散化の推進に資する課題解決型エクスカージョン」として実施されている。しかしながら、歓迎レセプションの会場が、令和5年度の文化財である仁和寺（御室会館）から、令和6年度はホテルオークラ京都へと変更されている点については、京都市のMICE戦略で重視される「歴史的建造物等のユニークベニューとしての活用の促進」という観点での効率的な資産活用について懸念するものであるが、令和6年度は観光庁の補助金を活用し、ビジネスマッチングを開催する等、例年よりも事業規模を拡大したことにより、会場収容の観点からユニークベニューでは開催できなかったことを確認している。

(3) 有効性

本事業では、歓迎レセプションで地元企業ブース出展、地元学生による華道展示・パフォーマンス、京都産食材の提供、カーボンオフセットによるビジネスマッチングを実施しており、MICEを通じたSDGsや地域産業振興への貢献を具体的に図っている。

令和7年2月に開催された観光庁の「国際会議の開催効果拡大実証事業」の成果報告会では、「連携・交流の先駆モデルの創出」を図る新規性の高い取組を提案・実施する国際会議の優良事例として、この地元企業によるブース出展が紹介されており、京都の魅力を海外に発信し、科学技術や経済交流のきっかけづくりを推進する目的に合致した事業であることが確認できる。

(4) 経済性

京都市単体ではなく、京都府や経済団体等が連携することで、京都で開催されるSTSフォーラムの支援が効果的に実施できている。

京都市と京都府の分担金は、それぞれ6,000千円ずつ合計12,000千円であり、令和5年度から令和6年度へと維持されているにもかかわらず、経済波及効果の高いMICE参加者の増加により京都経済の安定が見込まれることから、経済性について確認できる。

3. 観光案内事業の運営、ユニバーサルツーリズム普及促進

3.1 京都総合観光案内所の運営事業

3.1.1 概要

No	京都総合観光案内所の運営事業		
1	事業目的	観光客の利便性及び満足度を向上させることで、市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に寄与する。	
2	事業概要	府市協調により運営している京都総合観光案内所において、府内全域の観光案内・交通案内を多言語（日本語、英語、中国語、韓国語の常時対応のほか、スタッフにより、フランス語、スペイン語、ドイツ語、タイ語も対応可能）で行うとともに、催しチケットの販売など、様々な観光情報等を提供する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	63,819千円	62,972千円
	うち、目的税の額	宿泊税 61,819千円	宿泊税 62,972千円
	令和5年度	65,799千円	64,952千円
	うち、目的税の額	宿泊税 63,799千円	宿泊税 63,799千円
	令和4年度	67,919千円	64,942千円
うち、目的税の額	宿泊税 37,803千円	宿泊税 64,942千円	
4	根拠法令等	京都総合観光案内所運営協議会規約	
5	効果測定の有無	あり 京都市の観光客数内訳、観光消費額、経済波及効果 京都観光総合調査結果を利用	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都総合観光案内所運営協議会規約により京都総合観光案内所の賃料・共益費及び運営経費について分担金を支出している。	
9	効率性	観光による経済波及効果の観点から効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	観光客と市民生活との調和に直接貢献しており、有効性が認められるが、マナー問題の解消には至っていない。	
11	経済性	観光案内所運営の中立性と透明性を保ちながら、ノウハウ・知識を有する公益社団法人京都市観光協会に運営を委託していることから、行政事務が効果的に実施されていると認められる。	

3.1.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
賃料・共益費	京都駅ビル開発株式会社	19,148 千円
分担金（業務委託費）	京都総合観光案内所運営協議会	43,370 千円
分担金（事務局経費）	京都総合観光案内所運営協議会	454 千円
計		62,972 千円

(2) 京都総合観光案内所運営協議会

京都総合観光案内所運営協議会は京都総合観光案内所の運営主体であり、同協議会から公益社団法人京都市観光協会に運營業務を委託している。

京都総合観光案内所運営協議会は、京都のおもてなしの向上、国内外からの観光誘客を図るため、JR 京都駅に京都府と京都市が共同で設置する京都総合観光案内所において、観光案内、観光情報発信その他京都を訪れる観光客の利便性向上のための事業を実施しており、下記の団体により構成されている。

京都総合観光案内所運営協議会 構成団体
京都府、京都市、京都商工会議所、公益社団法人京都府観光連盟、公益社団法人京都市観光協会、京都駅ビル開発株式会社、独立行政法人国際観光振興機構、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、京都市交通局、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京福電気鉄道株式会社、叡山電鉄株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社、WILLER TRAIN 株式会社、嵯峨野観光鉄道株式会社、一般社団法人京都府バス協会、一般社団法人京都府タクシー協会、株式会社 JTB、株式会社日本旅行、近畿日本ツーリスト株式会社、クラブツーリズム株式会社、東武トップツアーズ株式会社、一般社団法人京都府旅行業協会、京都府旅行業協同組合、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合、京都観光旅館連盟、日本旅館協会京都府支部、一般社団法人日本ホテル協会京滋奈支部、一般社団法人全日本ホテル連盟近畿支部京都会

(3) 京都総合観光案内所 利用者実績

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者	日本人	251,972 人	210,177 人	187,645 人
	外国人	53,186 人	187,237 人	204,149 人
	電話	27,185 人	22,508 人	18,546 人
	合計	332,343 人	419,922 人	410,340 人
来所者	合計	708,977 人	870,820 人	842,463 人

※利用者数の目標値は設定していない

3.1.3 監査結果

(1) 合規性

京都総合観光案内所運営協議会の運営に要する経費は、規約により「京都府分担金、京都市分担金及びその他の収入をもってこれに充てる」とされており、京都市は当該経費について分担金を支払っている。

京都総合観光案内所は、京都市（観光案内所）、京都府（観光情報センター及びツーリストインフォメーション）を一元化して平成22年に開設し、府市共同設置にあたり、負担割合について協議を行い、賃料は「京都市1：京都府1」で負担、運営費は、前述の観光案内所の運営費や観光客数の比率を勘案し、概ね「市2：府1」となるため、賃料とあわせた総費用を「市6：府4」で負担することとなっている。

また、京都総合観光案内所運営協議会からの分担金請求書により京都市は支出手続を適正に実施している。

(2) 効率性

京都市における令和6年度の観光入込客数は56,061千人（令和5年度比111.5%）となっており、京都府全体の約63%を占める巨大市場となっている。また、観光消費額は1,907,464千円（令和5年度比124.1%）と過去最高水準となっており、京都府全体の約96%を占める。外国人宿泊客についても、その98%が京都市に宿泊しており、インバウンド需要のほぼ全てが京都市に集中していることから、京都府全体の観光経済の中心となっているといえ、観光客への利便性向上のための事業は経済波及効果の観点から効率性が認められる。

(3) 有効性

京都総合観光案内所では、市バスの混雑対策として鉄道やタクシーの利用を促したり、京都駅周辺の観光案内所の運営団体を構成メンバーとする「京都駅ホスピタリティ向上に関する検討会」を開催し、観光客の時期・時間・場所の分散化に資しており、市民生活と観光の調和に直接貢献している。

また、京なび内のサイネージ（2台）においても、混雑状況をリアルタイムで確認できるよう、観光客が特に多い地点13箇所に設置しているライブカメラについてもその都度配信し、混雑回避を推進している。

しかしながら、それにもかかわらず、市民の観光客による混雑やマナー違反への迷惑感は令和6年度調査で7割を超えており、案内所の活動のみでは観光課題の抜本的な解決には至っていない。

大きな手荷物がある場合には手荷物預かりやホテルへの発送を積極的に案内しており、特に令和6年10月からは運送事業者と連携した手荷物配送サービスを開始し、手ぶら観光の推進を図っている。

多言語「京都観光マップ」（日本語版10万部、英語版20万部）を作成し配布、催事情報や府内市町村のパンフレットを常時1,000種類以上収集し、利用者のニーズに応じたきめ

細やかな情報提供を行っている。修学旅行の下見等（令和6年度実績で209校対応）への対応など、未来の観光客の誘致・育成にも貢献している。

（4）経済性

公益社団法人京都市観光協会に業務を委託しているとはいえ、京都総合観光案内所運営協議会が京都総合観光案内所の運営をすることで、意思決定は府市や関係団体が共同で行う仕組みになり、中立性と透明性を保ちながら、行政事務を効果的に実施していると考えられる。

また、京都総合観光案内所運営協議会は、観光案内 DX 事業として、多言語対応のWEBサイト「京なびオンライン」をタブレット端末に搭載し、相談時間の短縮や情報収集の容易化を達成していることから経済性が認められる。

3.2 オール京都の観光振興体制づくり推進事業

3.2.1 概要

No	オール京都の観光振興体制づくり推進事業		
1	事業目的	市民生活と観光の調和が図られた持続可能な観光の実現。	
2	事業概要	多岐に渡る団体で構成されている公益社団法人京都市観光協会が行う京都観光の振興に関する事業に補助金を交付する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	42,903千円	42,903千円
	うち、目的税の額	宿泊税 42,903千円	宿泊税 42,903千円
	令和5年度	42,247千円	42,247千円
	うち、目的税の額	宿泊税 42,247千円	宿泊税 42,247千円
	令和4年度	42,392千円	42,392千円
	うち、目的税の額	宿泊税 24,311千円	宿泊税 42,392千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱により補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	観光による経済波及効果の観点から効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	観光の振興だけに限らず、市民生活との調和に関する事業も公益社団法人京都市観光協会は実施しており、目的に即した事業となっており、その有効性に問題はない。	
11	経済性	観光事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会に事業を委託しており、効果的に行政事務を実施している。公益社団法人京都市観光協会から収支報告書や事業計画書を受領しており、経済性が悪化しないようにチェック機能が整備されており、その経済性に問題はない。	

3.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	24,811 千円
負担金補助及び交付金（プロパー人件費）	公益社団法人京都市観光協会	18,092 千円
計		42,903 千円

(2) 交付の対象

補助金は、公益社団法人京都市観光協会が実施する事業に要する経費のうち、以下に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- ① 京都観光の振興に関する事業
- ② 前各号の実施のために行う管理運営に関する事業
- ③ プロパー人件費

(3) 公益社団法人京都市観光協会が推進するオール京都の観光振興体制づくり推進事業

- ① 観光都市京都の紹介宣伝事業
- ② 京都ブランドの向上を目指す京都観光振興事業
- ③ 入洛観光客に対する案内事業
- ④ 観光施設等運営事業
- ⑤ 共催・後援・会員向け事業
- ⑥ 関係団体共同事業

3.2.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会が実施する事業に要する経費のうち、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に掲げるものについて補助金を交付しており、提出された実績報告書等についても確認した。

(2) 効率性

京都市における令和6年度の観光入込客数は56,061千人（令和5年度比111.5%）となっており、京都府全体の約63%を占める巨大市場となっている。また、観光消費額は1,907,464千円（令和5年度比124.1%）と過去最高水準となっており、京都府全体の約96%を占める。

外国人宿泊客についても、その98%が京都市に宿泊しておりインバウンド需要のほぼ全てが京都市に集中していることから、京都府全体の観光経済の中心となっているといえ、観光客誘致の宣伝紹介活動や観光客への利便性向上のための事業は経済波及効果の観点から効率性が認められる。

(3) 有効性

公益社団法人京都市観光協会は、観光を通じて京都の文化を守り、持続可能で質の高い旅行体験を提供することを軸に、多角的な事業を展開している。これらの事業に補助金を交付することは、京都のブランド力を高めつつ市民生活と観光の調和を図るという目的に合致している。

(4) 経済性

ノウハウのある公益社団法人京都市観光協会が実施する京都観光の振興に関する事業に対し補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

3.3 京都市認定通訳ガイド制度の運営

3.3.1 概要

No	京都市認定通訳ガイド制度の運営		
1	事業目的	通訳ガイドの育成と登録管理を通じて、外国人観光客の満足度と旺盛な消費意欲の取込みを強化する。	
2	事業概要	<p>外国人観光客の京都市近郊への周遊や長期滞在の促進、満足度の向上、旺盛な消費意欲の取込み強化を図るため、通訳ガイドの登録管理業務（新規募集、研修、試験、更新等）を行う。</p> <p>また、これまで育成を行った通訳ガイドの更なる質の向上を図るため、ガイドに必要な知識や技術等を学ぶ研修（スキルアップ研修）を実施する。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	24,950千円	24,950千円
	うち、目的税の額	宿泊税 20,120千円	宿泊税 20,120千円
	令和5年度	22,900千円	22,900千円
	うち、目的税の額	宿泊税 20,120千円	宿泊税 20,900千円
	令和4年度	7,900千円	7,900千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,370千円	宿泊税 7,774千円
4	根拠法令等	<p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則</p> <p>オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱</p> <p>委託契約書</p>	
5	効果測定の有無	<p>あり</p> <p>京都市認定通訳ガイド数</p> <p>京都観光総合調査結果を利用。</p>	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	<p>事業運営の負担金補助としてオール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に従い補助金を交付し、通訳ガイドの直接的な育成・研修については委託契約書に基づいて委託料を支出している。実務事業報告書や収支報告書による報告も受領しており、合規性に問題はない。</p>	
9	効率性	外国人観光客の増加による経済波及効果が高いことから経済性が認められる。	

10	有効性 (目的に合っているか)	毎年約40人のガイド登録実績があり、訪日外国人も増加傾向にあるため有効性に問題はない。
11	経済性	ノウハウのある公益社団法人京都市観光協会に委託しており、行政事務が効果的に実施されている。

3.3.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	公益社団法人京都市観光協会	20,350千円
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	4,600千円
計		24,950千円

「京都市認定通訳ガイド（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士）」（通称：京都市ビズターズホスト）制度は、通訳案内士法で定める地域に特化した通訳ガイド資格「地域通訳案内士」に基づき、「世界文化遺産 古都京都の文化財」の所在地域（京都市・宇治市・大津市全域）の奥深い魅力を外国人観光客に伝えることができる高いスキルをもった通訳ガイドを京都市長が認定する制度である。平成27（2015）年12月から募集開始、約6カ月間の研修を経て毎年約40名を認定している。

令和6年度は220名の応募の中から、第6期生として38名が認定された。

3.3.3 監査結果

(1) 合規性

京都市は、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱により、公益社団法人京都市観光協会に対し、事業運営に係る負担金について補助金を支払っている。

さらに、公益社団法人京都市観光協会と京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する業務について委託契約を締結し、当該契約に基づき委託料を支払っている。

公益社団法人京都市観光協会からの事業報告書及び収支報告書により、公益社団法人京都市観光協会は、これまで育成を行ったガイドの更なる質の向上を図り、京都の奥深い魅力を習得する機会を提供するため、ガイドに必要な知識や技術等を学んでもらうスキルアップ研修を実施していることを確認している。

(2) 効率性

京都市認定通訳ガイドのおもてなしによる外国人観光客の満足度は、通訳ガイドの検索サイトに表示されている口コミと星の数から評価できる。本サイトによる外国人観光客の満足度の高さから、スキルの高い通訳ガイドの確保及び育成については効率性が認められる。

(3) 有効性

これまでに認定した京都市認定通訳ガイドに対して、ガイドとして必要な知識や技術等を学ぶスキルアップ研修を全 12 回実施し、延べ 221 名の参加があった。また、京都市認定通訳ガイドを活用して京都観光モラルやマナーを観光客に伝えるツアーを嵐山及び伏見稲荷大社で計 41 回開催し、107 名の参加があった。

おもてなし人材の確保・育成、多彩な人の交ざり合いや京都の文化の継承・発展につながる観光振興に該当するような京都観光の質及び外国人観光客の満足度の向上だけでなく、京都観光モラルの普及・促進など市民生活と観光の両立の観点から有効性が認められる。

また、以下表のとおり毎年京都市認定通訳ガイドを育成（登録）し、多言語化にも対応するなど、実績が継続できており、有効性はあるといえる。

	登録数	言語の内訳比率
1 期生	25	英語 92%、中国語 4%、スペイン語 4%
2 期生	22	英語 77%、中国語 9%、フランス語 14%
3 期生	17	英語 82%、中国語 6%、フランス語 12%
4 期生	20	英語 75%、中国語 15%、フランス語 10%
5 期生	35	英語 74%、中国語 11%、フランス語 9%、スペイン語 6%
6 期生	38	英語 66%、中国語 21%、フランス語 5%、スペイン語 8%

(公益社団法人京都市観光協会「京都市認定通訳ガイド（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士）第 8 期研修受講生の募集」WEB サイト)

(4) 経済性

京都市認定通訳ガイドの審査から始まり、ホスピタリティマインドやコミュニケーションスキル、ガイドスキルの基礎研修、京都の奥深い知識を学ぶ専門研修の実施など、公益社団法人京都市観光協会に業務を委託、また補助金を交付することで、京都市は効果的に行政事務を実施することができる。

公益社団法人京都市観光協会内の京都市ビジターズホスト事務局のホームページでは、登録された京都市認定通訳ガイドから条件を指定して希望の通訳ガイドを検索、さらにその通訳ガイドのガイド可能日が表示され、直接問い合わせることができるようになっており、業務手続の省力化が図られている。

4. 観光宣伝事業

4.1 京都観光オフィシャルサイトの運営事業

4.1.1 概要

No	京都観光オフィシャルサイトの運営事業		
1	事業目的	持続可能な京都観光の実現	
2	事業概要	京都の観光情報を国内外に広く発信するため、国内向けサイト（京都観光 Navi）、海外向けサイト（Kyoto City Official Travel Guide）の運営を行う。また、観光情報だけでなく、災害情報や混雑状況等に係る情報発信を幅広く行うことで、観光客の安心・安全と観光の両立につながる情報発信を行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	62,200 千円	59,200 千円
	うち、目的税の額	入湯税 48,579 千円	入湯税 36,855 千円
	令和5年度	63,200 千円	63,200 千円
	うち、目的税の額	入湯税 55,654 千円	入湯税 63,200 千円
	令和4年度	27,600 千円	24,523 千円
	うち、目的税の額	入湯税 17,400 千円	入湯税 23,223 千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	公益社団法人京都市観光協会から実績報告書を受領しており、同書の確認やオール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱が順守できているため合规性に問題はない。	
9	効率性	観光客の増加と本事業との因果関係が不透明ではあるが、観光客数の増加とアクセス数の増加には一定の整合性が見られるため、効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	リアルタイム混雑状況の情報提供等が実施できており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウを持つ民間メディアを活用することで、効果的に行政事務を実施している。	

4.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり 推進事業補助金)	公益社団法人京都市観光協会	59,200 千円
計		59,200 千円

※委託契約ではなく、補助金として支出

京都観光 Navi 閲覧回数

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ページ閲覧回数	2,931 万回	2,320 万回	2,291 万回
延べサイト訪問者数	930 万人	1,004 万人	824 万人
イベント情報掲載件数	1,112 件	1,322 件	1,686 件

Kyoto City Official Travel Guide 閲覧回数

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ページ閲覧回数	152 万回	328 万回	429 万回
延べサイト訪問者数	64 万人	143 万人	176 万人
イベント情報掲載件数	67 件	92 件	110 件

Facebook 日本語アカウント/X (旧 Twitter) アカウント「京都観光 Navi」実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投稿件数	475 件	650 件	747 件
Facebook フォロワー数	約 3.8 万人	約 4.0 万人	約 4.1 万人
X (旧 Twitter) フォロワー数	約 1.6 万人	約 2.7 万人	約 3.1 万人

Facebook 英語アカウント「Visit Kyoto」実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投稿件数	76 件	260 件	295 件
フォロワー数	約 49.8 万人	約 49.6 万人	約 50.3 万人

Instagram 英語アカウント「Visit_Kyoto」実績

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投稿件数	55件	37件	54件
フォロワー数	約6.3万人	約6.8万人	約8.9万人

(京都市産業観光局提供資料より監査人作成)

4.1.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

令和6年度の事業費（59,200千円）は令和5年度（63,200千円）から減少したものの、デジタルマップ連携や SNS の民間連携強化により、発信する情報コンテンツの質と量を向上させ、特に海外向け発信では大幅なアクセス増を達成しており、費用対効果は高いと考えられる。しかしながら、それらのアクセスと増加した観光客との直接的な関連を確認することができない。

令和6年度もメディアパートナーの活用を継続し、良質な民間ウェブサイトの記事等を集約する仕組みを運用した結果、令和6年度の SNS 投稿件数が、日本語 747 件（令和5年度 650 件、14.9%増加）、英語 295 件（令和5年度 260 件、13.5%増加）となって前年より増加している。

(3) 有効性

市民生活と観光の調和の推進という京都市の政策目的に合致した情報発信が行われている。

令和6年11月には京都観光デジタルマップ（Kyoto Smart Navi）を公開し、リアルタイムの混雑状況、混雑予測、駐車場満空情報、交通規制など、分散化と利便性向上に資する情報を一元的に発信するデジタルプラットフォームの基盤を確立した。

京都観光 Navi のページ閲覧回数は令和5年度の2,320万回から令和6年度は2,291万回に減少、訪問者数だと1,004万人から824万人に減少しており、国内利用者の関心を維持するためのコンテンツ戦略について再検討が必要である。

令和6年度の Instagram フォロワー数（約8.9万人、令和5年度比130.9%）や X フォロワー数（約3.1万人、令和5年度比114.8%）が伸びており、効果が高まっている。

(4) 経済性

令和6年度はデジタルマップ連携や SNS の民間連携強化により、発信する情報コンテン

ツの質と量を向上させたが、事業費は前年より減少させた。

国内観光客向け WEB メディア（日本語）もしくは訪日観光客向け WEB メディア（多言語）を運営している法人や団体で、運営 WEB メディアにおいて、独自取材などにより京都市域のオーバーツーリズムの課題解決に資する情報（伝統文化・行事、地元民目線でおすすめしたいスポット、食文化など）を取り入れた記事を複数掲載している等の条件を満たしたメディアパートナーと連携することで、効率的に京都の特選記事を発信することができ、効果的な行政事務を実施している。

令和6年度も認定メディアを募集し新たに10社を認定するなど、メディアパートナーの活用を継続し、良質な民間ウェブサイトの記事等を集約する仕組みを運用している。これにより、行政単独で全てのコンテンツを造成するよりも効率的に情報量を増やしている。

これらのノウハウを持つ民間メディアを活用することで、効果的に行政事務を実施していることから、経済性があると認められる。

4.2 メディア等を通じた国内外向け情報発信等事業

4.2.1 概要

No	メディア等を通じた国内外向け情報発信等事業		
1	事業目的	映画文化・産業及び京都観光の振興、世界における旅行先としての京都の知名度やブランド力の維持・向上を図る。	
2	事業概要	<p>京都市メディア支援センターにおいて、映画やドラマなどの撮影支援に加え、テレビ、雑誌等のメディア全般や旅行会社等への情報提供、写真素材の提供などを行うとともに、京都市メディア支援センターHPにおいて、支援作品のPR協力、ロケ地情報の発信などを行うことにより、映画文化・産業及び京都観光の振興を図る。</p> <p>海外有カメディア等の取材に対し、京都が有するコンテンツを効果的に発信し、海外における京都の認知度や関心を高めるとともに、観光課題の解決や京都ブランドの向上を図る。</p> <p>また、海外に京都市海外情報発信・収集拠点を設置し、拠点を通じて現地の実情に応じた効果的かつ継続的な情報発信を行い、記事掲載などの露出を図るとともに、現地の観光動向等に関する情報収集活動を実施する。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	35,116千円	34,834千円
	うち、目的税の額	入湯税 29,800千円	入湯税 21,686千円
	令和5年度	36,416千円	36,064千円
	うち、目的税の額	入湯税 34,800千円	入湯税 36,064千円
	令和4年度	37,816千円	37,253千円
	うち、目的税の額	入湯税 29,100千円	入湯税 35,278千円
4	根拠法令等	業務委託契約書	
5	効果測定の有無	あり（メディア支援実績と広告換算額）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	業務委託契約書に基づき業務が執行されている。	
9	効率性	SNS 発信を強化し、投稿数及びフォロワー数を増加させた。効果測定による広告換算額からも高い拡散効果が期待できることから効率性が確認できる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	

11	経済性	ノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会に事業を委託しており、効果的に行政事務を実施している。
----	-----	--

4.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 支出実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (年会費)	京都観光推進協議会	400 千円
負担金補助及び交付金 (年会費)	特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション	100 千円
委託料 (メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務)	公益社団法人京都市観光協会	32,716 千円
委託料 (京都市メディア支援センター運営支援業務)	公益財団法人京都高度技術研究所	1,500 千円
旅費交通費	職員	118 千円
計		34,834 千円

(2) 公益社団法人京都市観光協会による業務

台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン、上海の7拠点（上海は追加事業として新設）を運営し、現地の実情に応じた効果的かつ継続的な情報発信と情報収集を行っている。

①情報収集業務

各国の有力メディアの情報を入手し、取材依頼等を通じて関係構築を図り、パンデミック以降に生じた入出国に関する問合せや各国の予約動向、観光動向等の情報を迅速に収集・分析し、定期的に報告している。

②情報発信業務

京都市内の新規宿泊施設の開業情報、「とっておきの京都」（分散化を促す情報）、観光モラル情報、イベント開催情報などを現地メディアへメールやニュースレターで定期的に配信している。また、政治や経済などの幅広い時事を扱う海外有力メディアに対し、観光課題対策や京都観光モラルなど、京都市が政策として伝えたい情報を効果的に提供し、報道につなげる取組も行っている（年間6件程度を目安）。

さらに、有力メディアへの京都取材の誘導や記事掲載、旅行会社による京都来訪を促す旅行商品の造成・販売促進のための積極的な情報提供を行っている。

③海外メディア取材支援事業

来訪（入洛）を伴う現地での取材支援のほか、メール等による遠隔での取材支援も積極的に行っている。

(3) 実績件数

①京都観光関連記事の掲載実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
京都観光関連記事の掲載実績	519件	822件	690件

②来訪等による取材支援実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来訪等による取材支援実績	37件	35件	25件

4.2.3 監査結果

(1) 合规性

令和6年度の「京都市メディア支援センター運営支援業務」について、公益財団法人京都高度技術研究所との間で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で業務委託契約（1,500千円）が締結されている。また、「メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務」について、公益社団法人京都市観光協会との間で令和6年7月1日付けで契約金額の変更（増額）及び追加事業分の仕様書が締結されており、契約変更手続が実施されている。それぞれ契約書に基づいて業務が実施され、委託料が支払われている。

(2) 効率性

本事業においては SNS 発信を強化し、令和5年度から令和6年度にかけて投稿件数（+14.9%）やフォロワー数（Xで+14.8%）を増加させ、情報拡散力と認知度を向上させている。海外有力インフルエンサー9名を活用した情報発信は、複数の SNS チャンネルを通じて47件の投稿を生み出した。

また、限られた予算の中、海外で現地有力メディア等に情報を発信し、海外からの来訪等による取材支援等を含めると、広告換算額 5,450,222 千円以上の高い拡散効果を達成していることから、効率性について認められる。

また、ロケ支援の効果測定業務においては、従来の視聴率を加味した方式に加え、広告費×放送分数による簡易な算出方法を導入し、視聴率不明の支援作品についても広告価値の目安を算出するなど、広告効果の可視化を図っている。

(3) 有効性

海外向け情報発信事業は、京都の認知度や関心を高めるものであり、海外拠点の運営により、台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドンに加え、新たに上海拠点を新設するなど、現地の実情に応じた情報収集及び発信体制の拡充を図っており、京都の文化への投融資の更なる呼び込みに資するものであり、市民生活と観光の両立という目的に合致する。

(4) 経済性

公益社団法人京都市観光協会に業務委託することで、効果的に行政事務を実施している。令和6年度は、当初の契約額（32,716千円）から大幅に増額（66,516千円）された。これは、京都市の令和6年度予算が、新市長の就任に伴い、第一次編成及び第二次編成の2回にわたり編成されたことに起因している。メディア等を通じた国内外向け情報発信等事業においては、第一次編成分を令和6年度当初に契約し、市会の議決後、追加施策として必要な第二次編成分を、年度途中で当初の契約に追加する形で契約変更を行ったため、結果的に大幅な増額となった。

4.3 観光宣伝事業

4.3.1 概要

No	京都観光を総合的に担う推進体制（DMO）の構築		
1	事業目的	観光事業の質の向上	
2	事業概要	持続可能で満足度の高い京都観光を実現するため、観光地域づくりの舵取り役である DMO(公益社団法人京都市観光協会) にマーケティングなどの専門人材 4 名を配置する。	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	14, 150 千円	14, 150 千円
	うち、目的税の額	入湯税 12, 000 千円	入湯税 8, 809 千円
	令和 5 年度	14, 150 千円	14, 150 千円
	うち、目的税の額	入湯税 13, 500 千円	入湯税 14, 150 千円
	令和 4 年度	10, 825 千円	10, 825 千円
	うち、目的税の額	入湯税 8, 300 千円	入湯税 10, 251 千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見特になし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱により補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	「京都市観光協会データ月報」の公開ページユーザー数が増加しているが、直接的な関係性を示す資料はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性を認められる。	
11	経済性	専門人材 4 名を配置した上で実施する事業に補助金を交付することで、効果的な行政事務を実施しているが、実績についての定量的指標が明確でないため、判断しがたい。	

4.3.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金：京都観光を総合的に担う推進体制の構築)	公益社団法人京都市 観光協会	7,500千円
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金：京都市版DMOの推進事業)	公益社団法人京都市 観光協会	3,325千円
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金：体験型メニューの運営支援等)	公益社団法人京都市 観光協会	3,325千円
計		14,150千円

京都における総合的な観光推進体制は、公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）がその核を担っている。

DMOとは、地域の観光を戦略的にマネジメントし、地域全体の観光振興を推進する組織の事をいい、京都市DMOの体制強化のため、更なる観光戦略の構築と実行体制の強化を図っている。そこで、ゼネラルマネージャーを配置するとともに、DMOの科学的経営の実現に向けて、各種データ収集と分析を行うマーケティング統括官、海外メディアを中心とした戦略的なプロモーションを展開するプロモーション専門官、京都ならではの新たな体験型メニューの開発やコンテンツ造成を行うコンテンツ専門官を配置し、データを活用したブランディングや地域事業者のマーケティング活動支援等を実施している。

また、京都観光の市場動向をいち早く把握できるよう、市内主要ホテル110軒・旅館25軒の統計情報や免税店の売上状況、ビッグデータの分析結果等を「京都市観光協会データ月報」として発表している。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
データ月報公開ページユーザー数	4,606人	25,046人	28,088人
データ月報ダッシュボード申込数	70人	642人	735人

(産業観光局提供資料より監査人作成)

京都観光の総合満足度

大変満足～やや満足と回答した	令和元年	令和5年	令和6年
日本人	91.3%	93.9%	94.6%
外国人	97.6%	98.1%	97.2%

(令和6年京都観光総合調査結果より監査人作成)

京都観光の残念度

残念なことがなかったと回答した	令和元年	令和5年	令和6年
日本人	48.7%	48.5%	44.4%
外国人	78.4%	78.9%	75.3%

(令和6年京都観光総合調査結果より監査人作成)

4.3.3 監査結果

(1) 合規性

京都市はオール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。また、公益社団法人京都市観光協会が作成した実績報告書により、事業の実施体制等を確認している。

(2) 効率性

「京都市観光協会」の公開ページユーザー数が、令和5年度の25,046人から令和6年度は28,088人(+12.2%)に増加し、「データ月報ダッシュボード」の申込数が、令和5年度の642件から令和6年度は735件(+93件)に増加した。これは、令和4年度から継続的にマーケティング統括官(専門官)が配置され、データ収集・分析体制が強化された成果である。

京都市の観光消費額は令和5年の1兆5,366億円から令和6年には1兆9,075億円(過去最高)に大幅増加し、経済波及効果も令和5年の1兆7,014億円から令和6年には2兆989億円(過去最高)に増加している。DMOによるデータに基づいたブランディングや市場動向把握とこの経済効果とに直接的な関係性を示す資料はないが、DMOの活動(科学的経営の推進や戦略的プロモーション)が、京都経済の力強い回復と成長に貢献している可能性はある。

(3) 有効性

DMOの体制強化は、観光の質を向上させ、観光客の利便性向上と混雑緩和という市民生活と観光の調和・両立の更なる推進を目指す目的に合致している。

令和6年度は、京都ならではの新規体験型メニューとして、日本語の専門ガイドによる解説付きの「まなび席」を三大祭いずれでも販売し、さらに祇園祭では高付加価値な席として「プレミアム観覧席」を販売した。他にも、劇伴音楽イベントや人気コスプレイヤーのオフィシャル撮影会等といった京まふでの特別体験イベントや、通常は入山禁止である点火当日の京都五山に日中に入山し、送り火に関する説明や点火準備を体験できる京都五山送り火特別体験といったコンテンツを開発した。

「まなび席」はほぼ完売し、「プレミアム観覧席」も9割以上販売するなど、高付加価値な体験の定着に寄与し、京まふでの特別体験イベントには全体で1,406人(外国人874人、日本人532人)の参加があり、インバウンド需要の取込にも寄与している。五山の送り火特別体験は参加者462人(外国人34人、日本人428人)で、京都市の想定を下回ったものの、これまで実施困難だった取組を実現したことは今後の事業の参考になるといえる。

(4) 経済性

公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）にマーケティングなどの専門人材4名を配置し、彼らが実施する科学的経営の実現に向けた各種データの収集・分析及びそれを活用した施策推進活動に対し補助金を交付することにより、京都市の行政事務を効果的に実施している。

令和6年京都観光総合調査では、京都観光の総合満足度について「大変満足～やや満足」の回答割合が、前年に比べて日本人では増加しているが、外国人では減少している。一方、京都観光の残念度について「残念なことがなかった」の回答割合は、日本人、外国人ともに前年より減少している。専門人材は、データ収集や分析、コンテンツ造成等、それぞれの分野で実効的な役割を担っていることは認められるものの、費用対効果にかかる経済性の評価は判断しがたい。

5. 文化財の保全・継承に向けた取組事業

5.1 伝統産業設備改修等補助制度事業

5.1.1 概要

No	伝統産業設備改修等補助制度事業		
1	事業目的	優れたものづくりの技術、気質、職人が支える伝統産業の活性化	
2	事業概要	<p>(1) 伝統産業従事者（材料、道具等の供給者を含む）を対象に、老朽化や法令等の改正に伴う設備の改修、更新、新設に対する補助を行う。</p> <p>(2) 令和6年度からは、大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ関西等の国際的なイベントの開催に伴う需要増に対応するため、新規雇用や後継者育成、新商品開発等につながる設備を新設する伝統産業従事者への支援を充実する。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>①老朽化や法令等の改正等により、1台につき30万円（税抜）以上の費用を要する設備の改修、更新及び新設</p> <p>②新規雇用や後継者育成、新商品開発等につながる、1台につき30万円（税抜）以上の費用を要する設備の新設</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	45,000千円	40,725千円
	うち、目的税の額	宿泊税 44,528千円	宿泊税 40,725千円
	令和5年度	21,000千円	20,506千円
	うち、目的税の額	宿泊税 16,585千円	宿泊税 18,851千円
	令和4年度	21,000千円	19,167千円
	うち、目的税の額	宿泊税 12,043千円	宿泊税 18,047千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合規性に問題はない。	
9	効率性	支援規模が拡大しており、伝統産業の設備改修等による経営基盤の強化だけでなく、設備改修等を受託した地	

		域企業に対する支援にもつながることから効率性が認められる。
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。
11	経済性	補助金の交付により、設備改修等を受託した地域企業に対する支援にもつながることから経済性が認められる。

5.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払件数	金額
負担金補助及び交付金 (伝統産業振興補助金)	46 件	20,554 千円
負担金補助及び交付金 (伝統産業振興補助金) 充実分	35 件	20,171 千円
計		40,725 千円

過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金交付件数	76 件	91 件	80 件

5.1.3 監査結果

(1) 合規性

京都市伝統産業設備改修等補助制度を受けるためには、申請書とともに事業予算書等の必要書類の提出が必要であり、それらの申請書類について確認した。

補助金の交付については、設備改修等の費用について提出された申請書により交付決定を行い、設備改修等の実施・完了後に提出された実績報告書等を確認して補助金を交付するという流れになっており、京都市は京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱により補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

令和6年度の補助金の交付件数は令和5年度と比べて少ないが、交付金額は年々増加し、令和6年度が一番多くなっている。このことは、一件あたりの交付金額が増加していることを示唆しており、限られた公金が効率的に活用されていない懸念がある。しかしながら、当該補助制度は補助対象となる設備投資額について一定額以上であることを定めており、一件あたりの交付金額が増加している事実のみをもって効率性を否定するものではない。また、当該補助金制度によって、伝統産業の設備改修等による経営基盤の強化だけでなく、補

助対象経費が原則として京都市内の事業者に発注されたものとなっていることから設備改修等を受託した地域企業に対する支援にもつながり、経済効果についての効率性が認められる。

(3) 有効性

本補助金事業は、設備の新設又は改修を促進することにより、優れたものづくりの技術、気質、職人が支える伝統産業の活性化に資するものであり、目的に合致している。

(4) 経済性

補助金の交付件数について、令和6年度は令和5年度と比較して減少しているが、交付金額は令和6年度が一番多くなっている。このことは、一件あたりの交付金額が増加していることを示唆しており、経済性に反しているように見える。しかしながら補助対象経費が原則として京都市内の事業者に発注されたものとなっていることから、補助金の交付が設備改修等を受託した地域企業に対する支援にもつながり、経済性が認められる。

5.2 京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業

5.2.1 概要

No	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業		
1	事業目的	京都の伝統を継承し新たな価値を作り出すこと	
2	事業概要	<p>京都伝統産業ミュージアムを活用し、京都市の伝統産業指定 74 品目を対象に、業種横断的に伝統産業製品の需要の拡大に向けて異分野とのコラボレーション、交流等の支援を行い、業界の活性化に繋げる。</p> <p>また、次代を担う子どもたちが伝統産業に携わる機会の創出及び伝統産業の担い手の確保に向けて、未来のつくり手・使い手をメインターゲットとした伝統産業ワークショップの実施、コーディネート等を行う。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	23,515 千円	23,515 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,616 千円	宿泊税 1,616 千円
	令和 5 年度	23,942 千円	23,942 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	24,369 千円	24,369 千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則</p> <p>京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱</p>	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱に準拠していることが認められる。	
9	効率性	単年度ベースでの効率性評価は困難であるが、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に一致しており、有効性が認められるが、活動規模が縮小していることから効果が限定的であることが懸念される。	
11	経済性	補助金の負担額は年々減少しているものの、事業実績も全体的に実施回数の減少傾向を示しており、負担額の減少をもって経済性を認めることはできない。	

5.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	公益財団法人京都伝統産業交流センター	16,992 千円
負担金補助及び交付金	公益財団法人京都伝統産業交流センター	6,523 千円
計		23,515 千円

(2) 過去3年間の公益財団法人京都伝統産業交流センターの事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ワークショップ参加人数	3,308 人	3,187 人	2,782 人
ワークショップ実施回数	172 回	114 回	107 回
学校における伝統産業授業の活性化支援実施回数（開催期間）	7 件（37 日間）	7 件（68 日間）	7 件（12 日間）
「匠」ふれあい事業実施回数（開催期間）	23 件（57 日間）	24 件（76 日間）	14 件（29 日間）
コラボ周知・啓発事業実施回数（開催期間）	9 件（70 日間）	6 件（11 日間）	3 件（4 日間）

5.2.3 監査結果

(1) 合规性

「京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱」が令和4年4月1日から施行されており、令和6年度に公益財団法人京都伝統産業交流センターに交付された補助金（6,523千円）はこの要綱に準拠していることが確認できる。

また、京都市は「京都伝統産業ふれあい館（京都伝統産業ミュージアム）」における伝統産業製品の出品コーディネートや解説補助等についての委託料を公益財団法人京都伝統産業交流センターに支払っている。

(2) 効率性

公益財団法人京都伝統産業交流センターの事業実績は、全体的に実施回数の減少傾向を示している。補助金の負担額についても年々減少しているが、減少比率で見ると補助金は約6%の減少率にとどまる一方、事業実施回数の減少率は約13%から約28%に達している。このことは、補助金の減少に比して事業実施回数の減少が大きいことを意味しており、事業の効率性が相対的に低下している可能性を示唆しているが、人件費や物価の高騰等の影響により、ワークショップ実施のための原材料費や人件費等も高騰していることから、投入する経費に対して実施できる事業の件数が限られることが原因であることを確認している。

しかしながら、委託費については一定金額を負担しており、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。今後は、事業成果を客観的に測定可能

な指標の整備を進めるとともに、補助金投入額と事業成果の関係性をより精緻に分析されたい。

(3) 有効性

本事業内容の「業種横断的に伝統産業製品の需要の拡大に向けて異分野とのコラボレーション、交流等の支援」や「伝統産業の担い手の確保に向けて、未来のつくり手・使い手をメインターゲットとした伝統産業ワークショップの実施」は「伝統産業とアートやファッション等の融合により新たな価値創造につなげるなど、国内外の販路の開拓・拡大、担い手の育成等を行う先進的な取組の支援」を掲げる京都市の政策目的「地域と文化を支える伝統産業や商業の振興、食文化の継承・発展」に合致している。

しかしながら、ワークショップの実施回数と参加人数が令和4年度以降減少しており、担い手確保という主要な政策目的の達成に向けた活動規模が縮小していることが懸念される。

(4) 経済性

補助金の負担額は年々減少しているものの、事業実績も全体的に実施回数の減少傾向を示しており、負担額の減少をもって経済性を認めることはできない。

【意見】 事業成果の指標の整備

委託費については一定金額を負担しており、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。

事業実施回数の減少理由として人件費や物価の高騰の事実が認められるものの、今後は、事業成果を客観的に測定可能な指標の整備を進めるとともに、委託費及び補助金投入額と事業成果の関係性をより精緻に分析されたい。

5.3 繊維産業振興事業（きものステーション・京都）

5.3.1 概要

No	繊維産業振興事業（きものステーション・京都）		
1	事業目的	和装文化の発信や相談・体験の提供を通じて、京都の文化・伝統産業の振興を図る。	
2	事業概要	<p>京都経済センター内の「きものステーション・京都」において、きもの相談や和装文化体験、和装文化の発信等の取組を推進する。</p> <p>(1) 体験事業 和装文化に関するワークショップとして、着付け、和裁、くみひも、華道などの体験事業を実施。</p> <p>(2) 相談事業 きものに精通するコーディネーター、商品の価格や販売店、メンテナンスなどきものに関する様々な相談に対応。</p> <p>(3) 販売事業 和装を中心とする物販。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	20,000千円	20,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 19,790千円	宿泊税 20,000千円
	令和5年度	20,000千円	20,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 15,796千円	宿泊税 18,386千円
	令和4年度	20,000千円	20,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 11,469千円	宿泊税 18,832千円
4	根拠法令等	きものステーション・京都運営協議会規約	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市予算規則に則って事業に対する負担金の支払を実施していることから、合规性に問題はない。	
9	効率性	単年度ベースでの効率性評価は困難であるが、年間推移データより、効率性が上昇傾向を示しているといえる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	単年度ベースでの経済性評価は困難であるが、年間推移データより、経済性が上昇傾向を示しているといえる。	

5.3.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	きものステーション・京都運営協議会	20,000 千円
計		20,000 千円

※事業の実施に係る負担金

(2) 過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体験事業参加者	1,479 人	1,506 人	1,551 人
相談事業参加者	62 人	42 人	47 人
販売実績	14,774 千円	16,381 千円	17,282 千円

5.3.3 監査結果

(1) 合規性

京都市が参加するきものステーション・京都運営協議会の負担金として、きものステーション・京都運営協議会規約に基づき、令和元年度から継続して支払っている。負担金額については京都市会の議決を経た予算の範囲で協議会として決定され、きものステーション・京都運営協議会が発行する請求書に基づいて京都市が支出している。

(2) 効率性

政策成果を測定するための客観的な指標や関連データが十分に整備されていないため、単年度ベースでの効率性評価は困難であるが、負担金の金額が一定であるにもかかわらず、事業参加者数及び販売実績について年々増加していることから、効率性について上昇傾向を示しているといえる。

(3) 有効性

きものステーション・京都で「体験事業」として着付け、和裁、華道などのワークショップを実施することは、京都市が政策に掲げている「誰もが文化に触れる機会の創出と文化の継承・創造の基盤整備」や、きものや和装文化といった伝統産業の経済活動を直接支援する「地域と文化を支える伝統産業や商業の振興、食文化の継承・発展」の目的にも合致する。

また、「販売事業」や「相談事業」（価格や販売店、メンテナンス対応）は、きものという伝統産業製品の販路開拓・拡大及び需要の創出に貢献すると認められる。

令和4年度から令和6年度までにかけて、体験事業の参加者数、及び販売事業の売上が着実に増加している。これは、和装文化の発信及び商業振興の面で一定の成果を上げていることを示唆している。

(4) 経済性

政策成果を測定するための客観的な指標や関連データが十分に整備されていないため、単年度ベースでの経済性評価は困難であるが、負担金の金額が一定であるにもかかわらず、事業参加者数及び販売実績について年々増加していることから、経済性について上昇傾向を示しているといえる。

6. 観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化事業

6.1 持続可能なインバウンド観光促進事業

6.1.1 概要

No	持続可能なインバウンド観光促進事業		
1	事業目的	京都ブランドの一層の向上と持続的な京都観光の実現	
2	事業概要	<p>外国人観光客数が回復する中、京都観光行動基準（京都観光モラル）や観光マナーの周知啓発、インバウンド受入環境の再整備やプロモーションの実施等に取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、市民生活と調和した持続可能な観光を推進する。</p> <p>①京都市の世界におけるプレゼンスを向上させ、上質な観光客層の誘致につなげるため、ラグジュアリー層向け商談会へ出展し、総合的な観光プロモーションを実施するとともに、海外有力旅行雑誌等に京都市に関する記事広告を掲載する。</p> <p>②京都観光オフィシャルサイト「京都観光 Navi」や京都市観光協会の SNS での情報発信を強化するとともに、良質な民間 WEB サイトの記事等を集約したコンテンツを運営する。</p> <p>③インバウンドの受入環境整備として、京都市認定通訳ガイドを活用したモデルツアーの造成や、免税手続きに対応する事業者向け多言語コールセンターの運営を行う。</p> <p>④分散化に資する取組等をツアーに組み入れたファミトリップ（メディア、旅行事業者等の視察ツアー）に対し、取材支援等を行う。</p> <p>⑤持続可能な観光や SDGs への寄与、京都観光モラルの実践につながる、上質な観光コンテンツを造成する事業者の支援、宿泊施設と連携した質の高い観光コンテンツの周知案内を実施する。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	40,500 千円	40,500 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 20,250 千円	宿泊税 24,885 千円
	令和 5 年度	51,000 千円	51,000 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 39,250 千円	宿泊税 31,529 千円
	令和 4 年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例	

		京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱
5	効果測定の有無	なし
6	実施した主な手続	資料の閲覧
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付し、業務委託についても契約書に則っており、合规性に問題はない。
9	効率性	各商談会における商談件数の増加等一定の効果は認められる。
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。
11	経済性	ノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会に事業を委託することで、効果的な行政事務が実施されている。費用対効果の検証が困難であるものの、一定の効果は認められる。

6.1.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金)	公益社団法人京都市観光協会	24,500 千円
委託料 (ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化に関する業務)	公益社団法人京都市観光協会	16,000 千円
計		40,500 千円

(2) 令和6年度実施業務

①ラグジュアリー層向け商談会へのブース出展

日程	商談会（開催場所）	参加数	商談件数
令和6年 12月2日 ～5日	ILTM Cannes 2024 (フランス カンヌ)	バイヤー：2,341名（約83か国） 出展者：2,593団体 メディア：約100社	83件
令和7年 1月25日 ～26日	Travel & Adventure Show (アメリカ ニューヨーク)	出展者：未把握 来場者：24,262名（うち業界関係者1,285名、プレス275名）	16件
令和7年 3月4日 ～6日	ITB Berlin 2025 (ドイツ ベルリン)	出展者：5,800以上 出展国：約190か国 来場者：約100,000人以上	72件

(京都市提供資料より外部監査人作成)

※1 「ILTM (International Luxury Travel Market)」は、欧米豪・中東地域を中心に世界各国からラグジュアリートラベルを扱う旅行業界の関係者が集まる、富裕層旅行業界における最大規模で最も権威のある商談会。ラグジュアリートラベルの最新動向が共有される場となっている。

※2 「Travel & Adventure Show」は、アメリカ各地で開催される一般消費者向けの大規模な旅行博覧会で、アメリカ人旅行者に日本の魅力を発信できる場となっている。

② 海外メディアプロモーション強化

媒体	コンデナストトラベラー	TravelerLuxe
形態	月刊旅行誌及びオンラインメディア	月刊旅行誌
発行対象地域	ロサンゼルス、サンフランシスコ、サンディエゴ、シアトル、デンバー、ニューヨーク、シカゴ、ダラス・フォートワース、ボストン	台湾全土
ユーザー数等	雑誌読者数 5,700,000人以上 サイトユニークユーザー数 12,100,000以上 ソーシャルメディアフォロワー数 17,000,000以上	発行部数 65,000部
掲載期間等	令和7年1月6日～3月31日	令和7年3月発売
成果	目標 0.07～0.15% 最終 0.07% 合計インプレッション数 2,723,208 (確約設定数 2,696,488) クリック数 1,902	—

※1 「コンデナストトラベラー」は、京都市が誘客強化に取り組んでいる北米のハイエンド層を中心に、毎月約100万部の売り上げを誇る月刊旅行誌及びオンラインメディアである。

る。世界の観光動向にも影響があるとされている。令和7年度海外の各種人気観光都市読者投票ランキング2位の人気雑誌である。

※2 「TravelerLuxe」は紙媒体で広告を打つ際、台湾国内で最有力なハイエンド向け雑誌である。令和6年度海外のランキング8位の人気雑誌である。

6.1.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

また、委託契約書は令和6年4月1日に締結されており、契約期間、委託料、委託業務名が明確に記載されている。また、仕様書にはラグジュアリー層向け商談会への「最低3つ出展」及び海外メディアの「2媒体以上の選定」が定められており、令和6年度の実績（商談会3つ、媒体2つ）は規定に合致している。

(2) 効率性

令和5年度より開始した事業であり、令和5年度は4つの商談会に出展し計270件の商談を実施したが、令和6年度は3つの商談会に出展し、商談件数は171件であった。全体的な数値で判断すると商談件数が減少していることから、効率性については低下しているように見受けられるが、2年連続して出展している「ILTM Cannes」は令和5年度が82件で令和6年度が83件でほぼ同数、「ITB Berlin」は35件から72件へ大幅に拡大している。

海外メディアプロモーション事業としては、令和6年度は令和5年度と同様に2媒体（旅行誌）への掲載であったが、コンデナストトラベラーは海外の各種人気観光都市読者投票において2位（2025年度）を取得するほどの人気雑誌であり、デジタル媒体も有していることから、広告の効果としては効率性を認めることができる。しかしながら、海外メディア広告のクリック数（1,902件）以外の具体的な成果指標や、商談会での成約・将来的な訪問による直接的な観光消費額への寄与を示すデータが提示されておらず、費用対効果の検証が困難である。

したがって、令和6年度の京都市の観光消費額は1兆9,075億円（過去最高）に達しており、外国人宿泊客数も821万人（過去最高）を記録しているものの、この全般的な好況（特に円安や北米市場の活況）の中で、本事業がラグジュアリー層の誘客にどれほど独自に貢献したかは不明である。

しかしながら、ラグジュアリー層向け商談会への出展自体が京都ブランドの向上につながるものであり、商談会で構築された大手旅行会社との連携関係により京都への送客につながるなど、一定の効果は認められる。

(3) 有効性

ラグジュアリー層の誘客は、観光客の消費による地域経済の活性化や、旅行先のブランド

構築における影響力の大きさから、上質な京都ブランドの浸透とリピーター化や長期滞在を促進する持続可能なインバウンド観光促進事業である。また、ラグジュアリー層の誘致プロモーションでは、京都市内中心部の混雑を避けるため、分散化に資する情報発信が重要視されており、市民生活と観光の両立に資することで持続的な京都観光の実現という目的に合致する。

令和5年度から引き続きラグジュアリー層向け商談会（ILTM、ITB）へ出展し、特に令和6年度は ILTM Cannes 2024 でバイヤーの高い関心を集めたことに加え、出展継続の必要性を主催者側から求められるなど、京都ブランドのプレゼンス向上に寄与した。また、海外有力メディア（コンデナストトラベラーなど）への記事広告掲載により、目標とするクリック率（0.07%）を達成した。商談会では、京都市内中心部の混雑が知られている中でも、「京都は外せない訪問地」として認識されており、上質な観光客層の誘致という目標達成に向けた京都の優位性を確認できた。

ラグジュアリー層の要望が多様化・高度化するなか、京都が選ばれ続ける目的地であるためには、特別なニーズに応え得るコンテンツの開発と DMC（地域経営組織）体制の抜本的な強化が急務である。具体的には、質の高い旅行商品の企画から管理、販売までを一気通貫で担う専門組織を育成・拡充し、旅行者の要求に的確に応える体制を整えなければならない。また、混雑回避に資する「とっておきの京都」エリアの認知向上も重要な課題である。

（4）経済性

決算支出金額が令和5年度より減額していることから経済性について認められるところではあるが、ラグジュアリー層に特化した16,000千円（商談会への出展料8,000千円、海外プロモーション広告出稿料8,000千円）の委託契約が、既存の広報活動に対して付加的・特化した効果をどの程度生み出しているかが不明であり、費用対効果の検証が困難である。

6.2 万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業

6.2.1 概要

No	万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業		
1	事業目的	万博を通じて、人や投資を呼び込み、京都府全域のさらなる活性化につなげる	
2	事業概要	<p>府・市・経済団体等によるオール京都体制の実行委員会を組織し、普及啓発等をはかることで、広く市民・事業者へ万博の認知度を高め、機運醸成に取り組む。</p> <p>①オール京都体制の実行委員会（大阪・関西万博きょうと推進委員会及び EXPO KYOTO）の運営</p> <p>②市民・事業者を対象とする機運醸成シンポジウムの開催や HP の運営、SNS 発信</p> <p>③万博会場での催事の実施に向けた準備</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	27,200千円	26,946千円
	うち、目的税の額	宿泊税 11,250千円	宿泊税 11,250千円
	令和5年度	6,600千円	6,600千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市予算規則</p> <p>大阪・関西万博きょうと推進委員会会則</p>	
5	効果測定の有無	<p>京都府への経済波及効果</p> <p>認知度の向上指数（公式 SNS のフォロワー数等）</p>	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	京都市予算規則に則り、大阪・関西万博きょうと推進委員会会則によって負担金の支払いをしており、合規性に問題はない。	
9	効率性	推進委員会の掲げる基本構想について、若手中心のプロジェクトチームが具体的に企画しそれを実現することで事業が効率的に実施された。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	公募型プロポーザルにより競争的に事業者を選定しており、経済的な適格性が図られた。	

6.2.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	大阪・関西万博きょうと推進委員会	26,946千円
計		26,946千円

6.2.3 監査結果

(1) 合規性

行政、経済界、有識者等で構成される「大阪・関西万博きょうと推進委員会」を設置し、オール京都体制で事業を推進した。また、若手部会として「EXPO KYOTO」を設置し、企画・実行を分担したほか、万博会場内の関西パビリオンへの京都ゾーン出展（実施設計及び展示制作、企画・運営）や、「EXPO KYOTO MEETING」の運営事業者の選定においては、公募型プロポーザルが活用された。

京都市は、大阪・関西万博きょうと推進委員会会則によって負担金を支払っている。

(2) 効率性

令和5年9月8日に、「大阪・関西万博きょうと基本構想」を踏まえ構想を具体化するために策定された「アクションプラン Ver. 1」は、令和6年度中に継続的に改訂され、令和7年3月24日の第5回大阪・関西万博きょうと推進委員会までに「アクションプラン Ver. 4」が決定された。令和7年12月19日に報告されたアクションプラン実績集には、326のプランが取りまとめられており、計画策定から実行段階への移行が迅速に行われたことを示している。

若手部会のプロジェクトチーム「EXPO KYOTO」を立ち上げ、企画・実行の中心を担い、多様な主体の意見を取りまとめ、事業の企画実現をサポートしたことも効率的であったと認められる。

(3) 有効性

大阪・関西万博きょうと推進委員会の目的は、令和7年の大阪・関西万博を契機に、最先端の科学技術や研究開発などの京都産業の強みや、府内各地の文化や観光資源などの魅力を国内外に広くアピールし、交流促進によって京都の発展に着実につなげるため、具体的な取組の検討や推進をオール京都で行うことである。

令和6年度には、京都駅前で大阪・関西万博開催半年前機運醸成イベント「京都イロドリ EXPO こといろ」が開催され、令和7年4月13日から10月13日にかけて万博会場内関西パビリオンに出展する京都ゾーン（仮称）の実施設計、展示制作、及び企画・運営業務の事業者も決定し、準備作業が本格化した。

推進委員会の参加団体や基本構想に賛同する企業・団体による、文化・環境、産業、観光、いのちの分野の広範な取組（計326プラン、例：IVS KYOTO、京まふ）がアクションプランに位置付けられ、オール京都体制の有効性が発揮された。

事業の目的である「広く市民・事業者へ万博の認知度を高め、機運醸成に取り組む」という点について、大阪・関西万博きょうと推進委員会が令和7年12月19日に作成した成果報告書によれば、大阪・関西万博きょうと推進委員会公式 SNS のフォロワーが大幅増（令和6年12月27日約1,100人→令和7年11月12日28,580人）となっていることや、同報告書によれば京都府への万博の経済波及効果は1,993億円あったことから一定の本事業の成果はあったものと思われる。

(4) 経済性

京都ゾーンの設計・制作や企画・運営といった大規模支出を伴う事業について、公募型プロポーザルにより競争的に事業者を選定しており、経済的な適格性が図られた。

6.3 万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業

6.3.1 概要

No	万博に向けた機運醸成・誘客等推進事業		
1	事業目的	広域的な誘客活動を通じて、京都市の経済や観光を活性化し、持続可能なまちづくりに貢献する。	
2	事業概要	関西広域連合構成府県市や関西経済連合会等で構成する「EXPO2025 関西観光推進協議会」において、万博のテーマ等を踏まえた新しい旅行商品・コンテンツの造成やSNS 等を通じたデジタルプロモーション等を通じて万博会場から市域への誘客に向けて取り組む。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	5,000千円	5,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,500千円	宿泊税 2,500千円
	令和5年度	5,000千円	5,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	EXPO2025 関西観光推進宣言	
5	効果測定の有無	あり（商品造成数等の経済効果指標）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	特段の不順守は確認できない。	
9	効率性	関西2府8県4政令市等による官民一体の「ONE 関西」推進体制により、各自治体が個別にプロモーションを行うよりも効率的に実施された。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	令和5年度と負担金額が同額で継続されているが、効果を検証する資料が不足しているため評価できない。	

6.3.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (EXPO2025 関西観光推進協議会会費)	一般財団法人 関西観光本部	5,000千円
計		5,000千円

6.3.3 監査結果

(1) 合規性

EXPO2025 関西観光推進協議会には会則といった文書が確認できないが、EXPO2025 関西観光推進宣言が規程的役割を果たしている。EXPO2025 関西観光推進宣言による特段の法令・規定の不順守は確認できない。

(2) 効率性

関西2府8県4政令市等による官民一体の「ONE 関西」推進体制は、各自治体が個別にプロモーションを行うよりも効率的であり、774件の観光コンテンツ情報を多言語で統一的に整備したことは効率的である。

(3) 有効性

EXPO2025 関西観光推進協議会は、関西の活性化に向け、万博及び関西観光への誘客等広域観光を集中的に推進することを目的としており、令和6年度は3か年事業の2年目で、目標100商品に対し、累計380の旅行商品造成を達成している。観光コンテンツを活用した旅行商品造成を促進し、関西広域観光の拡大につなげるためには、万博会場からの広域観光への誘客コンテンツの創出は極めて有効である。万博来場者向けワンストップ情報サイト「TheGatetoKANSAI(G2K)」が2025年1月末に公開され、また、万博会場内に観光ブース「KANSAITouristInformation」が設置されるなど、誘客・情報提供の基盤整備が着実に進められた。

協議会が目標とする海外からの万博来場者350万人を関西一円へ送り出すという主要目標に対し、令和6年度のデジタルプロモーション(SNS等)や広域観光活動が、どの程度誘客に貢献しているかを示す定量的な実績データとして、EXPO2025 関西観光推進協議会から実績報告を受けている。実績報告書において、京都府・京都市の販売商品数の記載や経済波及効果等の報告がなされており、一定の効果測定はできている。

(4) 経済性

広域連携体制である協議会への会費(京都市負担金)は、令和5年度5,000千円、令和6年5,000千円で継続されており、連携維持にかかる京都市の費用負担は一定に保たれている。

6.4 新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）

6.4.1 概要

No	新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）		
1	事業目的	京都の産業、観光に関心を持つ層の拡大、京都の伝統産業等のPR	
2	事業概要	<p>①伝統産業品の商品開発を通じた新たなファン開拓事業 京都の魅力の一つである伝統産業をはじめとする地場産業を広く発信し、京都ファンの開拓や業界の振興を図ることを目的として、京都館館長である小山薫堂氏のアイデア・人脈を活かした著名人とのコラボ等による新たな商品やサービスの開発を行う。</p> <p>②SNS、YouTubeによる新たなファン開拓事業 主に首都圏を対象として配信していたYouTubeの動画のリニューアルを図り、若年層の再生数が期待できる動画配信を実施する。加えて外国人向けの情報発信や留学生、京都の学生と連携した企画を行う。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	14,000千円	13,613千円
	うち、目的税の額	宿泊税 14,000千円	宿泊税 9,500千円
	令和5年度	14,000千円	13,608千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	あり WEBサイトPV数、YouTubeチャンネル登録者数	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項あり	
8	合規性	<p>令和6年4月22日付の株式会社クロステック・マネジメントとの委託契約書等によればYouTubeチャンネルの運営は、「年間25回以上を目安に投稿すること」と記載されているが、近年の投稿数は年間14～16回程度となっており、目安である25回の約60%に過ぎない回数であることが確認された。</p> <p>仕様書に記載されている回数はあくまでも「目安」だが、仕様どおりとはいかなかった点について仕様書の修正等を検討すべきである。</p>	

9	効率性	動画投稿数に変動はあるが全体としては遞減しており、効率性が認められない。
10	有効性 (目的に合っているか)	目的には即しており、有効性には問題ない。
11	経済性	京都市自らに SNS の活用・運用にノウハウが乏しいため、外部業者に委託して効果的に行政事業を実施している。 著名な文化人を用いたコンテンツ作成を 1 年間を通じて行っており、その対価としては合理的な範囲であるといえるため、経済性には問題がない。

6.4.2 補足説明

令和 6 年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	株式会社クロステック・マネジメント	13,554 千円
旅費交通費	職員	59 千円
計		13,613 千円

株式会社クロステック・マネジメントに対する委託料の内訳

	金額
伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業 企画運營業務	5,665 千円
YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等企画 運營業務	7,889 千円
計	13,554 千円

6.4.3 監査結果

委託業者である株式会社クロステック・マネジメント作成の「YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等企画運營業務 完了報告書」を閲覧した。同書によると以下のように WEB サイト閲覧者数が増加している。また監査人が YouTube チャンネルにアップロードされている動画数を集計した結果も以下に記している。

近年は YouTube 視聴が一般的になっているため、定期的な動画のアップロードをしないと視聴者に届かなくなってしまう（視聴者はより更新頻度の多い動画ばかりを視聴してしまう）ため、定期・継続的な動画・コンテンツのアップロード及び提供が不可欠と言える。また、投資した金額に基づいて期待される WEB サイト PV 数や YouTube チャンネル登録者数は予測し難いが、下記表のように効果測定・結果が可視化されやすいため、これらの指標を常に可視化しておき、これらの指標がより向上するための企画、運営方法を委託業者と常に

情報交換をすべきと言える。

なお、年度中に投稿された動画数は以下表のとおりであり、近年は投稿数が落ち込んでいる。また、令和6年度に締結した委託契約書によると「年間25回以上を目安に投稿すること」との定めがある。目安とはいえ契約書どおりの投稿数が得られていない点については、令和6年度の投稿数は16回であるものの、年度中に収録・編集していた準備数は21本分であり、このうち7本については、令和7年6月に京都館と連携して発行した書籍のPRになることから、発行の時期に合わせての投稿となったことが確認できている。

また、YouTubeの動画ごとの再生数は、令和8年2月2日時点の最多で22万回再生（令和3年8月29日公開、「京都駅で買う気の利いたお土産5選（JR京都伊勢丹編）（第44回京都館会議）」である一方、公開から数年を経過しても1,000回未満に留まる動画も散見される。チャンネル登録者数が1.8万人を超える現状に鑑み、再生数が低迷している動画についても、再生数の向上に資するPRや効果的な運用上の工夫が求められる。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
京都館 WEB サイト PV数	338,924	504,209	531,227	554,533
京都館 YouTube チャンネル登録者数	※441人	※3,783人	※4,700人	※8,900人
年度中に投稿された 動画数	47回	27回	15回	16回

※令和3年度：令和3(2021)年4月1日時点のチャンネル登録者数

※令和4年度：令和4(2022)年4月1日時点のチャンネル登録者数

※令和5年度：令和5(2023)年4月1日時点のチャンネル登録者数

※令和6年度：令和6(2024)年4月1日時点のチャンネル登録者数

【指摘事項】 事業の結果と仕様書との乖離の見直し

YouTubeチャンネルの運営について、仕様書には「年間25回以上を目安」に動画を投稿する、と定められているが、近年の投稿数は年間14～16回程度となっている。複数年、仕様書と乖離した状況となっていることから、「投稿数の目安」を定めるのではなく「制作あるいは投稿の最低本数を定める」や「YouTube登録者数を目安にする」等、実態に即した形に変更することを検討すべきである。

6.5 地域商業新展開支援事業

6.5.1 概要

No	地域商業新展開支援事業		
1	事業目的	地域商業の活性化	
2	事業概要	<p>①（商業コンテンツ育成支援）商店会や商業者グループ等にコーディネーターを派遣し、地域商業者が一体となって取り組む、誘客促進やエリアのブランド化等につながる商品・サービス等の商業コンテンツの創出・育成を支援する。</p> <p>②（商店会等組織再構築支援）若手や非会員の取り込み等により組織の再構築を目指す商店会の新たな取組を支援し、地域商業の活性化・底上げを図る。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	10,200千円	8,056千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,433千円	宿泊税 163千円
	令和5年度	7,000千円	5,961千円
	うち、目的税の額	宿泊税 3,000千円	宿泊税 4,185千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	一部あり	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	公募型プロポーザルによって選定した事業者と締結した委託契約書に基づいて事業が実施されており、合规性が認められる。	
9	効率性	支援金額が増加しており、効率性が確認できる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	<p>ノウハウが蓄積されている民間企業に事業を委託しており、効果的に行政事業を実施している。</p> <p>クラウドファンディングによる資金調達が公的費用負担の軽減策として機能している点で経済性が認められる。</p>	

6.5.2 補足説明

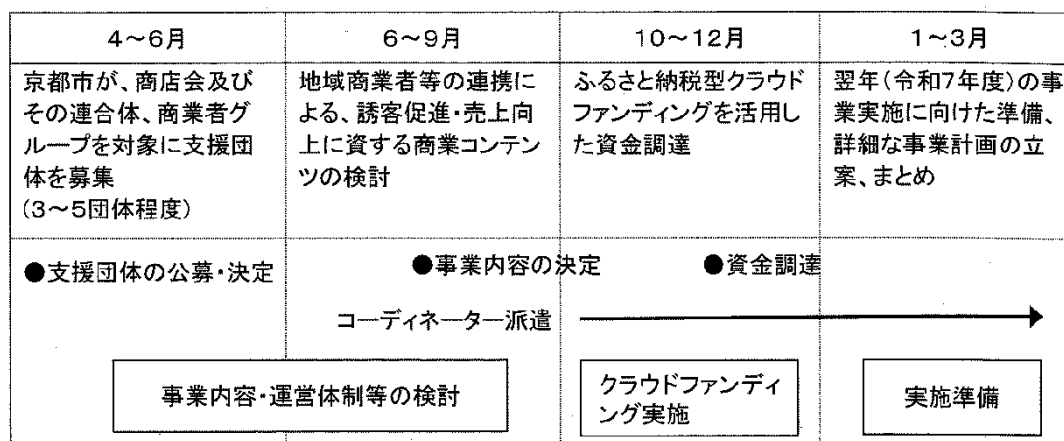
(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料 （「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務）	株式会社おいかぜ	5,400 千円
委託料 （ガバメントクラウドファンディングの手数料の繰替払に伴う振替整理）	京都市会計管理者	72 千円
負担金補助及び交付金 （商業コンテンツ育成補助金）	円町フェスコミュニティー	1,328 千円
負担金補助及び交付金 （商業コンテンツ育成補助金）	大將軍商店街振興組合	1,022 千円
負担金補助及び交付金 （商業コンテンツ育成補助金）	嵯峨嵐山おもてなしビジョン推進協議会	158 千円
負担金補助及び交付金 （商業コンテンツ育成補助金）	一乗寺ドットネット	76 千円
計		8,056 千円

株式会社おいかぜとの委託契約に基づく委託料については、契約変更により2回の支払が発生している（1回目3,000千円、2回目2,400千円）。

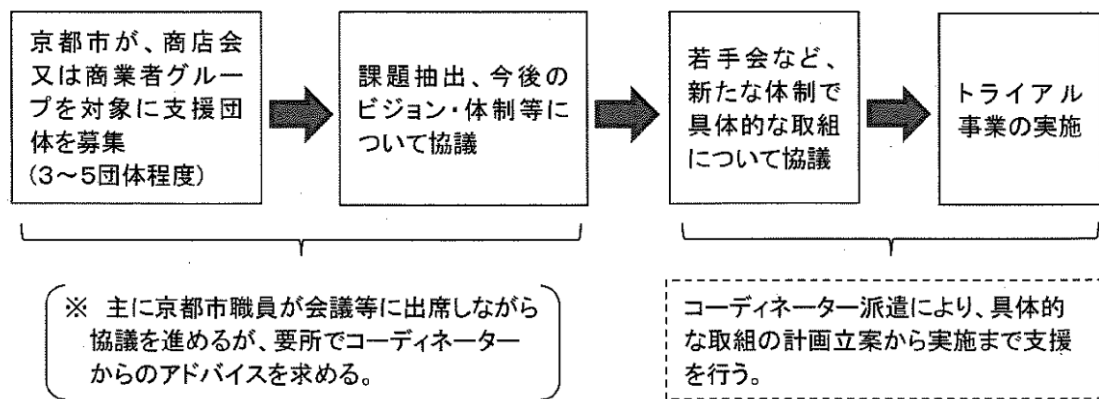
(2) 事業の主な流れ

① 商業コンテンツ育成支援



(京都市提供資料)

② 商店会等組織再構築支援



(京都市提供資料)

(3) 業務内容

- ①支援団体や地域のニーズ・課題、既存の商業コンテンツ・地域資源等の確認
- ②会議等の準備・開催・摘録作成
- ③事業計画書の作成・更新
- ④関係団体や民間事業者等、協議体への参加等に関する調整
- ⑤ふるさと納税型クラウドファンディングの紹介ページ作成
- ⑥成果指標の設定・事業実施前の状況把握
- ⑦情報発信・成果のとりまとめ

6.5.3 監査結果

(1) 合规性

令和6年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務に係る委託契約を、公募型プロポーザルを実施して選定した株式会社おいかぜと締結していることを確認した。

委託事業者に対しては、事業終了後、支援団体への取組について実績報告書等の提出を求めており、支援内容ごとにまとめた報告書が提出されている。

しかしながら、契約で定められた協議内容等の SNS 等を活用した情報発信については、商店街の了承を得ることができなかつたため実行に至っていない。

(2) 効率性

令和5年度より開始した事業であるが、令和6年度は支援金額が増加していることから、効率性が確認できる。

(3) 有効性

本事業は商店会や商業者グループへの支援、組織再構築支援を通じて地域商業の活性化を図るものであり、京都市が政策に掲げている「スタートアップなど民間事業者等との連携による商店街の魅力創出と発信」に合致することから「地域と文化を支える伝統産業や商業

の振興、食文化の継承・発展」に直接対応している。

(4) 経済性

商業コンテンツの作成等についてノウハウのない京都市が事業を直接実施するよりも、IT インフラの構築・運用・管理から、WEB サイトの制作・運用までトータルサポートできるノウハウのある民間企業に事業を委託することで行政事務を効果的に実施している。商業コンテンツ育成支援において、クラウドファンディングによる資金調達を支援する仕組みを採用しており、公的資金のみに依存せず、地域商業者が外部から集めた資金を活用して事業を実施することを促している。目標金額に達しなかった場合はプロジェクトの規模を縮小することをサイト内でもうたうなど、クラウドファンディングによる資金調達が公的費用負担の軽減策として機能している点が評価できる。

6.6 バーチャル京都館モデル実証事業

6.6.1 概要

No	バーチャル京都館モデル実証事業		
1	事業目的	京都市が所有するバーチャル京都館「京都館 PLUS X」を活用し、京都の魅力を発信する。さらにメタバースを活用した情報発信の手法を含むメタバースの有用性、収益化に向けた検証を行う。	
2	事業概要	(1) 仮想空間上に京都館を設置しその効果を測る実証事業 (2) 令和3年度に開設したバーチャル京都館「京都館 PLUS X」の運用事業	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	8,500千円	8,500千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,500千円	宿泊税 2,379千円
	令和5年度	10,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	10,000千円	5,500千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	あり(利用人数)	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項あり	
8	合规性	民間業者に事業を委託しており、事業完了報告書を受領する契約となっている。委託契約書及び事業完了報告書を閲覧し、委託契約の内容を順守されていることを確認した。	
9	効率性	利用人数について継続的に減少しており、効率性が認められない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	メタバースの実証実験としては意義があると思われるが、利用者数は伸び悩んでおり、メタバースの普及も不透明であるため、京都の魅力発信・京都への観光や投資、移住促進ができていないか不透明と言わざるを得ない。	
11	経済性	メタバース空間の運営、運用のノウハウは京都市には乏しく、ノウハウを持つ民間業者に業務を委託することで効果的な行政事務を実施している。1年間の運営・運用費用であるため、経済性は合理的と言える。	

6.6.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料 (バーチャル京都館モデル実証事業)	大日本印刷株式会社	8,500千円
計		8,500千円

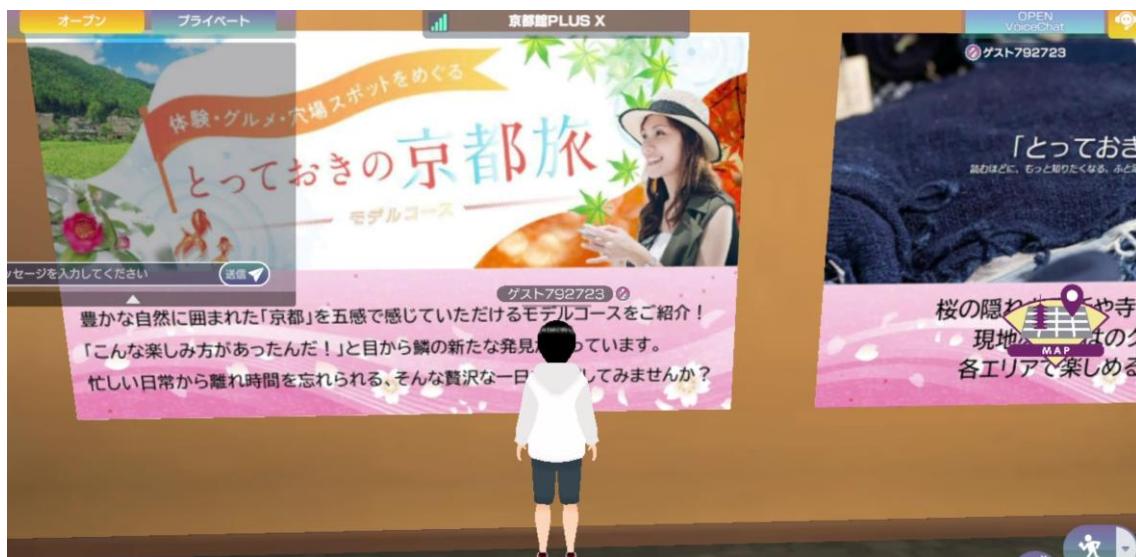
(2) 京都館 PLUS X

京都館 PLUS X とは、京都市が令和3年度に開設したバーチャル京都館である。京都の魅力を発信するイベントやパネル展示などを実施することで利用増を図りながら、京都への観光や投資、移住を促している。さらに、メタバースを活用した情報発信の手法を含むメタバースの有用性、収益化に向けた検証を行っている。

館内は、入り口に「コミュニケーションエリア」があり、中庭を挟んだ左側に「観光情報エリア」、右側に「京都館おすすめ情報エリア」「伝統文化エリア」、入り口から中庭を挟んだ正面奥にはステージのある「イベントエリア」がある。



小道沿いにはポスターが並び、各エリアの建物内に掲示されたポスターをクリックすると、各情報サイトが見られるようになっている。



	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	1,174人	7,267人	5,679人	4,894人

※令和3年度においては令和4年3月のみの利用人数である

6.6.3 監査結果

監査人が当該メタバース空間に全2回、昼間及び夜間と異なる時間帯にアクセスした。いずれも他の利用者はおらず、「エリアメンバー1人」という状態であった。メタバースそのものの普及状況が不透明であることと、同空間のPR不足が要因であると思われる。利用人数も前述のとおり伸び悩んでおり、メタバースの実証実験としての意義はあると思われるが、同事業の開始を検討し始めた令和2年度頃とはメタバースに対する認識が変化しているため、本事業の廃止も含めて再検討すべき時期にある、と言わざるを得ない。

京都市も集客に苦勞している状況を認識しており、令和8年度予算については要求を見送っていることを確認している。

【指摘事項】事業存続の再検討

バーチャル京都館については、利用人数が伸び悩んでおり、メタバースの普及も不透明であるため、京都の魅力発信・京都への観光や投資、移住促進ができているかも不透明と言わざるを得ず、事業の廃止も含めて再検討すべきである。

6.7 首都圏を中心とした観光宣伝活動

6.7.1 概要

No	首都圏を中心とした観光宣伝活動		
1	事業目的	京都市への日本人観光客の誘致	
2	事業概要	首都圏での京都観光PR・誘客事業と連携したプロモーションを行い、首都圏、中部、東海地区から京都への観光客誘致を図る。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,200千円	宿泊税 1,200千円
	令和5年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,200千円	宿泊税 1,200千円
	令和4年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,867千円	宿泊税 3,615千円
4	根拠法令等	京都観光宣伝協議会会則 京都デスティネーションキャンペーン実行委員会規約 京都デスティネーションキャンペーン実行委員会会計規則	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都観光宣伝協議会会則及び京都デスティネーションキャンペーン実行委員会規約に基づき、分担金の請求及び支出の手続が適切に行われている。	
9	効率性	効率的な広報活動が実施されていることを確認した。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウの乏しい京都市が運営するより、実行委員会が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。分担金は同額で維持されており、物価高騰下でもコストが抑制されている。	

6.7.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (京都デスティネーションキャンペーン実行委員会分担金)	京都デスティネーションキャンペーン実行委員会	3,000 千円
負担金補助及び交付金 (京都観光宣伝協議会分担金)	京都観光宣伝協議会	3,000 千円
計		6,000 千円

京都デスティネーションキャンペーン実行委員会は、京都市、公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）、JR 西日本で構成されており、JR グループ6社が地域と一体となって行う広域的な観光宣伝事業である「デスティネーションキャンペーン（略称：DC）」として「京の冬の旅」を実施している。

京都観光宣伝協議会は、主に、京都市、公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）、JR 東海を構成員とする団体で、首都圏から京都への観光誘客を図っている。

6.7.3 監査結果

(1) 合规性

①「京の冬の旅」は JR グループ6社が地域と一体となって行う広域的な観光宣伝事業である「デスティネーションキャンペーン（略称：DC）」の地域指定を受け実施しているものであり、京都デスティネーションキャンペーン実行委員会は、キャンペーンのプロモーションに係る宣伝物の制作等を担っている。

分担金については、パンフレットやポスターの作成等のプロモーション費用 6,000 千円を地元側である京都市及び公益社団法人京都市観光協会がそれぞれ同額を負担をしている。

京都デスティネーションキャンペーン実行委員会会計規則に基づき、分担金の請求及び手続が適切に行われている。

②京都観光宣伝協議会は、JR 東海が首都圏から京都への観光誘客を目的に平成元年より設立されたもので、秋季・冬季・春季の京都観光誘致施策（「そうだ 京都、行こう。」に関するイベント開催、京都市の観光の情報発信等）について、京都市は当協議会への分担金を支出している。

分担金の負担割合については、当協議会が設立され京都市が加入した際に JR 東海・京都市及び公益社団法人京都市観光協会が協議し、JR 東海側と地元側で折半することとされた。地元側の負担割合については、京都観光宣伝協議会で行う誘致施策のうち京都市事業とのタイアップ等の割合が大きいことから、京都市が 300 万円、公益社団法人京都市観光協会が 200 万円の負担としている。

京都観光宣伝協議会会則に基づき、分担金の請求及び手続が適切に行われている。

(2) 効率性

「京の冬の旅」は JR グループ 6 社が地域と一体となって行う広域的な観光宣伝事業である「デスティネーションキャンペーン」の地域指定を受け実施しており、全国の JR の主要駅にポスターやデジタルサイネージを掲出するほか、全国主要書店で販売される交通新聞社が編集する別冊「旅の手帖」京の冬の特集号を発行している。そのほかにも、令和 6 年度は「京の冬の旅」ショート動画を SNS で配信し、効率的に広範な周知が図られた。

京都観光宣伝協議会においては、秋季・冬季・春季に観光振興・広報活動を実施している。令和 6 年度は、東京駅で 10 月 7 日から 14 日間、京都観光を促すイベントを開催し、京都駅では 11 月 15 日から 24 日間、JR の旅行プランの告知や交通手段の案内等を行うイベントを開催した。また、新幹線車内テロップや車内放送などを活用し、手ぶら観光の推奨を行うなど効率的な広報活動を実施している。

(3) 有効性

京都デスティネーションキャンペーン実行委員会が運営する「京の冬の旅」は、観光客が比較的少ない冬期（1～3月）に集中的なキャンペーンを行うことで、観光需要の平準化（季節分散）に寄与している。また、京都観光宣伝協議会の令和 5 年度及び令和 6 年度の東京駅でのプロモーションイベントにおいては「混雑を避けた京都観光を促す情報発信」や、新幹線車内での「地下鉄利用の推奨」など、行動変容を促す活動が実施されており、京都市の政策目的である市民生活と観光の両立に合致している。

(4) 経済性

ノウハウの乏しい京都市が運営するより、実行委員会が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。

事業を構成する分担金は、令和 4 年度以降同額で維持されており、物価高騰下でもコストが抑制されている。

7. 京都観光行動基準の実践による市民生活と観光の調和に向けた取組

7.1 観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業

7.1.1 概要

No	観光マナーをはじめとした観光課題対策に対する啓発事業		
1	事業目的	持続可能な京都観光の実現	
2	事業概要	マナー問題が市民生活に影響を及ぼさないように、「MIND YOUR MANNERS」チラシや多言語による観光地図、SNS等のツールの活用による観光マナー啓発、観光シーズンにおける観光マナーの現地啓発の実施など様々な取組を推進する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	30,600千円	30,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 22,120千円	宿泊税 22,120千円
	令和5年度	10,600千円	10,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,120千円	宿泊税 2,120千円
	令和4年度	10,600千円	10,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,079千円	宿泊税 10,600千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱により補助金が交付され、合规性が認められる。	
9	効率性	市民意識調査において、観光客のマナー違反によって迷惑したと感じる市民の割合が依然として多いことから、効率性については限定的であると評価せざるを得ない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウのある公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を支払うことで、効果的に行政事務を実施している。	

7.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (観光マナーをはじめとした観光課題対策に対する啓発事業)	公益社団法人京都市観光協会	20,000 千円
負担金補助及び交付金 (地域の実情に応じたマナー対策等の強化)	公益社団法人京都市観光協会	10,600 千円
計		30,600 千円

①公益社団法人京都市観光協会により、日本人向けのマナー啓発素材「京都まちけっと」に新規イラストが4点追加され、前年度に引き続き、市内交通機関、関西空港からのリムジンバス、コンビニエンスストア、市政広報板などにおいて、啓発ポスターの掲示やデジタルサイネージの放映が行われた。さらに、観光客で賑わう繁忙期に合わせて SNS において日本語及び英語で広告配信され、約 920 万回表示された。



(京都まちけっと追加制作イラスト)

(京都市産業観光局提供資料)

②令和6年11月1日、11月29日、令和7年3月28日の3日間に、祇園町南側地区（花見小路周辺）でマナー啓発キャンペーンを開催し、その他観光客が多くなる期間は警備員を配置して歩行者の誘導やマナー違反の注意が行われた。

警備員による1日あたり注意件数

実施期間	実施日数	道路ふさぎ	写真撮影	立ち食い	無断侵入 覗き込み 一通逆走	路上滞留	座り込み	芸舞妓撮影	ポイ捨て	喫煙	合計
国慶節	7	24.3	20.1	30.3	10.4	18.0	3.0	1.0	0.0	0.6	107.7
秋	20	46.0	30.5	22.0	24.5	16.4	3.0	4.8	1.8	0.5	149.5
春節	7	32.0	27.9	26.9	18.3	17.6	10.1	3.1	8.4	0.7	145.0
春	15	53.8	22.6	29.3	35.2	22.0	9.1	5.6	3.7	1.6	182.9
	49	42.2	25.7	25.7	24.3	18.3	5.9	4.2	3.1	0.9	152.6

※季節ごとに開催した主な警備機関における実施件数
(京都市産業観光局提供資料)

③観光業界向けに、店頭にて使用できるマナー啓発フレーズ集(英語)が作成され、令和7年1月20日に報告会を開催のうえ、WEBサイト上で公開されている(閲覧回数1,122件、ダウンロード数37件)。

特に、中国本土市場向けのマナー啓発を効果的に行うために、従来のWeibo(微博)に加えて、RED(小紅書)、Wechat(微信)、Douyin(抖音 中国版Tiktok)の公式アカウントを開設し、京都観光の魅力を交えながら観光課題対策につながる情報が発信されている。

媒体	投稿数	フォロワー(令和7年3月時点)
Weibo(微博)	38	72,145
RED(小紅書)	138	4,894
Wechat(微信)	25	696
Douyin(抖音)	127	89

(京都市産業観光局提供資料)

7.1.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

繁忙期に合わせてSNSで日本語及び英語での広告配信を行い、啓発情報を約920万回表示しており、効率的な情報発信が実現している。

しかしながら、令和6年度の市民意識調査において、観光客のマナー違反によって迷惑したと感じる市民の割合が43.1%と依然として高い。市民が京都市に実施してほしい取組として、「観光客へのマナー啓発」が22.2%と、混雑対策に次いで2番目に多く挙げられており、

啓発の有効性に対する市民の満足度がまだ低いことを示唆している。令和6年度に予算を大幅に増額し施策を強化したにもかかわらず、市民生活へのマナー問題の影響解消には至っておらず、効率性については限定的であると評価せざるを得ない。

(3) 有効性

マナー啓発を含む観光課題対策は、市民生活と観光の両立という京都市の政策目的に合致する。宿泊税の使途は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるものとされており、マナー啓発を含む観光課題対策はこれに合致する。

本事業は、令和6年度に運用開始した「京都観光デジタルマップ（京スマ）」に「観光マナー情報」を掲載し、混雑回避情報とマナー啓発を一体的に提供することで、観光客の利便性向上と行動変容を促す施策を講じている。また、祇園町南側地区での現地啓発キャンペーンでは、地元、業界関係者、京都女子大学・龍谷大学の学生とも連携して実施されており、オール京都体制での啓発活動が推進されている。

このことから、マナー啓発を含む観光課題対策を実施し、市民生活と観光の両立に資しており、持続可能な京都観光の実現の目的について有効性が認められる。

(4) 経済性

ノウハウのある公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を支払うことで、効果的に行政事務を実施している。

令和6年度予算額（30,600千円）は、令和5年度予算額（10,600千円）と比較して約2.9倍となっており、観光需要回復に伴う課題に対する積極的な資源投入が図られている。観光客が年々増加し、令和6年度には56,061千人になっていることから、資源投入額の増加のみをもって経済性を否定できない。

7.2 観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業

7.2.1 概要

No	観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業		
1	事業目的	持続可能な京都観光の実現	
2	事業概要	観光関連事業者による京都観光モラルに沿った取組の積極的な実践を推進するため、「京都観光モラル推進宣言事業者」の募集・登録を行い、ステッカーの掲示や、優良な宣言事業者の取組事例等をホームページ等で発信する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	3,000千円	3,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 3,000千円	宿泊税 3,000千円
	令和5年度	3,000千円	3,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,500千円	宿泊税 1,713千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	京都観光モラル推進宣言事業者 登録者数	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	申請及び登録件数が減少しているが、制度の定着に伴う推移とも考え、効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	申請過程において、公益社団法人京都市観光協会を経由することで効果的に行政事務を実施している。	

7.2.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (観光事業者への京都観光行動基準の普及促進事業)	公益社団法人京都市観光協会	3,000 千円
計		3,000 千円

京都観光モラル推進宣言事業者の募集を行い、新たに 80 件の店舗・施設等を登録した。さらに京都観光モラル優良事業者 26 件の表彰を行っている。

また、前年度の優良事業者のうち、5 件の取り組み内容について取材した結果記事を、公式記事サイト「観光 Navi ぷらす」へ掲載したうえで、京都観光モラルの専用サイト上でも紹介している。

7.2.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

令和6年度京都観光モラル推進宣言事業者の募集を行い、新たに 80 件の店舗・施設等を登録した。令和5年度の登録件数は 130 件であり、登録件数の減少のみをもって効率性の否定はできないが、申請件数についても令和5年度 130 件に対し、令和6年度は 80 件であり減少している。補助金の交付金額に変化がないことから、登録1件あたりの執行コストは相対的に上昇しており、効率性の観点からは改善の余地があると言わざるを得ない。

件数の減少のみをもって効率性を否定することはできないが、申請件数自体が減少傾向にあることは、事業の求心力の低下を示唆している可能性がある。申請件数の減少については、周知活動の停滞によるものなのか、その要因を精査する必要があるが、制度の定着に伴う推移とも考えられ、現時点において事業運営の効率性を直ちに否定するまでには至らない。今後の継続的な検証が求められる。

(3) 有効性

京都観光モラル推進宣言事業者の選考基準には、環境・景観保全や災害・感染症への対応力など、持続可能性を重視されており、優良事業者の選考基準には、さらに他の事業者の参考となる優良な取り組みが含まれている。表彰事業者は業界全体のモデルケースとなり観光モラルの普及に貢献し、観光業の長期的な安定と発展に寄与することが見込まれる。このことから、京都市が政策に掲げている市民生活と観光の両立の目的に資することが認めら

れる。

また、宿泊税の使途は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるものとされており、京都観光行動基準の普及促進を含む観光課題対策はこれに合致する。

(4) 経済性

申請過程において、知識・ノウハウに長けた公益社団法人京都市観光協会に対する間接補助により、補助金を交付することで、京都市の事務負担の軽減が図られていることから効果的に行政事務が実施されている。京都観光モラル推進宣言事業者の登録件数は80件（R5：130件）、また、京都観光モラル優良事業者の表彰件数は26件（R5：25件）である。補助金が継続して同額であることから、1件あたりの執行コストの相対的な上昇が認められるが、制度の定着に伴う推移とも考えられ、現時点において経済性を直ちに否定するまでには至らない。今後の継続的な検証が求められる。

8. 安心して楽しめる観光の充実

8.1 多様なエリアにおける魅力発信事業

8.1.1 概要

No	多様なエリアにおける魅力発信事業		
1	事業目的	観光場所・観光客の分散化	
2	事業概要	<p>「とっておきの京都プロジェクト」の6エリア（伏見、大原、高雄、山科、西京、京北）において、観光の専門人材（コーディネーター）による伴走支援のもと、地域や民間事業者等と連携し、ウェブサイトでの観光情報の発信や歴史・文化・自然など地域の魅力を活かした観光コンテンツの造成・PR等に取り組み、観光の場所の分散化、地域活性化を図る。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	16,500千円	42,185千円
	うち、目的税の額	宿泊税 3,223千円	宿泊税 25,908千円
	令和5年度	18,000千円	18,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	21,000千円	21,000千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱 業務委託契約書</p>	
5	効果測定の有無	<p>地域別観光客数 京都観光総合調査結果を利用。</p>	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	<p>オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合規性に問題はない。</p> <p>プロポーザルを実施し業務委託契約を締結している。</p>	
9	効率性	<p>事業規模の拡大から一定の効率性は認められる。6エリアにおいて観光客が増加している地域もあるが、本事業との関連性については断定できない。</p>	
10	有効性	目的に即しており、有効性に問題はない。	

	(目的に合っているか)	
11	経済性	公募により核となる地域の事業者発掘やネットワーク形成を促進し、地域連携構築の上で効果的な行政事務を実施している。

8.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金)	公益社団法人京都市観光協会	16,500 千円
負担金補助及び交付金 (オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金・京都市指令産観第19号交付決定分)	公益社団法人京都市観光協会	18,200 千円
委託料 (嵯峨嵐山デジタルマップ制作等)	株式会社 Strolly	3,999 千円
委託料 (嵯峨嵐山デジタルマップ広報等)	株式会社新通	2,499 千円
委託料 (観光地解説動画撮影及び動画制作)	株式会社オフィス 102	495 千円
委託料 (嵯峨嵐山イラストマップデータ作成)	株式会社フィールド	492 千円
計		42,185 千円

とっておきの京都プロジェクト(対象エリア:伏見、大原、高尾、京北、西京、山科)として推進している「場所の分散化」事業について、専用 WEB ページの記事の更新等を通じて、京都市の魅力の発信、リピーターの確保に取り組んでいる。

「とっておきの京都プロジェクト」WEB サイトの情報更新件数(令和6年度)

	伏見	大原	高雄	山科	西京	京北	合計
イベント・行事	163	35	14	64	132	31	439
特集記事	32	25	24	23	41	28	173
合計	195	60	38	87	173	59	612

京都市から補助金の交付を受ける公益社団法人京都市観光協会は、地域ならではの観光資源を活用したエリア全体の観光振興に資する取組を公募し、採択した実証事業へ補助金

を交付し支援を実施することで、地域での観光客受入態勢の整備を図っている。

令和6年度 実証事業支援制度採択事業

エリア	事業名
京北	西の鯖街道ルネッサンスプロジェクト
山科	山科魅力再発掘デジタルコンテンツ事業
西京	自転車で地域資源の魅力を体感！ 京都西山サイクルツーリズムの推進

※「西の鯖街道ルネッサンスプロジェクト」には約25店舗が参加し、「京都西山サイクルツーリズム」には256名が参加した。

(産業観光局提供資料)

京都市内における観光客の変化 (令和6年11月)

総数 順位	観光地	①国内観光客		②訪日外国人		総数(①+②)		訪日外国 人比率
		観光客数 (万人)	前年同月 との 増減人数 (万人)	観光客数 (万人)	前年同月 との 増減人数 (万人)	観光客数(万人)	前年同月 との 増減人数 (万人)	
1	清水・祇園周辺	43.1	-13.7	36.1	4.0	79.2	-9.7	55%
2	嵯峨嵐山周辺	39.4	-8.8	19.8	-1.3	59.3	-10.0	39%
3	岡崎周辺	31.4	0.2	5.7	1.2	37.1	1.4	15%
4	三十三間堂	24.3	1.6	8.4	2.6	32.8	4.2	25%
5	南禅寺・永観堂周辺	22.1	-5.4	6.7	0.8	28.8	-4.6	29%
6	金閣寺周辺	18.9	-2.0	9.5	1.9	28.5	-0.1	36%
7	二条城周辺	22.1	-4.3	3.8	0.9	25.9	-3.5	18%
8	梅小路公園周辺	21.8	0.8	2.6	0.1	24.4	0.9	10%
9	伏見	11.7	-2.2	9.5	3.3	21.2	1.0	50%
10	東福寺	16.5	-2.5	3.4	1.0	19.9	-1.5	19%
11	北野天満宮周辺	18.1	-3.1	0.9	-0.0	19.0	-3.1	6%
12	仁和寺周辺	14.1	-1.6	1.1	0.2	15.2	-1.3	8%
13	銀閣寺周辺	8.7	-0.4	3.3	0.9	12.0	0.5	28%
14	京都府立植物園周辺	11.2	-0.5	0.3	0.0	11.5	-0.4	3%
15	下鴨周辺	7.5	0.1	0.7	0.3	8.2	0.4	8%
16	山科駅周辺	7.3	-0.3	0.2	-0.0	7.4	-0.4	2%
17	大原周辺	4.9	-1.0	2.0	0.5	6.9	-0.5	34%
18	修学院周辺	5.7	-0.7	0.4	0.0	6.1	-0.7	7%
19	醍醐寺周辺	4.1	0.1	0.2	0.1	4.3	0.2	4%
20	貴船周辺	3.0	-0.3	0.8	-0.0	3.8	-0.3	22%
21	神護寺周辺	3.1	-0.1	0.7	0.2	3.8	0.1	19%
22	松尾大社周辺	2.9	-0.2	0.5	0.1	3.3	-0.1	15%
23	上賀茂周辺	2.9	0.1	0.1	0.0	3.0	0.1	3%
24	大原野周辺	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	4%
25	京北周辺	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0%

(「秋の観光シーズンにおける取組結果の報告」国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所)

8.1.3 監査結果

(1) 合規性

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合規性に問題はない。公益社団法人京都市観光協会が提出する事業報告書も確認した。業務委託については、プロポーザルを実施し業務委託契約を締結している。

(2) 効率性

補助金の増加は事業規模の拡大を示している。「西の鯖街道ルネッサンスプロジェクト」には約 25 店舗が参加し、「京都西山サイクルーツリズム」には 256 名が参加している。

観光客の場所の分散化については、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所の「秋の観光シーズンにおける取組結果の報告」によると、大原、高雄、京北エリアの日本人観光客数が令和 6 年 11 月下旬の休日において昨年度から増加傾向にあり、多様なエリアへの誘客という目標に対し、一定の有効性が確認された。この国土交通省の資料のように地域別観光客数の情報は入手可能であるため、このような情報を入手し本事業の効率性の検証をしていただきたい。

(3) 有効性

本事業は 6 エリアにおいて地域事業者が連携してイベントを実施することから、京都市の政策目的である観光場所・観光客の分散化に一致するのみならず、地域の活性化に資するものである。

(4) 経済性

令和 6 年度は、とっておきの京都プロジェクト実証事業支援制度により主体的な観光誘客に取り組む事業者等を公募し、核となる地域の事業者発掘やネットワーク形成を促進するなど、効率的な地域連携構築の意図が見られ、効果的に行政事務を実施している。

郊外エリアの観光客数増加は、地域経済（特に北部山間地域）に新たな消費をもたらし、地域活性化の経済効果につながる可能性を秘めている。

8.2 修学旅行生誘致に向けた取組

8.2.1 概要

No	修学旅行生誘致に向けた取組		
1	事業目的	修学旅行生の維持・拡大	
2	事業概要	京都市や宿泊施設や交通事業者等の関係事業者で構成する京都観光推進協議会の活動を中心に、多様化する学習ニーズに対して京都ならではの修学旅行の魅力を全国に発信するなど、修学旅行生及び一般観光客の誘致宣伝・受入事業を実施する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	14,100千円	11,100千円
	うち、目的税の額	宿泊税 525千円	宿泊税 525千円
	令和5年度	14,100千円	12,300千円
	うち、目的税の額	宿泊税 525千円	宿泊税 525千円
	令和4年度	14,100千円	14,100千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,366千円	宿泊税 11,100千円
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	あり 修学旅行生の実績数（京都観光総合調査結果を利用）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市予算規則に則り、京都観光推進協議会の運営する事業に対し適正に分担金を支出している。	
9	効率性	修学旅行生はコロナ禍以降年間平均約77万人で安定しており、効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	こどもの総数に対する修学旅行生の割合は概ね25%前後であり、修学旅行生へのPRに特化した本事業は安定的な効果があり、目的に即している。	
11	経済性	分担金額は近年概ね12百万円前後を維持しており、経済性に問題はない。	

8.2.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	京都観光推進協議会	11,100千円
計		11,100千円

<主な取組>

- ①SDGs 探究学習プログラム「Q都（きゅーと）スタディトリップ」の運営
- ②修学旅行体験学習支援事業「アオハルギフト・京都」
- ③京都 B&S プログラム
- ④全国学校訪問活動
- ⑤修学旅行到着歓迎式
- ⑥「きょうと修学旅行ナビ」の運営管理
- ⑦事前学習資料及び誘致用 PR ツールの作成、提供等
- ⑧混雑エリアへの案内誘導員の配置

8.2.3 監査結果

(1) 合規性

京都市が構成団体である京都観光推進協議会に対し、その運営に要する経費について分担金を支払っている。

京都観光推進協議会は、一般観光客及び修学旅行生の誘致並びに受入体制の整備を促進し、観光事業の振興に寄与することを目的に昭和 59 年に設立したもので、京都市、京都市交通局、京都市観光協会、京都商工会議所等の委員と協賛会員で構成されており、委員からの分担金、協賛会員からの協賛金で運営している。

分担金の負担金額については、京都市の予算に基づき京都観光推進協議会の予算総会で決定され、同協議会からの請求に基づいて京都市は支払手続を実施している。

(2) 効率性

政策成果を測定するための客観的な指標や関連データが十分に整備されていないため、単年度ベースでの効率性評価は困難である。前年度までは、修学旅行生の人数が増加していたにもかかわらず、分担金の金額は年々減少していたことから、効率性について上昇傾向にあることを示しているといえる。

しかしながら、令和 6 年度は分担金の金額も修学旅行生の人数も減少しているものの、修学旅行生はコロナ禍以降の令和 4 年～令和 6 年における 3 年間は年間平均約 77 万人で安定しており、支出も増大しておらず効率性に問題はない。

(3) 有効性

修学旅行生とは、京都市を訪れた小学校・中学校・高等学校の修学旅行生を総数とし、以下に修学旅行客数の推移を記す。少子化の影響を排除するため、出生数もともに記す。なお、出生数は小学校 1 年生（6 歳）から高校 3 年生（18 歳）の中間値である 12 歳が出生した年の出生数を記している。

なお、「小学校」「中学校」「高等学校」の 3 つのカテゴリーがあるため、比率を測定する際の分母としては「出生数×3」としている。

年	修学旅行生 総数 (単位：千人)	出生数 (単位：千人)	出生数×3 (単位：千人)	比率
令和 6(2024)年	749	1,037	3,111	24%
令和 5(2023)年	810	1,050	3,150	26%
令和 4(2022)年	743	1,071	3,213	23%
令和 3(2021)年	246	1,070	3,210	8%
令和 2(2020)年	157	1,091	3,273	5%
令和元(2019)年	703	1,089	3,267	22%
平成 30(2018)年	952	1,092	3,276	29%
平成 25(2013)年	1,101	1,170	3,510	31%
平成 20(2008)年	1,010	1,206	3,618	28%
平成 15(2003)年	1,019	1,223	3,669	28%

(京都市産業観光局観光部観光企画課「京都市観光調査年報」及び「京都観光総合調査」、厚生労働省「人口動態総覧の年次推移」
(出生数の例：令和 6(2024)年の出生数は、12年前である平成 24(2012)年の出生数)

修学旅行生を含む観光客への「京都ならではの魅力」の発信や誘致・受入事業の実施は、観光振興に直接貢献し、京都の文化の継承・発展につなげる活動であるが、単に誘致するだけでなく、京都観光推進協議会を通じて宿泊施設や交通事業者等との連携を取りながら受入事業を実施するものであることから、市民生活と観光の調和を目指す政策目的に合致している。

コロナ禍以降の修学旅行生数は令和 4年 74.3 万人、令和 5年 81.0 万人、令和 6年 74.9 万人の実績があり、こどもの総数に対する比率はいずれの年も概ね 25%前後であった。したがって安定的な効果があると言える。

(4) 経済性

政策成果を測定するための指標は実際の修学旅行生数やこどもの総数に対する修学旅行生の比率であるが、いずれもモニタリングは実施されている。当該比率は概ね 25%を維持しており、本事業額も近年概ね 12 百万円前後を維持しているため、経済性に問題はない。

本事業は「修学旅行先として京都市を選んでもらう」ことが主な目的だが、そのためには交通局が実施している「京都修学旅行 1day チケット」事業に代表される他部局の実施事業との総合的な取組、評価が必須と言える。他事業、他部局との連携を引き続き継続していただきたい。

8.3 「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進

8.3.1 概要

No	「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進		
1	事業目的	夜観光の取組を促進することで、宿泊観光の充実及び産業の振興を図る。	
2	事業概要	<p>(1) 花灯路・ライトアップ支援事業</p> <p>地域団体や民間事業者によるライトアップ等の夜の魅力を発信する事業に対し、嵐山花灯路・東山花灯路で使用していた行灯等を貸し出すことで、民間等による多様なエリアでの夜観光の取組を促進し、場所の分散化、宿泊観光の振興を図る。</p> <p>(2) 京の七夕事業</p> <p>旧暦の七夕に当たる8月に、全国からの「願いごと」募集や、ライトアップやイルミネーション等の夜の賑わい創出など、「一年に一度 願いごとをする」という七夕にちなんだ事業を、民間の協力を得ながら実施し、観光客にとって魅力ある夏の「夜観光」の事業を実施することで、宿泊観光の充実及び産業の振興を図る。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	10,600千円	10,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,120千円	宿泊税 2,120千円
	令和5年度	11,600千円	11,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,320千円	宿泊税 2,320千円
	令和4年度	15,700千円	15,700千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,003千円	宿泊税 15,700千円
4	根拠法令等	<p>京都・花灯路推進協議会規約</p> <p>京の七夕実行委員会規約</p>	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	各事業について京都・花灯路推進協議会規約及び京の七夕実行委員会規約に基づいて分担金を支払っているが、当該規程における分担金の負担根拠が明確ではない。	
9	効率性	地域によっては、夜観光の効果は限定的であるが夜観光の認知度は向上している。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	

11	経済性	ノウハウの乏しい京都市が運営するより、実行委員会等が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。コスト抑制の努力が見られ、経済性が確認できる。
----	-----	--

8.3.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	京の七夕実行委員会	6,100 千円
負担金補助及び交付金	京都・花灯路推進協議会	4,500 千円
計		10,600 千円

「京の七夕実行委員会」は京都府、京都市、京都商工会議所、京都仏教会、京都府神社庁、京都市観光協会、京都府観光連盟、京都文化交流コンベンションビューロー、冷泉家時雨亭文庫、京都府中小企業団体中央会、京都伝統工芸産地協会、京都商店連盟、京都青年会議所によって構成されている。

京都ならではの現代版・七夕を実施し、京都の新たな夏の風物詩となるよう、オール京都で盛り上げ、観光の振興及び和装をはじめとする京都の産業の振興を図ることを目的とする。

8.3.3 監査結果

(1) 合規性

京都・花灯路推進協議会及び京の七夕実行委員会の規約によると、いずれの団体も経費は、分担金、協賛金及びその他の収入をもって充てることとなっている。花灯路・ライトアップ支援事業は平成14年度から、また京の七夕事業は平成22年度から、オール京都体制で実施している府市共同事業であることにより、いずれも分担金の負担割合を府市同額としており、京都市はそれぞれの団体が発行する請求書により分担金の支払いをしている。なお、各団体から決算書及び事業報告書を受領しており、同団体の収入及び支出の確認・検証はできている。

京都・花灯路推進協議会規約では分担金の負担割合については触れていないが、京都・花灯路推進協議会は京都府知事・京都市長の他に京都商工会議所会頭、京都仏教界理事長、京都市観光協会会長、京都文化交流コンベンションビューロー理事長で構成されており、慣行として京都府、京都市及び公益社団法人京都市観光協会のみで分担金を負担している状況が続いていると認められる。

同じく、京の七夕実行委員会規約でも分担金の負担割合については触れていないものの、実行委員会メンバーは13名（顧問除く。）いるにもかかわらず、京都府、京都市及び公益社団法人京都市観光協会のみが分担金を負担している。

このような運用は、いずれの事業についても、オール京都体制での集客事業を開始したと

いう目的から京都府と京都市でその分担金の大半を負担していることは理解できるが、構成員間の負担の公平性の観点からは再検討の余地があるものと考えられる。

(2) 効率性

①花灯路・ライトアップ支援事業

事務局運營業務において、照明器具の貸出・返却にかかる手数料を貸出基数に応じて設定する（基本料 33,000 円など）など、活動量に応じた費用対効果の管理体制が構築されている。京都市の分担金支出についても、令和 4 年度の 750 万円から、令和 5 年度 500 万円、令和 6 年度 450 万円へと着実に削減されている一方で、貸出照明器具数は令和 4 年度の 2,341 基から令和 6 年度には 4,730 基へと約 2 倍に増加しており、効率性が認められる。

②京の七夕事業

広報宣伝業務において、ポスターやマップの作成、SNS・公式ホームページでの広報、PV 数計測タグの埋め込みにより、低コストで広範囲に PR する体制を整えている。

本事業の主要な成果指標の一つである「願いごと」の募集数は、令和 6 年度は 21,516 件で令和 5 年度（22,051 件）より減少しているが、令和 4 年度（20,274 件）の件数を考慮すると、効率性に問題があるとまでは至らない。

(3) 有効性

本事業は、文化・芸術をはじめとした京都の多彩な魅力を活かした朝・夜観光コンテンツの造成を推進するものであり、夜観光の充実に資することで宿泊観光の充実に図っている。国土交通省の「秋の観光シーズンにおける取組結果の報告」によると、夜観光の魅力アップによる時間分散化の達成度は低く、特に嵐山では日中（10 時～16 時）への集中は依然として続いており、夜間観光推進による効果が限定的である。しかしながら、京の七夕事業において、ホームページの閲覧数が約 22 万件（R5：15.4 万件）に増加しており、夏の夜観光としての認知度は向上していることが認められる。

(4) 経済性

ノウハウの乏しい京都市が運営するより、実行委員会等が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。予算額が令和 4 年度、令和 5 年度から継続して削減されているため、コスト抑制の努力が見られ、経済性が確認できる。

9. 温泉観光推進事業

9.1 京都の温泉観光魅力発信事業

9.1.1 概要

No	京都の温泉観光魅力発信事業		
1	事業目的	市内温泉施設の認知度の向上及び温泉観光の活性化	
2	事業概要	<p>市内温泉観光の活性化及び市内温泉施設の質の向上による観光客の安全安心を確保するため、京都市温泉のプロモーションに関する事業や京都市の衛生面の向上に資する事業を行う。</p> <p>(1) 普及活動（温泉の魅力発信事業の実施 等）</p> <p>(2) 情報発信・PR 活動（ウェブサイトによる情報発信等）</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	15,921千円	15,921千円
	うち、目的税の額	入湯税 15,921千円	入湯税 15,921千円
	令和5年度	8,746千円	8,746千円
	うち、目的税の額	入湯税 8,746千円	入湯税 8,746千円
	令和4年度	7,600千円	7,600千円
	うち、目的税の額	入湯税 7,600千円	入湯税 7,600千円
4	根拠法令等	京都市温泉観光活性化協議会会則	
5	効果測定の有無	あり（入湯客数） 京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市温泉観光活性化協議会会則により、団体構成員として分担金を支出している。	
9	効率性	事業報告書等により予算に見合う取組の成果を確認している。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	<p>ノウハウの乏しい京都市が運営するより、協議会が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。</p> <p>事業経費が前年度と比べ約82%増加しているが、観光庁補助金が採択されなかったことが背景にあり、効果測定の指標である入湯客数は増加傾向にあることから経済性に問題はない。</p>	

9.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	京都市温泉観光活性化協議会	15,921 千円
計		15,921 千円

京都市温泉観光活性化協議会は、京都市における温泉資源の更なる活用と温泉施設関係事業者の相互連携を推進することにより、温泉施設の活性化を促し、京都市の観光振興に寄与することを目的に平成27年度に設立された。

設立以降、協議会の活動予算については、市内の温泉施設（本協議会加盟施設等）が納める入湯税額を元に算定し、入湯税の1割を原資として予算編成しているが、本協議会の活動により、入湯客の更なる増加及び入湯税額の増加が見込まれることから、当該活動予算については分担金として京都市が全額負担している。

9.1.3 監査結果

(1) 合規性

京都市が構成団体である京都市温泉観光活性化協議会に対し、その運営に要する経費について会費として分担金を支払っている。

京都市温泉観光活性化協議会に対しては、会則において総会で定められた会費を納入することとされているが、京都市の他にも公益社団法人京都市観光協会及び市内で湧出する温泉を利用した宿泊施設等が会員であるのに、会費を負担しているのは京都市のみである。

京都市がその運営に要する経費にかかる分担金を全額負担している理由は、本協議会の活動により、入湯客の更なる増加及び入湯税額の増加が見込まれるからであるが、構成員の公平性の観点からは再検討の余地もあるといえる。

しかしながら、本協議会加盟施設は、会費を負担する代わりにイベント開催時の講演や人手など日頃から無償で本協議会の活動に協力しており、金銭ではなく人的役務の提供を行うことで協力体制が整っている。

(2) 効率性

令和6年度は、京都市温泉観光活性化協議会会員からの意見も踏まえ、「量的・質的变化」、「安心安全の確保」をポイントに挙げ、事業を行った。

具体的には、令和5年度のトークイベントから、令和6年度はより集客力のある施策へとシフトさせ、JR品川駅で2日間のPRイベントを開催（アンケート回答者774名）したほか、「湯けむりシンポジウム」を上賀茂神社で開催し、京都ゆかりの観光事業者や京都市温泉観光活性化協議会会員が京都温泉の魅力を語る機会を設けるなど量的・質的の両面で活動を強化した。

また、安全・品質管理に対する取組にも着手し、加盟施設等向けに「レジオネラ菌対策」などの安全講習会を新たに実施することで、市内温泉施設の質の向上（安全安心の確保）と

いう事業目的に対する質的向上を図った。

本事業の成果指標は入湯客数であり、これらの取組を通じて入湯客数は年々増加（R5:約168万人、R6:約178万人（R5比+約7%））しており、予算に見合う取組の成果を確認している。

(3) 有効性

令和6年度は、「いい風呂の日」の11月26日（火）に「～温泉地・京都の楽しみ方を学ぶ～ 京温泉 湯けむりシンポジウム」を上賀茂神社にて開催し、約80名が参加した。また、10月26日～27日の2日間、JR品川駅構内のイベントスペースにてPRイベントを開催した。このPRイベントでは、京都市内の温泉施設を紹介するボードの他、京都の温泉に関するアンケートに答えると、京都の伝統工芸で作られた「京都市温泉観光活性化協議会 オリジナル湯道具」が当たる温泉ガチャなどを設置し、多くの人に興味を持ってもらえるように工夫している。温泉のプロモーション活動（普及活動、情報発信・PR活動）は、市内温泉施設の認知度の向上及び温泉観光の活性化に資するものであることから、有効性が認められる。

(4) 経済性

ノウハウの乏しい京都市が運営するより、協議会が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。

令和6年度の事業経費は、前年度と比べ約82%増加している。これは令和5年度は観光庁の補助金「インバウンド地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」5百万円を活用できたために実績額が少額だった影響によるものである。令和6年度、令和7年度は観光庁に対して補助金申請するも採択されなかったことが背景にあり、事業規模は概ね14,000～16,000千円で推移しており、効果測定の指標である入湯者数も増加傾向にあることから経済性に問題はない。なお、引き続き補助金等の外部資金の活用も視野に入れながら、事業を実施していく意向であることが確認できている。

10. 観光調査事業

10.1 京都観光の魅力を高める観光調査の実施

10.1.1 概要

No	京都観光の魅力を高める観光調査の実施		
1	事業目的	観光客の動向を把握し、今後の観光施策を立案するための基礎資料とする。	
2	事業概要	<p>今後の観光政策の基礎資料とするために、京都観光における観光客の動向を把握する京都観光総合調査を実施する。</p> <p>(1) 観光客数調査 「観光入込客統計に関する共通基準（平成 21 年 12 月観光庁策定）」に基づく手法により調査し、推計。</p> <p>(2) 宿泊客数、修学旅行生数調査 京都市宿泊税データを基に、観光庁から提供される宿泊客数データ及び京都市内の宿泊施設へ依頼する宿泊客に関するアンケート調査結果を活用しながら数値を推計。</p> <p>(3) 日本人観光客 観光消費動向・満足度・実態・持続可能な観光に対する意向調査 京都市内の主要な鉄道駅、観光施設等、全 12 か所において、年 4 回、無作為に調査対象者を抽出し、郵送回答の方法により調査を実施。</p> <p>(4) 外国人観光客 観光消費動向・満足度・実態・持続可能な観光に対する意向調査 京都市内の主要な観光施設等、全 5 か所において、年 4 回、無作為に調査対象者を抽出し、面接聴取の方法により調査を実施。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	15,616 千円	15,607 千円
	うち、目的税の額	入湯税 12,200 千円	入湯税 9,716 千円
	令和 5 年度	14,432 千円	14,202 千円
	うち、目的税の額	入湯税 13,800 千円	入湯税 14,202 千円
	令和 4 年度	14,432 千円	14,047 千円
	うち、目的税の額	入湯税 11,100 千円	入湯税 6,730 千円
4	根拠法令等	観光入込客統計に関する共通基準	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	

7	監査結果	指摘事項・意見ともになし
8	合規性	観光入込客統計に関する共通基準に基づいた推計手法を継続している。
9	効率性	令和6年度には日本人観光客だけでなく、外国人宿泊客実人数が821万人と過去最高を大きく更新する状況を捉え、動向を把握しており、効率性が認められる。
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。
11	経済性	「京都市宿泊税データ」を活用することで、調査の効率性と精度の両立を図っている。 観光施策の基礎資料の作成について、経済性に問題はない。

10.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	株式会社エム・アールビジネス	14,756千円
需用費（冊子印刷代）	桜栄印刷株式会社	396千円
通信運搬費	日本郵便株式会社	455千円
合 計		15,607千円

10.1.3 監査結果

(1) 合規性

観光客数調査は「観光入込客統計に関する共通基準」に準拠し、宿泊客数、修学旅行生数調査は「京都市宿泊税データ」を基にする推計手法を継続している。

令和6年度の計画に示された調査場所数（日本人12箇所、外国人5箇所）が、直近の令和5年度実績（日本人13箇所、外国人6箇所）と異なっている。この変更が、調査計画策定時の規定やサンプリング方法（無作為抽出）の順守に影響を与えないものであるのか、実施段階での厳格な管理が求められる。

(2) 効率性

「京都観光総合調査」、「京都観光に関する市民意識調査」、「京都観光事業者実態調査」及び「京都観光従事者実態調査」を実施し、京都観光を取り巻く現状を総合的に把握している。

観光客数の本格回復と、観光消費額（1兆9,075億円）及び経済波及効果（2兆989億円）を明確に捉え、政策立案の強力な根拠を提供している。また、コロナ禍の影響で面接調査ができなかった令和2年度～令和4年度を経て、令和5年度に面接調査が再開され、令和6年

度には外国人宿泊客実人数が 821 万人と過去最高を大きく更新する状況を捉え、動向を把握している。

さらに、京都観光総合調査の結果を用いて京都市が行っている各種観光施策の評価・分析を行っている。

(3) 有効性

観光調査は、観光客の動向（観光消費額や観光客数など）や市民の意識、観光政策の認知度などを把握し、「京都観光振興計画 2025」の進捗管理を行うとともに、今後の観光施策を立案するための基礎資料として活用され、市民生活と観光の両立という京都市の政策目的を支えている。

(4) 経済性

宿泊客数及び修学旅行生数の推計に「京都市宿泊税データ」を活用することで、調査の効率性と精度の両立を図っている。

観光需要の激増にもかかわらず、令和 4 年度から予算額を維持しており予算効率は高まっていると言える。

観光政策の基礎資料となる観光調査を実施することで、観光消費動向の把握が可能となり、今後の観光施策の立案が可能となる。令和 6 年の観光消費額及び経済波及効果が過去最高となったことについても、本事業が観光施策の根幹を支える要素となっていると評価できる。このことから、経済性については問題がないと認められる。

11. 観光事業者の経営強化・魅力発信

11.1 宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業

11.1.1 概要

No	宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業		
1	事業目的	観光客の消費による経済波及効果を京都経済の域内循環につなげ、市民の暮らしの豊かさ向上やSDGsの達成に貢献する。	
2	事業概要	<p>①市内の宿泊施設と、伝統産業製品等の京都の事業者のビジネスマッチングを展開し、京都ならではの地域や自然、ものづくりの魅力を活かした宿泊サービスの質の向上を図り、京都経済の域内循環を促進する。</p> <p>②京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・啓発（広報物・啓発ツールの配布・掲示依頼、京都観光モラル特設サイトの運営）。京都観光モラル特設サイトを活用した普及促進等により「京都観光行動基準」に沿った行動の輪を広げていく。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	13,120千円	13,109千円
	うち、目的税の額	宿泊税 13,120千円	宿泊税 13,109千円
	令和5年度	14,000千円	13,994千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	14,500千円	14,461千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則</p> <p>オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱</p> <p>業務委託契約書</p>	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	<p>オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付している。</p> <p>業務委託については契約書を確認し、事業報告書が契約書のとおり提出されていることを確認した。</p>	
9	効率性	成約件数が増加しており、効率性が認められる。	

10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。
11	経済性	ビジネスマッチングのノウハウが蓄積されている民間企業に事業を委託しており、効果的に行政事務を実施している。 費用対効果が高まっており、経済性について問題がない。

11.1.2 補足説明

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	株式会社TCI研究所	9,609千円
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	3,500千円
計		13,109千円

(2) ビジネスマッチング商談会

京都伝統産業ミュージアムなどを会場に、年に1回、市内事業者がブースを出展し、宿泊施設関係者等が来場する形式で商談会を実施している。

商談会を成功させるため、コーディネーターによる伴走支援を実施し、専門家による研修や個別面談を通じて、事業者の商談スキル向上を支援しているだけでなく、単なる利益追求ではなく、地域社会への貢献や市民生活との調和に対する意識を高めていただくため、「京都観光モラル」の浸透を図っている。

過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出展者数	22社	30社	32社
来場者数	102名	129名	118名
成約数	29件	23件	35件

また、情報発信プラットフォームである特設ウェブサイトを構築している。商談会の概要だけでなく、参加事業者や成約事例についても紹介しており、検索機能で興味のある事業者を抽出できるようになっている。

11.1.3 監査結果

(1) 合規性

株式会社TCI研究所に対して支払っている委託料に係る業務委託については、事業報告書を確認し、締結された契約書のとおり事業が実施されていることを確認した。

また、宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業に係る補助金分は、京都観光行動基準(京都観光モラル)の普及啓発として、持続可能な京都観光の実現に向けた、観光客、観光事業者・従事者、市民に対する特設 WEB サイトを活用した普及促進等の京都市観光協会 の取組について、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を支出しているものである。

(2) 効率性

令和6年度の成約件数は35件であり、令和4年度の29件、令和5年度の23件と比較して最大である。委託費用の金額について減少傾向にあるのに対し成約件数が大幅に向上しており、費用対効果が高まっていることを示唆している。

(3) 有効性

京都観光行動基準で掲げられている「質の高いサービス・商品の提供・人材育成」という目標と合致し、市民生活と観光の両立を図りつつ、京都のまちが紡ぐ文化の力を活かした「新たな魅力・価値を創造し続けるまち」という政策目的に向けた重要な手段であると認められる。

(4) 経済性

ビジネスマッチングプロジェクトについて、国・地方公共団体からの委託契約による地域支援等のアドバイザー事業のノウハウが蓄積されている民間企業に業務を委託することで、効果的に行政事務が実施されている。成約件数が大幅に向上しているのに対し委託費用の金額については減少傾向にあり、費用対効果が高まっていることから、経済性について問題がないことが認められる。

11.2 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援

11.2.1 概要

No	旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援		
1	事業目的	旅館への宿泊を促進する。	
2	事業概要	夏季(8-9月)及び冬季(1-2月)においてOTA上に特設ページを作成し、旅館ならではの魅力を観光客に発信するとともに、夏と冬の閑散期における旅館への誘客に取り組む。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,000千円	宿泊税 5,530千円
	令和5年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,500千円	宿泊税 5,564千円
	令和4年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 5,161千円	宿泊税 9,000千円
4	根拠法令	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	クーポン利用実績、宿泊件数 創出された想定宿泊需要 京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	OTA活用によるクーポン配布等の詳細な活動内容は確認できており、一定の効果測定はできている。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しているが、事業の成果を測定するための数値目標が不足しているため、評価できない。	
11	経済性	観光事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会が行う事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。	

11.2.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	9,000 千円
計		9,000 千円

11.2.3 監査結果

(1) 合規性

京都市は公益社団法人京都市観光協会に「オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金」を交付している。公益社団法人京都市観光協会が運営する本事業に対するものであり、「オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱」に基づいて支出されている。

交付要綱に基づき、同協会から実績報告書（成果事例集）が作成・公表され、事業の実施体制や報告義務についても順守されていると認められる。

(2) 効率性

OTA 上に特設ページを設ける手法は、広範な顧客層に対し、比較的低コストで効率的に集客情報を発信できる可能性がある。実際に当事業で宿泊予約サイトに掲載した旅館の魅力を紹介する特設ページの閲覧数は 10,242 回に及んでいる。また、京都市の観光課題対策における横断的な推進項目である閑散期に特化することは行政需要の高い分野に資源を集中させる合理的な取組である。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クーポン活用実績金額	1,320 千円	1,516 千円	2,978 千円
宿泊人数	1,234 人	763 人	1,320 人
宿泊需要	13,200 千円	10,100 千円	17,300 千円
特設ページ閲覧数	2,839 件	132,047 件	10,242 件

令和5年度の実績報告において、OTA 活用によるクーポン配布等の詳細な活動内容は確認できており、一定の効果測定はできている。クーポン活用実績等は近年上昇傾向にある一方、本事業の支出は9,000 千円で一定であるため、効率性は上がっていると言える。ただし、近年のインバウンド需要による宿泊増の影響が排除できないため、「本事業をきっかけに旅館に宿泊した」実績を把握しきれていない点が課題と言える。

(3) 有効性

OTA 上に特設ページを作成し、旅館ならではの魅力を観光客に発信することは、旅館への宿泊を促進することで、宿泊観光に貢献している。しかしながら、令和6年度の事業が目指す「旅館の経営強化・魅力発信」や「閑散期誘客」について、OTA 特設ページの閲覧数、閑散期の宿泊予約増加数（率）、対象旅館の収益向上など、具体的な成果を測定するための数

値目標（KPI）が確認できない。前述のクーポン利用実績や宿泊件数、OTA 特設ページへのアクセス数等を効果指標としているものの、年度ごとに委託事業者が異なり、集計方法も異なるために単純比較ができないということであるので、統一した集計方法を用いるべきである。

（4）経済性

観光事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会が行う事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

宿泊客は日帰り客に比べ観光消費額が圧倒的に高い（令和5年実績：宿泊客平均 63,986 円に対し、日帰り客平均 12,650 円）ため、宿泊誘客を促進することは、地域経済への高い波及効果を生む可能性が高いが、9,000 千円という予算規模に対し、想定される創出された宿泊需要は令和6年度で 17,300 千円であるため、経済性の観点では問題がないと言える。

【意見】 評価資料の再検討

クーポン実績や宿泊実績、想定創出宿泊需要、OTA 上の特設ページの閲覧数等を効果指標として利用しているにもかかわらず、年度ごとに集計方法が異なることで比較検討が厳しい状況にある。本事業の客観的な認知度・有効性の検証を可能とするため、統一した集計方法及び評価方法を再度検討されたい。

11.3 「食の京都」飲食店経営改善サポート事業

11.3.1 概要

No	「食の京都」飲食店経営改善サポート事業		
1	事業目的	飲食店の経営改善	
2	事業概要	新型コロナウイルスの影響や原材料費・エネルギー費の高騰に加え、人件費の上昇や人材不足などで厳しい状況にある飲食店が経営改善を図れるよう、専門家による個別相談会や伴走支援を実施する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	8,000千円	8,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,600千円	宿泊税 1,600千円
	令和5年度	10,000千円	10,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	10,000千円	10,000千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合規性に問題はない。	
9	効率性	投入コストに対する経済効果(売上向上)が期待できる成果が生まれていることから効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	施策の有効性を詳細に評価できないものの、目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会に事業を委託することで、効果的に行政事務を実施している。 飲食店の経営改善による経済波及効果から経済性が認められる。	

11.3.2 実績

(1) 令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	8,000 千円
計		8,000 千円

飲食店改善サポート 支援事例

	支援内容
事例1	料理の盛り付けや食器の見直しによるビジュアル改善でロコミ強化
事例2	地元生産者の食材を活かした料理とこだわりの訴求
事例3	デジタルメニュー導入による省力化とECサイトとの連動による物販売上向上
事例4	OEMを活用したメニュー数の増加と省力化の両立
事例5	ランチの省力化で経営効率改善とディナーの客数&客単価アップ
事例6	業態と土地柄に合わせたデザートメニュー開発
事例7	インバウンド顧客に向けたメニューブックの改善
事例8	季節感のあるサイドメニューやドリンクを開発し、常連が飽きない工夫を

(公益社団法人京都市観光協会 HP 資料より監査人作成)

(2) 令和5年度 支援実績

支援種別	実績
セミナー	4回実施 参加者数 82名
伴走支援	8店

(京都市産業観光局提供資料)

飲食店改善サポート 支援事例

	支援内容
事例1	富裕層向け焼肉店への転換のため、コース料理とワインリストの見直し
事例2	看板メニューのブラッシュアップとメニュー構成の見直し
事例3	ヴィーガンやグルテンフリー対応のメニュー開発と営業ツール制作
事例4	差別化ポイントの訴求と看板メニューの打ち出し
事例5	デジタル化メニューブックのユーザビリティ改善とおひとり様利用への対応
事例6	料理のビジュアル改善、提供スタイルの変更で客単価アップ
事例7	看板リニューアルや商品説明による物販商品への誘導と客単価アップ
事例8	外国人顧客向けの新メニュー開発で新たな顧客開拓を実現
事例9	英語メニューとおすすめセットメニュー開発による客単価アップ

(公益社団法人京都市観光協会 HP 資料より監査人作成)

(3) 令和4年度 支援実績

支援種別	実績
セミナー（計4回） 第1回「いま知っておくべき財務課題」38名 第2回「いまずぐ始める！集客に必須のSNSツールの活用法」40名 第3回「インバウンドと国内旅行者も同時に解決！食の多様化に対応で需要創出！」39名 第4回「ポストコロナ時代のおもてなし」30名	147名
個別相談、伴走支援 メニュー開発11店、プロモーション3店、多言語対応1店、人材・教育1店	16店

（京都市産業観光局提供資料）

飲食店改善サポート 支援事例

	支援内容
事例1	京都発となる新メニューを開発し、客単価向上に寄与
事例2	新たにヴィーガンメニューを開発、富裕層の取り込みを開始
事例3	既存メニューを新規顧客へ提案し、売上増を図る。
事例4	厳しい制約の中での新たなマーケティング策を提案

（公益社団法人京都市観光協会 HP 資料より監査人作成）

11.3.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により専門家による個別相談会や伴走支援が実施され、実績報告書（成果事例集）が作成・公表されていることを確認した。京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

令和5年度には、ビール1杯のみで退店していた外国人顧客対策として考案したセットメニューや追加注文が増加した結果、客単価が一気に上がった事例、令和6年度には客単価アップのための食後デザートメニューの考案など、投入コストに対する経済効果（売上向上）が期待できる成果が生まれていることから効率性が認められる。

(3) 有効性

本事業は、専門家による個別相談会や伴走支援を実施することで、地域の飲食店の経営改善を図り、地域と文化を支える伝統産業や商業の振興、食文化の継承・発展に資する。

支援を受けた飲食店では、外国人顧客向けにセットメニューを提案したり、新たな顧客層に向けた商品開発することで、客単価アップに成功、また令和6年度はOEM活用による業務

効率化支援や食の多様性対応（地域食材活用）を実施し、人材不足という喫緊の課題への対応を試みており、経営改善の有効性が確認されている。

ただ、具体的な支援を受けた店舗ごとの経営改善効果（定量的データ）を示す資料が不足しており、施策の有効性を詳細に評価することはできない。

（4）経済性

ノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会に事業を委託することで、効果的に行政事務を実施している。令和4年度及び令和5年度を通じて、セミナーの実施や、飲食業専門コンサルタントによる支援が計画的に実行されていた。また、令和6年度には、外国人顧客にメニューブックを見てもらい、リアリティのあるフィードバックを得て改訂するなど、効率的かつ実践的な手法が導入されている。

11.4 宿泊事業者の担い手確保等支援事業

11.4.1 概要

No	宿泊事業者の担い手確保等支援事業		
1	事業目的	宿泊業界の担い手確保や業界への定着	
2	事業概要	担い手不足が深刻化している宿泊業界に対し、担い手確保や業界への定着に向けた支援として、業界で働く魅力などの情報発信を行うとともに、事業者の経営や雇用環境づくりに関する好事例の取組を広く発信することで、事業者の意識向上やよりよい雇用環境づくりの機運を醸成する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	8,000千円	8,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 8,000千円	宿泊税 4,695千円
	令和5年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	評価資料が不足しているため、効率性の有無を断定することは難しいものの、否定しきれない状況である。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しているが、観光関連業界で働く魅力をあまり認識していない市民の意識をいかに変容させていけるのかが今後の課題となる。	
11	経済性	事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。しかしながら、評価資料が不足しているため、予算が効果的に執行されているかを詳細に評価することができない。	

11.4.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	8,000 千円
計		8,000 千円

令和6年度 事業実績

- ①京都の観光産業で働く魅力等を発信する専用サイト「京都観光はたらく Navi」の運営
(令和6年度閲覧数：累計 91,842 回)
- ②人材の確保や定着を促すための研修を3回開催 (令和6年8月 参加：延べ 68 人)
- ③旅館経営者6名と市内学生6名との座談会を開催 (令和7年2月)
- ④求職者や採用事業者向けの参考事例を取材した記事4件を専用サイトに掲載
- ⑤観光業界に対する若年層からの関心を集めることを目的にしたショート動画の作成
(令和8年1月9日時点の合計閲覧数：延べ 52.9 万回)

11.4.3 監査結果

(1) 合規性

京都市観光協会により実績報告書(成果事例集)が作成・公表されていることを確認した。京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

本事業が担い手確保という成果にどの程度結びつき、その経済的な見返りがあるのかを示す具体的な目標指標(KPI)や達成実績に関する情報がないため、事業投資としての経済性を客観的に評価できない。しかしながら、宿泊業界の担い手不足解消は、観光業の安定化を通じて、特に宿泊税予算にかかる市税収入の増加や、観光消費額・経済波及効果の増加傾向を維持するために、長期的な観点においては合理的であり、特設ウェブサイト「京都観光はたらく Navi」の合計閲覧数は累計 91,842 回(令和6年度)、令和6年度に作成したショート動画の合計閲覧数はのべ 52.9 万回(令和8年1月9日時点)、研修・交流事業についてはのべ 80 名(令和6年度)の参加があった。また、従業員の能力開発のための研修制度や仕組みづくりに取り組んでいる企業の割合は、令和4年度は 73.7%、令和5年度は 77.3%、令和6年度は 84.2%と増加しており、効率性の有無を断定することは難しいものの、否定しきれない状況である。

(3) 有効性

観光を支える重要な要素である「おもてなし人材の確保・育成」が、新京都戦略の施策「市民生活と観光の両立」の一つとして明確に位置づけられている。

観光関連業界で働く魅力について、市民の意識は総じて高くなく、特に「仕事として安定していそう」(令和6年:29.5%、令和5年:31.8%)、「やりがいがありそう」(令和6年:30.4%、令和5年:31.4%)といった項目で、令和6年京都観光に関する市民意識調査の回答は、令和5年京都観光に関する市民意識調査の回答より「そう思う」層の割合が微減傾向にある。この事業が掲げる「業界で働く魅力などの情報発信」が、これらの市民の意識をいかに変容させていけるのかが今後の課題となると考えられる。

(4) 経済性

観光事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

新型コロナウイルスの影響が緩和し、令和5年に宿泊客数が大幅に回復したという状況を踏まえ、観光需要の回復期に業界の基盤強化(人材)に着手したタイミングは適切であるが、具体的な支出内訳や費用対効果を示す実績データがないため、予算が効果的に執行されているかを詳細に評価することができない。

12. 移動利便性の向上・観光地等交通対策

12.1 安心・安全な京都観光のための情報発信

12.1.1 概要

No	安心・安全な京都観光のための情報発信		
1	事業目的	人気観光スポットの混雑緩和	
2	事業概要	国内外の観光客のビッグデータを基に予測した「エリアごと・時間帯別の観光快適度」や「ライブカメラによるリアルタイム映像」等を配信する「京都観光快適度マップ」を運用のうえ、観光の時期・時間・場所の分散化や人気観光スポットの混雑緩和を図る。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	11,500千円	11,500千円
	うち、目的税の額	宿泊税 8,175千円	宿泊税 11,500千円
	令和5年度	12,400千円	12,220千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,897千円	宿泊税 6,034千円
	令和4年度	8,150千円	8,150千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,674千円	宿泊税 7,674千円
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	令和5年10月より、従来の日本人の位置情報ビッグデータに加え、外国人の位置情報ビッグデータを新たに追加し、インバウンド回復に伴う混雑予測の精度向上を図っており、利用者から混雑回避に資する肯定的な意見が得られていることから効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。	

12.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	4,360千円
負担金補助及び交付金（充実）	公益社団法人京都市観光協会	4,500千円
位置情報分析ツールライセンス使用料	KDDI株式会社	2,640千円
計		11,500千円

定点ライブカメラ視聴回数

（単位：回）

固定カメラ撮影場所	令和6年度	令和5年度	増減率	備考
京都駅前バス乗り場	2,761,108	1,306,843	+111.28%	
伏見稲荷大社	658,083	449,638	+46.36%	2024/10/6～10/16 配信停止
北野天満宮	1,229,845	354,442	+246.98%	
渡月橋北詰	2,108,055	916,984	+129.89%	
錦市場	1,236,100	506,756	+143.92%	
八条口タクシー乗り場	1,495,307	764,714	+95.54%	
花見小路	1,409,212	652,417	+116.00%	
哲学の道	1,268,332	444,859	+185.11%	
竹林の小径	933,390	369,101	+152.88%	
ねねの道	540,599	146,504	+269.00%	
平均	1,364,003	591,226	+130.71%	

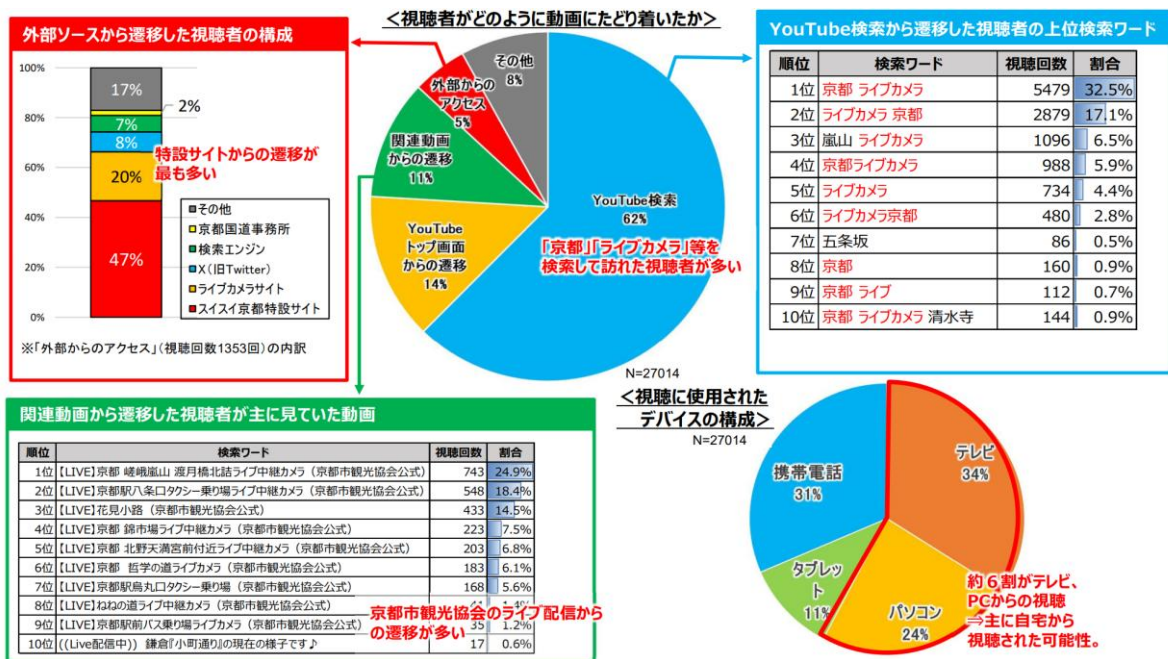
（京都市産業観光局提供資料）

ポータブルライブカメラ視聴回数

対象イベント	仮設カメラ配信場所	配信期間	平均視聴回数
ゴールデンウィーク	五条坂バス停（東山消防署）	4/27～5/6	2,010回／日
	烏丸口タクシー乗り場		1,034回／日
葵祭	叡山電鉄出町柳駅（2F）	5/15	1,872回／日
祇園祭	京都経済センター	7/12～7/24	13,884回／日
	阪急烏丸駅		4,031回／日
京都五山送り火	加茂大橋交番	8/16	5,162回／日
	叡山電鉄出町柳駅（2F）		5,495回／日
時代祭	河原町御池交差点（大和学園）	10/22	4,309回／日
鞍馬の火祭	叡山電鉄出町柳駅（構内）		5,109回／日

対象イベント	仮設カメラ配信場所	配信期間	平均視聴回数
秋の観光シーズン	東山消防署（五条坂バス停）	11/15～12/2	1,725 回／日
	烏丸口タクシー乗り場	11/15～	1,989 回／日
年末年始	祇園交番（八坂神社）	12/27～1/13	6,189 回／日
	烏丸口タクシー乗り場	11/15～	2,662 回／日
節分祭	吉田神社 一の鳥居前	1/31～2/3	7,022 回／日
春の観光シーズン	円山公園（長楽館）	3/20～4/13	2,494 回／日

(京都市産業観光局提供資料)



(「混雑情報提供による実証実験の結果報告」国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所)

京都国道事務所が開発したデジタルマップは、日本人観光客向け公式WEBサイト「京都観光Navi」及び外国人観光客向け公式WEBサイト「Kyoto City Official Travel Guide」に掲載されている。なお、デジタルマップの開発に当たっては、混雑予測情報やライブカメラ映像に加えて、公益社団法人京都市観光協会が収集・管理している観光スポット情報、桜だより、紅葉だより、手荷物預かり所などの情報と連携が図られている。

国土交通省が公表している資料によると、YouTube内検索で訪れた視聴者が最も多く、旅行のための情報収集段階でのコンテンツとして、公益社団法人京都市観光協会によるライブ配信のニーズの高さが認められる。

12.1.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

令和5年度に可搬式のライブカメラを導入し、祇園祭や五山送り火など一時的なイベントの混雑が予想される場所において映像を配信することで、固定カメラに頼らず柔軟な情報提供が可能となった。令和5年10月より、従来の日本人の位置情報ビッグデータに加え、外国人の位置情報ビッグデータを新たに追加し、インバウンド回復に伴う混雑予測の精度向上を図っている。京都観光快適度マップの利用者からは、「リアルタイムの混雑状況が一目で分かり、次の観光地や動き方を決めるのに役立った」、「人が少ない時間帯やスポットを選びスムーズに移動できた」など、混雑回避に資する肯定的な意見が得られており、混雑対策に貢献しているといえることから効率性が認められる。

しかしながら、快適度マップ運用にかかる費用単体の把握、投入資源に対する効果（分散化の進捗度や利用者の行動変容率）の検証が極めて困難である。

(3) 有効性

京都観光快適度マップの利用者から混雑回避に資する肯定的な意見が得られていることから、本事業が人気観光スポットの混雑緩和に資していることが認められる。

一部の観光地（錦市場、泉涌寺、渡月橋、天龍寺、嵐山公園）で、ピークの時間帯の前後に滞在者が分散されたり早朝の滞在者割合が増加するなど、混雑を避けた行動変化の可能性が見られ、令和6年11月においては、清水・祇園周辺や嵯峨嵐山周辺の観光客数は前年より減少している。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、令和6年京都観光に関する市民意識調査において、観光客の増加が「一部の観光地・文化観光施設及びその周辺地域等が混雑して迷惑する人がいる」に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合が74.1%に上っている。また、「観光客が集中する時期・時間・場所の分散化」施策を「知っている」と回答した市民の割合は16.8%（令和5年度:15.3%）と低水準にとどまっており、市民への情報伝達や共感促進に課題があるといえる。

(4) 経済性

事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

12.2 観光バスの路上滞留対策等強化事業

12.2.1 概要

No	観光バスの路上滞留対策等強化事業		
1	事業目的	オーバーツーリズムの未然防止・抑制を図りながら、持続可能な観光を推進する。	
2	事業概要	<p>観光バスの路上滞留による混雑等を生じさせないよう、現地啓発活動を実施して、観光バス駐車場への誘導等を促す。</p> <p>また、観光バス路上滞留が生じているエリアを把握するとともに、現地啓発等の実施エリアを選定するため、市内全域を対象に巡回調査を実施する。</p> <p>さらに、路上滞留が発生しているエリアを中心に、啓発看板の新設・維持管理等を実施する。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	7,000千円	6,994千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,500千円	宿泊税 6,495千円
	令和5年度	3,500千円	3,489千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,382千円	宿泊税 1,766千円
	令和4年度	1,000千円	332千円
	うち、目的税の額	宿泊税 573千円	宿泊税 313千円
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	事業の趣旨に沿って、京都府警察をはじめとする関係機関と連携し事業が実施されている。	
9	効率性	主要幹線道路（御池通、五条通）における1日平均路上滞留件数は、令和5年同期と比較して大幅に減少しており、一定の成果を上げている。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	限られた資源を問題解決に重点的に投入しているが、人件費は上昇傾向にあるため、経済的な優位性は限定的である。	

12.2.2 補足説明

(1) 令和6年度 支払実績

内容	支払先	金額
委託料 (観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動等の実施 及び観光バス路上滞留対策看板の設置)	株式会社関広	1,000 千円
委託料 (観光バス路上滞留解消に向けた啓発活動等の実施 及び観光バス路上滞留対策看板の設置・充実)	株式会社関広	4,495 千円
委託料 (観光バス路上滞留に係る巡回調査の実施)	株式会社関広	1,499 千円
計		6,994 千円

(2) 令和6年度 啓発活動等の実績

①観光バスの啓発看板の設置

区 域	設置場所	設置数
北区	北大路通（西大路通～千本通）	1 枚
	平野神社周辺	1 枚
上京区	千本丸太町付近	1 枚
左京区	丸太町通（河原町通～白川通）	2 枚
	仁王門神宮道周辺	2 枚
	平安神宮周辺	1 枚
中京区	堀川通（丸太町～七条通）	1 枚
東山区	豊国神社周辺	2 枚
	東福寺周辺	2 枚
下京区	京都市立芸術大学周辺	1 枚
南区	河原町・烏丸九条周辺	4 枚
右京区	丸太町通清滝道周辺	1 枚
伏見区	伏見稻荷周辺	1 枚



啓発看板板面

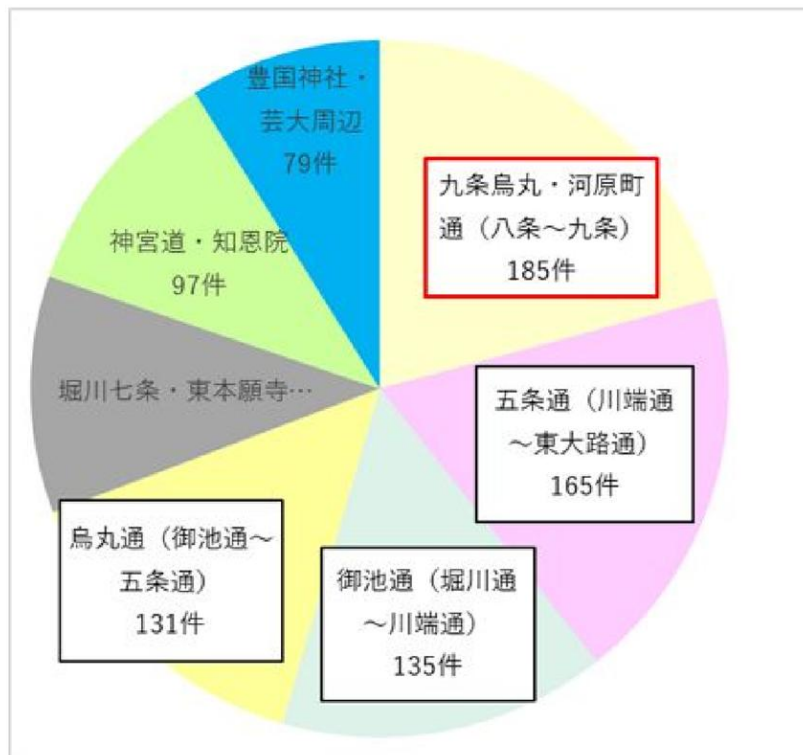
(京都市 HP「報道発表資料」より)

②観光バスに対する現地啓発活動

路上滞留している観光バスの乗務員（運転手）に対し、啓発チラシや啓発文を手渡し、近隣の駐車場利用を促している。

ア 秋の観光シーズン

【啓発件数（エリア別）】

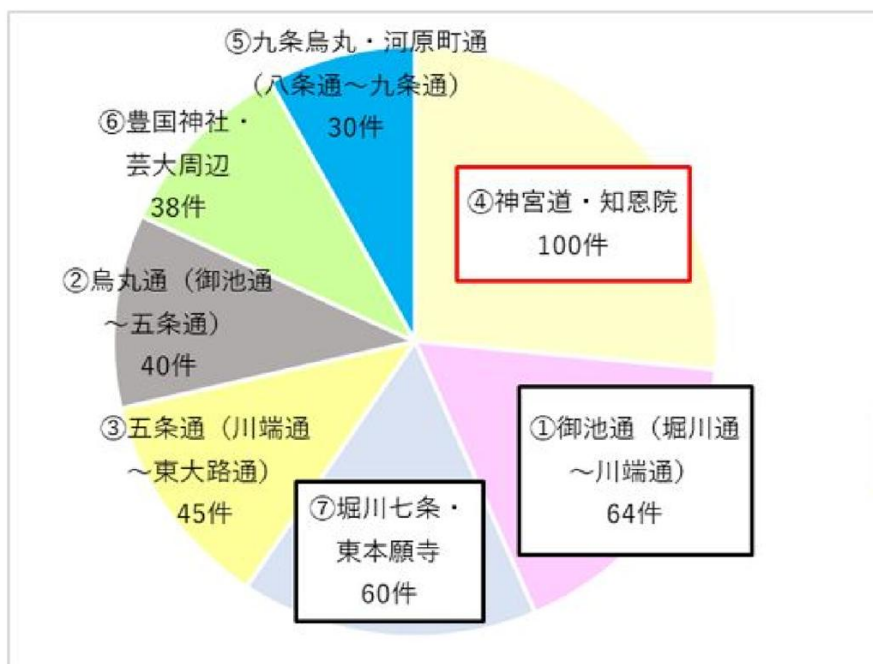


【参考】令和5年同期比

	1日当たり平均件数（増減率）		
	御池通	烏丸通	五条通
令和6年秋の観光シーズン （11月16日～12月8日・計8日間）	17件 （▲59%）	16件 （▲6%）	21件 （▲30%）
（参考）令和5年秋の観光シーズン （11月10日～11月26日・計9日間）	41件	17件	30件

イ 春節期間

【啓発件数（エリア別）】



【参考】令和5年同期比

	1日当たり平均件数（増減率）			
	御池通	烏丸通	五条通	合計
令和6年度春節 （1月25日～2月2日・計5日）	12.8件 （▲16%）	8.0件 （+33%）	9.0件 （▲12%）	29.8件 （▲5%）
（参考）令和5年度春節 （2月10日～2月15日・計6日）	15.3件	6.0件	10.2件	31.5件

（京都市 HP「報道発表資料」より）

③観光バス路上混雑対策ネットワーク会議の開催

訪日外国人観光客の増加等に伴い、観光バスの路上滞留による混雑等が顕在化したことを受け、平成28年度に観光関連事業者や関係行政機関で構成する「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」を設立している。

令和6年度は会議を計3回開催し、関係事業者による路上滞留対策等の情報交換を実施している。

【観光バス路上混雑対策ネットワーク会議構成員】

京都市、近畿運輸局京都運輸支局、近畿地方整備局京都国道事務所、京都府バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会、一般財団法人京都市都市整備公社、タイムズ24株式会社及び京都府警察

令和5年度、令和6年度ともに事業支出額が増加しているのは、コロナ禍を経て、本格的なインバウンド団体旅行等の回復を見据えたためであり、観光バスの路上滞留による道路の混雑等の課題の未然防止・抑制に向けて、対策を強化していく必要性から委託料を増額して実施しているものである。

12.2.3 監査結果

(1) 合規性

現地啓発活動（巡回調査、啓発・誘導）及び啓発看板の設置は、事業の趣旨に沿って適切に実施されている。特に、観光バスの路上滞留対策は「市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム」及び「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」の下、京都府警察をはじめとする関係機関と連携して進められている。

(2) 効率性

巡回調査や市民からの情報提供（提供件数 323 件：令和6年6月～令和7年4月）等を活用し、路上滞留が多いエリアを中心に啓発エリアの選定や看板の新規設置（計 20 枚）を実施している。

現地啓発活動の結果、主要幹線道路（御池通、五条通）における1日平均路上滞留件数は、令和5年同期と比較して大幅に減少しており、一定の成果を上げている。また、関連施策として清水坂観光駐車場のバス完全予約制導入により、五条坂の混雑緩和が図られたといえる。

(3) 有効性

路上滞留している観光バスの乗務員（運転手）に対し、啓発チラシや啓発文を手渡し、近隣の駐車場利用を促すなど、オーバーツーリズムの未然防止・抑制を図りながら、持続可能な観光の推進に資しており、有効性が認められる。

また、路上滞留対策は、市民生活への影響（道路渋滞、公共交通機関の定時制低下）を緩和する効果がある。令和6年京都観光に関する市民意識調査で「道路が渋滞して迷惑する人がいる」の項目に対し「とてもそう思う」「そう思う」の回答割合が7割台であることから、市民の不満の増加を防ぐことで、間接的に市民生活の経済的損失を軽減する効果があるといえる。

(4) 経済性

現地啓発活動は、誘導員を配置する人件費依存型の措置である。限られた資源を問題解決に重点的に投入している点では経済性が認められるが、路上滞留の根本的な解決（例：駐車場予約システムの徹底など）が進まない限り、上昇傾向にある人件費に対応する予算を計上する必要があり、より少ない費用で恒久的な効果を得るといった経済的な優位性は限定的である。

12.3 手ぶら観光の推進

12.3.1 概要

No	手ぶら観光の推進		
1	事業目的	観光客の大型手荷物の携行を減少させ、混雑を緩和する。	
2	事業概要	手ぶら観光情報 WEB サイト「HANDS FREE KYOTO」における手荷物の一時預かり・配送窓口の掲載事業者数の拡充を図るとともに、チラシやデジタルサイネージで啓発を行う等「HANDS FREE KYOTO」の周知に努め、手ぶら観光を推進する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	4,000千円	4,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,000千円	宿泊税 4,000千円
	令和5年度	4,000千円	4,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,580千円	宿泊税 2,100千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	Web サイト閲覧数 HANDS FREE KYOTO 登録事業者数 京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合規性に問題はない。	
9	効率性	一時預かりサービスの利用実績に課題があるものの、ウェブサイト利用が大幅に向上し、観光シーズンにおける臨時手荷物配送サービスの実績も増加していることから、効率性が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性が認められる。	
11	経済性	事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行	

	政事務を実施している。
--	-------------

12.3.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
負担金補助及び交付金	公益社団法人京都市観光協会	4,000千円
計		4,000千円

「HANDS FREE KYOTO」閲覧実績

指標	令和5年度	令和6年度	増減率
ページ閲覧回数（概数）	13.3万回	23.6万回	+77.4%
延べサイト訪問者数（概数）	7.5万回	16.4万回	+118.6%

（京都市提供資料より外部監査人作成）

手荷預かり及び配送サービスの実績

実績	令和5年度（秋）	令和6年度（秋）	増減率
一時預かりサービス	405個/日	399個/日	-1.5%
臨時手荷物配送サービス	412個/日	433個/日	+7.5%

（京都市提供資料より外部監査人作成）

12.3.3 監査結果

(1) 合規性

公益社団法人京都市観光協会により実績報告書が作成され、京都市は事業の実施体制等を確認しており、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱によって補助金の支払を実施している。

(2) 効率性

「HANDS FREE KYOTO」のウェブサイト利用が大幅に向上し、令和6年度のページ閲覧回数は23.6万回（対令和5年度比+77.4%）、延べサイト訪問者数は16.4万回（対令和5年度比+118.6%）と、認知度向上の効果が明確に現れている。令和6年度は、手荷物の一時預かり・配送窓口の掲載事業者に新たに53施設を追加し、計122施設の情報発信を行うなど、着実に拡充している。

しかしながら、一時預かりサービスの利用実績に課題がある。令和6年度秋の観光シーズンにおける臨時手荷物の一時預かりサービスの実績（399個/日）は、前年度（令和5年度：405個/日）をわずかではあるが下回っている。

令和6年度秋の観光シーズンにおける臨時手荷物配送サービスの実績（443個/日）は、前年度（令和5年度：412個/日）と比較して7.5%増加しており、手ぶら観光の浸透が進んでいると考えられる。SNSを活用した啓発活動は、日本語及び英語で約740万回表示されて

おり、バゲッジロスを警戒する外国人観光客に対する日本の安全性についての周知活動の重要性も高い。

(3) 有効性

SNS を活用した啓発活動は、日本語及び英語で約 740 万回表示されており、観光客の大型手荷物の携行を減少させ、混雑を緩和し、市民生活と観光の両立に資することから有効性が認められる。観光シーズンの手荷物一時預かりサービスの実績が伸び悩んでいることが課題であるものの、臨時手荷物配送サービスの実績が増加していることから本事業の有効性が認められる。

(4) 経済性

事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会の事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

広報活動において、SNS やデジタルサイネージ、JR 駅構内放送などの多様な既存のチャンネルを連携させて活用しており、効率的な周知に努めている。繁忙期に合わせた時限的な臨時預かり所設置（令和 6 年度秋：6 日間、令和 6 年度春：6 日間）も、集中的に混雑緩和を図る点で効率的である。

観光客の利便性向上は、京都観光における更なる質・満足度の向上につながり、長期的なリピーター化や消費の増加を通じ、間接的に経済効果をもたらすことが期待される。そのため、引き続き本事業を HANDS FREE KYOTO のページ閲覧回数及び登録事業者数を客観的な効果指標として評価・運営していくべきである。

13. 歴史的景観の保全に向けた取組等

13.1 市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト

13.1.1 概要

No	市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト		
1	事業目的	市民が森林に関心を持ち、森林環境に直接触れる機会を創出することを目的としている。	
2	事業概要	<p>森林が有する多面的機能を継続的に発揮させるため、市民や企業・団体などの多様な担い手による自発的な森づくり活動を支援する。</p> <p>また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害跡地等、災害に強く、四季の彩りが感じられる森林に再生することを目的に京都市が実施した施業地における保育施業を継続的に行う。</p> <p>(1) 普及啓発支援</p> <p>団体等が行う市民を対象とした森づくりに係る普及啓発活動を支援する。</p> <p>(2) 環境保全型農林水産業推進事業</p> <p>市民ボランティアなど多様な担い手による、自発的な森林整備活動を促進するため、里山林の保全管理や森林資源の有効利用のための活動を支援する。</p> <p>(3) 保育施業</p> <p>平成23年～令和5年度にナラ枯れ被害跡地における森林再生のために京都市が森林施業を実施した施工地等において、植栽木の保育、補植、防鹿柵等の点検・補修等、森林再生に必要な保育施業を実施する。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	6,500千円	4,487千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,453千円	宿泊税 4,177千円
	令和5年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例	
		京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則	
		市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト補助金交付要綱	
		委託契約書及び業務仕様書	

5	効果測定の有無	なし
6	実施した主な手続	資料の閲覧
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし
8	合规性	補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。 外部委託について委託契約書の内容が順守されている。
9	効率性	達成度を測るための具体的な成果指標が設定・公表されていないため、評価できない。
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。
11	経済性	活動のリスクと費用を団体と分担しており、市の財政負担を抑制する工夫が見られる点で経済性が認められる。

13.1.2 補足説明

令和6年度 実績

内容	支払先	金額
委託料	公益財団法人京都市森林文化協会	3,677千円
負担金補助及び交付金	京都伝統文化の森推進協議会	207千円
	フィールドソサイエティ	200千円
	山と街をつなぐ『北山杉の里マルシェ』実行委員会	86千円
	雲ヶ畑コモンズ・結い林業組合	64千円
	グリーンフォレスト洛北会	61千円
	景勝・小倉山を守る会	55千円
	公益財団法人京都市森林文化協会	50千円
会報誌印刷代	社会福祉法人京都障害者福祉センター 京都市洛南障害者授産所	79千円
事務用品代	株式会社松本事務光機 (ラベルシール)	8千円
計		4,487千円

13.1.3 監査結果

(1) 合规性

補助金については、事業の根拠となる「市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト補助金交付要綱」に基づいて交付されている。

京都市と公益財団法人京都市森林文化協会との間で委託契約書及び業務仕様書を取り交

わし、当該契約書に基づいて委託料が支払われている。

(2) 効率性

令和6年度より開始した事業であり、達成度を測るための具体的な成果指標が設定・公表されていないため、評価できない。

(3) 有効性

毎年度終了後、事業報告を受けておりその中で年間の実績を詳細に把握することができしており、事業目的に即した活動を行っていることが確認できている。

(4) 経済性

京都市が補助金を交付（上限50千円/回、年6回まで）し、京都伝統文化の森推進協議会を代表とした市民ボランティア団体やNPO法人団体が実行責任と不足分の資金、事務負担を担うことで、各活動のリスクと費用を団体と分担しており、市の財政負担を抑制する工夫が見られる。

第5 文化市民局

1. 交響楽団運営

1.1 概要

No	交響楽団運営		
1	事業目的	<p>京都市交響楽団は、市民文化の形成、青少年の情操を高めるために、古都京都の新しい文化創造の担い手として昭和31年4月に、日本で唯一の自治体直営のオーケストラとして創立された。</p> <p>①京都市交響楽団は、京都市との協働の下、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生に積極的に取り組むものとする。</p> <p>②京都市交響楽団は、市民に愛され、世界に誇れるオーケストラとなることを目指し、演奏技術の向上に努めるものとする。</p> <p>こうした中、令和2年4月、地方公務員法及び地方自治法の改正（令和2年4月施行）に伴い、京都市交響楽団楽団員については、京都市の特別職非常勤嘱託員から、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「(公財)京都市音楽芸術文化振興財団」という。）の職員となった。これに伴い、今後も京都市が楽団の設置に責任を持ち、京都市交響楽団を支援することを目的として、京都市交響楽団条例（令和2年4月施行）を制定した。</p>	
2	事業概要	<p>京都市交響楽団の運営及び事業に対する負担金の交付執行は（公財）京都市音楽芸術振興財団が行っている。</p> <p>京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき、第14代常任指揮者2年目となる沖澤のどか氏と共に名実ともに文化芸術都市・京都にふさわしい「世界に誇れるオーケストラ」として更なる前進を図ってきた。</p> <p>監査対象年度である令和6年度においては主催・共催事業として全26事業47公演（うち1事業1公演中止）が行われた。詳細は1.2.1事業の詳細のとおりである。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	890,000千円	884,907千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	860,000千円	854,897千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	855,000千円	849,957千円

	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市交響楽団条例 京都市交響楽団楽団員の認定及び京都市交響楽団事業負担金の交付に関する要綱 京都市交響楽団ビジョン	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察、ヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題はなかった。	
9	効率性	京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき公演が実施されているが、効果測定もなく効率性があると確認することができない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業については、目的に即しており、事業の有効性の観点から特段問題はなかった。	
11	経済性	事業費の使途については、京都市交響楽団事業負担金精算額で規定どおりの経費執行が行われていることが確認でき、経済性の観点から問題がない。	

1.2 補足説明

1.2.1 事業の詳細

(1) 定期演奏会

7月・3月に沖澤のどか氏が指揮する定期演奏会、5月・1月に首席客演指揮者を務めるヤン・ヴィレム・デ・フリース氏が指揮する定期演奏会がそれぞれ開催された。

令和4年度から実施してきた金曜日公演「フライデー・ナイト・スペシャル」については、令和6年度をもって終了した。新型コロナ禍での新規聴衆開拓を目的に金曜の夜に約1時間で仕事帰りでも気軽に楽しめるコンサートとして導入されたものであり、新型コロナ収束後、入場者数が徐々に回復し、また、2時間の本格的な演奏会を望む声が高まったことから、その役割を果たしたものとしたことが終了した理由である。

(2) 特別演奏会

第九コンサート、ニューイヤーコンサートが開催された。

(3) 特別演奏会（市外公演）

7月に大阪公演と名古屋公演で開催された。

(4) オーケストラ・ディスカバリー

本公演は、定期演奏会の会員への導入コンサートとして位置づけられており、青少年の情操の向上や健全な心の育成を図るとともに、若い世代へのオーケストラの振興と普及を目的として開催されている。

令和6年度より京都コンサートホールからロームシアター京都へ開催会場が変更となった。本公演は、名曲の演奏と楽しいトークを通じて、オーケストラやクラシック音楽の魅力を体感することができる。子ども・青少年のための演奏会であることから、より多くの子どもの足を運んでいただけるよう、ファミリーの憩いの場である京都市動物園や岡崎公園に近く、また市内中心部からのアクセスも良いロームシアター京都への会場が変更されたものである。

(5) ZERO歳からのみんなのコンサート

7月と8月に呉竹文化センター、西文化会館ウェスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館、東部文化会館で全6公演が開催された。

(6) ロームシアター京都及び地域文化会館との連携事業

(7) 共催事業

音楽鑑賞教室を京都市内の小学生を対象として5日間10公演、中学生を対象として2日間3公演実施された。

(8) その他演奏会等

楽器講習会、京都市ジュニアオーケストラなどがあり、その他の事業としては以下がある。

①京響友の会

②受託事業

京都市交響楽団の京都市外での知名度向上を図るとともに、より充実した主催事業の実施に向けた資金獲得のため、びわ湖ホール主催のオペラなど合計26事業42公演を受託された。

③外部資金の獲得

1.2.2 現金の手元保管について

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団の財産目録(令和7年3月31日現在)の現金(手元保管)は3,275千円であったが、前年度末(令和6年3月31日現在)は6,906千円と多額のため、現金の保管方法について書面でヒアリングを行った。

保管方法は、現金は売上用・釣銭用等の小金庫とそれらを保管する大金庫内(鍵はそれぞれ別の場所で管理)に保管し、毎日残高確認を実施している。また、貸館以外にもチケットカウンター及び駐車場運営も行っているため、財団全体で釣銭資金として約2,200千円の現金を常備しているという回答であった。

なお、前年度末においては、令和6年3月31日が日曜日ということもあり、売上現金を金融機関に預け入れることができなかつたため例年と比較して多額になったという説明もあった。

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団への現地視察は行わなかつたが、小金庫及びそれらを保管する大金庫が存在し、鍵もそれぞれ別保管し、毎日残高確認を実施しているため現金(手元保管)については問題がない。

1.2.3 自治体運営について

(1) 自治体からの支援割合について

京都市交響楽団は前述したとおり日本で唯一、自治体が設置し、運営に責任を持つオーケストラである。日本の三大交響楽団としては、NHK交響楽団、読売日本交響楽団、東京都交響楽団が挙げられるが、各組織のHP等では楽団員の人数や事業活動収入などについてあまり明らかにされていないため、(公社)日本オーケストラ連盟が発表していた令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の数字をもとに以下のようにまとめた。

なお、監査対象年度である令和6年度の同様資料は見つからなかつた。

(令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日の各楽団の概要)

		京都市 交響楽団	NHK 交響楽団	読売日本 交響楽団	東京都 交響楽団
創立年		1956年	1926年	1962年	1965年
公演数		90	115	105	118
総入場者数		102,300	179,500	144,997	137,700
楽員	楽員数	87	111	101	94
	平均年齢	48.8	46.0	43.0	46.4
事務局	職員数	21	26	24	35
	平均年齢	36.3	49.0	43.0	44.6

((公社)日本オーケストラ連盟2022を基に外部監査人作成)

(令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日の各楽団の収支実績)

(単位：千円)

		京都市 交響楽団	NHK 交響楽団	読売日本 交響楽団	東京都 交響楽団
事業活動収入合計		1,219,307	3,177,541	2,156,846	1,813,501
演奏収入		217,070	1,176,658	795,442	529,819
民間支援		49,016	242,500	1,217,386	39,268
公的支援	文化庁・基金	66,988	13,999	17,357	100,000
	地方自治体	849,957	0	0	1,023,000

	京都市 交響楽団	NHK 交響楽団	読売日本 交響楽団	東京都 交響楽団
助成団体	1,000	1,725,000	3,900	6,200
コロナ禍における支援金	0	2,862	0	32,500
その他収入	35,276	16,522	8,664	82,714
事業活動支出合計	1,128,958	2,998,574	2,087,204	1,737,058

※NHK 交響楽団、読売日本交響楽団は消費税抜き

((公社) 日本オーケストラ連盟 2022 を基に外部監査人作成)

上記の「(公社) 日本オーケストラ連盟 2022」のとおり、京都市交響楽団の事業活動収入のうち約 70%が京都市からの収入となっている。ちなみに、京都市交響楽団以外で地方自治体から支援をされている東京都交響楽団は約 57%、この表には記載していないが兵庫芸術文化センター管弦楽団は約 48.6% (事業活動収入合計 665,102 千円、地方自治体支援 323,524 千円)、オーケストラ・アンサンブル金沢は約 45.3% (事業活動収入合計 871,279 千円、地方自治体支援 395,516 千円) であり、地方自治体からの支援を多く占める交響楽団である。

約 70%を京都市が負担している事業費の用途については「京都市交響楽団楽団員の認定及び京都市交響楽団事業負担金の交付に関する要綱」では、対象となる経費として、人件費のほか、楽器のメンテナンス経費、被服の購入経費等が定められている。

監査対象年度の決算額 (884,907 千円) のうち 62,986 千円は人件費以外の経費に充てられており、詳細は以下のとおりである。規定どおりの経費執行が明確に確認できた。

(単位：円)

被服	2,062,269
楽器メンテナンス経費	5,000,000
アンサンブル経費	4,500,000
体制強化に伴うスタッフ経費	22,637,451
体制強化に伴う一般管理費	10,000,000
京響運営に係る財団総務経費	18,000,000
振込手数料	787,050

(2) 市民への情報発信について

前述したように、当交響楽団は日本で唯一、自治体が設置し、運営に責任を持つオーケストラであることから、市民の見る目は厳しいと考えられる。そして、京都市交響楽団ビジョンの策定に係るパブリックコメント (要旨) の No. 121 において「市民の税金で成り立っている楽団なので、もう少し市民の目に触れる機会があっても良いのではないかと。市内在住だが、ほとんど、目にする、耳にする機会がないのが残念。」との意見があった。

地下鉄北山駅・烏丸御池駅などでポスターが掲示されているほか、低コストで情報発信ができる各 SNS の実績（期間：令和 7 年 1 月 1 日～12 月 25 日）については、以下表のとおり報告があった。現在も SNS での情報発信を行っておられることから、今後も継続されることが望まれる。また、若い世代をはじめとする幅広い層に当交響楽団の活動や魅力をより一層効果的に届けるために、中長期的な計画策定に取り組まれることを望む。ただし、SNS の動向は変化が速いため、目標が達成できない場合には適宜見直しを行うことを可能とする計画策定が望まれる。

	投稿回数	インプレッション数	新規フォロワー数
X	271 回	11, 544, 854 回	2, 802 人
Facebook	200 回	2, 998, 066 回	1, 943 人
Instagram	329 回	1, 984, 298 回	3, 825 人



また、他の交響楽団では次のような取組をされており、SNS よりももっと身近に市民の目にする、耳にする機会が増えると考えられる。そして、京都市交響楽団条例 「(京都市交響楽団の役割) 第 3 条 京都市交響楽団は、京都市との協働の下、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生に積極的に取り組むものとする」という重要な役割を果たすと考えるため、当交響楽団にもこれらのことに取り組まれない。

山形交響楽団：

2023 年 10 月 15 日より、JR 山形駅で列車の発車を知らせていた「花笠音頭」を山形交響楽団が演奏する音源に切り替えた。

読売日本交響楽団：

2018 年 11 月 3 日より、小田急多摩線・黒川駅で構内の BGM と列車接近メロディを読売日本交響楽団が演奏する音源に切り替えた。

1.2.4 楽団員アンケート（意見の概要）について

京都市 HP 上に「楽団員アンケート（意見の概要：資料 4）」がアップされており、5 つの

質問についてのアンケート回答であった。その中で、「問5. その他京都市交響楽団の課題について、ご意見がありましたら自由にお書きください。」に対するアンケート内容について問題があると考え、書面でのヒアリングを行った。回答等は以下のとおりである。

(アンケート)

内容1：

お給料を歩合制にしてはどうか。オーケストラはあまりにも楽器によって出勤日数や勤務時間が違いすぎるし、実働時間で計算しないとムダが多い。

書面回答：

楽団員の出勤日数及び勤務時間については、月毎に演奏会や練習等のスケジュールを作成し管理しています。また、演奏会によって楽団員ごとに出演の有無はありますが、出演がない日も休日ではなく練習日となりますので、楽器の種類によって出勤日数や勤務時間が異なることはありません。

令和7年4月1日現在の詳細は以下のとおりである。

- ・平均年齢：50歳 平均給与月額：401千円（諸手当含む）
- ・ボーナス（期末手当・勤勉手当）令和6年度実績：年間4.6箇月分
- ・雇用保険加入：有
- ・定年年齢は令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げており、令和5年度及び令和6年度の定年年齢は61歳、令和7年4月1日時点で定年退職後再雇用の職員は4名（年齢内訳：62歳1名、61歳3名）である。

内容2：

今までグレーにしてきた部分をクリアにするべき。7億円の税金が投入されているからこそ無駄を省くべき。

書面回答：

「グレーにしてきた部分」が何を指しているかは不明ですが、当団の業務運営は関係規程に基づき、適正に実施しております。

上記のようにアンケートに対しては、全て問題がないとの回答であった。ただ、京都市交響楽団はプロの音楽家集団であるため、前述したアンケートにおいて「あなたが大切にしたい“京都市交響楽団の楽団員としての姿勢・想い”」について、「公務員に準ずる雇用形態であるがゆえに、音楽家としての活動に矛盾が生じるケースがある。音楽家としてもモチベーションを高く維持することが今後の楽団の発展に不可欠」という回答があった。

日本で唯一、自治体が設置し、運営に責任を持つオーケストラということもあるが、当交響楽団の高い演奏水準を維持する上で必要であれば楽員の処遇変更などにも対応され、若

い世代への訴求力に優る SNS 経由の情報発信を強化し、今以上に市民に愛され、世界に誇れるオーケストラとなることを目指すことを望む。

1.3 監査結果

(1) 合規性

根拠となる関連法令等の規定を確認するとともに、資料を閲覧し、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行しており問題はない。

(2) 効率性

当該事業については、京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき、名実ともに文化芸術都市・京都にふさわしい「世界に誇れるオーケストラ」として主催・共催事業全 26 事業 47 公演（うち 1 事業 1 公演中止）を開催している。

一方で、当交響楽団は日本で唯一、自治体が設置し、運営に責任を持つオーケストラであり、事業活動収入のうち京都市からの支援割合が高く、そのことにより市民の目も厳しい。そのため、市民の目にする、耳にする機会を今以上に増やしていく活動が必要である。

より効率性を高めるために、若い世代をはじめとする幅広い層に当交響楽団の活動や魅力をより一層効果的に届ける必要がある。よって、SNS での情報発信を活用した中長期的な計画策定に取り組まれない。ただし、SNS の動向は変化が速いため、目標が達成できない場合には適宜見直しを行うことを可能とする計画策定が望まれる。

(3) 有効性

京都市交響楽団の役割は、「京都市との協働の下、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生に積極的に取り組むものとする。」「市民に愛され、世界に誇れるオーケストラとなることを目指し、演奏技術の向上に努めるものとする。」であり、当該事業については、目的に即しており、事業の有効性の観点から特段問題はなかった。

(4) 経済性

当該事業において、約 70%を京都市が負担している事業費の使途については人件費及び人件費以外の経費について、京都市交響楽団事業負担金精算額で規定どおりの経費執行が行われていることが確認でき、経済性の観点から問題はない。

【意見】 情報発信の強化について

若い世代をはじめとする幅広い層に京都市交響楽団の活動や魅力をより一層効果的に届けるために、SNS での情報発信を活用した中長期的な計画策定に取り組まれない。ただし、SNS の動向は変化が速いため、目標が達成できない場合には適宜見直しを行うことを可能とする計画策定が望まれる。

2. 京都市京セラ美術館

2.1 概要

No	京都市京セラ美術館（京都市美術館）		
1	事業目的	<p>市民の寄付金によって昭和8年に開館した全国で2番目の歴史ある大規模公立美術館であり、公立美術館としては創建当時の姿を残す国内最古のものである。</p> <p>令和2年5月にリニューアルオープンし、近代以降の京都の美術や最先端の現代アートなど多様なジャンルのアートを発信するとともに、美術品等の展示のため施設の提供も行っている。</p>	
2	事業概要	<p>「京都市美術館再整備基本計画」（平成27年3月策定）</p> <p>①貴重な文化的財産を保存継承し、多様な美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、次世代の若手作家や市民の創造的活動を支援する複合型美術館を目指す。</p> <p>②芸術系大学や学校の美術教育との連携、市民協働の推進により、すべての人に開かれた生涯学習の場となる社会教育施設を目指す。</p> <p>③岡崎地域のポテンシャルを生かし、文化・観光振興のための多彩なプロモーションを可能とする国際文化観光都市・京都の発信拠点をを目指す。</p> <p>監査対象年度である令和6年度における事業の詳細は2.2.1 令和6年度事業の詳細のとおりである。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	1,133,920千円	1,019,237千円
	うち、目的税の額	宿泊税 254,302千円	宿泊税 5,961千円
	令和5年度	993,118千円	900,559千円
	うち、目的税の額	宿泊税 263,878千円	宿泊税 298,154千円
	令和4年度	981,096千円	928,050千円
	うち、目的税の額	宿泊税 294,851千円	宿泊税 326,092千円
4	根拠法令等	<p>市長と教育委員会との間の事務処理についての覚書 教育委員会事務の補助執行について（教育委員会から文化市民局への補助執行）</p> <p>京都市美術館条例 京都市美術館条例施行規則 京都市美術館事務分掌規則 京都市美術館基金条例 京都市美術館美術品等収集会議開催要綱</p>	

		京都市美術館美術品等評価会議開催要綱 京都市美術館所蔵品貸出要綱 京都市美術館の使用許可に関する要綱 京都市長期継続契約に関する条例 消費税法基本通達 9-1-5、9-1-27																								
5	効果測定の有無	あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内に観光したスポット</td> <td>3.7%</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>京都観光でおすすめしたいもの※</td> <td>28.4%</td> <td>32.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博物館・美術館を一括りにした調査である。 (令和6年京都観光に関する市民意識調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都観光の感動度(日本人)※</td> <td>3.1%</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(京都観光総合調査 令和6年1～12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本人</th> <th>外国人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問動機</td> <td>全体の14.3%</td> <td>全体の16.0%</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>宿泊 4,135円 日帰り 2,116円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(京都観光総合調査 令和6年1～12月)</p>		令和5年	令和6年	1年以内に観光したスポット	3.7%	3.7%	京都観光でおすすめしたいもの※	28.4%	32.3%		令和5年	令和6年	京都観光の感動度(日本人)※	3.1%	3.4%		日本人	外国人	訪問動機	全体の14.3%	全体の16.0%	入場料	宿泊 4,135円 日帰り 2,116円	—
	令和5年	令和6年																								
1年以内に観光したスポット	3.7%	3.7%																								
京都観光でおすすめしたいもの※	28.4%	32.3%																								
	令和5年	令和6年																								
京都観光の感動度(日本人)※	3.1%	3.4%																								
	日本人	外国人																								
訪問動機	全体の14.3%	全体の16.0%																								
入場料	宿泊 4,135円 日帰り 2,116円	—																								
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察																								
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし																								
8	合規性	上記4の根拠法令を確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。																								
9	効率性	事業の効率性の観点から、特段問題はなかった。																								
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業において、目的に即しており、有効性の観点から、特段問題はなかった。																								
11	経済性	当該事業のうち、事業企画推進業務については外部業者を委託して行っており、事業の経済性の観点から、特段問題はなかった。																								

2.2 補足説明

2.2.1 令和6年度事業の詳細

(1) 主催展

<再整備基本計画：魅力的な展覧会の開催>

- ①「京都画壇」を多角的に紹介し、京都の美の系譜を重層的に理解できる常設展を開催
- ②世界が注目する多用な芸術表現を取り上げた現代美術等の企画展を開催

③美術・工芸の系譜に連なる伝統産業製品に着目し、地場産業の振興、技術の普及継承につながる展覧会を開催

開催展覧会：金曜ロードショーとジブリ展、グッチ日本上陸 60 周年記念展 GUCCI COSMOS、京都市立芸術大学移転記念特別展 巨匠たちの学び舎 日本画の名作はこうして生まれた他

(2) ザ・トライアングル

<再整備基本計画：魅力的な展覧会の開催、次世代の育成>

①世界が注目する多様な芸術表現を取り上げた現代美術等の企画展を開催

②若手作家や市民の創作活動を支援

開催内容：川田知志「築土構木」、MIKADO2「ワニのためのフーガ」他

(3) コレクションルーム（常設展）

<再整備基本計画：魅力的な展覧会の開催>

「京都画壇」を多角的に紹介し、京都の美の系譜を重層的に理解できる常設展を開催

(4) 共催

<再整備基本計画：魅力的な展覧会の開催>

魅力的な海外展の誘致、特色ある美術館とのパートナーシップによる多彩で国際的な文化芸術交流を推進

開催内容：「パリ ポンピドゥーセンター キュビズム展－美の革命 ピカソ、ブラックからドロネー、シャガールへ」、「KYOTOGRAPHIE 京都国際写真祭 2024」他

(5) 調査研究

<再整備基本計画：調査研究の充実>

京都で活動する作家や美術関係者の自主研究会等とも連携し、調査研究のネットワーク拡大と知見の向上を図る。

美術館ニュースの発刊、研究紀要の作成、図録執筆

(6) 教育普及（ラーニング）

<再整備基本計画：教育普及の充実>

①芸術系大学や高校と連携し、ワークショップルーム等で独自の先駆的教育を体験できる場を提供

②子どもや先生を対象に常設展の鑑賞講座や、ワークショップ、作家の創作過程の公開等の体験型プログラムを提供する。

内容等：「村上隆 もののけ 京都」：ギャラリートーク 他

(7) MICE 利用

<再整備基本計画：賑わい創出、MICE 戦略の推進>

光の広間や庭園等を国際会議のレセプション等のユニークベニューとして積極的に活用
 内容：GUCCI COSMOS レセプション 他

2.2.2 ネーミングライツ消費税差額について

創設以来 80 年以上の長きにわたり、我が国の文化芸術を牽引してきた京都市美術館を、将来にわたり市民に愛され世界に誇れる美術館とするとともに、美術館の文化財的価値や岡崎地域の豊かな景観を次代へ継承していくために、京都市では、京都市美術館再整備事業を進めた。

京都市は、京都市美術館再整備事業を力強く推し進めるとともに、京都市における文化芸術の更なる振興と発展に資するため、京都市美術館に通称を設定する権利を付与することとし、その趣旨・目的に賛同した京セラ株式会社がこれに応じ、平成 29 年 2 月 1 日に「京都市美術館ネーミングライツに関する契約書」を締結した。

ネーミングライツの対価等については、契約書に以下のように記載されている。

(ネーミングライツの対価及び期間、対価の納入方法)

(ネーミングライツの対価及び期間、対価の納入方法)

第 3 条 京都市新美術館のネーミングライツの対価及び期間は、次のとおりとする。

(1) 対価 金 50 億円（取引に係る消費税及び地方消費税額は別途）

(2) 期間 京都市新美術館開館日から 50 年間（以下「導入期間」という。）

ただし、京都市新美術館が長期にわたり休館するときは、導入期間の延長について甲乙間で協議を行うこととする。

2 乙は、前項第 1 号の対価金 50 億円（取引に係る消費税及び地方消費税額は別途）を、3 回に分けて、次の表の区分の欄に応じ、同表の金額の欄に掲げる額を同表の納入期日の欄に掲げる日までに甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。ただし、次の表の納入期日の欄に掲げる日までに同表の納入条件の欄に掲げる条件が成就しないことが明らかになったときは、乙は甲に対し、書面をもって条件が成就するまで納入しないことを申し入れることができる。

区分	金額	納入期日	納入条件
第 1 回	15 億円（取引に係る消費税及び地方消費税額は別途）	平成 29 年(2017 年) 10 月 31 日まで	各施設の通称が「甲乙協議のうえ決定されていること（乙が故意に納入条件の成就を妨げた場合は、納入条件は成就したものとみなす。）。
第 2 回	15 億円（取引に係る消費税及び地方消費税額は別途）	平成 30 年(2018 年) 10 月 31 日まで	第 16 条に掲げる事項の具体的内容が甲乙協議のうえ決定されていること（乙が故意に納入条件の成就を

			妨げた場合は、納入条件は成就したものとみなす。)
第3回	20億円（取引に係る消費税及び地方消費税額は別途）	平成31年(2019年)10月31日まで	平成29年1月27日付けで甲と施工業者との間で仮契約され、京都市会の議決により正式契約となる京都市新美術館の再整備工事が竣工していること。

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ改正され、京都市美術館ネーミングライツに関する契約書及び消費税法基本通達9-1-5、9-1-27を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、以下の回答があり、該当年度において正しく消費税等が徴収されていた。

- ・令和元年度（1回目） 30,000,000円：
第1回 金額15億円 納入期日 平成29（2017）年10月31日まで
- ・令和元年度（2回目） 30,000,000円
第2回 金額15億円 納入期日 平成30（2018）年10月31日まで

2.2.3 京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務について

監査対象年度である令和6年度はプロポーザル等の企画提案方式による決定で令和4年度から継続してサントリーパブリシティサービス株式会社に、委託料は3年間534,910,833円（各年度178,303,611円のうち消費税及び地方消費税相当額16,209,419円）で委託している。長期継続契約であり、京都市長期継続契約に関する条例本則第5号に該当する。仕様書に記載されている業務内容の集配金業務及び釣銭のうち観覧料収入及び釣銭、両替等の管理方法について、担当部局に書面にてヒアリングしたところ以下のような回答であった。

- ・観覧料収入：金庫にて保管。コレクションルーム会期中、公金収納受託者が、前日分の売上を毎日京都市へ入金。
- ・釣銭、両替金：自動釣銭機内に留保及び別途金庫内に保管。

次いで、京都市の料金集配業務に係る手数料、指定納付受託者に支払う手数料、京都市以外の団体の料金集配業務に係る手数料の管理・事務が分かる資料を依頼したところ、令和6年度と令和7年度において指定納付受託者に変更があるため詳細に記載された各年度の資料提出があり、流れがよく分かる内容であった。

また、同上の仕様書のうち業務報告については、日常業務の定期報告書（令和7年3月1日～31日）の提出があり、確認を行った。仕様書に記載されていた項目以外にも、以下の項目が記載されている。

- ・開館時間及びお客様退室時間
 - ・展覧会入場者数：有料・無料（メンバーシップ）
 - ・禁止事項の件数：写真撮影・フラッシュ撮影・お手触れ
 - ・館内の状況：開館前待機列の人数
 - ・お客様の声及び特記事項：代表電話・代表メールともに総件数・内訳件数
 - ・京都市美術館様への報告事項：システム上のトラブル、来場者のトラブルなど
- 大変事細かに日々記載されており、すべてデータ入力のため、委託業者と美術館の職員間での情報共有ができています。

本業務について監査を行ったところ、仕様書に記載されている項目においては問題なく業務が行われていた。

2.2.4 京都市京セラ美術館チケット販売・入場管理システムの構築業務について

監査対象年度である令和6年度はプロポーザル等の企画提案方式による決定で令和6年9月17日（契約締結の日）から令和7年3月31日を履行期間としてインヴェンティット株式会社に、委託料は12,254千円（うち消費税及び地方消費税相当額1,114千円）で委託している。

委託目的は、京都市京セラ美術館において開催する展覧会に関し、以前より、観覧料の管理、入場券の発券、入場者管理、オンラインチケット販売等を行うシステムを導入しているが、更なる来館者のサービス向上及び円滑な業務管理の実現を目的に、チケット販売のオンライン対応、入場管理の自動化に加えて、データ管理の一元化等を実現する新たなシステムの導入を実施するためである。

プロポーザル時の資料、契約書、委託内容が分かる資料及び成果物の資料依頼を行い、すべて提出された。プロジェクト実施計画書を始め、導入時のスケジュール及び実施スケジュール、業務フロー、システム導入時の研修マニュアルなど整理された分かりやすいものであった。

実際、令和7年9月25日（木）～12月7日（日）に新館・東山キューブにて開催された「Hello Kitty 展 -わたしが変わるとキティも変わる-」が予約優先制のため、日時指定予約でオンラインチケット購入をした。購入時も入館時も大変スムーズに進められたほか、QRコードと同じ画面で施設までのマップもアクセスが可能であることに加え、日時変更も3回までオンライン上でできるシステムであり大変使いやすいものであった。また、来館したのが土曜日午後一番であり、チケット販売場所が混み合っていることを予想していたが、ほぼ行列はできていない状態であった。

本業務については、契約からシステム導入までの資料内容も問題なく、オンラインチケット販売も実際にスムーズに使用できた。



2.2.5 京都市京セラ美術館事業企画推進業務について

監査対象年度である令和6年度は随意契約により株式会社長谷ビルに委託料 143,750 千円（うち消費税及び地方消費税相当額 13,068 千円）で委託したが、精算報告書で委託料 142,016,505 円を確認した。随意契約締結の理由は、京都市京セラ美術館事業企画推進業務は、広報計画の立案・実施や営業活動など多岐に渡るが、現代美術にかかる主催展の開催が主軸となる。特に、令和5年度から、京都市京セラ美術館開館90周年を記念して、世界的に著名な現代作家である村上隆氏の展覧会「村上隆 もののけ 京都」を実施しており、委託先である株式会社長谷ビルが前年度より本展覧会実施に向けての企画調整、また展覧会に深く関わる広報や営業業務等、これまで作家側との綿密な調整の下で事業を進めていること、作家側が展覧会の開催可否について現行体制を前提として合意しているためである。

なお、過去3年間の委託料（税込）は以下のとおりであり、各年いずれも当初額より最終額は抑えられている。

	当初	最終
令和6年度	143,750 千円	142,016 千円
令和5年度	140,250 千円	138,863 千円
令和4年度	140,680 千円	139,120 千円

（京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成）

また、仕様書には成果物の提出等についても記載されており、展覧会の予算書及び決算書、月次報告書が提出された。そのうち月次報告書においては、入館者などの詳細な数字やカフェ・ショップ売上金額については、対前年月比が分かる報告書となっている。公式WEBサイトのPV数・セッション数・ユーザー数、公式SNS（Instagram、Facebook、YouTube）のフォロワーが月毎に数字で明確に分かるように工夫されている。また、開催行事・放映された画像や電車つり革広告などを月毎に参考画像として1枚に集約して保存されており、大変有効な報告書である。

京都市京セラ美術館の施設運営に関する支出・収入について、利用者1人当たりには換算した場合の過去3年間の数字は以下のとおりとなる。

令和4年度：利用者1人当たりの運営経費 1,070円

<支出>	施設の維持管理・運営費 770円		職員 人件費 130円	展覧会 事業費 170円
<収入>	展覧会収入等 220円	使用料 370円	差額（税金を活用） 480円	

令和5年度：利用者1人当たりの運営経費 1,082円

<支出>	施設の維持管理・運営費 777円		職員 人件費 138円	展覧会 事業費 167円
<収入>	展覧会収入等 262円	使用料 341円	差額（税金を活用） 479円	

令和6年度：利用者1人当たりの運営経費 847円

<支出>	施設の維持管理・運営費 514円	職員 人件費 107円	展覧会事業費 226円
<収入>	展覧会収入等 319円	使用料 338円	差額 (税金を活用) 190円

(京都市HPを基に外部監査人作成)

上記の推移から分かるように、令和6年度は市民の税金負担額が190円と、前年度に対して約60%減となっている。京都市が主催した展覧会のうち「村上隆 もののけ 京都」や「金曜ロードショーとジブリ展」の入場者数が非常に多く、前者においては収入500,833千円に対して支出210,000千円、後者においては収入86,690千円に対して支出10,000千円という数字が公表されており、収入が支出を大幅に上回ったことにより公費負担がいずれもなかったことが市民の税金負担額を大幅に減額した。

2.3 監査結果

(1) 合规性

京都市美術館のネーミングライツ対価50億円(取引に係る消費税及び地方消費税は別途)の消費税率の改正により生じた消費税差額について確認を行った結果、合规上、適切である。

(2) 効率性

当該事業のうち、チケット販売・入場管理システムの構築業務については、チケット販売のオンライン対応、入場管理の自動化、データ管理の一元化を実現する新たなシステムの導入実施であり、効率性がある。全体を通して事業の効率性の観点から、特段問題はなかった。

(3) 有効性

当該事業において、目的に即しており、事業の有効性の観点から、特段問題はなかった。

(4) 経済性

当該事業のうち、事業企画推進業務については京都市に専門的なノウハウが乏しいため、外部業者を委託して行ったことは事業の経済性の観点から、特段問題はなかった。

委託目的である、美術館運営や展覧会企画、集客事業、協賛金募集等に関する実績や高度なノウハウを備えた民間のマンパワーを活用した運営体制を構築することは進んでおり、本業務については指摘事項及び意見ともになしと判断する。

3. 京都コンサートホール

3.1 概要

No	京都コンサートホール		
1	事業目的	<p>「世界文化自由都市宣言」の理念のもと、平安建都 1200 年を記念して京都市が建設し、平成 7 年に開館した音楽専用ホールである。また、日本唯一の自治体直営オーケストラとして、1956 年に創設された京都市交響楽団の本拠地でもある。</p> <p>音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に資するため、音楽の鑑賞その他音楽に関する活動の用に供するための施設である。</p>	
2	事業概要	<p>事業概要は以下のとおりである。</p> <p>1. 京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施</p> <p>2. 音楽の鑑賞その他音楽に関する活動のための施設の提供</p> <p>3. 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>京都コンサートホールの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行っている。指定管理者は、(公財)京都市音楽芸術文化振興財団であり、監査対象年度は、指定管理期間(令和 5 年度から令和 8 年度まで)の 2 年目である。</p> <p>監査対象年度である令和 6 年度の具体的事業は 3.2.1 令和 6 年度事業の詳細のとおりである。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	160,018 千円	160,018 千円
	魅力向上事業	39,012 千円	164 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 5 年度	198,365 千円	178,365 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	171,858 千円	188,441 千円
うち、目的税の額	—	—	
4	根拠法令等	<p>京都コンサートホール条例</p> <p>京都コンサートホール魅力向上方針(令和 6 年 10 月)</p>	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察	
7	監査結果	意見あり	

8	合規性	上記4の根拠法令を確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。
9	効率性	当該事業のうち、4階の自動販売機設置場所及び女子トイレの設置については効率性の観点から将来的に見直しが望まれる。
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業のうち、駐車場運営については合理的かつ有効活用されており、全体を通して目的に即しており、事業の有効性に問題はない。
11	経済性	当該事業を指定管理者である(公財)京都市音楽芸術文化振興財団に施設の運営等を委託したことは、経済性に優れている。

3.2 補足説明

3.2.1 令和6年度事業の詳細

公益目的事業

(1) 主催・共催事業：全37事業 42公演 7講座

主催事業のテーマを「京都から始まる音楽、新たな出会い」とし、音楽で人と人をつなぎ、多種多様な「出会い」をお客様に提供できるようなバラエティに富む事業を企画した。

- ①京都市交響楽団の更なる飛躍を促進
- ②質の高い音楽芸術の鑑賞機会を提供
- ③日本有数のパイプオルガンの活用
- ④ジュニアオーケストラの運営/大学生を中心とした実演家の育成支援
- ⑤子どもや青少年の創造性を育む事業
- ⑥地域の活性化と市民参加型演奏会の開催
- ⑦賑わい事業の開催
- ⑧音楽芸術の人材育成のための支援制度

(2) 受託事業

- ①指定管理業務
- ②お客様へのサービス向上に向けた取組
- ③広報・宣伝、チケット販売営業及び外部資金獲得等に関する業務
- ④各種会員制度の運営
- ⑤施設運営の充実にに向けた取組

3.2.2 施設(貸館)の利用実績及び利用料収入について

指定管理者である(公財)京都市音楽芸術文化振興財団が行う受託事業のうち市民の芸術文化振興の拠点となるよう、利用者ニーズの把握を積極的に行い、利用の促進に努める貸館事業がある。過去3年間の実績は以下のとおりである。

(1) 利用料金収入額

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホール利用料金収入	211,856千円	202,873千円	228,317千円

((公財)京都市音楽芸術文化振興財団「令和6年度事業報告書」を基に外部監査人作成)

(2) 日数利用率

大ホール

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	69%	71%	69%
実績値	73%	68%	80%
目標達成度	105.7%	95.7%	115.9%

アンサンブルホールムラタ

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	61%	62%	61%
実績値	62%	62%	60%
目標達成度	101.6%	100%	98.3%

((公財)京都市音楽芸術文化振興財団「令和6年度事業報告書」を基に外部監査人作成)

日数利用率は、大ホール及びアンサンブルホールムラタともに目標達成度は100%前後となっており、当初設定した目標値(60~70%)を概ね達成している。

広報・宣伝、チケット販売営業及び外部資金獲得等に関する業務のうちHP等の充実があり、令和6年度は初めてホールを利用しようとするお客様も利用料金がイメージしやすいように料金シミュレーション機能を導入し、貸館利用の促進に努められており、利用条件(入場料の設定や付帯設備規模など)が詳細に選択できる機能が付いているため、借りる側としても予算が出しやすくなったことが予想される。

また、新鮮な情報を発信するため様々なSNSを活用されているが、フォロワー数はX(旧Twitter)約4,900人、Facebook約1,480人、YouTube1,490人、Instagram1,815人(令和7年11月19日現在)という数字からみても上手く活用できていない。施設(貸館)の情報発信に関しては、自主事業等の集客に資するものであり、また、フォロワー増強は施設の利用率を高める手段でもある。さらに、収益化にも結び付くため、うまく活用されたい。

3.2.3 駐車場経営について

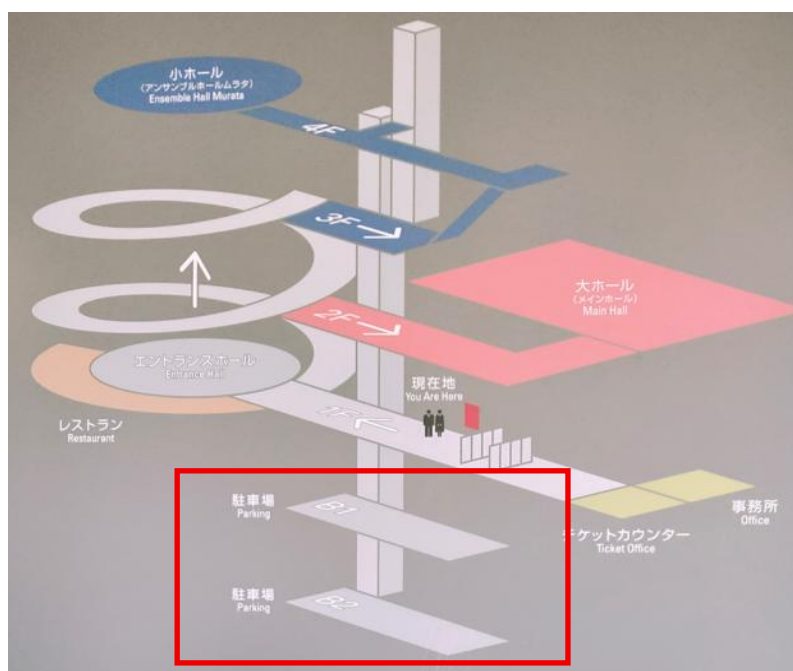
指定管理者である(公財)京都市音楽芸術文化振興財団が行う収益事業のうち公的目的外の施設提供事業として駐車場経営がある。主に来館者向けではあるが京都コンサートホール条例第8条第2項第2号により、月ぎめにより駐車場を利用させることができる定めがある。

過去3年間(令和4年度~6年度)の京都コンサートホールにおける駐車料金収入金額は

以下のとおりとなる。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入金額	14,604千円	15,776千円	16,752千円

担当部局にヒアリングしたところ、令和6年度においては、駐車可能台数100台のうち毎月20台分の月ぎめ契約を継続的に締結しているとの回答があった。月ぎめ契約数に変動はなく、月額収入は251千円（12,570円/台×20台）、年換算すると年間収入は3,016千円となる。稼働率については、月単位での算出は行っていないとのことであり、年間稼働率は約5.6%であるとの回答であった。現実的な数字ではないが、100台すべてを月ぎめとして契約した場合の年間収入は15,084千円（12,570円/台×100台=1,257千円/月）となり、実績の収入金額を下回ることになるため、合理的かつ有効的な使用状況である。

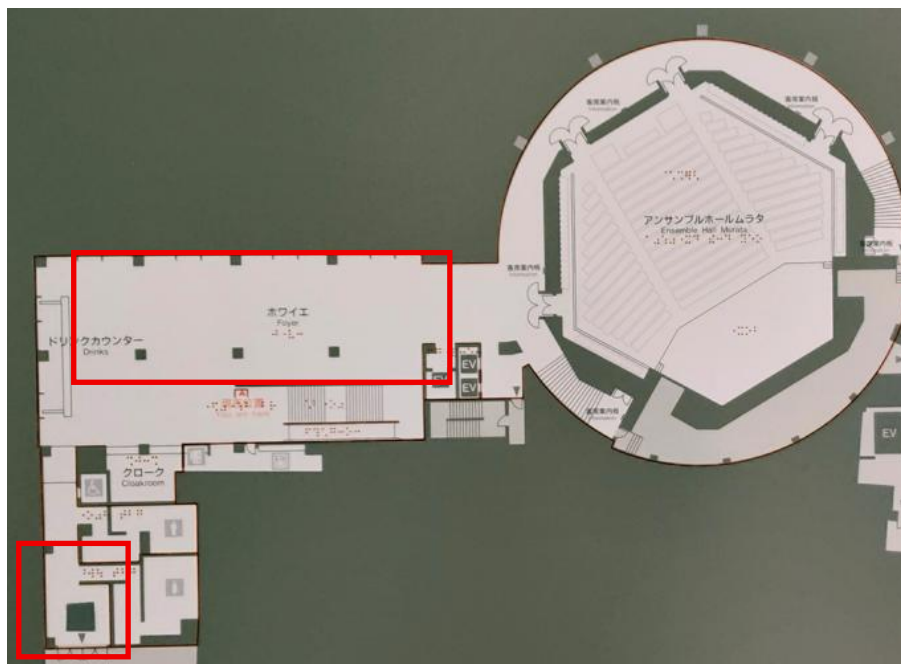


3.2.4 自動販売機の管理運営について

京都コンサートホール館内において、自動販売機が出演者用スペースに2台、一般来場者用スペースに2台、合計4台設置されている。京都市が設置業者等に行政財産の目的外使用許可を行ったうえで、行政財産の使用者であるコカ・コーラ社等が自動販売機を設置している。電気代については、設置者負担となり、一旦、(公財)京都市音楽芸術文化振興財団が立替払いを行い、四半期ごとに請求・回収を行っており、令和6年度は107千円を設置者へ請求している。

現地視察を行った4階部分の自動販売機については、京都市が公募により事業者（コカ・コーラ社）を決定した。公募については、京都コンサートホール、京都市呉竹文化センター及び京都市右京ふれあい文化会館の3施設4台一体であり、京都市の目的外使用許可に関するルールに基づいた最低使用料600千円（年間、3施設4台）を上回る年間1,122千円の

使用料収入がある。単純計算すると自動販売機1台につき、年間280千円の収入となる。基本使用料が上回っており、一定の収入が生じていることが確認された。ただ、後述のとおり4階にはドリンクカウンター前にホワイエという一定の休憩スペースがある上に、自動販売機の設置場所にも十分なスペースがあるため、将来的に女子トイレ増設などの有効利用が望まれる。



3.2.5 女子トイレ増設について（大規模改修）

「京都コンサートホール魅力向上方針（令和6年10月）」の大規模改修の主な内容④利便性の向上において、1階女子トイレ個室数の増設を挙げられているため、11月24日（月）にアンサンブルホールムラタで開催された「京都しんぷおにえった」の休憩（20分）時に女子トイレの混み具合を確認したところ、大変混み合っていた。

大規模改修の対象は要望があった1階女子トイレであるが、コンサート開催時間中は開催されているフロアのトイレを使用することが一般的であるため、将来的に4階女子トイレの増設についても検討されることを望む。

国土交通省のホームページで掲載されている「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査（国土交通省インターネットモニターアンケート、平成28年12月9日～12月22日）」結果をみると、外出先でトイレを利用する際、女性は「清潔であること」を一番重視しており、次いで「混雑がないこと」となっている。

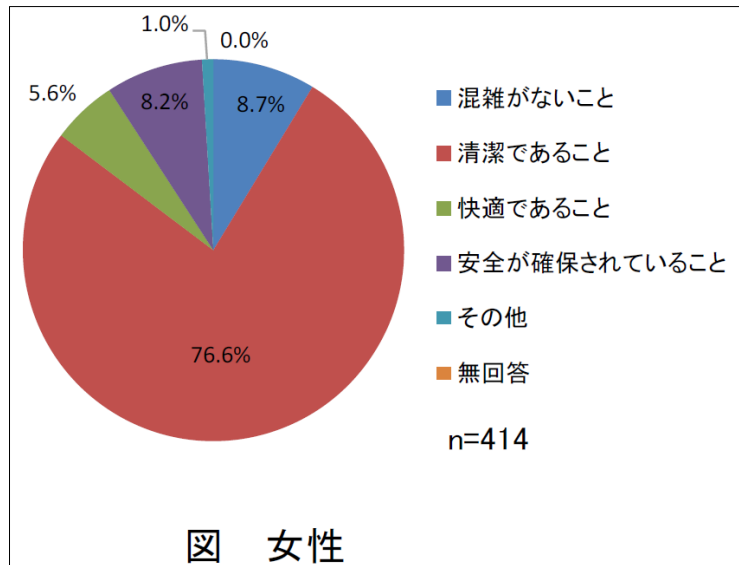


図 女性

(国土交通省 HP 「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」の結果について)

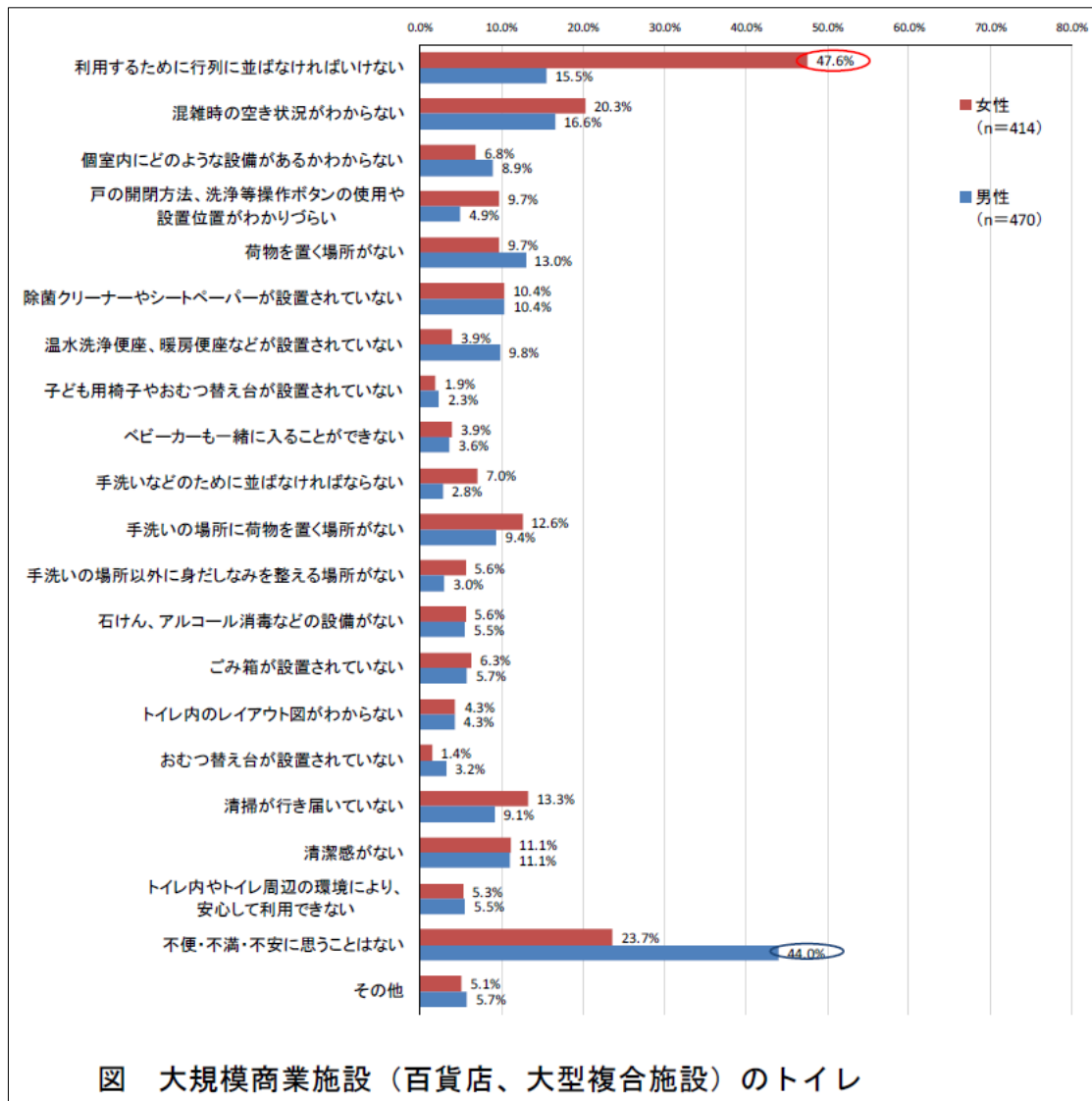


図 大規模商業施設（百貨店、大型複合施設）のトイレ

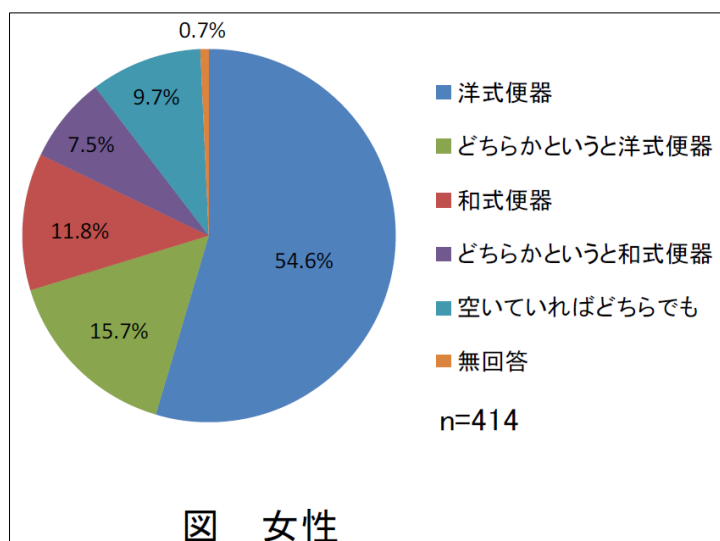
(国土交通省 HP 「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」の結果について)

さらに、「外出先のトイレを利用するにあたり不便・不満・不安を感じることをすべてお選びください」という項目について、大規模商業施設のトイレでは、女性の場合、「利用するために行列に並ばなければいけない」が圧倒的に高く、約 50%の人が行列に並ぶことへ不満を感じているという結果が出ている。

また、混雑する原因の一つには、4階の女子トイレのうち2基が和式便器であることも挙げられると考える。11月24日の現地調査では、利用者が多く混み合っていたにもかかわらず、和式便器のみ空いているという状況であったため担当部局にヒアリングしたところ、現状の4階の和式便器2基を含むすべての和式便器を洋式便器に変更する予定があるとの回答があった。

前述の国土交通省アンケート結果であるが、外出先のトイレで、「洋式便器と和式便器のどちらを好んで利用するか」というアンケートについては、「洋式便器」と「どちらかという洋式便器」の割合を合計すると、「洋式便器」を好んでいる女性が70.3%に達しており、女性利用者の多くが洋式便器を選好していることが分かる。

よって、4階女子トイレの混雑緩和に向けて、洋式便器に変更予定であることは有効な改善策の一つである。



(国土交通省 HP 「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」の結果について)

また、2基を和式から洋式に変更してもおそらく解消できない混雑具合であったため、さらなる増設が必要である。その場合、4階限定の話にはなるが前述した自動販売機の設置場所はかなりスペースがあり、女子トイレの隣に設置されているということもあり、自動販売機設置場所スペースを一部女子トイレの増設場所として将来的に検討されたい。



3.3 監査結果

(1) 合规性

当該事業のうち、駐車場及び自動販売機運営について、消費税等の申告納税・インボイスの発行について担当部局にヒアリングした結果、法令に基づき、適切に申告納税及び発行をしていることへの回答を得ることにより、規定どおりに実行していることを確認し、合规性の観点から、特段問題はなかった。

(2) 効率性

女子トイレ増設については「京都コンサートホール魅力向上方針（令和6年10月、京都市）」の大規模改修の主な内容④利便性の向上の一つの項目として挙げられており、令和6年度より京都コンサートホール魅力向上事業（新規）として予算計上している。

特段の要望はないものの、4階女子トイレと自動販売機設置場所は隣接しており、ホワイエなどの休憩スペースが十分にあるため、将来的に自動販売機設置場所スペースを活用して女子トイレの増設が望まれる。

(3) 有効性

当該事業のうち、駐車場運営については合理的かつ有効活用されていると判断し、全体を通しても目的に即しており、事業の有効性の観点から、特段問題はなかった。

(4) 経済性

当該事業においては、京都市においては専門的なノウハウが乏しいため、指定管理者である（公財）京都市音楽芸術文化振興財団に施設の運営等を委託したことは、経済性に優れている。

【意見】 女子トイレ増設及び自動販売機設置場所スペースについて

京都コンサートホールの4階フロアにおいては、ホワイエなどの休憩スペースが十分にあるため、将来的には自動販売機設置場所スペースを活用して女子トイレの増設を検討されたい。

4. 京都マラソン

4.1 概要

No	京都マラソン		
1	事業目的	<p>「走る人」、「応援する人」、「支える人」すべてが主役となり、市民スポーツの振興、健康長寿の促進、京都の活性化、魅力発信、都市格向上に寄与する「京都マラソン」が開催されている。詳細は以下のとおりである。</p> <p>① 市民スポーツの振興 京都マラソンを通じて市民スポーツの更なる振興を図る。</p> <p>② 京都の魅力の国内外への発信 観光名所をめぐるコースなど、大会を通じて、その魅力を国内外に広く発信する。</p> <p>③ 京都・日本の活性化のため 国内外から多くのランナー、応援者が京都を訪問する。宿泊や食事、土産物購入などを通じ経済の活性化を図る。</p>	
2	事業概要	<p>市民スポーツの振興はもとより、国内外からの入浴客による高い経済波及効果や、京都の魅力が広く発信されることによる都市ブランドの更なる向上など、京都にとって大きなメリットが期待される京都マラソンを開催するに当たり、京都マラソン庁内推進本部が設置され、全庁を挙げた取組を強力に推進している。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	162,000千円	123,426千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	152,000千円	145,157千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	152,000千円	83,988千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>庁内推進本部会議設置要綱 京都マラソン実行委員会規約 京都マラソン大会役員規程 京都マラソン実行委員会事務局規程及び別表 京都マラソン実行委員会会計規則及び別表 臨時的任用職員就業要綱 京都市スポーツ振興基金条例</p>	
5	効果測定の有無	なし	

6	実施した主な手続	資料の閲覧、ヒアリング
7	監査結果	意見あり
8	合规性	決算書及び支出明細を確認した結果、適切に処理している。
9	効率性	経済波及効果はあり、交差点需要率調査結果に基づくと京都市内の交通渋滞は発生していないため、定量的には効率的な運用が行われているが、安定した収入の確保が困難となってきており、効率性の維持には課題を抱える。
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業において、目的に即しており、事業の有効性の観点から、問題ない。
11	経済性	運営方法の見直しによる大会運営費の抑制など諸経費の削減に努めており、監査対象年度においては、経済性の観点から、特段の問題はない。

4.2 補足説明

4.2.1 事業の背景

過去16年間にわたって実施してきた「京都シティハーフマラソン」を2年間休止して準備を行い、2012年3月に第1回大会を開催した。

第1回大会で2億3,000万円以上の赤字となり、その補填に税金が投入されたことで大きな問題となった。

京都市内は年末に開催される「全国高等学校駅伝競走大会」、年始に開催される「全国都道府県対抗女子駅伝」、そして2月開催の京都マラソンと、駅伝及びマラソン開催が続いており、それに伴う長時間の交通規制による京都市営バスの運休や経路変更、道路交通への影響が常時問題となっている。

コロナ禍以降、地方の市民マラソン大会などで定員割れが相次いでいるほか、物価高を背景に大会運営の厳しさが増しており、参加費の値上げもランナーが参加を足踏みすることにつながっている（朝日新聞2025年6月20日「物価高で市民マラソン運営に苦境、定員割れに赤字隠し 新たな試みも」）。

4.2.2 2025 大会概要

日時：令和7年2月16日（日）

8：55 車いす競技 スタート

9：00 マラソン・ペア駅伝 スタート

15：00 マラソン・ペア駅伝 終了

出走者：計16,774人

マラソン16,250人 ペア駅伝516人 車いす競技8人 完走15,624人 完走率93.1%

競技コース：

①マラソン・ペア 駅伝

たけびしスタジアム京都（西京極総合運動公園内）～ 平安神宮前（42.195km）

②車いす競技

たけびしスタジアム京都（西京極総合運動公園内）～ 嵐山（6.1km）

スタッフ数：約 13,000 人

応援人数：約 397,200 人

おこしやす広場入場者数：約 24,800 人



4.2.3 事業決算について

(1) 収入について

過去3大会の収入は以下のとおりである。

(単位：千円)

大会開催年	2023	2024	2025
負担金収入	83,649	144,897	123,122
協賛金収入	254,614	215,791	205,215
参加料収入	335,689	331,812	347,156
諸収入	21,269	26,573	34,384
合計	695,222	719,073	709,877

(京都市 HP 及び京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

京都市からの負担金収入については、財源内訳は toto 助成金及びスポーツ振興基金であり、一般財源からの負担はなされていない。しかし、京都マラソン 2026 では 6 年振りに一般財源 5,000 万円を予算計上している（京都新聞 2025 年 6 月 20 日）。

協賛金収入については、企業等へ積極的に働きかけはされているが、既存スポンサーの条件変更等により年々減少している。参加料収入については、2025 年が増加している一つの要因は海外ランナー参加料の値上げにある。諸収入の詳細は、オリジナルグッズ販売代金、出展料等である。

京都市スポーツ振興基金に 10 万円以上（ペア駆伝は 20 万円以上）を寄付した者が指名した方（寄付者本人含む）に、出走権を進呈することとなっているが、個別の収入として事業決算に含めるべきではないか。京都マラソン出走権に加えて京都ならではの文化体験や宿泊プランを組み合わせるなど、令和 8 年以降も継続して寄付による参加者を増やす措置を検討されたい。

(2) 支出について

過去 3 大会の支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

大会開催年	2023	2024	2025
大会運営費	315,042	334,485	310,983
安全対策費	239,416	225,877	234,986
広報・イベント関係費	65,140	83,967	87,239
エントリー・記録関係費	57,386	55,528	54,025
実行委員会運営費	17,788	19,215	22,644
合計	695,222	719,073	709,877

※各区分において端数処理を行っているため、決算額の合計と合わない場合がある。

(京都市 HP 及び京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

各年度の支出書類を確認したが、単年度ごとでの運営方法の見直しによる諸経費削減に努められているということは分かるが、支出総額としては 2025 年は 2024 年より約 1,000 万円減少しており、「京都マラソン 2025 大会の総括及び 2026 大会の概要について（報告）」（文教はぐくみ委員会資料 令和 7 年 6 月文化市民局）に記載されている「運営方法の見直しによる大会運営費の抑制など諸経費の削減に最大限努めた結果、支出総額が前回大会比で減少。」という文章内容は正しい。

なお、前々回の大会で諸経費が抑えられていた理由は、コロナ禍明けの大会のため EXPO 会場を縮小して運用（飲食ブース未設置等）したことである。

(3) 経費削減について

京都マラソンの運営費をめぐっては開催初年に大きな赤字となり、結果、京都市が一般財

源から支出したことが大きな問題となったことにより、市民が京都マラソンへの市税投入に対して大変厳しい目でみている。近年、物価や人件費の高騰により、運営方法の見直しによる大会運営費の抑制など諸経費の削減については、担当部局へのヒアリング時にも説明があり、過去3年間で特に削減した経費について質問をした回答が以下のとおりである。

業務名	業務内容	削減内容	削減金額
運営	京都マラソン運営に係る業務全般	・ネックゲイターのオプション化 ・参加案内（ハガキ）の電子化など	△10,407 千円
印刷、封入、発送	ランナー募集ポスター及び交通規制チラシ等各種制作物における印刷・封入・発送業務	・B1 ポスターの廃止（後半分） ・発送先及び制作物数の精査など	△424 千円
看板作成及び設置撤去	交通規則に関する様々な看板作成及び設置撤去業務	・商店街応援フラッグの廃止 ・交通規制及び回案内看板の削減など	△3,349 千円
大会保険	京都マラソンに係る各種保険（損害保険、賠償責任保険、興行中止保険等）	・仕様書の見直し →複数の保険代理店が見積もり合わせに参加し、支出減	△469 千円

（京都市文化市民局提出資料）

収入については、企業協賛が右下がりであり、「京都マラソン 2026」において参加料を増額することにより収入を右上がりにはできるが、参加料増額にも限界があるため、今後継続的に収入を増やすことは困難である。

また、監査年度対象外ではあるが、「京都マラソン 2026」の開催に当たり、プラチナパートナー（冠協賛）企業に任天堂株式会社が決定した旨、令和7年9月13日に発表された。冠名称は「SUPER MARIO BROS. 40TH」（スーパーマリオブラザーズ40周年）と決定したが、スーパーマリオ40周年記念のため単年度であり、継続性は不明、物価高騰が継続する中であることから、収入としての協賛金について不安定さが残る。

支出について、物価や人件費の高騰を現状止めることはできない。経費削減にも最大限努められているが過去3年間で約1,500万円にとどまり、経費削減を行う職員の事務負担等に比べて費用対効果がかなり低いと考える。また、経費削減を優先にして運営することにも疑問が生じる。

4.2.4 ランナー募集状況及び参加費について

(1) ランナー募集状況について

ランナー募集枠には、一般枠、海外ランナー枠及びふるさと納税枠がある。過去3年間の募集結果については以下のとおりである。

定員数及び募集枠の変更はあるが、2019大会は抽選倍率が最も高い大会であり、どの枠も2.7倍以上となっているが、過去3年間の倍率はペア駅伝を除くと2.2倍以下であり、2019大会をピークに抽選対象者人数が減っている。

一般枠

種目		2025 定員	倍率			
マラソン		13,357 人	2023	2024	2025	2019
			1.6 倍	1.8 倍	2.1 倍	4.5 倍
募集枠	連続落選者枠	— 人	1.4 倍	—	—	3.5 倍
	京都市民枠	1,200 人	1.4 倍	1.5 倍	1.7 倍	3.1 倍
	ボランティア経験者枠	100 人	1.3 倍	1.2 倍	1.3 倍	2.9 倍
	サブ3.5・サブ4.5 応援枠	600 人	—	1.4 倍	1.6 倍	3.8 倍
	一般枠	11,457 人	1.6 倍	1.9 倍	2.2 倍	5.3 倍
ペア駅伝		240 組 480 人	4.9 倍	2.7 倍	2.8 倍	5.6 倍
募集枠	京都市民枠	60 組 120 人	2.9 倍	1.6 倍	1.6 倍	2.7 倍
	一般枠	180 組 360 人	6.3 倍	2.7 倍	2.9 倍	7.6 倍

※定員数：大会ごとに違いがあるため、2025大会の定員数を記載している。

※数字のない箇所は、募集枠がなかったことを意味する。

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

海外ランナー

種目	定員	エントリー数		
マラソン	2,000 人	2023	2024	2025
		997 人	1,445 人	1,793 人

※定員数：2023大会は2,400人である。

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

ふるさと納税枠

種目	定員	エントリー数		
		2023	2024	2025
マラソン	780 人	222 人	211 人	219 人
ペア駅伝	10 組 20 人	8 組 16 人	8 組 16 人	12 組 24 人

※定員数：3大会とも同数である。

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

(2) 参加料について

京都マラソン 2026 において車いす競技を除き全ての参加料増額がすでに発表されているが、過去 3 年間の参加料は以下のとおりである。

大会開催年		2023	2024	2025
マラソン	国内	18,000 円	18,000 円	17,500 円
	国外	20,000 円	20,000 円	30,000 円
ペア駅伝 (1 組 2 名)		31,000 円	31,000 円	30,000 円
車いす競技		3,000 円	3,000 円	3,000 円

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

2025 大会において、国外は増額、国内及びペア駅伝は減額という措置をとっている。このことに対し、担当部局に書面にてヒアリングをしたところ、ランナーニーズに応えるため、無償で一律配布してきた参加賞（ネックゲイター）をオプション販売（有償化）に変更することにより減額した、との回答があった。

4.2.5 経済波及効果について

(1) 市民マラソンについて

冬の風物詩となっているマラソンは、2007 年に始まった東京マラソンの成功をきっかけに、全国各地でフルマラソンの大会が開催されるようになった。しかし近年、定員割れになっている大会や中止もしくは休止を決めた大会もある。

・松本マラソン 2025 について

2017 年に初回開催され、2025 年 4 月に「松本マラソン 2025」の大会中止を発表した。理由としてコロナ禍以降、様々な物価高騰の影響を受け、大会を継続していくためには、大幅な収入増と大会経費の圧縮が必要な状況となっている中で、松本マラソン 2023・2024 大会の収支状況においては、参加者の減少などにより大幅な赤字決算となっしまい、その過程で関係職員が不正な会計処理を行っていたこととされている。

その後、2025 年 11 月 19 日に松本マラソンの終了が正式に決定され、終了理由は以下のとおりである。

1. ランナーが求めるコース設定が難しいこと及び近県の人気大会と開催時期が重なっていることから、エントリー数の確保が難しいこと。
2. エントリー数の減少で参加料収入が確保できないため、赤字が続いており、今後も収支改善が見込めないこと。
3. 検証委員会からの再発防止策及び提言への対応として契約方法の見直し及び事務

局体制の見直しを想定すると職員の増員（正規職員3名程度）が必要となるが、令和10年の国スポ・全障スポを担当する職員の増員が必要となるため、上記のような人員の確保が難しいこと。

4. 松本マラソンを開催しない場合でも、補完できるスポーツイベント及び大会が開催されること。

・2026 おきなわマラソンについて

1955年に始まった「新報那覇マラソン」を前身とし、70年の歴史をもつ毎年2月に開催されている「おきなわマラソン」が、令和8（2026）年2月開催予定の第31回2026おきなわマラソン開催を休止することを2025年11月7日に発表した。休止理由は、過去2大会連続で赤字となるとともに、予算執行の課題等が指摘され、大会運営を継続しながら抜本的な改善を同時に進めることが困難であると判断し、大会運営の在り方や事務局体制の抜本的な見直し等のための検討期間を設けることである。

(2) 大阪マラソンについて

大阪マラソンは、2011年10月30日に第1回大会が開催された都市型大規模市民マラソンである。コースは、大阪城・難波・御堂筋・中之島・通天閣といった名所が凝縮されている。2022年から開催時期を2月に変更のうえ、びわ湖毎日マラソンと統合し、国際大会の代表選手選考会レースとなった。



京都マラソン開催の翌週に大阪マラソンが開催される日程になっており、過去3年間の開催日程は以下のとおりである。

大会開催年	2023	2024	2025
京都マラソン	2月19日(日)	2月18日(日)	2月16日(日)
大阪マラソン	2月26日(日)	2月25日(日)	2月24日(月・振替休日)

大阪マラソンは前述したとおり、大阪城・難波・御堂筋・中之島・通天閣といった名所が凝縮されており、コース高低差は20m以内である。京都マラソンは、京都市内で開催される皇后杯全国女子駅伝や全国高校駅伝と比較して、河川敷や北大路通より北のコースが長く設定され、走りやすい通り(烏丸通など)が外され、結果コース高低差が100mあり、ランナーへの負担が大きいと考える。また、2025年11月16日に開催されている神戸マラソン2025の高低差は10m程度のフラットなコースである。

(3) 経済波及効果について

マラソンを開催している自治体等は必ず経済波及効果という数字を算出・公表している。京都マラソンにおいても大会の総括時に公表されており、過去3年間は以下のとおりである。

大会開催年		2023	2024	2025	
経済波及 効果	直接 効果	投資的 支出	6億6,300万円	6億8,600万円	6億7,900万円
		消費支出	24億3,600万円	28億4,500万円	34億7,500万円
	間接効果	12億8,100万円	15億7,400万円	16億1,400万円	
市税収効果		1億1,900万円	1億4,600万円	1億5,300万円	

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

経済効果等については、2021年・2022年はオンライン大会のため推計はなく、2020年・2023年は新型コロナウイルス感染症のため他年度開催の大会と比べると波及効果は低くなっているが、基本的に毎年経済波及効果は増えている数字が算出されている。

このことについて波及効果の算出方法資料を過去3年分依頼し、提出された。算出基礎データである推計方法等、推計額や備考など経済波及効果の推計方法は非常に難易度が高いためすべてを把握することは不可能である。しかし、資料内容を分る範囲で確認し、2025大会の国内出場者に関する1人当たりの交通費が2023大会・2024大会に比べて著しく低い数字で算出されているため理由を確認した。回答は、任意によるランナーアンケートの集約結果を用いて算出しているため、大会年によっては、近隣からの参加者が多く回答する年もあれば、遠方からの参加者が多く回答する年もあるため、明確な理由は不明である、とのことである。

直接効果の推計

消費支出の推計：出走者（国内）1人当たりの消費支出額

大会開催年		2023	2024	2025
交通費 (推計額)	宿泊	6,489 円	6,740 円	1,973 円
	日帰り	2,550 円	2,535 円	887 円

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

4.3 監査結果

(1) 合規性

当該事業について、決算書及び支出明細を確認した結果、適切に処理していることを確認し、合規性の観点から特段問題はなかった。

(2) 効率性

経済波及効果はあり、交差点需要率調査結果に基づくと京都市内の交通渋滞は発生していないため、定量的には効率的な運用が行われており、効率性の観点から特段問題はなかった。

しかし、安定した収入の確保が困難となっており、効率性を今後も維持するためには大阪マラソンをはじめとする他の大会の動向、企業協賛の減少など懸念材料が多く残る。対策をするにあたって、隔年開催なども含めた幅広い視野をもって取り組まれない。

(3) 有効性

当該事業において、事業の有効性の観点から特段問題は識別されなかった。

(4) 経済性

運営方法の見直しによる大会運営費の抑制など諸経費の削減に努めており、経済性の観点から特段の問題はなかった。

【意見】京都マラソンの開催ペースの検討

京都マラソンは安定した収入の確保が困難になっているので、隔年開催なども視野に入れて再考されたい。

5. 動物園運営

5.1 概要

No	動物園運営		
1	事業目的	<p>京都市動物園は明治 36（1903）年 4 月 1 日に大正天皇のご成婚を記念して、市民の皆様からの寄付金をもって全国で 2 番目に開園した。</p> <p>多様化する環境教育のニーズに対応するとともに、全国の動物園の中で希少種の繁殖や研究・教育において、主導的な役割を果たし、動物福祉の向上、野生動物の行動研究、さらには教育普及活動などを行っている。</p>	
2	事業概要	<p>主な事業は以下のとおりである。</p> <p>①施設管理運営 ②年間主要事業 ③広報事業（業務委託含む） ④京都市動物園サポーター制度</p> <p>監査対象年度である令和 6 年度は、「サルワールド再整備プロジェクト」として、目標額 50,000 千円、実施期間令和 6（2024）年 9 月 13 日～11 月 29 日でクラウドファンディングに挑戦した。結果、最終寄付金額 30,907 千円（達成率 61.8%）であったが、入園料収入の一部やこれまでの寄付金などを積み立てている動物園整備基金の活用を増やし、サルワールド再整備事業を推進していく予定である。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	319,342 千円	281,361 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 5 年度	318,000 千円	278,523 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	305,546 千円	273,765 千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令	<p>京都市動物園事務分掌規則 京都市動物園条例 京都市動物園条例施行規則 京都市動物園整備基金条例 京都市動物園学術顧問設置要綱 京都市動物園サポーター制度実施要綱 商品提携サポーター制度実施要綱</p>	

		エサ代サポーター制度実施要綱 提案型サポーター制度実施要綱						
5	効果測定の有無	あり <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和5年</td> <td>令和6年</td> </tr> <tr> <td>1年以内に観光したスポット</td> <td>10.7%</td> <td>9.6%</td> </tr> </table> (令和6年京都観光に関する市民意識調査)		令和5年	令和6年	1年以内に観光したスポット	10.7%	9.6%
	令和5年	令和6年						
1年以内に観光したスポット	10.7%	9.6%						
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察						
7	監査結果	意見あり						
8	合規性	上記4の根拠法令の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。						
9	効率性	事業の効率性の観点から、大きな問題はみられなかった。						
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即した事業ができており、事業の有効性の観点から問題はなかった。						
11	経済性	広報業務は業務委託のみに頼らず職員による SNS の運用をするなど、事業の経済性の観点から、特段問題はなかった。						

5.2 補足説明

5.2.1 事業の詳細

(1) 施設管理運営

動物福祉及び来園者の安全・快適性を最優先し、施設の警備や清掃等の維持管理に加え、施設の長寿命化を図るため、計画的かつ専門的な管理を実施している。

- ①園内警備、清掃、廃棄物処理
- ②動物舎・園内設備の定期点検と専門業者による保守
- ③老朽化対策、動物福祉向上、飼育・展示機能改善等の計画的な修繕や改修
- ④動物種に応じた特殊な飼育環境（脱走防止、温度管理等）の維持管理 他

(2) 年間主要事業

来園者誘致と新たな魅力創出のため、年間を通じて多様な事業を計画・実施している。そのうち特に「夜間開園」は春・夏・秋に実施し、昼間とは異なる動物の生態観察機会や、幻想的な園内環境を提供することで、新規来園者層の獲得と深い感動体験を創出されている。

(3) 広報事業（業務委託含む）

動物園の情報発信力を強化し、来園者数の増加と市民の関係構築を推進している。

その中で、職員による SNS の運用も盛んに取り組んでおり、公式 SNS（HP、X、Instagram

等)の投稿については、職員が直接行うことで、動物の最新情報や日々の様子を動物園ならではの視点から発信を図っている。

参考: フォロワー数公式 X 約 4.2 万人、Instagram 約 9.5 万人 (令和 7 年 11 月 10 日現在)

(4) 京都市動物園サポーター制度

市民や事業者等からの動物のエサ代や施設整備に係る寄付を募り、動物園を更に身近に感じていただくとともに、魅力向上と財源確保につなげる制度である。

5.2.2 京都市動物園出札改札案内業務について

監査対象年度である令和 6 年度はプロポーザル方式による決定で令和 5 年度から継続して株式会社ワン・ワールドに、委託料は 3 年間 96,624 千円 (監査対象年度 32,214 千円のうち消費税及び地方消費税相当 2,926 千円) で委託している。なお、令和 5 年～令和 7 年までの 3 年間の複数年契約についてプロポーザル方式での募集を行う際、予定価格が 8,000 万円を上回る業務委託に該当したため、「プロポーザル等実施手続ガイドライン」に基づき、算定基準及び仕様書について、2 名の有識者に意見聴取が行われた。

令和 5 年 4 月 1 日に締結した「委託契約書」の京都市動物園出札改札案内業務仕様書において、業務管理について規定されている内容確認のため、年間を通じて来園者が最も多い 5 月の「日報」「収納金報告書」「収納金日計報告書」の提出を依頼し、確認を行った。

日報については、紙ベースで事細かに記載されており、当日のシフト・正門及び東門での各来園者数・イレギュラーな出来事などが分かる内容であった。全体的に記載する箇所が多いため、現在の紙ベースではなく、どの場所からもアクセスでき、効率的に作成できるように、Google ドライブなどのセキュリティを高める機能が十分備えられている無料サービスを使うことによる業務の効率化を早急に望む。

収納金日計報告書 (エサ代寄付) については、少額の記載が多いがきちんと管理されていることが分かる。また、収納金報告書については、デジタル化されており、記載内容も売上金額とその内訳、有料入園者・無料入園者の各内訳も詳細に記載されており大変分かりやすい報告書である。

実際、正門より一般チケットを楽天 Edy で購入し入場したが、チケット購入機が操作しやすく、キャッシュレス決済も対応されているため、スムーズに購入手続を行うことができる。



5.2.3 京都市動物園広報業務について

監査対象年度である令和6年度はプロポーザル方式による決定でアインズ株式会社京都営業所に委託料 3,410 千円(うち消費税及び地方消費税相当額 310 千円)で委託している。委託契約書、成果物(2024年度の制作物一式一覧)及び支出明細の確認を行い、業務委託料にかかる請求書の提出は求めなかったが、1期(4~6月:9月2日支払い)624千円、2期(7~9月:10月17日支払い)440千円、3期(10~12月:令和7年1月24日支払い)847千円、4期(1~3月:令和7年5月2日支払い)1,498千円と均等(全て消費税等込み)ではなく、各期の履行確認をしたうえでの支払いと確認し、適正に処理されていた。

広報業務については、業務委託のみに頼らず職員による SNS の運用も盛んに取り組んでおり、前述もしたがフォロワー数は公式 X 約 4.2 万人、Instagram 約 9.5 万人、YouTube 約 1.73 万人、Facebook 約 1.7 万人(令和7年11月10日現在)というように一定数のフォロワーもあり、またどの SNS 更新も定期的にされており、京都市動物園の良さ、そして動物の魅力を中心に引き出されている内容・写真がアップされていた。業務委託のみに頼らない職員の方々の運営に対する姿勢も大変有意義なものである。

Instagram のフォロワー数が約 9.5 万人と特に多いため、企業とのタイアップによる収益化を考えているかどうかについて担当部局に書面にてヒアリングを行ったところ、企業とのタイアップ内容が動物園のイメージや理念と合わない場合、フォロワーからの反発やブランド価値低下につながる可能性があることや、商業的な投稿が多くなると、動物や動物園に関する情報提供の専門性や信頼性が損なわれる恐れがあり、フォロワー離れや信頼性の失墜、長期的なブランド価値に悪影響を及ぼす可能性が高いこと等から、今のところ企業とのタイアップは考えていないとの回答であった。

しかし、以下の施設運営に関する支出・収入を入園者1人あたりに換算した場合、令和5年度は512円、令和6年度は601円を市民からの税金で補われている。職員の方々が積極的に発信されている SNS は十分なフォロワー数があるため、間接的な収益を得られるものと判断はするが、有料会員限定サービスによるサブスクリプションで月額制の支援を得ること、動物園グッズをオンラインで販売できるようショッピング機能を追加することに加え、京都市動物園サポーター制度を SNS で紹介するなど、収益化することを提案する。現在でも動物園運営については大変な努力が見受けられるが、SNS を収益化することも前向きに検討されたい。

施設運営に関する支出・収入を入園者1人あたりに換算した場合

令和5年度

<支出>	改札委託、 清掃費等 159 円	光熱水費、 動物のエサ代 250 円	職員人件費 551 円	維持 改修費 31 円
<収入>	寄付金等 78 円	入園料等 401 円	差額(税金を活用) 512 円	

令和6年度 ※サルワールド再整備工事にかかる費用含む。

<支出>	光熱水費、エサ代、 改札委託、清掃費等 420 円	小修繕、 備品購入 21 円	職員人経費 636 円	維持 改修費 30 円
<収入>	寄付金等 91 円	入園料等 415 円	差額（税金を活用） 601 円	

（京都市 HP を基に外部監査人作成）

過去3年間の月別入園者実績について以下のようにまとめた。

月別入園者実績（単位：人）

年度	令和4	令和5	令和6	令和6年度主要事業
4月	81,151	74,486	75,034	
5月	97,289	83,098	81,734	
6月	48,645	48,219	44,422	
7月	26,532	24,743	21,703	七夕スペシャル、夜間開園
8月	41,789	32,669	26,954	動物たちへの氷のプレゼント、夜間開園
9月	52,901	52,454	48,056	ドリームナイト・アット・ザ・ズー、夜間開園
10月	94,697	80,835	73,860	夜間開園、やまねこ博覧会
11月	78,676	83,366	74,132	
12月	36,766	36,909	33,871	
1月	50,218	50,899	49,936	
2月	47,133	50,538	34,120	
3月	86,131	63,982	73,358	夜間開園
合計	741,928	682,229	637,180	

（京都市 HP 及び文化市民局提出資料を基に外部監査人作成）

結果、入園者が伸び悩んでいる月に主要事業を開催されていることが予想されたため、担当部局に書面にてヒアリングを行ったが、「例えば夏であれば動物たちに氷をプレゼントするなど、季節に沿った内容を実施するよう工夫していますが、世界動物の日にちなんだイベントも含め、年間を通じて毎月数多くのイベントを実施しており、必ずしも閑散期にイベントが多いわけではない。」との回答であった。入園者に興味を持たせることができるイベントを積極的に数多く開催する運営方法である。

また、正面エントランス付近に「本日のイベント」のポスターが展示されているため、時間なども分かりやすく記載されている。下調べができていなくてもイベントがすぐに分かる広報活動、また入園者に対して動物園での動物の接し方を伝えるポスターによる広報活動など、いたるところで入園者側及び動物たち側にも立った広報活動が行われている。



5.2.4 京都市動物園サポーター制度について

京都市動物園サポーター制度の愛称は「京都市動物園 Zoo〜っとサポーター」とされており、平成 26 年 6 月から開始した制度である。制度の目的は、個人や企業・団体等による動物のエサ代や京都市動物園整備等への寄付を通じ、動物園の運営に参画することで動物園を更に身近に感じていただくとともに、一層の財源の確保のためである。

制度の概要については以下のとおりである。

①商品提携サポーター

年間 20 万円以上の寄付額が見込まれる商品を認定し、その販売を通じて、動物園に対して売上の一部の寄付を受けるものであり、認定商品には動物園ロゴマークや名称 (KYOTO CITY ZOO 等) を表示する。

②看板広告サポーター

動物舎への看板広告の設置を通じて動物園の支援を受けるものであり、看板は 1 枠 2 m² 程度、広告料は年額 50 万円である。

③エサ代サポーター

飼育展示している動物のエサ代として、1 口 10 万円 (複数口可) のご寄付をいただいた場合、希望により企業等の名称を印刷したプレート (縦 15cm×横 30cm 程度) をゾーン看板又は動物種名看板付近に、寄付の翌月から 1 年間掲示する。

④提案型サポーター

他の制度に該当しないもので、協議により決定した内容で支援を受けるものである。例として、動物園の事業に対する支援 (ゾウの繁殖プロジェクト等)、サポーターとのコラボレーションによる動物園の PR、動物園に対する物品や役務の供給等がある。

過去3年間の実績については以下のとおりである。

年度	合計（千円）	活用制度	内訳金額（千円）
R 6	23,956	エサ代サポーター	12,004
		提案型サポーター	7,607
		広告看板サポーター	4,091
		商品提携サポーター	252
R 5	29,153	エサ代サポーター	13,894
		提案型サポーター	※ 11,301
		広告看板サポーター	3,827
		商品提携サポーター	129
R 4	21,882	エサ代サポーター	12,013
		提案型サポーター	5,940
		広告看板サポーター	3,812
		商品提携サポーター	115

※120周年記念事業、新規案件があったため例年より高額である。

（京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成）

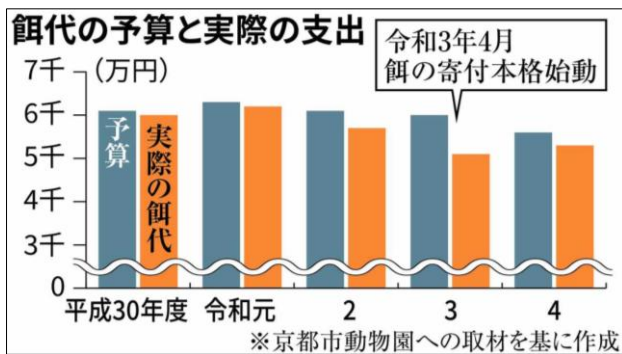
令和5年度において提案型サポーターが例年より高額であったことを除き、これまで継続支援を受けていたものが終了することはあるが、平均して25,000千円程度のサポート実績がある。

その他、企業や生産者と連携し、可食部ながら廃棄物として処理されていた野菜の端材や剪定枝などを飼育動物のエサとして活用することで、飼料費の縮減だけでなく、廃棄物を減らし、資源を有効活用する取組も行われている。

内容を確認したところ、月ごとの内訳明細は保管されていないが、監査対象年度の令和6年度年間合計量は動物たちの食事総量のうち、寄付による食料は約13.0%を占めており、具体的には、年間約194,158kg（推定）の食料を外部から購入し、これに加えて年間約29,000kg（推定）の食料が寄付で賄われている。特定の動物に限定されるものではなく幅広い動物たちの食を豊かにする形で活用されており、特に幅広い動物で利用できるアラカシやシラカシの剪定枝、おから、人参、大根、白菜、キャベツなどの野菜類が多く寄付されている。なお、これらのエサの寄付は提案型サポーター制度を活用して継続されているものも含まれている。「京都市動物園 Zoo〜っとサポーター」については、動物園内で報告及び公表されていた。



少し以前の資料にはなるが、エサの寄付の受入れを開始した背景は動物園を運営する京都市の財政状態が危機的な状況となった結果、企業・団体によるエサの寄付が定着したことにある。今後、危機的な財政状態が起こったとしても、堅実な京都市動物園サポーター制度があるため乗り越えていけることが予想される。



(産経新聞 令和 5年 4月 27日「京都市の財政難が動物園のエサ代にも影響 苦境を救う市民の寄付」)

5.2.5 動物園整備基金について

新しい時代に適応するたのしく学べる安全な動物園を目指し、動物の福祉を考慮した飼育環境を整えていくために、寄付金等を受納する制度の充実を図ることを目的として、平成22年4月に施行された。

財源については以下のとおりである。

- ・平成22年度より改正する入園料の値上げ分(入園者1人当たり100円)
- ・自動販売機の設置に係る構内地使用料
- ・ホームページバナー広告
- ・サポーター制度等による収入
- ・その他、整備のための寄付金

積立額（入園料値上げ分含む）及び寄附金の過去3年度実績は以下のとおりである。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立額	66,452千円	76,717千円	176,226千円
（うち）寄附金	6,457千円	21,110千円	121,607千円
（うち）運用益	12千円	19千円	848千円

※令和6年度寄附金：クラウドファンディング基金積立分含む

（京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成）

監査対象年度である令和6年度の積立額の主な明細は以下のとおりである。

入園料値上げ分	37,648千円
自動販売機設置に伴う使用料	12,000千円
ホームページバナー広告	600千円
看板設置による広告料	3,372千円
画像及びイラストに関する使用料	150千円
寄附金	121,607千円
基金運用益	848千円

（京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成）

寄付金については年度ごとで偏りが生じているが、積立額は50,000千円を超える金額で推移しており、希少種の繁殖や動物福祉の向上、野生動物の行動研究、さらには教育普及活動など幅広い取組を展開していくための資金準備としては堅実に行われている。

監査対象年度である令和6年度には「サルワールド再整備プロジェクト」として50,000千円のクラウドファンディングに挑戦し、結果、最終寄付金額30,907千円（達成率61.8%）であったが、入園料収入の一部やこれまでの寄付金などを積み立てている動物園整備基金の活用を増やし、サルワールド再整備事業を推進していくことができることとなった。

今後も整備等により動物園整備基金と並行してクラウドファンディングも実施されることが望まれる。

また、写真のとおり動物のイラストがラッピングされた動物園ならではの自動販売機を楽しむこともできるように取り組まれている。



5.3 監査結果

(1) 合規性

当該事業のうち、動物園運営において外部委託している出札改札案内業務、広報業務について、委託契約書等及び業務内容を確認した結果、適切に処理していると判断し、合規性の観点から、特段問題はなかった。

(2) 効率性

当該事業のうち、広報業務については外部事業者に委託する部分と職員による SNS 運用部分とに棲み分けができており、効率的に運用されている。

株式会社ワン・ワールドへ委託している京都市動物園出札改札案内業務の「日報」については、事細かに記載されており、当日のシフト・正門及び東門での各来園者数・出来事が分かる内容であった。全体的に記載箇所が多く、紙ベースでの運用は職員間の情報共有に時間を要し、迅速な対応が困難となる場合があるほか、保管スペースの確保や過去の記録の確認が煩雑であるなど、効率化の余地が認められる。令和7年度から全職員にアカウントが配布されたビジネスチャットツール「Teams」を利用してオンラインで日報を作成・共有できるシステムを構築すれば、これらの課題は改善できると考えられる。現状は庁内職員同士での利用に限定されているが、外部との連携にも対応できるよう運用が拡大された場合には、業務効率化の観点からもデジタル移行を積極的に推進することを検討されたい。

(3) 有効性

当該事業のうち、京都市動物園サポーター制度は個人や企業・団体等による動物のエサ代や京都市動物園整備等への寄付を通じ、動物園の運営に参画することで動物園を更に身近に感じていただくとともに、財源確保ができるため有効性の観点から優れている。全体を通して目的に即しており、事業の有効性の観点から、特段問題はなかった。

(4) 経済性

当該事業のうち、広報業務は外部業者に委託している部分もあるが、業務委託のみに頼らず職員による SNS の運用などを盛んに取り組むことは持続可能であり、経済性があると判断した。全体を通して事業の経済性の観点から、特段問題はなかった。

【意見】京都市動物園出札改札案内業務に係る「日報」デジタル化移行について

現状は庁内職員同士での利用に限定されているシステムを外部との連携にも対応できるよう運用が拡大された場合には、業務効率化の観点からも「日報」のデジタル化を積極的に推進することを検討されたい。

6. 元離宮二条城

6.1 概要

No	元離宮二条城		
1	事業目的	<p>慶長8（1603）年、江戸幕府初代将軍徳川家康が、天皇の住む京都御所の守護と将軍上洛の際の宿泊所とするために築城したものである。慶応3（1867）年、15代将軍慶喜が二の丸御殿で「大政奉還」の意思を表明したことは日本史上において大変有名である。</p> <p>平成6（1994）年、ユネスコ世界遺産に登録された元離宮二条城は、徳川家の栄枯盛衰と日本の長い歴史を見つめてきた貴重な歴史遺産である。</p> <p>城内の文化財は下記の通りである。</p> <p>①二の丸御殿（6棟）：国宝（建造物）</p> <p>②東大手門等（22棟）：重要文化財（建造物）</p> <p>③二の丸御殿障壁画（1016画）：重要文化財（美術工芸品）</p> <p>④二の丸庭園：特別名勝（庭園）</p>	
2	事業概要	<p>城内運営に係る警備業務、清掃業務、案内等業務を委託するほか、設備保守や各種修繕といった施設の維持管理を実施することで、国内外から年間200万人が訪れる世界遺産・二条城を快適に観覧いただけるよう、日々努めている。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	680,921千円	612,641千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	513,478千円	427,291千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	493,015千円	398,605千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市元離宮二条城条例</p> <p>京都市元離宮二条城条例施行規則</p> <p>京都市元離宮二条城事務所規則</p> <p>元離宮二条城撮影等及び写真等の使用に関する要綱</p> <p>京都市元離宮二条城入城料等の減免等に関する要綱</p> <p>京都市元離宮二条城事務所における受託者の選定手続きに係る要綱</p> <p>世界遺産・二条城 MICE プラン事業実施要綱</p> <p>Living History in 京都・二条城協議会負担金交付要綱</p>	

5	効果測定の有無	あり		
			令和6年	令和5年
		1年以内に観光したスポット	3.7%	3.7%
		1年以内に観光したスポット (エリア集計) ※1	3.9%	5.4%
	京都観光でおすすめしたいもの※2	88.6%	87.3%	
		※1 二条城・壬生周辺というエリアである。 ※2 寺院・神社、名所・旧跡というカテゴリーである。 (令和6年京都観光に関する市民意識調査)		
6	実施した主な手続	資料の閲覧、ヒアリング		
7	監査結果	意見あり		
8	合规性	支出明細、証憑類を確認した結果、適切に処理していると判断し、合规性の観点から問題はなかった。		
9	効率性	入城料収入で、運営費を賄えているため、効率性の観点から、特段問題はなかった。		
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題はなかった。		
11	経済性	委託業者をプロポーザル方式により選定しており、経済性の観点から、特段問題はなかった。		



(写真：世界遺産・元離宮二条城 HP より)

6.2 補足説明

6.2.1 出改札案内等業務について

委託業者の選定は、プロポーザル方式によっており、株式会社ワン・ワールドと業務委託契約を締結している。委託契約業者選定に係る提案要領、仕様書、業者選定の審査基準及び委託契約書を確認した。プロポーザル時は応募が1社のみであったため、他社との比較資料

は確認できなかった。

- ・受注者 株式会社ワン・ワールド
- ・委託業務等名 令和6年度～令和8年度 元離宮二条城出改札案内等業務
- ・委託料

(1)単価契約分

内容：旅行者発行の観光クーポン券及びホテル事業者発行のクーポン券

令和6年度支払額：8,371千円

利用人数：176,971人

(2)総価契約分

契約額の総額：625,664千円（うち、令和6年度支払額：192,900千円）

- ・履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

6.2.2 清掃業務について

委託業者の選定は、プロポーザル方式によっており、イオンディライト株式会社と業務委託契約を締結している。委託契約業者選定に係る提案要領、仕様書、技術提案書の評価基準及び委託契約書を確認した。プロポーザル時は応募が1社のみであったため、他社との比較資料は確認できなかった。

- ・受注者 イオンディライト株式会社関西支社
- ・委託業務等名 令和6年度～令和8年度 二条城清掃業務
- ・委託料 契約額の総額146,487千円（うち、令和6年度支払額48,741千円）
- ・履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

6.2.3 二条城桜まつりにについて

委託業者の選定は、プロポーザル方式によっており、株式会社関広と業務委託契約を締結している。実施事業者選定に係る要領、提案書及び委託契約書を確認した。プロポーザル時は応募が1社のみであったため、他社との比較資料は確認できなかった。成果物として事業運営報告書を確認した。

- ・受注者 株式会社関広
- ・委託業務等名 「二条城桜まつり2025」実施業務
- ・委託料 3,874千円（うち消費税及び地方消費税相当額352千円）

年度	金額（税込）
令和6年度	2,880千円
令和7年度	994千円
計	3,874千円

（京都市提供資料）

- ・履行期間 令和7年2月3日～令和7年4月30日

週末を中心に以下の要領で各種事業を実施している。

事業概要

- 事業名：「二条城桜まつり2025」
- 実施日：令和7年3月14日(金)～4月13日(日)
- 時間：8時45分～16時30分 ※会場時間含む
- 会場：東南隅櫓前/ 桜の園/ 香雲亭/ 本丸御殿前/総合案内所 /
大休憩所 /清流園休憩所 /西橋休憩所 /レクチャールーム/
- 対象：入場者全般

事業内容

日程	イベント	開催場所	対応
3月15日(土)	日本伝統芸能猿回し①	東南隅櫓前	雨天中止
3月16日(日)	日本伝統芸能猿回し②	東南隅櫓前	雨天中止
3月20日(木)	京の地酒「利き酒」体験①	香雲亭	
3月21日(金)	日本伝統芸能猿回し③	東南隅櫓前	
3月22日(土)	京菓子づくり体験	香雲亭	
3月23日(日)	京の地酒「利き酒」体験②	香雲亭	
3月28日(金)	日本伝統芸能猿回し④	東南隅櫓前	
3月29日(土)	書道パフォーマンス	東南隅櫓前	
3月30日(日)	日本伝統芸能猿回し⑤	東南隅櫓前	
4月5日(土)	日本伝統芸能猿回し⑥	本丸御殿前	
4月6日(日)	日本伝統芸能猿回し⑦	本丸御殿前	
4月12日(土)	手妻①	桜の園	
4月13日(日)	日本伝統芸能猿回し⑧ 手妻②	本丸御殿前 桜の園	雨天中止 レクチャールーム

(京都市提供資料「二条城桜まつり 事業運営報告書」を基に外部監査人作成)

6.2.4 二条城ウェディングについて

国内及び海外から挙式を行うカップルを募集し、歴史的空間の中で京都が有する伝統文化を取り入れた結婚式を行うもので、平成21年度から実施している。

委託業者の選定は、プロポーザル方式によっており、株式会社タガヤと業務委託契約を締結している。実施事業者選定に係る募集要項、選定基準及び委託契約書を確認した。プロポーザル時は応募が1社のみであったため、他社との比較資料は確認できなかった。成果物と

して業務完了届を確認した。

- ・受注者 株式会社タガヤ
 - ・委託業務等名 「世界遺産・二条城ウエディング」企画運営業務委託
 - ・委託料 令和6年度支払額 6,960 千円
 - ・履行期間 令和4年11月1日～令和7年12月28日
- 令和6年度の実施状況については以下のとおりであった。

実施月	企画運営業務 フォトプラン実施数	企画運営業務 ウエディングプラン 実施数	予約申込受付業務 ※
4月	3組	0組	1組
5月	3組	4組	11組
6月	2組	0組	2組
7月	3組	0組	12組
8月	5組	0組	6組
9月	3組	0組	5組
10月	8組	3組	3組
11月	8組	3組	10組
12月	3組	3組	4組
1月	1組	0組	5組
2月	0組	0組	6組
3月	4組	1組	6組

※予約申込受付業務についてはフォトプランとウエディングプランの合計

(京都市提供資料「完了届」を基に外部監査人作成)

6.2.5 売店・カフェ運営について

城内の売店及びカフェについては、プロポーザル方式により運営事業者を選定し、城内の施設（売店は大休憩所、カフェは和楽庵）を貸し出している。

監査時点では、大休憩所内店舗の運営は公益社団法人京都市観光協会（以下、「京都市観光協会」という）、和楽庵内茶房の運営は有限会社前田珈琲をそれぞれ選定し、行政財産使用許可により許可を行い、目的外使用料を徴収している。そのため、契約書は締結しておらず、公募時の募集要項を確認した。

(1) 京都市元離宮二条城大休憩所内店舗

目的外使用料として、年度ごとの京都市観光協会（大休憩所売店・カフェ）の実績は以下のとおりである。

年度	金額（税込）
令和4年度	5,243千円
令和5年度	11,656千円
令和6年度	21,818千円

（京都市提供資料より）

（2）京都市元離宮二条城和楽庵内茶房

目的外使用料として、年度ごとの有限会社前田珈琲（カフェ：和楽庵）実績は以下のとおりである。

年度	金額（税込）
令和4年度	4,000千円
令和5年度	4,010千円
令和6年度	3,989千円

（京都市提供資料より）

6.2.6 その他事業

（1）公式ガイドツアー

来城者の二条城の理解を深めるため、京都市観光協会と共催で、毎日2回行う定時ツアーと、事前予約制で日時指定できる貸切ツアーをそれぞれ日本語と英語で実施。参加者は、通常非公開の場所も観覧することができる。

（2）世界遺産・二条城本格修理事業

世界共通の財産である世界遺産・二条城を次代へ保存・継承するために、平成23年度から国宝・重要文化財建造物の本格修理事業を実施している。

直近の取組では、平成29年度から始まった本丸御殿の保存修理工事が令和5年度末に完了し、令和6年9月から18年ぶりに一般公開を開始した。

今後も二の丸御殿をはじめ、城内にある重要文化財建造物の修理を進める。

6.2.7 運営状況について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入の部				
入城料収入等の総額	12.0億円	11.1億円	19.5億円	22.6億円
入城者1人当たりの収入	930円	880円	1,050円	1,105円
収支不足分の公費負担	160円	-	-	-
支出の部				
運営経費の総額	12.0億円	10.6億円	10.9億円	11.7億円
入城者1人当たりの運営経費	1,090円	840円	590円	570円

※上記表中の支出総額は運営費のほか、施設整備費等を含む。

（世界遺産・元離宮二条城 HP「元離宮二条城の運営について」を基に外部監査人作成）

令和3年度には運営に赤字が生じていた。料金改定をしない場合は支出が収入を上回り、文化財修理などの維持管理のため、市民の税金での負担が必要となる。そこで料金改定により、入城料収入等で文化財の維持管理等を賄うことにした。寄附金については別途基金に積み立て、本格修理事業をはじめとする文化財の保存に必要な整備に活用することとした。このため、令和4年6月1日付で一般料金は1,030円から1,300円へ、中高生料金は350円から400円へ、小学生料金は200円から300円へと、料金の改定を行った。

※いずれの金額も二の丸御殿観覧料を含む

※市内在学在住の中学生以下、市内在住の70歳以上の方等は無料

また、令和4年度以降、施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組（維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上、受益者負担の適正化等）を進めた結果黒字運営に転じた。

令和6年度については、入城料等による年間の収入は総額22.6億円（利用者1人当たり換算すると1,105円）であり、運営費の総額11.7億円（利用者1人当たり換算すると570円）を賄っている。

〈支出：利用者1人当たりの運営経費570円〉

施設運営費	施設営繕費	人件費
300円	138円	132円

〈収入：利用者1人当たりの収入1,105円〉

入城料収入等 1,105円

支出を上回る収入については、本格修理事業をはじめとする文化財の保存等に必要な整備等に活用している。

ただし、現状は収支が黒字となっているものの、昨今の物価高の状況に鑑み、文化財の保存等の修繕、整備をはじめとした今後の資金需要に対応するためには、より収入を増加し財源を確保する必要がある。

6.3 監査結果

(1) 合規性

当該事業について、支出明細、証憑類を確認した結果、適切に処理していると判断し、合規性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかった。

(2) 効率性

当該事業について、来城者は200万人を突破するなど、全国のお城の中でも有数の観光客が訪れる施設である。入城料収入で運営費を賄っているため、効率性の観点から、特段問題となる事象は識別されなかった。

(3) 有効性

当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかった。

(4) 経済性

当該事業において、委託業者選定に係る提案要領、仕様書、業者選定の審査基準及び委託契約書等を確認した結果、出改札案内業務、清掃業務、二条城桜まつり、二条城ウエディングの委託先をプロポーザル方式により選定している。

いずれの業務についても応募は1社のみであったが、経済性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかった。

現状は収支が黒字となっているものの、昨今の物価高の状況に鑑み、文化財の保存等の修繕、整備をはじめとした今後の資金需要に対応するためには、収入を増加させることで、財源の確保に努めなければならない。

入城料の引き上げについては、他都市の例を見ると、世界遺産・姫路城では、石垣の耐震補強や江戸時代の施設の復元など今後10年間で約280億円の整備費が必要になったとして、令和8年3月に姫路市民以外を対象に現行の1,000円から2,500円へと引き上げ、二重価格を導入する方針を公表した。国外においても、パリのルーヴル美術館では、令和7年11月27日、令和8年1月14日から、欧州連合(EU)加盟国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた欧州経済地域(EEA)以外からの訪問客の入館料を22ユーロから32ユーロにまで引き上げると発表した。来館者の約69%を外国人が占めており、施設の維持に必要な構造的な問題への対処のために入館料を引き上げ、これにより年間約36億円の収入増を見込んでいる(令和7年11月28日・日本経済新聞)。

こうした姫路城やルーヴル美術館の例に倣って、以下に付す意見について検討されたい。

【意見】財源を確保するための料金の改定について

元離宮二条城において、文化財の保存修理等に係る財源を確保するためには、収入を増加させることが必要不可欠であるので、入城料の引き上げについて検討するとともに、市民を対象とした市民優先価格の設定について検討されたい。

7. ロームシアター京都

7.1 概要

No	ロームシアター京都		
1	事業目的	<p>ロームシアター京都は、1960年、京都市が全国に先駆けて建設した公立施設である「京都会館」をリニューアルして、2016年に新たに開館した劇場である。</p> <p>オペラ、現代演劇、伝統芸能などの舞台芸術公演や、表彰式、国際学会等にも対応できる多目的ホールである。</p> <p>名称は、京都市と市内に本社を置く半導体メーカー「ローム株式会社」との50年間 52億5千万円によるネーミングライツ（命名権）契約によるものである。</p>	
2	事業概要	<p>運営は令和元年度から8年間の指定管理者として（公財）京都市音楽芸術文化振興財団が担っており、監査対象年度の令和6年度は後期期間の2年度にあたる。</p> <p>開館以来「劇場文化をつくる」というコンセプトを掲げており、より一層、自主事業の推進に努めてきた。これまでと同様に、「つながり（交流）」を全事業の包含する要素として位置づけ、「つくり（創造）」、「育て（育成）」、「活かす（生活）」有機的なサイクルを作り上げ、あわせて、賑わいスペース事業やミュージックサロン事業等により、賑わいの創出や文化芸術を身近に親しむための取組を行っている。監査対象年度令和6年度の具体的事業は、7.2.1 令和6年度事業の詳細のとおりである。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	357,343千円	357,343千円
	うち、目的税の額	宿泊税 192,078千円	宿泊税 15,668千円
	令和5年度	382,219千円	357,343千円
	うち、目的税の額	宿泊税 206,208千円	宿泊税 301,269千円
	令和4年度	357,343千円	370,372千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都会館条例 京都会館条例施行規則 ロームシアター京都 賑わいスペース事業 事業の運営に関する契約書 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条及び附則第14条</p>	

5	効果測定の有無	なし
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察、ヒアリング
7	監査結果	意見あり
8	合规性	<p>ネーミングライツの消費税は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 14 条」により対応されており、この対応は財務事務の合规性の観点から問題はない。</p> <p>その他、上記 4 の根拠法令の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。</p>
9	効率性	<p>当該事業のうち、ネーミングライツの契約書における消費税の取り扱いが明確でなかったことにより、消費税率変更時の見直しの機会を逸したことは、効率性に問題がある。</p> <p>また、京都会館賑わいスペース事業プランについては、一定の効率性はあると推測されるが、契約書に不備があるため、その妥当性は判断できない。</p>
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業は、目的に即しており、有効性の観点から、特段問題はない。
11	経済性	指定管理者に運営を委託したことにより、経済性の観点から、特段問題はない。

7.2 補足説明

7.2.1 令和 6 年度事業の詳細

令和 6 年度のラインアップテーマは「好奇心の入口、世界への出口」として、プログラムには国内外のアーティストによる探求心と知的冒険に満ちた取組が並べられた。

主催・共催事業として、39 事業 103 公演 18 講座（うち 1 事業 2 公演中止）が開催された。

(1) 主催・共催事業関連

①交流事業

平成 22 年より開催されている京都発の舞台芸術祭 京都国際舞台芸術祭（10 月 4～26 日）により国内外の交流と地域の賑わいを創出した。

②創造事業

③育成事業

開館当初より継続する「小澤征爾音楽塾」や「新国立劇場高校生のためのオペラ鑑賞教室」の充実に加え、「劇場の学校プロジェクト」、「リサーチプログラム」などの次代を担う若者を育成する事業が行われた。

京都芸術センターと協働して行う創造支援プログラム「KIPPU」や京都市ユースサービ

ス協会と連携する劇場の仕事体験「未来のわたしー劇場の仕事ー」によって、将来的な人材育成に寄与する事業も行った。

④生活事業

夏の「プレイ！シアター in Summer」、秋の「OKAZAKI PARK STAGE」と毎年好評の恒例イベントを中心に、子どもから大人まで劇場を満喫し、気軽に舞台芸術を体験できる催しを開催した。

劇場と生活を結びつける機会の創出を目指し、オープンスペースの活用、ホールを飛び出し行う事業などを通して、京都・岡崎地域の施設や団体と連携を深め、地域の活性化に努めた。

(2) 賑わいスペース事業

賑わいスペース事業者として京都市に選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と調整・連携を図り、市民や観光客との憩いの場となるパークプラザを中心に、ブック&カフェ、レストラン、キオスクなど常設の店舗が高い評価を得て運営を務めている。

令和6年度においても、ロームシアター京都が舞台芸術のためだけでなく、より開かれた場として交流の場となることを目指し、賑わいスペース事業者と連携し、生活文化等に関わる様々な文化事業が実施された。

(3) ミュージックサロン事業

(4) 指定管理業務

- ①施設（貸館）の利用
- ②MICE 誘致に向けた関係機関との定期的な協議
- ③岡崎公園の利用受付業務

(5) お客様へのサービス向上に向けた取組

- ①お客様満足度向上委員会（CS 委員会）や研修等の実施
- ②アンケート調査の実施及び「理事長への手紙」・お客様ご意見箱の設置
- ③賑わいスペース事業者定期連絡会の開催
- ④施設管理体制の更なる強化

(6) 広報・宣伝、チケット販売営業及び外部資金獲得等に関する業務

- ①自主事業ラインアップ・リーフレットの発行
- ②催物カレンダーの発行
- ③ホームページ等の充実
- ④電子チケットの運用及び利便性向上への取組
- ⑤外部資金の獲得

(7) 各種会員制度の運営

- ①各種会員制度の会員数拡大に向けた取組
- ②賛助会員制度の運営

(8) 施設運用の充実にに向けた取組

7.2.2 ネーミングライツの消費税について

前述した京都市京セラ美術館「2.2.2 ネーミングライツ消費税差額について」における取扱い内容と相違が見られたため、京都市京セラ美術館及びロームシアター京都におけるネーミングライツに関する契約書を比較検証した。相違の詳細は以下のとおりである。

	ロームシアター京都	京都市京セラ美術館
対価	1年間につき金1億円 (取引に係る消費税及び地方消費税額は別途)	金50億円 (取引に係る消費税及び地方消費税額は別途)
期間	新京都会館の開館の日から50年間	京都市新美術館開館日から50年間
納入方法	京都会館再整備事業の実施設計及び工事に係る請負契約が締結された日の属する月の翌月末日までに、50箇年分金50億円(取引に係る消費税及び地方消費税額は別途)を一括して、甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。	対価金50億円(取引に係る消費税及び地方消費税額は別途)を3回に分けて、次の表の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる額を同表の納入日の欄に掲げる日まで甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

(京都市文化市民局提出資料を基に外部監査人作成)

消費税差額の徴収については、ヒアリングを実施した結果、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第14条」に該当し、適正な対応がされていた。

7.2.3 賑わいスペース事業について

「京都会館賑わいスペース事業プラン」を推進するため、賑わいスペース事業者として平成27年12月に京都市に選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と随意契約を締結している。市民や観光客の憩いの場となるパークプラザを中心に、ブック&カフェ、レストラン、キオスクといった常設の店舗を運営している。また、令和6年度においても、引き続きロームシアター京都が舞台芸術のためだけでなく、より開かれた場として多くの方の交流の場となることを目指し、生活文化等に関わる様々な文化事業が実施された。

店舗等の概要は以下のとおりである。

事業内容	店舗名	営業時間
ブック&カフェ	京都岡崎 蔦屋書店	午前 10 時から午後 8 時
	スターバックスコーヒー	午前 8 時から午後 10 時
レストラン	京都モダンテラス	午前 11 時から午後 10 時
キオスク	ファミリーマート	午前 8 時から午後 8 時
ギャラリー・ライブラリー	BOOK&ART GALLERIA	午前 10 時から午後 5 時 (開館時間に応じて変更)

指定管理者（甲）とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（乙）が締結した「ロームシアター京都 賑わいスペース事業者 事業の運営に関する契約書」の内容について確認を行った。

そのうち、納付金が記載されている部分については、「本事業区画の使用等にかかる対価」と記載されているのみであり、計算根拠が分かりにくい。京都会館条例別表第 2（第 7 条関係）において「中庭その他の構内地 1 平方メートルにつき 290（上限）」と規定されているが、ロームシアター京都 賑わいスペース事業「事業の運営に関する契約書」等を確認しても場所の記載はあるが、面積の記載がないため納付金が妥当かどうかの判断がつかない。また、本事業区画の費用負担はほぼすべてカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社であり、かつロームシアター京都の土地・家屋は地方税法に基づき、京都市が所有する固有財産であるため、原則として固定資産税は課税されない。これらのことから、現在契約書に記載されている納付金額の妥当性が不明であるため、賑わいスペース事業として使用している場所の面積を記載して、計算根拠を明確にする必要がある。



また、契約が自動更新されることにより、消費税が 8% から 10% に改正された後は消費税の増税分を支払っていることについては、合規上適切な処理である。

7.3 監査結果

(1) 合規性

ネーミングライツの消費税は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第14条により対応されており、この対応は財務事務の合規性の観点から問題はない。

その他、根拠法令の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

① ロームシアターのネーミングライツに係る消費税の取扱いについて

ネーミングライツの消費税率の取り扱いについては、京都市京セラ美術館及びロームシアター京都は、いずれも同一の市有文化施設であるものの、契約書における命名権の対価及び期間、その納入方法について相違が見られたため、ヒアリングを実施した。国税局からは、ネーミングライツ契約に係る消費税率の適用について統一的な判断基準を定めず、公式な回答を示すことは困難であると示されたため、京都市としても統一的な取り扱いを決定することは困難であるとの結論に至ったと回答があった。

また、ロームシアターにおいては、消費税の取扱いについてネーミングライツの個別の案件ごとに相手方との協議を通じて決定していくという考えのもと、ローム株式会社と協議の上、5%の税率を適用することについて双方合意の上で取り決めを行ったとの回答を得た。

しかしながら、契約書における消費税の取り扱いが明確に定められていなかったことにより、消費税率変更時に契約内容を見直す機会を逸した。このことは財務上の効率性に問題があり、結果として、市民に経済的負担を生じさせた可能性がある。

② 京都会館賑わいスペース事業プランについて

賑わいスペース事業プランについては、専門性の高い外部業者に委託することにより3フロアいずれもホールの利用者以外も利用できる空間として運営されているため、一定の効率性はあると推測される。

当事業の納付金については一定額を指定管理者である（公財）京都市音楽芸術文化振興財団へ支払われているが、契約書等上、場所の記載はあるが、面積の記載がないため納付金が妥当かどうかの判断がつかない。使用面積を数値化することは、設計図等から算出することは可能と考えられると回答があったため、今後、賑わいスペース事業として使用している場所の面積を記載して、計算根拠を明確にする覚書を作成されたい。

(3) 有効性

当該事業は、目的に即しており、有効性の観点から、特段問題はなかった。

(4) 経済性

当該事業のうち、京都会館賑わいスペース事業については、京都市及び指定管理者である（公財）京都市音楽芸術文化振興財団の専門的なノウハウが乏しいため、外部業者に委託したことによりコストが抑えられており、経済性に優れていると判断した。

また、全体を通して、指定管理者に運営を委託したことにより、経済性の観点から、特段問題はなかった。

【意見】 ネーミングライツの消費税率の取り扱いについて

京都市京セラ美術館及びロームシアター京都におけるネーミングライツに関する契約書のうち命名権の対価及び期間、その納入方法について相違があった。契約書における消費税の取り扱いが明確でなかったことにより、消費税率変更時に見直す機会を逸した。このことは、財務上の効率性の観点から適切な対応が図られたとは言い難く、市民に経済的負担を生じさせた可能性がある。京都市としては、今後、ネーミングライツの個別の事案ごとに、相手方との協議内容を十分に踏まえつつ、財務上の効率性を確保する観点から、消費税率変更等が生じた場合にはその旨を契約書に明記するなど、より適切な運用の改善を図られたい。

【意見】 賑わいスペース事業者からの納付金について

賑わいスペース事業として使用している場所の面積を記載して、納付金の計算根拠を明確にする覚書を作成されたい。

第6 都市計画局

1. 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

1.1 概要

No	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業		
1	事業目的	通勤・通学等の利便を図る大量公共交通機関の維持、整備を進めることを目的としている。	
2	事業概要	通勤・通学をはじめとする地域住民の公共交通手段となっている地域鉄道事業者が実施する、安全対策やサービス改善に資する設備の整備等を対象に国及び府と協調して、補助金を交付する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	238,650千円	108,628千円
	うち、目的税の額	宿泊税 107,663千円	宿泊税 5,745千円
	令和5年度	142,334千円	97,881千円
	うち、目的税の額	宿泊税 48,045千円	宿泊税 92,335千円
	令和4年度	95,167千円	51,161千円
	うち、目的税の額	宿泊税 24,551千円	宿泊税 48,173千円
4	根拠法令等	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略 2021（都市・地域総合交通戦略）</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱</p> <p>訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金交付要綱</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱</p> <p>観光振興事業費補助金交付要綱</p>	
5	効果測定の有無	バリアフリー化の取組の進捗管理を行う「京都市交通バリアフリー推進会議」において取組を報告し、意見を聴取するほか、地域鉄道事業者や利用者等からも幅広く意見を聴取し、整備効果を確認。	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	上記4記載の要綱、条例等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	

9	効率性	上記5に記載した効果測定を実施しており、効率性はある。
10	有効性 (目的に合っているか)	本事業は通勤・通学等の利便を図る大量公共交通機関の維持、整備を進める目的に合致している。
11	経済性	事業者に対して、補助対象事業の実績報告を求めたうえで補助金を確定することとしており、経済性の観点から特段の問題はない。

1.2 補足説明

本事業は、通勤・通学をはじめとする地域住民の公共交通手段となっている地域鉄道事業者に対して補助金を交付する事業である。「京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱」によれば、補助対象事業は、京都市域で行われるもので、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するため、設備の整備等を行う事業及び訪日外国人旅行者の受入環境を整備するために実施する車両設備の整備を行う事業である。具体的には、京福電気鉄道及び叡山電鉄が実施する線路設備、車両設備等の整備に対して、国・京都府と協調し、補助を実施している。

地域鉄道事業者の行う安全対策やサービス改善に資する設備の整備は、地域住民にその効果が及ぶものであるが、最近の訪日外国人旅行者による地域鉄道の利用の増加もあって、本事業の効果の及ぶ範囲はより広いものとなっている。

本事業は前出の「京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱」等、各種の補助金交付要綱等により実施されている。これらの交付要綱によれば、補助金の交付は基本的に、①補助対象事業者が補助対象事業に関する経費について交付申請を行い、②それに対して市長が交付決定を行った上でこれを補助対象事業者に通知し、③その後、補助対象事業を実施した補助対象事業者が実績報告を行って、④市長により補助金の額が確定され、⑤補助対象事業者が補助金の請求を行うという流れになっている。

このように、手続はすべて要綱に定められたとおりに進められることとなり、補助対象事業者は、併せて国や京都府にも同様の補助金を申請することとなるから、その点で何重にもチェックを受ける訳であり、その点で本事業の透明性は高いものであると言える。

一方で、本事業の予算額は、令和4年度 95,167 千円、令和5年度 142,334 千円、令和6年度 238,650 千円と年々増加しており、決算額も令和4年度 51,161 千円、令和5年度 97,881 千円、令和6年度 108,628 千円と年々増加傾向を示している。車両をはじめとする各種設備の老朽化等によって、これらの設備の更新の必要性が高まっているとも考えられ、今後も本事業による京都市の負担が大きくなっていくことが懸念される。

1.3 監査結果

(1) 合規性

要綱、条例等の規定の確認、担当部局へのヒアリングによって、規定どおりに事業が実施されている。

(2) 効率性

「京都市交通バリアフリー推進会議」において取組を報告し、意見を聴取するほか、地域鉄道事業者や利用者等からも幅広く意見を聴取して効果測定を行っており、特段の問題はない。

(3) 有効性

通勤・通学をはじめとする地域住民の公共交通手段となっている地域鉄道事業者への補助金の交付は、当該事業者の安全対策や経営改善に資するものであり、目的に合っている。

(4) 経済性

事業者に対して、経費支出の内容も含めた補助対象事業の実績報告を求めたうえで補助金を確定することとしており、経済性の観点から特段の問題はない。ただし、本事業の予算額及び決算額は年々増加し、京都市の負担が大きくなっていくことへの懸念は残る。

2. 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化

2.1 概要

No	交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化		
1	事業目的	京都市最大のターミナル駅である京都駅の混雑緩和、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留緩和、自動車流入の抑制による渋滞緩和を目的としている。	
2	事業概要	<p>京都駅は京都市最大のターミナル駅であり、特にハイシーズンには多くの利用者による混雑が見られ、京都駅と観光地を結ぶ一部バス路線における車内混雑や、タクシー待ちの行列の発生等も大きな課題となっている。このため、鉄道事業者等とも緊密に連携し、観光客の「日常生活・出発地」、「車内・経路」、「目的地直前」という3つの段階に応じたきめ細かな情報発信により、京都駅を利用しない入洛ルートや私鉄の駅の活用を促す。併せて、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留対策を講じる。</p> <p>また、自動車分担率や市内に流入する自動車交通量は着実に減少する一方で、依然として地域、季節等によっては車の集中が見られる。観光客などの入洛者に対し、より早期から、的確なタイミングで、公共交通利用やパークアンドライド利用に係る効果的な情報を発信し、自動車流入の抑制を図る。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	87,700千円	85,284千円
	うち、目的税の額	宿泊税 40,870千円	宿泊税 49,314千円
	令和5年度	41,300千円	38,621千円
	うち、目的税の額	宿泊税 32,618千円	宿泊税 35,499千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略2021（都市・地域総合交通戦略）</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱</p> <p>京都駅八条口タクシー待機場の管理に関する協定</p>	
5	効果測定の有無	「京都観光に関する市民意識調査」の設問「路線バスや地下鉄などの公共交通機関が混雑して迷惑した」及び「道	

		路が渋滞して迷惑した」に対し、「とても当てはまる」「当てはまる」と回答した割合等において測定。 タクシー乗り場利用者（市民及び観光客等）、関係事業者の意見等により事業効果を確認。
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング
7	監査結果	意見あり
8	合規性	上記4記載の要綱、条例等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。
9	効率性	本事業に関する支出額は年々増加している。また、効果測定の結果を見る限り、効率性の面で若干の問題がある。
10	有効性 (目的に合っているか)	交通混雑緩和は観光客の利便性や満足度の向上に資するばかりでなく、地域住民の日常生活の快適性の向上にも資するものであり、目的に合っている。
11	経済性	補助金交付要綱等に基づいて補助金の交付等を行うことにより効果的に事業を実施していることから、経済性はある。

2.2 補足説明

本事業は、京都市最大のターミナル駅である京都駅の混雑緩和、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留緩和、自動車流入の抑制による渋滞緩和により、観光客の利便性や満足度の向上、地域住民の日常生活の快適性の向上を目指す事業である。

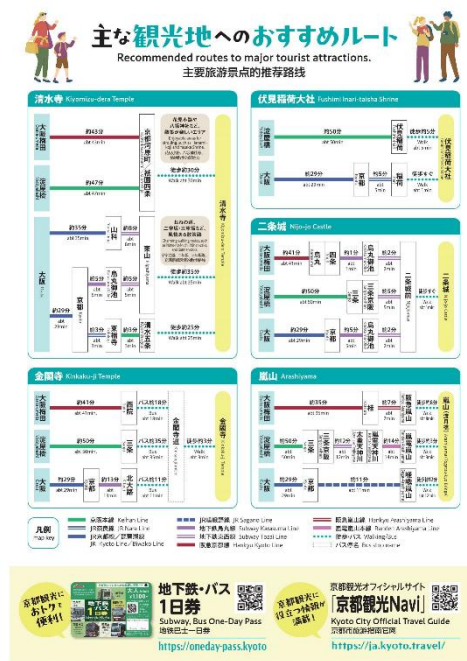
公共交通における観光課題は、「観光客が京都駅に一極集中する」こと、さらに「京都駅を発着する一部のバス路線に観光客が過度に集中する」ことの「2つの集中」に起因するとされる。これらを緩和するために、令和5年度から、「日常生活・出発地」では首都圏の主要駅の広報媒体を活用した推奨ルートの多言語発信、「車内・経路」では列車内広報媒体を活用した推奨ルートの多言語発信、「目的地直前」では京都駅構内でのライブカメラ（京都駅前バス乗り場）情報・推奨ルートの多言語発信と、これら3つのタイミングに応じた効果的な情報発信を実施し、令和6年度も継続して実施している。これに加え、さらなる情報発信の強化として、観光庁補助事業（「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」）を活用し、観光客の「サブゲート（周辺駅）への分散化」を促すとともに、「バスから地下鉄への利用誘導」を行い、移動経路の分散化を図っている。これは、具体的には以下の3つの取組である。

①デジタル広告による情報発信

外国人観光客を主なターゲットとし、YouTube 広告や WEB 広告を活用して、サブゲート（周辺駅）の利用を促す情報発信（多言語対応）を行い、移動経路の分散化を図る。

②関西の鉄道事業者と連携した取組

関西の鉄道事業者と連携し、京都駅を經由しない入洛ルートやそれぞれの路線の駅から主要観光地へのアクセス方法等について情報発信を行う。



(京都市 HP)

③駅前広場における誘導

京都駅前広場に期間限定案内所を設置し、観光客にとって最適な公共交通機関（地下鉄等）への案内・誘導を行い、移動経路の分散化を図る。

都市計画局へのヒアリングにおいても、試行錯誤を繰り返しながら、効果の高い手法を見つけ出していこうとの方針が明確であり、方向性はよく理解できるものであった。一方で、交通混雑緩和を評価する指標で有意なものは少なく、本事業でも「京都観光に関する市民意識調査」で効果測定を行ってはいるものの、実際の交通混雑の状況と市民意識調査の結果との間には、タイムラグをはじめとする「ズレ」が生じる可能性が高く、さらに市民意識は主観的なものである。そのため、本事業の効果を測定する指標として必ずしも適切とは言い切れない。

また、本事業は令和5年度から始まったものであるが、令和5年度と令和6年度の予算額及び決算額を比較すると、予算額は41,300千円から87,700千円へと、決算額は38,621千円から85,284千円へと、どちらも倍増しており、支出と効果のバランスを取っていくためにも、本事業の効果測定の重要性は益々高まる。

2.3 監査結果

(1) 合規性

関連する条例、要綱等の規定を確認したところ、これらに基づき実施されていることが確認できたことから問題はない。

(2) 効率性

本事業に関する支出額は年々増加しており、さらには支出と効果のバランスをどのよう
に取っていくかの課題がある。

また、「京都観光に関する市民意識調査」の設問「路線バスや地下鉄などの公共交通機関
が混雑して迷惑した」及び「道路が渋滞して迷惑した」を見ると、令和3年調査と令和4年
調査の間には改善傾向が見られるが、令和5年調査と令和6年調査の結果はほぼ横ばいで
あることから、事業の効率性の面で若干の問題がある。

(3) 有効性

京都駅の混雑緩和、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留緩和、自動車流入の抑制
による渋滞緩和という目的に適った取組であることから問題はない。

(4) 経済性

本事業の支出の中心は、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留対策である。事業者
団体へ委託料や補助金の交付を行っているが、京都市に滞留対策の直接的な実施は困難で
あり、補助金交付要綱等に基づいて補助金の交付等を行うことにより効果的に事業を実施
していることから、経済性はある。

【意見】 効果測定指標の見直し

現状は「京都観光に関する市民意識調査」での関連設問に対する市民の回答を通じて効果
測定を行っているが、これに加えて、効果測定の方法に交通混雑の状況を的確に表すような
客観的尺度を有する指標を設けることについて、研究を継続されたい。

3. 御池公共地下道等の維持管理

3.1 概要

No	御池公共地下道等の維持管理		
1	事業目的	御池公共地下道等を適切に維持管理することを目的としている。	
2	事業概要	京都御池地下街株式会社が建設し、京都市に無償で移管された御池公共地下道及び京都市が買い取った接続通路に係る維持管理経費を支出するものである。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	166,188千円	166,188千円
	うち、目的税の額	宿泊税 161,233千円	宿泊税 8,685千円
	令和5年度	183,379千円	182,179千円
	うち、目的税の額	—	宿泊税 165,599千円
	令和4年度	165,269千円	165,269千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	道路法第42条 御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務実施要領 御池公共地下道の維持管理業務に関する覚書	
5	効果測定の有無	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務が適切に行われているかについては、維持管理の委託契約を締結している御池公共地下道コンソーシアムから、毎月、実施要領の規定に基づく「業務実施報告書」を提出してもらっており、その報告書をもって業務が実施されていることを確認している。 適切な維持管理により、常に快適な歩行空間が確保されており、外国人を含む多くの観光客の通行が認められる。	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	ヒアリングの結果、上記4の要領・覚書の規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	適切な維持管理によりライフサイクルコストを抑えることが可能となることから、効率性の点で特段の問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	適切な維持管理によりライフサイクルコストを抑えることが可能であることから、目的に合っている。	

11	経済性	本事業は京都市から御池公共地下道コンソーシアムへ委託して実施している。毎月、実施要領の規定に基づく「業務実施報告書」が提出され、その報告書をもって業務及び経費内訳の確認等を行っている。経済性については、特段の問題はない。
----	-----	--

3.2 補足説明

本事業は、御池公共地下道・地下駐車場建設事業の一部として京都御池地下街株式会社が建設し、京都市に移管された御池公共地下道及び京都市が有償で取得した接続通路の維持管理に要する経費を支出するものである。公共地下道部分については、道路法第42条により、道路管理者が道路を常時良好な状態に保つように、維持・修繕をしなければならない旨が定められており、京都市がその責を負うこととされている。

本事業は随意契約であり、京都市が御池公共地下道コンソーシアムへ委託して実施している。契約内容は、御池公共地下道の仕上材の点検管理業務、軽微な補修業務、清掃業務、出入口の開閉及び巡視業務、設備の管理業務及び軽微な補修業務、防犯・防災業務、光熱費の支払い業務、アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行うものとされている。

本事業が随意契約である理由は、御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備が、御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており、不可分であるためである。

本事業に係る維持管理業務が適切に行われているかについては、委託先の御池公共地下道コンソーシアムから、毎月、実施要領の規定に基づく「業務実施報告書」を提出してもらっており、その報告書をもって業務が実施されていることを確認している。また、維持管理業務の経費精算に当たっては、「清掃・施設管理・警備・保守メンテ費」、「光熱水費・冷暖房費」、「修繕費等」、「人件費・事務費・保険料等」の4項目について内訳金額が記載された「御池公共地下道維持管理業務経費精算書」が提出され、これに基づいて精算されている。

令和5年度の決算以降、宿泊税が本事業の財源となっている。これについては、適切な維持管理により、常に快適な歩行空間が確保されており、外国人を含む多くの観光客の通行が認められることがその理由とされている。

3.3 監査結果

(1) 合規性

実施したヒアリングにおいて要領及び覚書の規定に基づき本事業が実施されていることが確認された。

(2) 効率性

京都市からの効果測定の有無についての回答は、概要内に記載したとおりである。維持管理の効果を測定するのは困難であるものの、適切な維持管理によりライフサイクルコスト

を抑えることが可能となることから、特段の問題はない。

(3) 有効性

本事業の維持管理がライフサイクルコストの抑制につながり、目的に適っている。

(4) 経済性

毎月、「業務実施報告書」が提出され、その報告書をもって業務及び経費内訳の確認等を行っていることから問題は見当たらない。

4. 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業

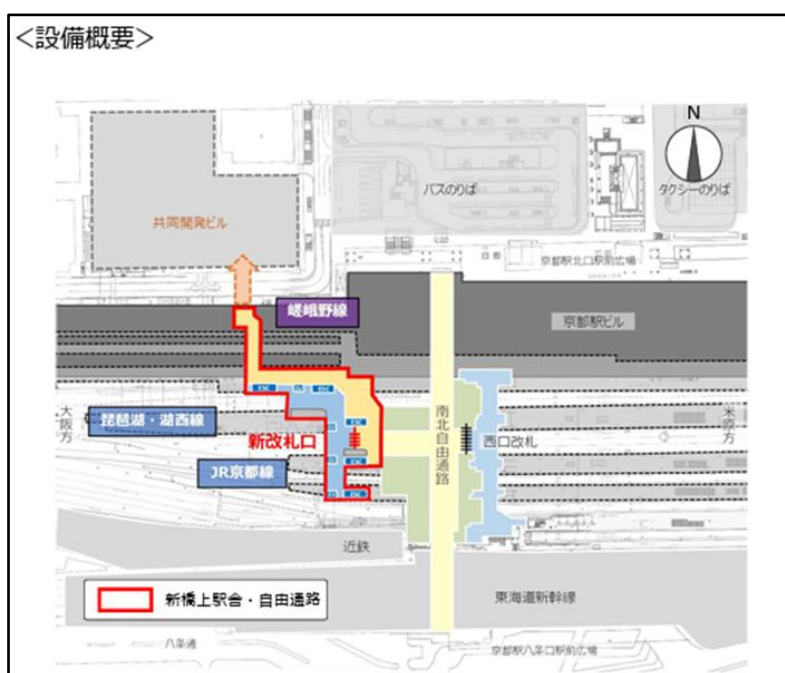
4.1 概要

No	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業		
1	事業目的	京都駅の交通結節点としての更なる機能強化、駅構内や南北自由通路での混雑緩和を図ることを目的としている。	
2	事業概要	<p>京都駅は、京都市最大の交通結節点であり、時期や時間帯によっては、駅構内や南北自由通路等での混雑が顕著である。また、京都駅周辺では、まちの活性化の取組が進む中、京都駅の交通結節点としての更なる機能強化が求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、新たな動線確保による駅周辺地域全体の活性化や駅構内・南北自由通路等の混雑緩和等を目的とした京都駅構内及び南北自由通路の改善のため、西日本旅客鉄道株式会社と連携し、京都駅新橋上駅舎・自由通路の整備を令和6年度より実施している。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	842,600千円	116,157千円
	うち、目的税の額	宿泊税 20,914千円	宿泊税 213千円
	令和5年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略 2021（都市・地域総合交通戦略）</p> <p>都市・地域交通戦略推進事業制度要綱</p>	
5	効果測定の有無	<p>本事業により、京都駅において新たな動線が確保されることで、人の流動が分散され、南北自由通路等の混雑緩和が図られることが見込まれている。現在、事業実施中であり、完了後に効果測定を行う予定。</p>	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	上記4に記載の要綱等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	<p>本事業は現在実施中であり、効果測定は行われていないが、京都駅において新たな動線が確保されることによって、南北自由通路等の混雑緩和が見込まれている。</p>	

10	有効性 (目的に合っているか)	本事業により京都駅の安全性、利便性、快適性の向上が見込まれ、目的に合っている。
11	経済性	国から最大限の支援を受けることを予定しており、西日本旅客鉄道株式会社との費用負担についても明確に区分されていることから、特段の問題はない。

4.2 補足説明

京都の玄関口である京都駅は、多くの市民やビジネス客、観光客が利用する京都市最大の交通結節点である。駅の周辺では京都市立芸術大学の京都駅東部への移転をはじめとした、まちの活性化の取組が進んでおり、交通結節点としてのさらなる機能強化が求められている。また、時期や時間帯によって発生している駅構内や南北自由通路での混雑の緩和を図る必要がある。こうした状況の下、西日本旅客鉄道株式会社と京都市では、京都駅の安全性・利便性・快適性の向上のための具体策について、協議・検討を進めてきたが、国がまとめた「オーバートーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に、京都市の要望に応じて「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれたことを受け、国の支援を最大限に受けた上で、京都駅構内及び南北自由通路の改善のための京都駅新橋上駅舎・自由通路の整備を両者が連携して進めることとなった。



- | | | |
|------------------------|---------------|---------------|
| (1) 新橋上駅舎 (新改札口・コンコース) | | |
| ・昇降設備 | 嵯峨野線ホーム | ESC上下各2基、EV1基 |
| | JR京都線各ホーム | ESC上下各1基、EV1基 |
| | 琵琶湖・湖西線ホーム | ESC上下各1基、EV1基 |
| ・自動改札 | 4通路 (うち幅広1通路) | |
| (2) 自由通路 | | |
| ・幅員 | 約6m | |

(京都市 HP)

本事業では、京都駅の南北自由通路の西側に、新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備することとされており、日本郵便株式会社及び京都駅ビル開発株式会社が計画している共同開発ビルへの接続についても協議が進められている。本事業の実施により、①京都を代表する玄関口である「京都駅」の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展、活性化、②人の流動を誘導・分散する新たな動線確保による駅周辺地域全体の活性化、③駅ホーム、南北自由通路、駅前広場（バス乗り場等）等の混雑緩和が見込まれている。なお、供用開始は令和13年度と見込まれている。

4.3 監査結果

(1) 合規性

関連する要綱等の規定を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

本事業は現在実施中で効果測定は行われていないが、京都駅において新たな動線が確保されることによって、南北自由通路等の混雑緩和が見込まれている。

(3) 有効性

本事業により京都駅の安全性、利便性、快適性の向上が見込まれ、目的に合っている。

(4) 経済性

国からも最大限の支援を受けるべく、補助を申請することを予定している。また、西日本旅客鉄道株式会社とは費用負担に関する区分が明確に行われており、経済性に関して特段の問題はない。

5. 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）

5.1 概要

No	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）		
1	事業目的	京都市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進し、安心安全のまちづくりに寄与することを目的としている。	
2	事業概要	地震や火災の被害から市民の命を守り、安心安全なまちづくりに寄与するため、建築基準法において耐震基準が強化された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅及び昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された京町家の耐震・防火改修を支援する。	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	135,000 千円	38,731 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 49 千円	宿泊税 9,687 千円
	令和 5 年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 京都市建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月） 同 中間点検とりまとめ（令和 3 年 3 月） 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱 同 市長が別に定める事項について	
5	効果測定の有無	住宅の耐震化率（昭和 56 年以降に建設された住戸数と昭和 56 年以前に建設されたもので十分な耐震性能を有するものや耐震改修により地震に対して一定の安全性が確保されている住戸数の和が全住宅戸数に占める割合）を指標として効果測定を実施している。 国が 5 年毎に行う住宅・土地統計調査の結果を基に推計を行っているが、住宅の耐震化率は、平成 15 年度末時点の 69.3%から、令和 2 年度末時点の 90%まで向上している。	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	

8	合規性	上記4に記載の要綱、法令等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。
9	効率性	住宅の耐震化率の改善が進んでおり、本事業の効果が確認できた。
10	有効性 (目的に合っているか)	町家や木造住宅の耐震・防火改修を支援することは安心安全なまちづくりに寄与することから、目的に合っている。
11	経済性	本事業では、二段階にわたって審査が行われており、工事内容と工事金額に対する十分な確認が行われる仕組みとなっているが、特殊な工法などについて審査側の知識や情報が十分でなければ、経済性について問題が生じる可能性がある。

5.2 補足説明

京都市の旧市街地には、細街路や袋路に面して京町家が立ち並ぶなど、その佇まいが京都らしい風情を醸し出し、保全が必要とされる一方、法令等の理由から建替えや大規模な修繕が困難な建物や敷地が多く、避難・防災上の問題を抱える密集市街地が多く分布している。京都市域には数多くの断層が走っており、「京都市第3次地震被害想定報告書」によれば、花折断層帯を震源とする地震では、市街地のほとんどが震度6弱以上、特に、北区、上京区、左京区、中京区、東山区、山科区、下京区の一部では震度7となり、家屋被害（全壊・半壊）は、約16万2,100棟、人的被害（死者）は3,300人～5,400人など、甚大な被害が想定されている。こうした状況を踏まえ、京都市では建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した京都市建築物耐震改修促進計画（平成28年3月）において、住宅の耐震化率の目標95%（令和7年度末）を掲げており、目標達成に向けて本事業を実施している。

京都市建築物耐震改修促進計画について、京都市では、平成28年度から令和2年度末の5年間の取組実績を踏まえ、中間目標の達成状況及び施策の実施状況の点検を行い、令和3年度以降の5年間の目標達成に向けた取組を取りまとめている。それによれば、計画に掲げる施策の推進により、市民、地域及び「まちの匠」と呼ばれる建築関係事業者による主体的な耐震化の取組は着実に進み、耐震化が促進され、その結果、計画に掲げる令和2年度末の耐震化の目標は全て達成したとのことである。また、令和2年度末時点で、計画に掲げる53の施策全てが、実施済み又は実施中となっている。そして、この結果を受けて京都市では、令和7年度までの5年間においても、計画に掲げる目標達成に向け、市民、地域及び「まちの匠」とのつながりのもと、計画に基づく取組を引き続き推進し、京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守るべく、安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組むとしている。

本事業の令和6年度の予算額は135,000千円、決算額は38,731千円であった。予算額と決算額に大きな開きがあるが、この点について外部監査人が都市計画局へヒアリングしたところ、対象者からの申請があつてはじめて補助金が交付される仕組みとなっていること

から、どうしても予算額と決算額に乖離が生じてしまうとのことであった。

なお、本事業の財源として、一部に宿泊税が利用されている。都市計画局へのヒアリングによると、本事業で実施する耐震化のうち「京町家」に関するものについて、「京町家」が観光にも資するという理由で宿泊税が使われているとの回答を得た。

5.3 監査結果

(1) 合規性

関連する要綱、法令等の規定の確認、担当部局へのヒアリングによって、規定どおりに事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

住宅の耐震化率は平成 15 年度末時点の 69.3%から令和 2 年度末時点の 90%まで大幅に改善しており、本事業の効果が確認できた。

(3) 有効性

建築基準法において耐震基準が強化された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅及び昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工された京町家の耐震・防火改修を支援することは安心安全なまちづくりに寄与するものであり、目的に合っている。

(4) 経済性

本事業では、補助申請者の申請書類に基づき審査し交付決定を行い、さらに工事完了後に提出される完了報告書類の審査を行って交付額を決定するという流れとなっている。二段階にわたって審査を行うことで、工事内容と工事金額に対する十分な確認が行われる仕組みとなっており、仕組みそのものに問題はない。

しかしながら、京町家など建築時期の古い木造住宅で特殊な工法等が必要な場合などには、交付決定や交付額決定の際の審査において、審査側の知識や情報が追い付かないことに起因し、チェック機能が働かない可能性が生じるため、経済性について問題がある。

【意見】 工事の審査への対応強化

本事業では京都市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修に対する補助を行うが、京町家など建築時期の古い木造住宅については、特殊な工法等が必要とされる場合がある。その場合、交付決定や交付額決定の際の審査において、工事内容や工事金額についての知識や情報収集の重要性がより高まることから、審査側の知見をより深める仕組みないしは第三者のチェックを入れることが必要である。

6. 歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れなど

6.1 概要

No	歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れなど		
1	事業目的	本事業は、古都における歴史的風土の保存、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的としている。	
2	事業概要	歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区内及び近郊緑地特別保全地区内において、建築物の新築等の現状変更行為を厳しく規制・指導するとともに、現状変更行為が不許可になり土地の利用に著しい支障を来す場合には、土地所有者からの申出により土地の買入れを行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	212,925千円	183,172千円
	うち、目的税の額	宿泊税7,931千円	宿泊税7,863千円
	令和5年度	172,758千円	167,876千円
	うち、目的税の額	宿泊税6,621千円	宿泊税7,707千円
	令和4年度	185,369千円	162,970千円
	うち、目的税の額	宿泊税2,933千円	宿泊税5,814千円
4	根拠法令等	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 都市緑地法	
5	効果測定の有無	社会資本総合整備計画「自然・歴史的景観保全・活用の推進(第3期)」により測定している。	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	上記4に記載の法令等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	京都市では、上記5の社会資本総合整備計画と、その計画の評価を公表しており、事業に対するの検証が適切に行われていることから、特段の問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	古都における歴史的風土の保存、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るためには、土地所有者の権利を制限する必要もあることから、土地の買入れを行うことは、目的に合っている。	
11	経済性	土地の買入れに当たっては、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼して、適正な価格で買入れを行っており、経済性に問題はない。	

6.2 補足説明

戦後、わが国は都市化が急速に進み、昭和30年頃から都市周辺の丘陵地等における開発が激しくなり、宅地開発の波は京都、奈良、鎌倉の古都にも及ぶようになった。特に昭和39年に生じた京都市の双ヶ岡及び鎌倉の鶴岡八幡宮裏山の開発問題は、古都の景観を守ろうとする世論を高め、それらを背景にして、当時の知事や市長らが働きかけ、昭和41年に歴史的意義が高く景観上も重要な地域を保存するため、議員立法として、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が制定された。

京都市では、この法律により、京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域を国土交通大臣が歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を都市計画手続によって歴史的風土特別保存地区に指定している。

それぞれの指定面積は、歴史的風土保存区域は昭和41年から今日までに約8,513ha、歴史的風土特別保存地区は昭和42年から今日までに約2,861haが指定されており、特に平成8年5月の歴史的風土特別保存地区の拡大指定では、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山裾部のほぼ全てが指定されることとなった。

上記の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」や「都市緑地法」では、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区内及び近郊緑地特別保全地区内において、建築物の新築等の現状変更行為を厳しく規制・指導している。そのため、現状変更行為が不許可になり、土地の利用に著しい支障を来す場合には、土地所有者の権利を著しく制限することになることから、土地所有者からの申出により土地の買入れを行うというのが本事業である。

6.3 監査結果

(1) 合規性

関連法令等の規定を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行しており問題はない。

(2) 効率性

国の社会資本整備総合交付金交付要綱において、社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成することと定められており、京都市でも社会資本総合整備計画「自然・歴史的景観保全・活用の推進(第3期)」により、社会資本総合整備計画と、その計画の評価を公表している。令和5年度から令和9年度までの「第3期」は事前評価のみ行われているが、平成30年度から令和4年度までの「第2期」は事前評価、中間評価、事業評価が行われている。以上のとおり、事業に対しての検証が適切に行われており、効率性において特段の問題はない。

(3) 有効性

古都における歴史的風土の保存、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るためには、土地所有者の権利を制限する必要もあることから、土地の利用に著しい支障を来す場合に当該土地の買入れを行うことは、目的に合っている。

(4) 経済性

土地の買入に当たっては、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼して、適正な価格で買入を行っていることから問題はない。

第7 交通局

1. 京都への修学旅行の誘致促進

1.1 概要

No	京都への修学旅行の誘致促進		
1	事業目的	京都への修学旅行誘致の強化と京都市バス及び市営地下鉄の新規旅客誘致を一体的に行うことを目的としている。	
2	事業概要	「京都修学旅行1 day チケット」を販売し、割引に伴う減収分を一般会計から繰り入れるものである。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	48,891千円	56,143千円
	うち、目的税の額	宿泊税 24,446千円	宿泊税 28,071千円
	令和5年度	39,880千円	55,240千円
	うち、目的税の額	宿泊税 19,940千円	宿泊税 27,620千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都修学旅行1 day チケットに関する要綱	
5	効果測定の有無	<p>「京都修学旅行1 day チケット」の販売枚数</p> <p>令和5年度 206,599枚</p> <p>令和6年度 222,653枚</p> <p>「京都修学旅行1 day チケット（京阪電車拡大版）」の販売枚数</p> <p>令和5年度 41,075枚</p> <p>令和6年度 55,004枚</p> <p>「チケット販売による減収額」</p> <p>令和5年度 50,546千円（税込）</p> <p>令和6年度 56,143千円（税込）</p>	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	上記4の規定の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	上記5のとおり、割引チケットの販売枚数は増加しており、新規旅客誘致の点で一定の効果があることは分かるものの、割引チケットの販売枚数の増加という指標は、	

		必ずしも本事業が京都を修学旅行の目的地に選定する誘因となっていることを示しているものではない。
10	有効性 (目的に合っているか)	割引チケットの販売と修学旅行の誘致促進に直接的な因果関係があるかが明確ではないことから、本事業の有効性には疑問が残る。
11	経済性	割引チケットの販売による減収分の補填であり、金額が明確であることから、経済性に問題はない。

1.2 補足説明

本事業は、京都への修学旅行誘致と市バス・地下鉄の新規旅客誘致を一体的に行うために「京都修学旅行1 day チケット」を販売し、その割引に伴う減収分を一般会計から繰り入れるものである。

本事業のチケットには、「京都修学旅行1 day チケット」と「京都修学旅行1 day チケット(京阪電車拡大版)」の二種類がある。乗車できるのは、前者が「京都市バス」、「京都市営地下鉄」、「京都バス」、「京阪バス」、「西日本ジェイアールバス」であり、後者はこれに「京阪電車」が加わる。乗車券の金額は前者が800円、後者が1,100円である。また、本乗車券の発売対象は中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒及び教師等引率者で構成される団体で、学校行事としての修学旅行又はこれに準ずる旅行で京都を訪れる者とされている。本乗車券の発売方法は、修学旅行団体の代表者又は修学旅行団体の委任を受けた旅行代理店等からの申し込みに対し、修学旅行団体単位で一括して発売するものとされている。

本事業への宿泊税の充当は令和5年度から始まったものであるが、令和5年度と令和6年度を比較すると、チケット販売枚数の増加に伴って、本事業の予算額及び決算額も増加している。しかしながら、本当に修学旅行誘致に効果的な事業であるかどうか、適切な効果測定を行うことで判断をする必要がある。

1.3 監査結果

(1) 合規性

関連規定を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

対象となるチケット販売枚数は増加しており、事業そのものの実施状況は順調である。しかしながら、「京都修学旅行1 day チケットに関する要綱」の第1条では、「この要綱は、観光都市・京都における修学旅行誘致の強化と京都市乗合自動車及び京都市高速鉄道の新規旅客誘致を一体的に行うことを目的として発行する修学旅行生を対象とした一日乗車券の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。」とされている。すなわち、割引チケットの販売が修学旅行誘致と新規旅客誘致につながるといった流れになっている。これら二つの目的のうち、新規旅客誘致については、新規旅客の増加が将来の利用客の増加に結び付く

可能性があることから、本事業が効率的であるとも言える。しかしながら、もう一つの目的である修学旅行誘致については、京都への修学旅行生が増えたために、それに伴って割引チケットの販売枚数が増えたと考える方が自然であり、修学旅行生の経費節減に寄与しているという一面はあるかもしれないが、この事業が単独で修学旅行誘致に役立っているとはまては言い切れない。本事業は修学旅行誘致に向けた事業パッケージのうちの一事業であり、本事業単独での効率性の評価は難しい。

(3) 有効性

割引チケットの販売と修学旅行の誘致促進に直接的な因果関係があるかは明確ではないことから、明確に判断するのは難しい。有効性を判断するにあたっては、例えば修学旅行生や引率する教師へアンケート調査を実施し、その回答を踏まえる必要があると思われる。現状で京都市交通局が効果測定の指標としている割引チケットの販売枚数は、京都への修学旅行生の誘因につながっていることを示すものとは言えず、本事業の効果を明確に表すものとなっていない。

一方で、交通局によれば、本事業は京都市と観光関連事業者等で構成する京都観光推進協議会が一体となって取り組んでいる、修学旅行誘致のための多くの事業のうちの一つであるとのことであり、そうすると、単独の事業として効果測定が困難であることも事実である。

したがって、本協議会における京都市の窓口である産業観光局観光 MICE 推進室において、総合的に効果測定を行い、修学旅行誘致の各事業の中での優先順位を設け、効率的な予算配分を行うことが望まれる。

(4) 経済性

本事業は割引チケットの販売による減収分の補填であり、金額も明確であることから、特段の問題はない。

【意見】 適切な効果測定の実施

「京都修学旅行 1 day チケット」の販売について、単独の事業としての効果測定を行うことは困難であるものの、修学旅行誘致の窓口である産業観光局観光 MICE 推進室において、各種修学旅行誘致事業について総合的に効果測定を行い、各事業の中での優先順位を設け、効率的な予算配分を行うことが望まれる。

2. 京都市バスおもてなしコンシェルジュの活動

2.1 概要

No	京都市バスおもてなしコンシェルジュの活動		
1	事業目的	市民や国内外からの多くの観光客に、市バス・地下鉄を快適に利用してもらうことを目的とする。	
2	事業概要	市民や国内外から京都を訪れる多くの観光客に、語学堪能なスタッフによる“おもてなし”の心に溢れた、きめ細やかな交通・観光案内を行い、公共交通の利用促進や京都観光を安心して楽しんでいただける環境づくりを進めるもの。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	45,000千円	45,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 22,500千円	宿泊税 22,500千円
	令和5年度	40,000千円	45,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	32,000千円	32,000千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”（第2期）業務受託事業者募集要項 京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”（第2期）業務仕様書	
5	効果測定の有無	委託事業者から毎月提出される活動報告書を通じて間接的に実施している。	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	上記4の募集要項等を確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	委託事業者から活動報告書が毎月提出されており、定量的な効果測定が実施されている。	
10	有効性 (目的に合っているか)	きめ細やかな交通・観光案内は市民や観光客の満足度につながるため、目的に合っている。	
11	経済性	本事業は外部委託により実施している。委託事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式により行っており、経済性に問題はない。	

2.2 補足説明

京都市では、市内バス輸送の約8割を占める京都市バスは、観光地への主要なアクセス手

段として、多くの観光客に利用されている。一方、観光客からは、公共交通に対する残念な点として、「複雑で難しい」、「乗り方やバス停が分からない」といった点が挙げられている。また、観光目的の利用が集中することにより、一部路線や時間帯で生じる市バスの混雑への対応も課題となっている。

そこで、市バスの快適・スムーズな利用、市民生活と観光の調和を図るため、沿線の観光情報や、市バスはもとより、地下鉄、他の交通機関も含めた的確な交通情報、混雑の緩和に向けた最適な移動ルートや観光地の情報などを対面で提供する「京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”」事業を実施している。

「おもてなしコンシェルジュ」の主な活動内容は、以下のとおりである。

①市バス・地下鉄をはじめとする交通案内・観光案内

バス停留所等の活動場所において、利用客に積極的に声かけを行い、目的地までのルートや、市バス・地下鉄の乗車方法等を案内する。また、利用客からの質問に親切・丁寧・的確に回答する。

②快適な利用環境づくり

バス待ちの利用客に整列乗車を呼びかけるなど、市バスに気持ちよく乗車してもらえる環境づくりやスムーズな乗車のサポートを行う。

③市バスの混雑緩和に向けた取組

一部の系統や時間帯に観光客が集中することで生じる市バスの混雑への対応として、移動経路や観光の分散化の案内や乗降時間の短縮に資する取組を行う。

④市バスや交通局のイメージアップに寄与する取組

交通局の取組やイベントのPR、また、「京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”」の活動、市バス・地下鉄のイメージアップにつながる情報発信を、バス待ちの利用客に対面で、また、SNS等を活用して広く行う。

⑤「観光特急バス」の案内と利用促進

東山方面へ市バスで向かう利用客を「観光特急バス」の利用へと積極的に誘導するとともに、「観光特急バス」の運賃、乗車方法を案内する。また、京都駅前D1のりばにおいては、「観光特急バス」にスムーズに乗車できるよう、移動式運賃箱を使用して利用客の地下鉄・バス1日券への日付印字を行う。

本事業の予算額は、新型コロナの影響により予算額が減少していた時期もあったものの、令和4年度以降、観光客の増加に伴って年々増加傾向を示しており、決算額も令和5年度と令和6年度は横ばいながら、令和4年度から令和5年度にかけては増加している。



(「京都市バスおもてなしコンシェルジュ」HP)

2.3 監査結果

(1) 合规性

募集要項等を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行していることが確認できた。

(2) 効率性

委託事業者から活動報告書が毎月提出されており、その中には、利用客からの「お褒めの言葉」の件数、大型手荷物を持った観光客への「手ぶら観光のご案内」の実施件数等が記載されていることから、定量的な効果測定が実施されている。

(3) 有効性

きめ細やかな交通・観光案内は市民や観光客の満足度につながるため、目的に合っている。

(4) 経済性

本事業は外部委託により実施している。委託事業者の選定に当たっては募集要項を公表し、公募型プロポーザル方式により行っている。配置人員や活動時間等については公表された仕様書に基づいており、委託料についても募集要項を大きく下回っていることから、経済性の面で特段の問題はない。

3. 観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策

3.1 概要

No	観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策		
1	事業目的	観光地周辺のバス停等における混雑緩和と安全対策を目的とする。	
2	事業概要	利用者が多く見込まれる停留所や主要な観光地周辺等において、歩道などの安全確保や円滑な利用を促進するため、整列・案内員を配置するもの。加えて、観光特急バス停車停留所にて、運行日に合わせて案内員を配置するもの。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	54,304千円	49,234千円
	うち、目的税の額	宿泊税 27,152千円	宿泊税 21,849千円
	令和5年度	39,026千円	33,195千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	35,515千円	26,624千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	根拠法令等はないものの、ヒアリングの結果、委託契約の内容に基づき事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	効果測定がなされておらず、効率性は判断できない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	市バスの円滑な利用を促進し、混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。	
11	経済性	本事業は外部委託により実施されている。契約は随意契約にて行われているものの、委託料については比較的低廉な単価に設定されており、より効果的な案内員の配置となるよう、適宜見直しを行うなどしていることから、経済性の面で特段の問題はない。	

3.2 補足説明

本事業は、利用者が多く見込まれる停留所や主要な観光地周辺等において、歩道などの安全確保や円滑な利用を促進するため、整列・案内員を配置し、バスの行先、運賃、系統番号及び乗車方法の案内、利用客の整理及び整列誘導、その他問合せの対応等を行うものである。加えて、観光特急バス停車停留所において、運行日に合わせて案内員を配置し、同様の案内

や整列誘導等を行う。

本事業は公益財団法人京都市シルバー人材センターを委託先として行っている事業である。また、本事業の契約は随意契約となっている。

本事業の予算額は令和4年度の35,515千円から令和6年度の54,304千円へと年々増加しており、決算額も令和4年度の26,624千円から令和6年度の49,234千円へと年々増加している。観光客の増加に伴って、予算額及び決算額が増加していることが推測される。

3.3 監査結果

(1) 合規性

根拠法令等はないものの、担当部局にヒアリングした結果、委託契約の内容に基づき事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

交通局からの回答によれば、本事業に関する効果測定は行われておらず、効率性については判断できない。

本事業については、観光客の増加に伴って予算額及び決算額が年々増加していることから、事故やトラブルの発生件数の調査や利用者に対するアンケート調査を行うなどして効果測定を行い、本事業の継続の妥当性を検証すべきである。

(3) 有効性

観光地周辺のバス停や観光特急バスのバス停に案内員を配置することは、市バスの円滑な利用を促進し、混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。

(4) 経済性

本事業は外部委託により実施されており、委託先は公益財団法人京都市シルバー人材センターである。また、契約は随意契約にて行われている。随意契約ではあるものの、委託料については比較的低廉な単価に設定されていると考えられる。さらに、現場巡視等の職員による業務の実施状況の確認や、お客様・沿線住民の要望等を踏まえ、限られた予算の中でより効果的な案内員の配置となるよう、適宜見直しを行うなどしていることから、経済性の面で特段の問題はない。

【意見】適切な効果測定の実施

「観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策」事業については、観光客の増加に伴って予算額及び決算額が年々増加しているにもかかわらず効果測定が行われていないため、事業実施エリアでの事故やトラブルの発生件数の調査や利用者へのアンケート調査などを実施し、事業継続の妥当性を検証することが望まれる。

4. 京都駅前バスターミナル乗り場案内

4.1 概要

No	京都駅前バスターミナル乗り場案内		
1	事業目的	京都駅前バスターミナルにおける混雑緩和と安全対策を目的とする。	
2	事業概要	多くの系統が集中する京都駅前バスターミナルにおいて、バスの行先及び乗り場の案内やバス待ち列の整列を目的とした案内員を配置するもの。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	31,766千円	31,766千円
	うち、目的税の額	宿泊税 15,883千円	宿泊税 15,883千円
	令和5年度	17,838千円	17,837千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	16,885千円	16,885千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	根拠法令等はないものの、ヒアリングの結果、委託契約に基づき事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	効果測定がなされておらず、本事業の効率性は判断できない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	本事業は周辺の混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。	
11	経済性	本事業は外部委託により実施している。委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行っている。「令和7年度京都市交通事業経営評価 一令和6年度事業一」において、経費削減策の一つとして挙げられており、委託料については、経済性の面で特段の問題はない。	

4.2 補足説明

本事業は、多くの系統が集中する京都駅前バスターミナルにおいて、バスの行先及び乗り場の案内やバス待ち列の整列を目的とした案内員を配置するというものである。本事業は一般社団法人京都市交通局協力会（以下「協力会」という。）への外部委託により実施している。なお、委託者の選定は公募型プロポーザル方式によって行われており、委託契約は案内所や定期券発売所の運營業務と一体のものとなっている。

協力会の HP には令和 7 年 11 月 25 日付で「市バス・地下鉄案内所スタッフ募集要項」が掲示されている。概ね前年度以前も同様の募集要項に基づいてスタッフの募集を行っていたと思われることから、こちらを参照すると、募集職種は①市バス・地下鉄案内業務（語学スタッフ）と②市バス・地下鉄業務の二つとされており、外国語対応を要する職種とそうでないものに区分されている。また、業務内容としては、各種乗車券の販売、路線案内、電話での案内などとされている。

また、令和 7 年 10 月 20 日付で京都市交通局の HP において「秋の観光シーズンにおける市バスの混雑対策の実施～令和 7 年秋の観光課題対策（市バスの混雑対策）～」が公表されている。これによれば、交通局では多くの観光客の来訪が見込まれる春・秋の観光シーズンに合わせ、「おもてなしキャンペーン」を実施しており、この秋の観光シーズンにおいても、市民生活と調和した持続可能な京都観光に向けた市バスの混雑対策を行うとのことである。この中に「主要バス停留所及び主要地下鉄駅での案内活動」という項目があり、京都駅前バスターミナルをはじめ、五条坂等の主要観光地の最寄りバス停留所及び地下鉄駅等に職員等を配置し、利用客へ市バス・地下鉄の利用案内や観光案内を行うとされている。これと同様の取組は前年度以前にも行われていたと推測され、京都駅前バスターミナル周辺の混雑緩和、観光客の安全確保のため、見直しを図りつつ継続して実施しているものと考えられる。

本事業の予算額は、令和 4 年度 16,885 千円、令和 5 年度 17,838 千円、令和 6 年度 31,766 千円となっており、決算額は令和 4 年度 16,885 千円、令和 5 年度 17,837 千円、令和 6 年度 31,766 千円で予算額と決算額はほぼ同額となっている。

4.3 監査結果

(1) 合規性

根拠法令等はないものの、担当部局にヒアリングした結果、委託契約に基づき事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

交通局からの回答によれば、本事業に関する効果測定は行われておらず、効率性の判断はできない。本事業の予算額及び決算額は増加傾向にあることから、利用者に対するアンケート調査や混雑の緩和を数値化するような指標によって効果測定を行い、その結果を本事業の継続の妥当性の判断やより適切な取組とするための見直しのために用いるべきである。

(3) 有効性

多くの系統が集中する京都駅前バスターミナルに案内員を配置し、バスの行先及び乗り場の案内やバス待ち列の整列を行うことは、周辺の混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。

(4) 経済性

本事業は外部委託により実施しており、委託先は協力会である。また、委託事業者の選定

に当たっては、公募型プロポーザル方式により行っており、案内所や定期券発売所の運営業務等と一体で契約している。「令和7年度京都市交通事業経営評価 ―令和6年度事業―」において、「取組の実施状況等」の中で「定期券発売所窓口業務の体制見直しによる委託費の軽減」として経費削減策の一つとして挙げられていることから、本事業はコストを抑えつつ実施しており、特段の問題はない。

【意見】 適切な効果測定の実施

「京都駅前バスターミナル乗り場案内」事業は、京都駅前バスターミナルにおける混雑緩和と安全対策を目的とするものであるが、予算額及び決算額が増加傾向にあるにもかかわらず効果測定が行われていないため、利用者に対するアンケート調査や混雑の緩和を数値化するような指標によって効果測定を行われたい。その結果を本事業の継続の妥当性の判断やより適切な取組とするために用いることが望ましい。

5. 観光特急バスの運行による混雑緩和

5.1 概要

No	観光特急バスの運行による混雑緩和		
1	事業目的	市バスの市民利用と観光利用の棲み分けを図ることを目的とする。	
2	事業概要	市民生活と観光の調和に向けた市バスの混雑対策として、改正された国の制度を全国で初めて活用し、京都駅と東山エリアの観光スポットを結ぶ「観光特急バス」の運行を新たに開始するもの。(令和6年6月運行開始)	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	22,790千円	19,778千円
	うち、目的税の額	宿泊税 11,395千円	宿泊税 9,889千円
	令和5年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市乗合自動車旅客運賃条例（第7条） 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（第2条）	
5	効果測定の有無	「観光特急バス」の運行による効果の検証結果(R7.1.17報道発表)	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	上記4の規定を確認するとともに、ヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	上記5の検証結果により、並行するシステムの混雑緩和、利用客の満足度などにおいて一定の効果が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	観光特急バスの運行は、市民利用と観光利用の棲み分けを行うことにより、市民と観光客の双方の満足度向上につながるため、目的に合っている。	
11	経済性	観光特急バスの運賃(500円)は通常の市バスより高いものの、上記5の検証結果によると利用者には受け入れられている。また、限られた人的資源で実施しつつ効果を上げており、経済性に問題はない。	

5.2 補足説明

京都市では、通勤や通学、買い物などの市民利用を守りつつ、観光客のニーズにも応える路線・ダイヤ編成を進める一環として、令和6年6月実施の市バス新ダイヤにおいて、改正

された国の制度を全国で初めて活用し、京都駅と東山エリアの観光スポットを結ぶ「観光特急バス」の運行を新たに開始した。このバスは一般系統とは異なる運賃を適用し、観光利用に便利なサービスを提供することで、市民利用の路線の混雑緩和を図ろうとするものである。

観光特急バスは、清水寺・祇園・銀閣寺ライン [EX100] と清水寺ライン [EX101] の2系統である。運行系統を2系統とし、停車停留所を観光地の最寄りに限定することで速達性を向上させている。運行は土曜・休日ダイヤで48便/日を設定している。運賃は大人500円で、現金やICカード (PiTaPa、ICOCA、Suica など) に加え、地下鉄・バス1日券や京都修学旅行1 day チケットも利用可能である。なお、定期券、回数券、敬老乗車証、福祉乗車証は対象外となっている。

観光特急バスの路線図



(京都市交通局『「観光特急バス」の運行による効果の検証結果』)

本事業に関しては、効果の検証のため実施した調査の概要と結果の概要が令和7年1月17日付で公表されている。

これによると、調査は以下の6項目について実施したとされる。

①観光特急バス及びこれと並行する区間を運行する系統 (206号系統、5号系統等) の旅客

数を計測した。

②観光特急バス及びこれと並行する系統が、各停留所に到着するまでに要した運行時分を確認した。

③観光特急バスの旅客流動調査を実施し、利用客の乗車・降車停留所や運賃の支払い手段などを確認した。

④観光特急バスと並行する 206 号系統が停車し、生活利用と観光利用が重なる京都駅前D2 のりばで、バス待ち列の最後尾の利用客がバスに乗車するまでの時間と利用客が持つ大型手荷物の数を午前中で 10 分おきに確認した。

⑤京都駅方面へ帰る利用客がバスに乗車できない状況があることから、観光特急バスと並行する系統が停車する、観光地から京都駅前方面に向かう方向の途中停留所（清水道・東山七条）において、バスの出発後、どの程度の利用客がバスを待っているのかを確認した。

⑥利用客への WEB アンケートにより、観光特急バス及び並行する系統の待ち時間や車内の混雑度、観光特急バスの評価などについて満足度調査を実施した。



(京都市交通局 HP)

そして、以下のような検証結果が得られた。

①利用客全体の約 50%が IC カードでの乗車であり、現金での利用を合わせると全体の 3 分の 2 を占めている。また、居住地とのクロス集計においても、市内、市外、国外を問わず IC カードでの利用が高い割合を占めており、運賃 500 円の設定は利用者に受け入れられていると推察される。

②平均すると、EX100号系統は、「ゆき」では5～12分の遅れが生じ、「かえり」は概ねダイヤどおりに運行しているが、「ゆき」での遅れにより、時刻表からは遅れた状態で運行している。EX101号系統は、「ゆき」も「かえり」も概ねダイヤどおりに運行している。また、並行する系統と比べて、EX100号系統が2～12分、EX101号系統が3～7分の速達性が認められる。

③利用状況を見ると、京都駅前から観光地に向かう「ゆき」が70%以上、反対に観光地から京都駅前に向かう「かえり」が4分の1程度にとどまっていることから、「かえり」の場面での利用拡大を図る必要がある。また、EX100号系統とEX101号系統を比較すると、運行時間帯や運行区間が異なることもあって、1便当たりの旅客数に差が見られることから、全体として利用の底上げを図る工夫が必要である。さらに「地下鉄・バス1日券」の販売強化や、京都を訪れる旅行者への旅マエや旅ナカでの一層のPRを通じ、利用拡大につなげていくことも重要である。

④観光特急バスは、運行開始当初は2,200人程度/日であったが、ピークの11月には3,000人/日に迫る利用があり、最も多い日では4,000人/日近くの利用客が乗車するなど、利用状況は堅調に推移している。観光特急バスの運行によって、並行する系統の混雑緩和に寄与しているものと推測できる。

さらに、効果検証結果を踏まえ、「観光特急バス」について、よりその効果を高めるため、以下の取組を進めるとしている。

①ダイヤ上の運行時分を見直す。

②混雑緩和に一定の効果が見られたことから、平日や他の路線での運行も検討したいが、現在、「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出せざるを得ないほど深刻な担い手不足にあることから、当面は、現在の運行を維持できるよう努める。

③限られた輸送力の効果的な配分の観点から、EX100号、EX101号系統の運行パターンの見直しを検討する。

④さらなる利用促進に向けて、「観光特急バス」の周知、「地下鉄・バス1日券」の販売強化に努める。

以上のとおり、本事業については、詳細な調査とそれに基づく事業効果の検証が行われ、さらにはそれを踏まえた今後の取組方針をまとめるなど、詳細な効果測定が行われている。調査項目も多岐にわたっており、分析も詳細なものであるなど、新規事業に対する効果測定としては必要十分であると評価できる。

5.3 監査結果

(1) 合規性

関連規定を確認するとともに、担当部局にヒアリングした結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。

(2) 効率性

京都市で「観光特急バス」の運行による効果の検証結果をまとめており、その中で、並行する系統の混雑緩和、利用客の満足度などにおいて一定の効果が認められている。

(3) 有効性

本事業は市民利用と観光利用の棲み分けを行うことにより、市民と観光客の双方の満足度向上につながるため、目的に合っている。

(4) 経済性

観光特急バスの運賃（500 円）は通常の市バスより高いものの、上記の検証結果により、利用者には受け入れられており、また、限られた人的資源で実施しつつ効果を上げていることから、特段の問題はない。

第8 総括

1. 観光対策の理想像

監査の一環として、観光地の現状を学びに嵐山商店街の代表者に話を伺った。京都の代表的な観光地の一つである嵐山は、春と秋のシーズンは特に多くの観光客が押し寄せるため、かねてより観光公害が問題となってきた。京都市では嵐山独自の施策を行い、混雑緩和を図っている。また、嵐山商店街においては、独自に様々な観光対策を打ち出しており、その代表例が独自のごみ箱の設置である。圧縮型のごみ箱を商店街独自で設置し、ごみ対策を行っている。また、食べられる容器の導入を検討されており、ごみそのものが出ない取組が図られている。他には、大学と提携し学生ボランティアによる外国人観光客への対応も実施されている。いずれも行政だけでは実現が難しく、地域が積極的に関わることにより実現された施策である。

観光対策は、行政頼みだけにせず、地域も積極的に行い、観光客、行政、地域の三者がバランスを保つことが重要であり、これが理想像となる。他の地域でも同じようにやればよいというのは、言うのは簡単だが実現するのは非常に困難であり、このような地域の協力者が欠かせない存在である。それだけ地域の協力者の負担は大きいものになっているが、協力者の要請も含めて、行政が支える仕組みの確立が求められるのではないだろうか。

京都が日本の観光地のモデルとして世界に発信できるように、京都市には観光対策の分野においても優れた施策の活用を切に願う。

2. おわりに

監査では、効果の測定が適切に行われているかを主眼点の一つに置いた。観光に関する事業においては、事業の継続の判断をするにあたって、重要な事項であると考えたからである。測定が適切であるかもさることながら、指標そのものが適切であるかも着目すべきポイントではあるが、どの指標が特定の事業を測定するのに優れているかの判断するのはとても難しい。ましてや行政機関の中だけでその判断をするとどうしても狭い視野での判断になってしまう。指標の設定は広い視野をもって、場合によっては民間の力も使って、適切な測定が行われることを望む。

資料の閲覧に実地監査やヒアリングを通じて、担当事業所管課に従事されている方々が情熱的に事業に取り組まれている姿を垣間見た。監査結果においては、複数の指摘事項や意見を記載させていただいたが、いずれも批判的な内容ではなく、よりよくするための提言としてまとめている。少しでも取り組まれている方々の助けになればと考えている。

本監査において担当事業各所管課の方々には忙しくされている中、資料作成やヒアリングの対応をさせていただいた。また、監査事務局及びコンプライアンス推進室の方々にも監査の進行や報告書の文言確認等多くの労力を割いていただいた。この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

<指摘事項・意見一覧>

	指摘事項	意見
第3 京都市宿泊税	0	3
		宿泊税の用途に対する検証報告や広報の充実
		宿泊税の用途に対する選定・充当基準
		宿泊税の徴収方法
第4 産業観光局	2	2
5.2 京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業		事業成果の指標の整備
6.4 新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）	事業の結果と仕様書との乖離の見直し	
6.6 バーチャル京都館モデル実証事業	事業存続の再検討	
11.2 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援		評価資料の再検討
第5 文化市民局	0	7
1. 交響楽団運営		情報発信の強化について
3. 京都コンサートホール		女子トイレ増設及び自動販売機設置場所スペースについて
4. 京都マラソン		京都マラソンの開催ペースの検討
5. 動物園運営		京都市動物園出札改札案内業務に係る「日報」デジタル化移行について
6. 元離宮二条城		財源を確保するための料金の改定について
7. ロームシアター京都		ネーミングライツの消費税率の取り扱いについて
		賑わいスペース事業者からの納付金について
第6 都市計画局	0	2
2. 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化		効果測定の指標の見直し
5. 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）		工事の審査への対応強化

第7 交通局	0	3
1. 京都への修学旅行の誘致促進		適切な効果測定の実施
3. 観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策		適切な効果測定の実施
4. 京都駅前バスターミナル乗り場案内		適切な効果測定の実施